

制確立への搖籃期であつた。經濟新體制問題を中心として過去一ケ年の歩みをふり返つてみやう。

澎湃として盛り上る所謂、新體制運動の波に乗つて近衛内閣が登場して以來、經濟界に於ても經濟新體制の問題が大きくこり上げられた。即ち昭和十五年八月一日近衛内閣は基本國策を聲明し左の如く冒頭に述べてゐるのである。

世界は今や歴史的一大轉機に際會し數個の國家群の生成發展を基調とする新なる政治經濟文化の創成を見んまし皇國また有史以來の大試鍊に直面す。この秋に當り眞に聖國の大精神に基く皇國の國是を完遂せんませば右世界史的發展の必然的動向を把握して庶政百般に互り速かに根本的刷新を加へ、萬難を排して國防國家體制に邁進するこゝをもつて刻下喫緊の要務とす。

かうした意圖を盛り上げて企劃院により經濟新體制案が作り上げられたのであるがその骨子は大要次の如きものであつた。

一、根本方針—私益追求が結果において公益と一致するこの從來の經濟理念を拋棄して、高度國防國家體制確立の目的達成のため、公益優先の經濟理念を確立し生産國家體制の完成を期す。

一、經濟團體の再編成—從來の同業團體が同業の利益擁護の目的のために結成されてゐるものを、國家目的本位の同業團體に編成替へして同業團體首腦をして各個

別企業の監督ならびに運営の方面を指示せしむるこゝとし、同業團體には政府と表裏一體關係にある大政翼賛會と密接なる連絡をもたしめるこゝ。

一、産業の經營方針—單位企業における經營は現行の戰時經濟統制により實質的にはすでに資本と分離されて少數者により企業が運行されてゐるが、その經營方針はなほ利益追求から完全に脱却してゐない。よつてこれを國家的目的に即した經營方針とするため企業經營の責任者の選任について特別の考慮をなす。

この原案は自由主義的な經濟理念に立脚する全經濟人に大きな衝撃を與へた事は云ふまでもない。まづ企劃院原案では生産力擴充を圓滑ならしめなさいとして原案を骨抜きにする經濟閣僚懇談會案が出来た。これは財界ならびに舊政黨出身の閣僚が財界または議會局方面の現状維持的な意見と云ふものを背景にしてやり得たものであつた。これに對し陸海軍は十一月二十九日に重大な政府への申入れをなし殊に東條陸相は三十日の大阪での財政人との懇談會で「徒らに新秩序に抗するが如きものありますればその反省を求むるの要ありと力説した。しかるに懇談會案は十二月二日に作成されてしまひ、政府はこの懇談會案を參議ならびに翼賛會常任總務に發送して意見を求めた。ところが四日軍部、企劃院方面からの猛烈な反對の烽火が揚つて來た。それは懇談會案の底を流れるものは自由經濟の思潮で、これ

では經濟新體制は到底確立出來ぬといふのである。

軍部や企劃院方面の反撃は強烈に奏功し、經濟閣僚の意見が動搖して來た。五日の參議會は懇談會案に賛意を表したが、同日の翼賛會常任總務會は企劃院原案を指示し、懇談會案は國民の期待を裏切るものなりとその反省を要求した。そこで秋田拓相あたりが奔走して六日妥協的な再修正案がましまり、七日閣議で決定發表された。即ち左の通りである。

經濟新體制確立要綱

△第一、基本方針

日滿支を一貫し大東亞を抱擁して自給自足の共榮圈を確立しその圈内における資源に基きて國防經濟の自主性を確保し官民協力のもとに重要産業を中心として綜合的計畫經濟を遂行し、以て時局の緊急に對處し、國防國家體制的完成に資しよつて軍備の充實、國民生活の安定、國民經濟の恒久的繁榮を圖らんす。而してこれがためには

(一) 企業體制を確立し資本、經營、勞務の有機的一體たる企業をして、國家綜合計畫のもとに國民經濟の構成部分として、企業擔當者の創意と責任とにおいて自主的經營に任せしめ、その最高能率の發揮によつて生産力を増強せしめる。

△第二、企業體制

企業體制を確立し各個の企業をして國家目的に従ひ、その創意と責任とにおいてこれを經營せしめ、生産の確保増強を期す。

(一) 企業は民營を本位とし國營および國策會社における經營は特別の必要がある場合に限る。
(二) 企業はその性質により一定の基準に従ひこれが設立等につき必要に應じ制限を加ふ。
(三) 企業はその性質により一定の基準に従ひ生産計畫を技術的見地より見てこれを分離結合せしめるこゝを得。
(四) 中小工業はこれを維持育成す。但しその維持困難なる場合に於ては自主的に整理統合せしめ且その圓滑なる轉移を助成す。

(五) 企業は國家的生産増強に歸結せしめ、又その恒久的發展を遂げしむるため適當なる指導統制を加ふ。

(イ) 主要物資の價格を公定するに當りては中庸生産を基礎として適正利潤を計算す。

(ロ) 國民經濟の秩序保持に障礙ある投機的利潤および獨占的利潤の發生を防止するに共に適正なる企業利潤を認め特に國家生産の増強に寄與したるものに對してはその利潤の増加を認む。

(ハ) 企業利益の分配に當りては適當なる制限を加ふるもその超過分は公債その他を以て留保し一定條件に従ひ一定期間後において處分するの途を開く。

(ニ) 發明發見により國家生産の増強したるものに對しては特別なる報償の途を講ず。

(ホ) 技術はこれを公開するの途を開きその優秀なるものに對しては適當の報償の途を與へ以てその進歩を促進し。

(ヘ) 企業の設備更新を容易ならしめその他企業の基礎を鞏固ならしむるため償却を強化す。

(ト) 企業の國家的生産増強に對する寄與に應じ重點的にその擴充發展を助成す。

(六) 農業水産業經營の企業體制については別にこれを考慮す。

△第三、經濟團體

(一) 經濟團體組織

(イ) 重要産業部門については企業および組合を單位とし同一業種に屬する業者又は同一物資に關する業者を網羅する。業種別又は物資別經濟團體を組織する。その基本條件左の如し。

(1) 經濟團體はこれを特殊法人とす

(2) 經濟團體は業者の推薦に基き政府の認可する理事者指導の下にこれを運営す。

(ロ) その他の産業は前項に準じ必要に應じ業種別又は地域別系統團體に組織す。

(ハ) 外地の企業は外地各地域において前各項に準じそれ〴〵經濟團體を組織す。而して内地との一元的統制を特に必要とするものについては全國的統制につき適當なる措置を講ず。經濟團體を組織するにつき特に留意すべき事項左の如し。

(1) 經濟團體の編成については重要なるものより逐次必要の順序によりこれを組織す

(2) 軍事上特に必要ある企業については別途にこれを考慮す。

(3) 全産業を統轄する最高經濟團體は必要ありと認めたまきにおいてこれを設置す。

(二) 經濟團體の職能

(イ) 重要産業經濟團體の職能左の如し。

(1) 政府の協力機關として重要政策の立案に對し政府に協力するに共に實施計畫の立案及びその計畫實行の責に任じ必要ある場合においては政府に意見を具申す。

(2) 前項の計畫實行につき下部經濟團體及び所屬企業の指導に任ず。

(3) 必要に應じ生産配給案經營の實績調査をなすに共に生産品の品質企畫の検査の衝に當り下部經濟團體を監督す。

(4) 共同計算その他の方法により犠牲事業等に對し補助の實を擧げ産業の發展に資す。

(5) その他の團體の職能も右に準ず

△第四、政府の監督及び大政翼賛會の關係

(イ) 政府は經濟團體を指導監督す。經濟團體の整備に伴ひ、その運営は、これを出來得る限り自重的ならしめ指導監督は大綱に止む。

(ロ) 政府は經濟團體の組織發達を圖るため大政翼賛會を協力す。

△農林水産業に關する關係團體組織については別にこれを考慮す。

この採みに採んだ經濟新體制確立要綱の決定された十二月七日、經濟閣僚懇談會にさきだち財界代表伍堂卓雄、井坂孝、官島清次郎三氏は近衛首相に、經濟新體制に關する

財界の總意を盛つた七團體連名の意見書を手交した。七團體といふのは日本經濟聯盟會、日本工業俱樂部、日本實業協會、日本實業組合聯合會、工業組合中央會、全國産業團體聯合會、全國金融協議會である。その意見書の要旨は次の如くであつた。

△第一、經濟機構を安定し國防國家建設に邁進すべきこと

△第二、國家目的に合致する範圍に於て利潤思想を是認すること

△第三、統制は企業を動搖せしめざること

△第四、新體制の目標

一、新體制の目標は低物價政策の堅持と生産効率の増進に置き、各單位企業は相互の競争による進歩發展を促進しあくまで生産効率の増進を誘導し、企業の自主性個人の活動性を尊重しつゝ、全體的即ち總力の發揮を實現するを眼目とし、企業が利潤追求のみを目的とするものにあらざるを認むること同時に、正當なる利潤を認め、次の要點に注意するを要す。

(イ) 今日企業の發達は縦の連絡と横の連絡によりてなれるものなり、しかるに素りに多角企業を分離綜合し、或は一業一社主義によるが如きは、企業組織を破壊し生産を減退せしむるの虞あるが故に企業統制においては最も慎重なる考慮を要す。

(ロ) 企業の所有と經營とは、原則として不可分たるべ

きこと、従つて會社企業にありては重役の選任その他株主總會の決議によらしめ、たゞその企業が國家目的に副はざる場合、重役を適當なる機關の議により否認するを得ること。

(ハ)各單位企業の維持發展にその經營者および従業員の生活および幸福の保證は、原則としてその企業の危険および負擔において行はしむること。

(ニ)利潤の適正に利潤分配の適正はこれを混同すべからず、從來のいはゆる自由經濟時代のごとく無制限なる利益配當はこれを避け、企業の基礎の堅實將來の發展を念じて適當なる利益處分をなすこと。

(ホ)會社經理統制令の如き、わが國の經濟發展を今日までに導きたる企業精神を無視し、企業従事員をして全く前途の光明を失はしむるが如き行過ぎたる干渉をなさるること。

(ヘ)國家による報償制度は不必要にして、報償は企業自らこれをなすべく企業助成は國家別にこれをなすべし。

一、自治的中樞機關を設け政府と協力して國家の綜合的經濟計畫の研究ならびに産業相互間の連絡調整の任に當らしむることを要す。

さて前記の如く正式に決定された經濟新體制要綱が如何に修正されてゐるかをみよう。

△報償制度は資本と經營の分離を前提とするものとして財界の反對に遭ひ、それに關する項は削つて企業體制のころへ表現を緩和して入れた。しかし國家生産力の増加に對しては利潤の増加を認めるか、發明、發見優秀な技術に對する獎勵の途を講じたころは原案の精神は一應生きてゐる。たゞ配當調整準備積立金の條項の右は全然削られてゐる。

△原案は經營と勤勞のみ重視し資本を輕視する傾向があるとして、第一基本方針の中に資本、經營、勞務の有機的一體たる企業といふ言葉を加へてゐる點は財界の意向を取り入れたものである。一方では綜合的計畫經濟の遂行を明記して閣僚會議で經濟計畫と上下顛倒してゐるところを再修正して革新的主張を取り入れてゐる。

△指導者原理については財界は一致して反對し、原案では企業經營の公共性を確立し經營擔當者に公的生活を與へその任免にも制限を加へるにあつたものを、基本方針のころで「企業擔當者の創意と責任とにおいて自主的經營に任せしめ」を軽く扱ふことになつた。

△中小企業については原案は、生産の高度化を目標として出来るだけこれを整理再編成するといふ建前をこつてゐるが、決定案では中小企業は可及的に維持育成するといふ風に改つてゐる。

△經濟團體については、原案ではこれを公共特殊法人とし

指導者に統率された指導者組織にしてゐるが、閣僚懇談會では業者の推薦に基き政府の認可する理事者中心組織と改められ、これがさらに再修正されて理事者指導の下に運營する組織となつた。

△原案にあつた各種組合法を廢止し、經濟組織法を制定するといふ條項も削られてゐるが、これは實際上この通りになるであらう。

かくて指導者原理の點も、資本と經營の分離の點も双方の方法を折衷して相當ぼんやりして來てゐる。

經濟新體制確立要綱の具體的な現れとして十六年七月三日の總動員審議會で重要産業團體に關する勅令案要綱を決定した。國防情勢の變轉に對處して國內經濟體制を根本的に改革整備し國民經濟の總力を最高度に發揮せしめるための基本的立法であつて近く正式に公布實施される。

この産業團體令は産業別に統制會を設立し「國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむるため當該産業の綜合的統制運營を圖りかつ當該産業に關する國策の立案及び遂行に協力することを目的」としてゐる。即ち官僚統制でも自治統制でもない所謂指導經濟といふべきものを實行するため官民協力機關であり、當該産業の綜合的運營機關として有機的統制機能を果し、指導者原理に基づいて最も敏速に國家目的を貫徹する事にある。如何なる産業について統制會設立するかは主務大臣が閣令を以て定めるが商工省では

實質本位で臨み鐵鋼、石炭、化學製品、セメント、機械、非鐵金屬、貿易等を考慮してをりこの外農林省關係では食料品工業、厚生省關係では醫藥品、遞信省關係では造船、鐵道省關係では陸上輸送が豫定され各統制會の設立は急進展を見る事にならう。問題の統制會會長の權限は統制會における唯一人の指導者であり、單に統制會の役員を解任し得るばかりでなく、その會員たる各企業の運營者を解任する權能がある。即ち民間會社の役員は統制會會長に對抗する事は出来ない。その上、統制會の運營には多數決制度を採つてゐる。この大きい權限を持つ統制會會長の選任は經濟新體制確立要綱による「業者の推薦に基き政府が認可する」とことになつてゐるが今度の勅令案により「會長は銓衡委員の推薦したるものにして主務大臣の認可したる者を以てこれに充つること」となり官選色が濃くなつた。しかもこの統制會會長は主務大臣が解任する事が出来るのだから指導者原理の本源は明白に政府に歸し統制會を通じて政府はどんな事でもやれる事となり官治統制を行ふ法的根據が備つたわけである。

經濟新體制確立要綱に引續き十六年七月十一日には「財政金融基本方針要綱」が決定發表された。これは「經濟新體制確立要綱」が經濟産業界の國防國家的再編成方針を指示するの裏の關係に立ち財政金融の國防國家的編成替を詳細に規定したものであつて、同基本方針の根本的趣旨

は

一、國家の經濟力を資金に表現し判断する方途を得るため國家資金に關する計畫を樹立する。即ち國家經濟力を資金に換算判断するため主として生産額に基づく國民所得を計算しこれに基づき全般的資金計畫を樹立、行政、産業並びに國民生活に必要な資金の明確なる分配の決定を行ひ、所謂、國家全般の資金計畫を設定する。

二、財政と國民經濟生活の關係を具體的に把握すること、が総合的計畫經濟には必要であるので豫算の組立て施行に對し全般的變更を行ひ財政活動を敏活化する。共に戰時經濟下に於ける財政政策の推進的性格に鑑み財政政策の能効的活用を積極化する。従つて從來、財政政策にみられた退姿的性質を極力除去する。

三、戰時における國防生産力を發展するためには特に長期資金の圓滑且つ敏速なる調達が必要であるため金融部に對し、かゝる觀點を中心として整備調整を行ひ從來の商業金融的色彩を多分に有してゐた金融機關の活動を是正し、これが制度の秩序に改善を加へ、更に戰時下における生産力擴充の絶対必要性と金融の關係からして國家が積極的に必要企業の建設に乗り出すと共に國家信用寄與に關する施策を積極的に行ふものであり、これがため同基本方策は

一、國家資金動員に關する計畫
 一、財政政策の改革
 一、金融政策の改革

の三段に別ち、各部門に對し詳細なる方針を定めたのである。

而して同基本方策要綱の作成に當つては過去の経緯にかかはることなく現實の諸情勢に鑑み、財政並に金融政策が事變以來、主として應急措置的政策に終始して來たが既に事變によつて財政政策が擴大し、これによつて國民經濟生活が規律を與へられ同時に生産力擴充が至上命令となつた今日、國際危局が長期に亘るもののみみられるに際していよいよ財政金融の基礎を固くし經濟活動そのものを活潑化し且つ民間の絶対的協力を得ることを目的とし原案の作成に努め、いやしくも革新のための革新にわたるが如きことはこれを全く避け現實の必要に即し東亞共榮圏の確立を念頭として原案を決定するに至つたものである。

財政金融基本方策

第一、方針

戰時諸國策遂行の經濟的基礎を強化確立し高度國防國家體制の完成を促進するため財政金融に關し、所要の改革を行ひ、國家資金力を計畫的に動員配分すること共に、資金運用の方針機構及び方法を改善し、綜合計畫經濟の圓

滑なる運営の下に國家經濟力の最高度の發揮を期す。

第二、要領

一、國家資金動員に關する計畫

一、國民經濟の總生産額、その他を総合的に勘案して、國家資金を概定し、これを國家目的に従ひて財政、産業及び國民消費の三者に合理的に配分すべき國家資金動員計畫を設定す。

二、國民貯蓄計畫は右國家資金動員計畫に基きて樹立するものとする。

三、國家資金動員計畫は毎年度これを定む、なほ將來數ヶ年度に亘りてもこれを概定するものとする。

二、財政政策の改革

一、會計制度の改革

財政の運用を合理化し、計畫經濟運営との關係を明確且緊密ならしむる如く左記各項により會計制度を改革す。

(イ) 現在一般會計が性質の全く異なる各種の支出を包含し、従つて計畫經濟運営との關係を明確にし得ざるに顧み、支出の性質が一般的經費なるか、資産を構成する經費なるか等その性質に従ひて經理の調整を工夫すること。

(ロ) 特別會計に附ても上記の趣旨に従ひ必要なる整理を行ふこと。

三、税制の改革

租税は財政資金の所要に應じ必要なる収入を確保するも

(ハ) 豫算の形式に改善を加へて一層理解し易きものたらしむること共に國家が事態の必要に應じて敏活に行動し得るやう弾力性ある豫算の編成をなすこと。

(ニ) その他時勢の變遷に即應しまた戰時の必要に應ずるため現行會計制度全般に附再検討を加へ必要なる改善を行ふこと。

二、豫算編成方法の改革

歳出豫算は資金、物資關係を見合せて、先づ其の總額を概定し、重點主義により政府の最高方針に則りこれを編成す。これがためには特に左記事項を實行す。

(イ) 毎年度豫算の編成に附しては豫め行政各部の首腦者相協力して政府の實行すべき重要國策を先議測定すること。

(ロ) 重要國策費その他の經費が財政資金に關する計畫に基く歳出の總額を超過することなからしむるため行政各部は毎年度概定經費につき徹底的に検討整理を行ふこと。

歳入は歳出の性質に照應してその財源を按配し公債財源によるものは歳出の性質がこれを許容するものに限るものとする。なほ租税及公債以外の方法による歳入増加に關し所要の措置を講ず。

のし、計畫經濟運営との關係を稽へ、一層合理的なる税制を設定す。これに關し特に重要な所左の如し。

- (イ) 國民各階各層が負擔を分擔する如く税種の施設及び改廢をなし又税率を改定すること。
- (ロ) 時局下必要なる生産の助長、消費の規正、貯蓄の増強、購買力の吸収その他諸政策の遂行に資する如く租税政策を活用すること。
- (ハ) 財政資金の所要に應じ毎年度租税を増減する方針を採ること。

四、公債の發行及消化の計畫化

公債は公債財源によるべき限度を定め、てその發行豫定額を規正し、これが發行及消化に關しては金融統制と見合せてこれを計畫化し、且つ公債整理に關する合理的なる措置を講ず。

- (イ) 單純なる歳入補填公債はこれを發行せざることを。
- (ロ) 具體的なる公債消化計畫及びその實行方策を設定すること。

五、地方財政の改革

地方財政に關しても國家財政の改革に即應し、全國民經濟運営の見地よりこれを統制するに共に地方的特色を發揮せしめ、地方民力の強弱の差で補正して、全國的に冗費を節約し、且つ中央よりの委任事務または中央と協力

する事業の財源等に關して必要な調整を行ふ。

三、金融政策の改革

一、産業資金の計畫化
國家經濟力が最高効率を發揮する如く生産、物資、勞力の狀況等を見合せて、民間産業及び外國投資のため資用すべき資金總量を規正し且つその配分を定め産業資金を計畫化す。

二、金融制度の改革

金融は國家資金に關する計畫に基き計畫經濟の運営を確保するため資金が公債消化及び物資、動力、勞力の確保を可能ならしむることを主眼として流通するが如く、公益的に且つ統一的行はるべきものとす。

(イ) 日本銀行の機能整備

政府の金融統制の實施に關する機關たる機能を一層整備充實し各金融機關との資金上の關係を緊密にし金融の情勢に應じ金融資金を能動的に引上げまたは放り出し具體的に金融を調整する機能を擴充す。

(ロ) 金融機關に對する統制の強化

金融機關の投資、融資及び回收を政府の金融統制の方針に即應せしむるが如き機構を整備し日本銀行との資金的關係を緊密ならしむるに共に同業連帶の精神を一層昂揚せしめ共同の投資融資の方法を活用せしむ。金融機關に對する監督に關しては、金融機關が計畫經

濟の運営上擔當する責任を果せるや否やを監査することとに努むるものとす。

(ハ) 金融機關の組織化

金融機關をして日本銀行を中核として組織體を結成せしめ、政府指導の下に同業連帶一體的にその機能を發揮し、金融統制の實施に協力し且つ金融と産業との連絡の緊密を圖らしむ。

右組織體は原則として日本銀行及び各種業態別團體を以て構成し全國的統轄團體とす。なほ要すれば各種金融機關を包含する地域團體を設く。

(ニ) 金融機關の整理統合

金融機關の組織化と相俟つて無用の競争を根絶し、經營を合理化し、金融資金原價の低下を圖る。なほこれに伴ひ、要すれば新なる機關の設置を考慮すること、もに特殊銀行及び金融業務を營む特殊會社についても所要の整備を行ふ。

(ホ) 金融資金の蒐集及び運用に關する措置各金融機關の經營は政府の金融統制の方向に添ひて、自らの責任に於て行はるべきこととこれと相俟つて、金融統制の圓滑なる遂行に資するため、必要を生じたる場合に於ては金融資金の蒐集及びその拂戻の責任につき國家の信用を參與せしめ、また投資遊資につき國家の信用に於て保證、または債權の肩替りをなす途を開き、そ

の回収性を補強する等の方策を講ず。

(ヘ) 金融の各種系統間の調和

一般金融機關系統、組合系統、その他の各種の系統の金融機關相互間の連携を緊密ならしめ、各系統の金融が同一の指導方針に沿ひて調和して行はれ、金融市場を一體として金融統制の實を擧ぐる如く措置す。

(ト) 政府資金及び政府關係資金運用の統一預金部、簡易保險、特定の社會保險、政府關係共濟組合等に樂積せらる、資金は全金融統制と一體的關係に於て統一的に運用するものとす。

三、有價證券取引機構の合理化

有價證券の價格の適正及び安定を圖り、また時局下必要なる有價證券の取引を圓滑ならしめ、以て産業資金の融通と國民貯蓄の保護に資するための措置を講ずること、もにその取引の方法及び機構を合理化す。なほ有價證券業者の業務に關する監督を一層嚴重にす。

四、企業資本の活用

企業をして努めて資産の償却及び利益の内部保留をなさしめ、以て自己金融能力を増加すること、もに企業の經營を合理化し、人的物的資源の効率を一層發揮せしめ、又企業に屬する剩餘資金の集約を圖るため企業に對する資金統制を強化す。生産擴充等國策上必要な企業資金の調達を圓滑ならしむるための措置を講ずること、もに、企

業中遊休設備を生じたる場合において國家的見地においてこれが資金化を必要と認むるべきは、國家においてこれに信用を供與し、または設備の有無相通の斡旋を行ひ要すれば國家管理的措置を講ずる等攻究をなすものとす。

五、企業設備に對する國家の資本的援助

國家の要請に基き設備を新設擴張する場合、要すれば國家において企業に對し出資、若くは信用の供與を爲しまたは國家において直接建設を爲し、その經營を企業に委任する等の途を開く。

六、外國爲替政策の改革

外國爲替政策は外貨資金を活用し貿易政策と表裏一體をなし、皇國及び自存圏内の必需物資の獲得を確保することを目標とするに、もに國際決済における圓貨の地位を向上せしめ皇國對外經濟の伸張を圖るものとす。これに關し特に注意すべきもの左の如し。

- (イ) 爲替相場の變動の危険を必要に應じ國家において負擔處理する制度を確立すること。
 - (ロ) 諸外國との決済並に金融關係を圓滑ならしむる如き協定の締結に努むること。
 - (ハ) 毎年度貿易計畫を照應し國際收支計畫を定め、これが適當なる實施を圖ること。
- 七、滿支に對する投資の調整

滿洲及び支那の財政資金及び産業資金は努めて現地における蓄積資金によるべきも、當分はわが方よりこれを補給するの要あるを以てこれがため物資勞力の交流を相照合して國家資金に關する計畫に基き、一元的計畫的に必要なる金融を實施するものとすしこれがため必要なる措置を講ず。

四、行政機構の改革

本要綱の實施を圓滑ならしむるため所要の行政機構の改革又は運用の調整を行ふ。

(備考) 本要綱の實施は逐次速かに實行に移すこととし法令を要するものについてはその整備等に直ちに着手するものとす。

日本産業再編成の一翼として農業再編成の問題が大きくクローズアップされて來た。昭和十四年夏の南朝鮮及び西日本一帯に亘る稀有の旱害を契機とする食糧問題の重大化は戰時日本經濟の最大の強味だ。信じられた食糧の自給力が自然の氣まぐれな暴威に對してさへかくも脆弱な基礎の上に立つてゐたといふ確かに驚くべき自覺に到達させた。農業再編成の根本趣旨は實にこゝに存する。即ち日本經濟の現實に農業部面に要求しつゝ、あるものはまづ第一に右の食糧の増産自給化である。にも拘らず反面、農村は飛躍的に發展膨脹する工礦業部面へ勞働力を補給し続けねばならぬと言ふ別な要請の存する事も見逃せない。この相矛盾す

る二つの要請は農業の機械化によつて充分止揚し得る如く一般に言はれてゐるが機械化を阻止する根強い要因の存在することに眼を蔽つてはならない。農地制度の改正、小作料の引下げ等が併行的に考慮されねばならぬことは勿論であるが、機械化による反當收量の減少は外地農業への依存度の高度化を必要とし國內に於ける自給化策から滿支をも含めたブロック内に於ける自給化策に轉換せざるを得ない。かくて食糧の増産、工礦業部面への絶えざる勞力補給と言ふ二大要請は必然的に機械化と外地依存度の高度化を將來するわけだがこの外、國防上の要請が加はつて一定量の農業人口を保存する事が必要とされてゐる。わが農業再編成過程はこれにより一段と複雑化し困難性を増大してゐるのだ。農業再編成の一環としてこり上げられたのは農業團體の統合問題である。

農業團體といへば農會と産業組合が代表的二大團體とされてゐるがその他にも正體不明瞭のものは別として法規に基づく主要なるものだけを數へても農業關係三十三、畜産關係九、蠶糸業關係十三、馬事關係八、山林關係五、水産關係十六、合計八十四の多きに達してゐる。その他の農家小組合、地主組合、養蠶組合、養鶏組合、養豚組合、産馬組合等のごときものを挙げれば際限がない。農業團體の統合は農林行政機構の改革と表裏一體をなすものであるといはれてゐるが從來や、もすれば對立關係にあつた各局課

のもに、たゞ補助金といふ一本の絆によつてかくも多數の下請的團體がつながつてゐるのである。中央においても前述の如くザツと八十有餘ある。これらの末梢部分は結局するところ部落であり、農山漁家であり農山漁家の個々である。これらがいづれも十有餘乃至二十有餘の團體に關係してゐるのだ。この亂雑な農業團體もいま經濟新體制の一部門として取上げられた。農業新體制即ち農村漁業團體の整理統合である。統合案は昭和十三年頃から表面化し十五年には農政上の重大問題として取上げられ民間團體によつて多くの試案が作成された。農村更生協會案、帝國農會案、産業組合中央會案、全購聯案、全養聯案、中央畜産會案、全國山林會聯合案、大日本山林會、帝國森林會合同案、中央農林協議會案、昭和研究會案、中央物價統制協力會議案の十案が公表された。これに對し農林省では十五年十一月二十七日の農林計畫委員會に全委員會幹事試案を發表した。農林省原案は指導統制に主眼を置いたものであるが民間團體の衆知を集めて作成した中央農林協議會案は農業自治精神を基調としたもので官僚統制の強化を目指す農林省原案とは顯然たる差違が認められる。いまこの二案の主な相違点をこり上げてみる。

一、中央に各部門を統合する機關が缺如してゐること。
二、中農協案は五本建なるに比し、政府原案は三本建で水産および事業部門を中央農林漁業團體のなかに包攝して

- 三、林業團體を道府縣以下において獨立せしめたこと。
- 四、農業團體系統組織の基礎的組織を市町村團體までとしたること。
- 五、下部組織ならびにその運用方法が不明瞭なること。さくに事業部門と國策會社との關係、部落における組織問題は論争の重點となり相當激烈な折衝が繰り返へされた。ここに産業組合陣營が經濟事業部門の獨立化を主張したことは兩者の意見對立の中心をなした。農林省原案の農林漁業團體統制要綱は次の如きものである。

農林漁業團體統制要綱

△第一、基本方針

- 一、農林漁業團體本來の公益的性格を顯見して公益優先の根本理念に即應し高度國防新體制の一翼として職域奉公の具體的實踐組織を確立す。
- 二、國民經濟の一環たる農林漁業部門に於ける計畫經濟の貫徹を圖る爲め農山漁民の綜合的指導を強化し國土の綜合的利用開發を爲し以て生産力の高度發揮に依る食糧其の他重要産物の生産擴充及び供給確保の徹底を期す。
- 三、農林漁業生産力の發展を阻害する各種條件を除去し農

- 山漁民の創意及び能力の發揮を圖り以て農林漁業の向上發展の確保を期す。
- 四、農山漁民をして日本民族生成發展の源泉たるの自覺を促し日本農民精神の昂揚を期するに共に農山漁村をして健全なる人的資源の涵養基地たらしむ。
- 五、農林漁業と密接不可分の關係にある加工業者及び配給業者をして夫々之が事業分野に應じて職域奉公に遺憾なからしめ以て生産配給消費の各分野を一貫せる農林政策及び食糧政策の貫徹を期す。
- 六、敍上諸方針の實施に當りては東亞共榮圈を通ずる一貫せる計畫の下に彼此相提携し以て同圈内に於ける國防産業の自主性完成に協力せんことを期す。

△第二、農林漁業團體統制方策要領

一、基本方針

- (一) 團體の整理統合
 - (1) 別表一に掲ぐる農業、漁業、林業、畜産業、養蠶業及び茶業關係團體は總て之を一系統團體に統合す。但し林業及び漁業關係團體に關しては其の特殊性に基き道府縣以下に於て夫々特別の團體を組織せしむ。
 - (2) 馬事關係團體に關しては軍馬資源の確保整備を圖る爲め特別の馬事系統團體を組織せしむ。別表二に掲ぐる馬事關係團體は之を中央馬事團體に統合す。

- (3) 産業組合中央金庫は之を農林漁業の相互金融機關として農林漁業中央金庫に改組す。
- (4) 農林漁業關係の團體にして團體統制の目的に沿ひ之を前記(1)及び(2)の團體中に統合せしむるを適當とせざる事情あるものは特殊團體として之を考慮す。
- (5) 前記(1)乃至(4)に該當せざる農林漁業團體は團體統制の範圍外に置くこととするも團體統制の趣旨に照し存置の要なきものは之を解消せしむ。

(二) 團體の構成

(1) 中央農林漁業團體

- (イ) 中央農林漁業團體は道府縣農業團體、道府縣林業團體及び道府縣漁業團體を以て構成し當然加入の法人とす。
- (ロ) 中央農林漁業團體に總務部、金融部、經濟事業部、農業部、山林部、水産部、畜産部、蠶糸部、其の他必要なる所部を置く右の經濟事業部は其の機構を他の部の其れを區別し經濟事業遂行の機能發揮するに特に適切なるものと爲す。

(2) 農業團體

甲、道府縣團體

- (イ) 道府縣團體は市町村團體を以て構成し當然加入の法人とす。
- (ロ) 道府縣團體は原則として郡區域に支部を設置

するところを得るものとす。
支部の組織に付ては實情に即し適切なる機能の發揮を爲し得る様特に考慮す。

乙、市町村團體

- (イ) 市町村團體は農業團體系統組織の基礎組織とす。
- (ロ) 市町村團體は(一)部落團體(二)當該市町村に於ける農業者及び農業に直接關聯を有する者(例へば農地又は地元山林所有者)及び(三)農業經營に密接不可分なる關聯を有するもの(例へば商工業者、農業労働者)を以て構成す。
- (ハ) 市町村團體は當然加入の法人とす。但し(ロ)の(三)に屬する者は任意加入とす。
- (ニ) 右以外の市町村住民及び山林所有者は右團體に任意加入を爲し得るものとす。

丙、部落團體

- (イ) 部落團體は農林生産を基底とする經濟活動の協同的實踐單位とす。
- (ロ) 部落團體は(一)當該部落に於ける農業者及び農業に直接關聯を有する者(例へば農地又は地元山林所有者)及(二)農業經營に密接不可分なる關聯を有するもの(例へば商工業者、農業労働者)を以て構成し簡易なる法人組織のものたらし

む。

部落團體は自然加入す。

(3) 林業團體

(イ) 林業團體は林業組合、林業組合員に非ざる山林所有者を以て道府縣林業團體を組織し、森林經營の指導統制並に木材等の處理其他森林經營に伴ふ經濟事業を行ふ。

(ロ) 道府縣林業團體は法人とし原則として當然加入す。

(4) 漁業團體

(イ) 漁業團體は(一) 漁業者(特殊團體の構成員たる漁業者を除く)及(二) 漁業經營に密接不可分なる關聯を有する者(例へば商工業者、漁業労働者)を以て農業團體に準じ部落又は市町村、道府縣の地域別に系統團體を組織す。

(ロ) 部落又は市町村團體及び道府縣團體は何れも當然加入の法人す。但し(イ)の(二)に屬するものは任意加入す。

(5) 馬事團體

(イ) 馬事團體は農業團體に準じ道府縣及び中央の系統團體を組織し軍馬資源の確保整備を圖る。

(ロ) 道府縣馬事團體は道府縣内の馬の飼養者及び取引業者を以て組織す。

(ハ) 道府縣馬事團體は必要に應じ市町村農業團體と連繋して其の事業を行ふものす。

(6) 農林漁業中央金庫

(イ) 中央農林漁業團體の系統團體は凡て農林漁業中央金庫に加入し得るものす。

(三) 團體の職能及び事業

(1) 團體は政府の協力機關として重要政策の立案に對し政府に協力すると共に實施計畫の立案及び其の計畫實行の責に任じ且つ必要ある場合に於ては政府に意見を具申す。

(2) 中央農林漁業團體の系統團體は各段階のものを通じ指導、統制及び經濟に關する事業を綜合して行ふものす。

(3) (2)の事業は各段階に應じ適當之を區分するも概ね左の事業を行ふものす。

(イ) 農林漁業に關する企畫及び指導獎勵。

(ロ) 農林漁業の經營及び生産の確保強化に關する施設。

(ハ) 農林水産物の生産、集荷、貯藏及び配給の統制。

(ニ) 農林漁業用物資並に農山漁家の生活必需物資の貯藏、配給及び消費の統制。

(ホ) 農林水産物の集荷、販賣、加工、貯藏及び配

給の事業。

(ヘ) 農林漁業用物資並に農山漁家の生活必需物資の購買、貯藏及び配給の事業。

(ト) 農林漁業金融及び倉庫事業。

(チ) 農林漁業關係者の福利増進施設。

(リ) 農山漁村中堅人物及び本系統團體の要員等の養成及び訓練施設。

(ヌ) 農林漁業に關する調査、研究及び宣傳。

(ル) 其他目的達成上必要なる事業。

事業に付ては必要に應じ監督官廳の許可を受け員外統制及び員外利用を行ひ得るものす。

(4) 漁業團體の行ふ事業は同一地域に存する農業團體の行ふ事業との間に磨擦を避けしむる爲め、適當なる調整を加ふるものす。

(四) 團體の經理

團體の經費は團體員に對する賦課金、事業収入、財産収入、交付金等の外、出資制度を採り得るものす。

(五) 團體の監督其他

(1) 團體は政府の認可する理事者指導の下に之を運営す

(2) 政府は團體を指導監督す。

團體の整備に伴ひ其の運営は之を出來得る限り自主別

的ならしめ指導監督は大綱に止む。

(3) 政府は團體の組成發達を圖る爲め、大政翼賛會と協

力す。

二、特殊團體

(一) 團體の整理統合

(1) 別表三に掲ぐる團體は之を存置す。

(2) 別表四に掲ぐる團體は之を協同組合として改組整備す。

(二) 團體の構成

協同組合は同種又は異種の業者を以て地區別又は物資別に之を組織するこゝを得るものとし尙必要に應じ系統團體を組織するこゝを得るものす。

(三) 其他

協同組合の職能及び事業、經理、監督其他に付ては概ね基本團體に準ず。

三、各團體間の連絡統制組織

(一) 以上各團體間の連絡統制組織として必要に應じ特に密接なる部門間に連絡統制協議會を設く。

(二) 農林水産物及び同加工品の生産、配給、消費を中心とする事項に關する連絡統制に付ては(一)の機關に代へ中央團體の中に連絡統制委員會を設置するこゝを得るものす。

表一

(一) 農業關係團體

農會系統團體、產業組合系統團體、農事實行組合、農

- 家小組合、米穀統制組合、産業組合監査聯合會
- (二) 林業關係團體
 - 山林會系統團體
 - (三) 漁業關係團體
 - 水産會系統團體、漁業組合系統團體
 - (四) 畜産業關係團體
 - 畜産組合系統團體、中央畜産會、養鶏組合中央會、養鶏組合、養豚組合、養蜂組合、養兔組合、緬羊組合、酪農組合、有畜農業組合
 - (五) 蠶糸業關係團體
 - 養蠶業關係團體(蠶種業者、製糸業者(組合製糸を含む)生糸問屋及び生糸輸出業者に付ては別途組合組織を考慮す)養蠶實行組合
 - (六) 茶業關係團體
 - 茶業組合(茶再製業者、茶商及び茶輸出業者に付ては別途組合組織を考慮す)

- (二) 林業關係團體
 - 森林組合系統團體
 - (三) 漁業關係團體
 - 漁船保險組合
 - (四) 畜産及び馬事關係團體
 - 大日本製酪業組合、家畜保險組合、獸醫師會、牧野組合、裝蹄師會、日本競馬會、大日本騎道會
 - (五) 蠶糸業關係
 - 糸價安定施設組合

別表 四

- 協同組合として改組整備せらる、團體。
 - (一) 農業關係團體
 - 市街地信用組合其他特殊産業組合
 - (二) 漁業關係團體
 - 特殊漁業者又は特殊製造業者の水産組合
 - (三) 蠶糸業關係團體
 - 蠶糸業者、製糸業者(組合製糸を含む)及び生糸問屋の組織する蠶糸業組合、組合製糸及び乾繭組合、蠶糸共同施設組合
 - (四) 茶業關係團體
 - 茶再製業者及び茶商の組織する團體
 - (五) 前各號の外農林水産物(加工品を含む)に關する商工業者の組織する團體等

別表 二

- 馬事關係團體
 - 軍用保護馬鍛鍊中央會、帝國馬匹協會

別表 三

- 特殊團體として存置せらる、團體
 - (一) 農業關係團體
 - 耕地整理組合、負債整理團合、農業保險組合

附帶決議

- 一、新團體の整備強化と共に之に關係ある國策會社に付ても充分の考案を加へ適當に整理統合を圖り其の事業中新團體に移すを適當とするものは之を移し其他に付ては運営に於て新團體と一元的實績を擧げ得る様最善の考慮を加ふること。
- 二、郡の支部の組織に付ては特に左の趣旨の實現を圖ること。
 - (一) 支部長は當該區域内の市町村團體に於て選ぶこと
 - (二) 支部の組織運営に付ては從來の特殊性を尊重すること
- 三、農業保險案の保險事業は團體の整備強化と共に之を新團體に移し行くこと。

臨時閣議席上

農業新團體結成後眞に活動を開始するまでは各單位團體の合併に伴ふ債權債務の問題人的陣容の整備なご三年乃至四年の長期間を必要とする。その間、團體としての機能もいさほ低下する。この理由から法案提出を見合せる旨を言明、こゝにさしも

眞剣にかつ執拗に應酬された農業團體統合の問題も政治的には流産の形になつた。然し時局の重大性は反對になほ執拗に團體の統合整備を要望してやまないのである。

農林當局では農業團體法案不提出に代るべきものとしてさし當り既成團體の緊密なる連絡協力によつてさし難局に對應しようとし三月二十七日中農協理事に對し中央に協力機關を設置する根本方針を提示、次いで同三十一日中農協新體制委員會を招集、さきに立案を見た農林當局の原案の一部修正し、まづ第一に中心をなす「中央農家協力會」の結成を目指すことになつた。該案の基本方針は現下内外諸情勢の緊迫化に對處し多くに戰時食糧その他重要農林水産物増産確保の必要いよゝ緊切を加へ來るに鑑み相互に密接なる關係ある農林關係諸團體間の有機的連繫を固くしその綜合的活動の徹底を期すること、もに各々その職分に基き機能の擴充強化を圖り以て協心一體總力發揮により農林漁業及び食品工業の戰時運営に遺憾なからしむるため戰時農林漁業及び食品工業協力體制を整備せんとするものである。その組織に於ては農業、林業、水産業、食品工業、馬事の五部門に大別して協力體制を確立せんとするもので差當り農業部門のみ決定を見た。即ち中央に帝國農會、産業組合中央會、全國購買販賣組合聯合會、中央畜産會、全國養蠶業組合聯合會及び産業組合中央金庫を以て構成組織する「中央農業協力會」を置くものでこれが目的、事業その

他に關する要綱は次の如くである。

△目的 中央農業協力會は左に掲ぐる事項を行ふことを目的とする。

- (1) 農業の総合的指導運営及び發達を圖るため構成員の行ふ事業を指導統制すること。
- (2) 農業部門に於ける總意を代表し重要農業政策に關し政府に協力すること。

△事業 中央農業協力會はその目的を達するため左に掲ぐる事項の遂行につき指導的地位に立つものとする。

- (1) 農業増産その他農業に關する計畫、指導統制の連絡協調に關する事項。
- (2) 農家經濟の改善に關する計畫、指導の連絡協調に關する事項。

(3) 構成員に關する事業の分野の協定、その他事業上の調整に必要なる事項。

(4) その他必要なる事項。

△構成員の責務

(1) 構成員は中央農業協力會の決定に對しては各位その職分に應じてこれに協力するものとする。

(2) 構成員は中央農業協力會に於て決定したる事項についてはこれに則りその所屬系統團體及びその組織者たる農業者を統制し、系統的にその指導に任せしむるものとする。

△機關

(1) 中央農業協力會に會長副會長各一名、理事、評議員若干名を置く。會長及び副會長は理事會に於て選任し農林大臣の承認をうくるものとする。理事は構成員の代表者を以て充つ。但し必要ありと認むるときは農林大臣の承認をうけ構成員以外のものにより理事を選任する事を得。評議員は關係廳官吏參加團體の代表者及び農業に關する學識經驗あるもの、中より、理事會においてこれを推薦す。

(2) 理事會は中央農業協力會の會務執行に關する重要事項を審議決定す。評議員會は中央農業協力會の事業に關する重要事項につき會長の諮問に應ずるものとする。

(3) 中央農業協力會に職員若干名を置く。

△經費 中央農業協力會の經費は構成員の負擔金その他を以てこれに充つ。
本年六月二十二日バルカンを一蹴した獨逸は銳鋒を轉じ不可侵條約締結國たるソ聯と干戈を交へるに至り國際情勢は全く混沌たる状態に陥り我國は忽ちにして敵性國の包圍圈内にさらされ未曾有の國際危局に逢着するに至つた。米國の資産凍結令の實施、英國の通商航海條約の廢棄等が矢繼早に行はれ我が經濟界は今こそ東亞圈内に於ける自給自足を餘儀なくされてゐる。經濟界も所謂、新體制の波に乗つて急速度に再編成を強行、新情勢に對處する事とならう。

以上、經濟新體制問題を中心として最近一ケ年の日本經濟の動きを見たが更に財政、金融、物價、貿易、配給、中小産業、農業の各部門から經濟界の足跡を眺める事しよう。

財政

十五年度豫算は百五億五千萬圓といふ劃期的な膨大豫算であつた。この百五億五千萬圓の豫算のうち四十四億六千萬圓は臨時軍事費特別會計であつたから、一般會計は六十億九千七百萬圓であつた。さらに一般會計六十億九千七百萬圓は本豫算五十八億二千二百萬圓と追加豫算二億七千四百萬圓とから構成されてゐた。

この百五億豫算は先づ最初に平沼内閣の石渡藏相が編成に着手し、阿部内閣の青木藏相が一應纏めて議會に提出したのであるが、阿部内閣の挂冠のため、米内内閣の櫻内藏相がひきつぎ結局二億七千四百萬圓の追加豫算を計上して議會を通過せしめたのである。従つて昨年度の百五億豫算は三代の藏相の手によつて實現したといへる代物なのである。

當初十五年度豫算が百億を超える膨大豫算になる見透しが明かになるにも、多年懸案の中央地方を通ずる税制改革が必要となり、この税制改革案が先づ石渡藏相の手で立案されて青木藏相にひきつがれた。しかし青木藏相は、第二種所得の綜合課税問題で財界と妥協していはゆる選擇

課税制度を創設この修正改革案を櫻内藏相の手に移してやつ第七十五議會を通過するにいたつたのである。

この中央地方を通ずる税制改革案もまた三代の藏相をリレーしてやつ陽の目を見るにいたつたのであるが、しかしこの税制改革こそ十五年度におけるわが國財政の劃期的な出來事といはねばならない。

この税制改革の實質的影響については、すでに十五年度を通じて財界は十分痛感したところであるが、元來同改革案は十五年度において三億七千三百萬圓の一般會計純増収を所期してゐたのである。しかるに議會において修正された結果、十五年度の増収は三億一千萬圓となり、平年度(昭和二十七年)以降は四億四千四百萬圓の増収となるはずである。しかしこの三億一千萬圓の増収が如何に財界に重壓的な影響をおよぼすものであるかは十五年度の經驗によつて知悉し得たところであらう。

かくて中央地方を通ずる税制改革を土臺として十五年度の百五億豫算は成立したのであるが、しかしこの百五億豫算における一般會計歳出六十億九千七百萬圓の財源は租税(經常、臨時合計)は三十一億六千三百萬圓、公債金は十九億六百萬圓といふ割合になつてゐる。また臨時軍事費四十四億六千萬圓のうち三十六億七千三百萬圓は公債で賄はれたのである。かくて一般會計と臨時軍事費との公債發行豫定額は五十五億七千九百萬圓に達するのである。支那事變

勃發から十六年三月末日までの臨時軍事費は百六十四億の巨額に達するがそのうち百四十億三千七百萬圓が公債で賄はれてゐるのである。即ち支那事變に關する軍事費の八割五分五厘が公債で賄はれてきてゐるわけである。

上述の如く軍事費を調達する主要手段は公債發行であるが、しかもインフレの進展は是が非でも防遏せねばならぬ關係上、この公債の消化問題は逐年ますます重大化して來てゐるのである。

既述の如く十五年度豫算が百五億に上つたのは一つには支那事變の完遂の必要のためであり、二つには國際情勢の險惡化に對處するためであつた。換言すれば最近におけるわが國の豫算を規定してゐるものは、支那事變の進行如何に國際情勢との二要因であるといふことが出来る。

このことは十六年度豫算の編成についても同様にいひうるころである。では十六年度の豫算を規定する諸要因にはどんなものがあるかといへば(一)依然として支那事變の完遂(二)第二次歐戰の對處(三)三國同盟によつて展開した國際情勢に對應する必要(三)南方政策の發展(四)銃後施設問題等があるといへよう。

これまでの支那事變下の財政膨脹の跡を辿つて見て假にわが國が支那事變の完遂のみに専念するにしても、十六年度の豫算が前年度より相當程度に收縮するといふことはあり得ないことなのである。しかるに十六年度においては、

三國同盟による國際政局に對する準備の問題があり、さらに南方政策に對する萬全の財政的用意もまた必要なのである。

従つてこの點から考へても前年度より膨脹することには必至のこころなのである。かやうに支那事變の完遂および南方政策の展開を基因に軍需第一主義の觀點から豫算を編成するにせよ豫算の總計を前年度並に百億前後とすれば、その結果は民需を壓縮しなければならぬことになる。事實支那事變以來十五年度までの豫算編成は、軍需第一主義の下に叙上の如く民需の壓縮を建前に編成して來たのである。しかして從來の如く民需の收縮が可能であるならば、本年度の豫算もさほご困難ではないのである。事實支那事變下第五年度の戰時豫算の編成に當つては從來の如く民需壓縮に相當の困難があるばかりでなく、いはゆる民需關係の費目のうちでは、却つて増額のやむなきものさへ出て來る有様なのである。即ち、國民生活の確保の必要から削減出來ないばかりでなく増額を餘儀なくされるものもあるであらう。また生産擴充のためには軍需一本槍では進み得ないで、結局民需もある程度まで充足せねばならぬといふ事態も發生するであらう。從來の豫算編成が軍需第一義で民需の壓縮を強行してきてゐるだけに、今後における民需の壓縮にはあまり大きな期待はもち得ないのである。この點に十六年度豫算編成の第一の困難性があるといへよう。

だが、この困難性も歳入見積如何によつてはさしたる困難でもなくなるのである。しかし既に詳述したるが如く歳入の主要源泉は租稅收入と公債とである。いま十六年度の稅收入増額について見るに大藏省豫算省議の決定によれば十六年度の稅收入見積は三十六億二千六百萬圓である。従つて十五年度の豫算に比較するに四億五千二百萬圓の増加が見込まれてをり、これに印紙收入一億四千二百萬圓を加へると純稅收入は三十七億五千八百萬圓となり、昨十五年度より約五億圓程度の増收となる。さらに稅外收入において十六年度は十五年度より相當の増加が期待でき、十六年度の稅外收入は八億八千六百萬圓が見積られかくて稅收入と稅外收入とを加算すれば四十六億四千二百萬圓に達するのである。

かくて問題は十六年度豫算の膨脹が上述の如き稅收入および稅外收入の範圍内にこまれば十六年度豫算に關する限り大した問題は起らないといふことが出来るのである。十六年度豫算の閣議は去る十二月十日開催されたが、それによれば一般會計總額豫算は六十八億六千三百萬圓といふ巨額に達し、十五年度豫算より約八億圓近い膨脹を告げてゐる。いま各省別の歳出を掲げるに左の如し。

所管	經常部	臨時部	計
皇室	四・五	一	四・五
外務	二・三	四・六	七・〇

内務	三八二	二一四	五九七
大藏	一、三三〇	八〇四	二、一三五
陸軍	三三〇	一、〇五七	一、三八七
海軍	四六四	七七六	一、二四一
司法	五五	五	六一
文部	一八二	三一	二一三
農林	六九	一九五	二二八
商工	一〇	一八五	一九六
遞信	三六一	一〇五	四六六
拓務	三	七六	八〇
厚生	一〇〇	七九	一八〇
計	五、三二〇	三、五四三	六、八六三

十六年度一般會計豫算は上述の如く六十八億六千三百萬圓であるがこれに追加豫算を加へるに一般會計は七十九億九千五百萬圓に上り、更に臨時軍事費を見るに二一三月追加十分億圓、十六年四月一十七年一月の追加分四十八億八千萬圓と二回にわたる追加合計五十八億八千萬圓を加へて總計百三十八億七千五百萬圓の巨額となつた。この大豫算の中核はやはり九十一億三千萬圓の軍事費であるが、實にわが國歴史始まつて以來の未曾有の大豫算である。この大豫算を賄ふのは、若干の自然増收を一應除外すれば、いさほ普通財源の不足をいよ／＼巨額の公債發行に待たねばならないこととなる。昭和十六年度の公債發行豫定額は

一般會計、特別會計、臨時軍事費會計を合せて約七十五億七千五百萬圓で、さらに臨時軍事費追加豫算十億圓の財源たる九億九千七百萬圓の公債發行が四月以後になるから總發行豫定額は八十五億圓を超えることになる。こゝにおいて公債消化對策はきはめて重大なことを知るであらう。公債發行額および公債消化率を示す次の表で消化率の減退傾向が看取される。

發行額(百萬圓)	消化率	
昭和十三年	四、三五〇	八七・五%
同 十四年	五、二八一	八九・二%
同 十五年	六、六六七	七八・六%

そして、この結果は日銀背負込の増加となつて現れてゐる。日銀所有公債を見るに昭和十六年一月七日現在四十億一千四百萬六千圓に上り、前年同期の二十三億六千八百萬七千圓に對し約十六億圓の増加となつてゐる。かくのごとき傾向にあつて、八十五億圓を超える公債發行は、新たな強力な公債政策の運用が處方せられずには行はれ得ない。戰時經濟進行の原動力が財政需要であることはいふまでもなく、尨大なる財政計畫も緊急止むを得ない國家的需要である以上、さらに一時でも生産力の低下のごとき現象を避けるためには、國民消費生活の抑制もやむを得ないわけである。

金融

昨年度の金融政策は二の面を有してゐた。その一の面として、大體昨上期中の傾向は一般にデフレ的な意義を有するものと稱せられた。このデフレ的傾向は政府支拂超過の減少と軍關係の注文前拂制の改革によつて代表せしめることが出来る。このデフレ的傾向の裏付けは生産の重點主義といふ物の面からの制約と、悪性インフレの防遏といふ政治的の面よりの規制との両面からの要求によつて招來せられた。

かゝる政府筋の金融引締め策が當を得たものであるか否かは輕々しく判断さるべきものではない。が兎に角戰時經濟運行上における金融機關の命題である。尨大なる戰時財政を賄ふべき公債の消化と、軍事行動の推進力であるべき生産力擴充のための資金調達に多少の支障を生じたことは事實である。

政府資金の撒布の縮少によつて生じた金融梗塞は中小企業の經營困難と七・七禁止令による非時局産業の壓迫のため、信用状態は一層の引締りを生じた。結局縮少再生産の段階に入つたといはれる經濟状態と、戰時經濟の推進力であるべき政府資金撒布の收縮、生産力の擴充との間に生じた矛盾、これが昨上期の金融情勢の緊迫感によつて表現された戰時經濟の姿であつた。

勿論かゝる状態は永く放任さるべきものではない。このための當面の措置は九月二十七日の日獨伊三國同盟成立を契機として、經濟界が硬化することを防ぐことを目的とする。預金部資金の金融市場放出策に先づ表れた。だから九月以降の金融情勢は、政府資金の積極的な支拂超過と預金部と興銀との國家信用の保證によつて漸次金融界は緩和するに至つた。

政府の支拂超過額(百萬圓)	比較増減(△)	
上期中	二、二一七	二、四八〇
七月	一五七	四三七
八月	二九六	三一七
九月	九六	三九七
十月	三五六	四五〇
十一月	三〇〇	一七〇
十二月	九二〇	八〇〇
下期中	二、一二五	二、五六〇
年計	四、三四二	三、〇四〇

かゝる政府支拂の増加が積極的な金融緩和策であることは疑ひのない事實であるが、他面消極的な金融緩和の對策ももたらされてゐるのである。それは資金計畫の修正による需の抑制、貸出回收の緩和の勸告である。

實なる足ざりで増加してゐる。そして下期、特に九月以降の増勢は相當加速度が加はつてゐる如く見られる。

日本銀行兌換券發行最高額(單位百萬圓)	最高發行高	收縮率%
十五年一月	三、二七七	九〇・八
同 二月	三、一七七	九六・九
同 三月	三、三一七	一〇二・五
同 四月	三、四六〇	五九・五
同 五月	三、四〇五	九八・九
同 六月	三、五九七	九二・六
同 七月	三、四九三	一〇二・三
同 八月	三、五三二	七三・〇
同 九月	三、六〇四	一三〇・一
同 十月	三、七五三	三七・一
同 十一月	三、八七四	一〇六・三

前表にみる通りの通貨の膨脹はこの因子より成立するものである。その一は全國的な現金取引の一般化であり、他の一は下期九月以降に生じた政府支拂の進捗によるインフレ前進の氣運である。政府支拂による金融緩和については説明を要しないと思ふが、全國的な現金取引の旺盛化については次の如き理由に基く、それは十四年度の農家収入の増大による農村景氣のためである。そしてこれに拍車を加へたものは物資統制の強化によつて生じた配給機構の整備

三七・七禁止令の影響による中小金融の逼迫もこれらもたらした現金決済の必要は軽視すべからざるものがある。かゝる見方からまた地方信用の梗塞が如何なる程度現金手持の必要を生ぜしめたかは次表による通りの手形交換高の減退によつて大體のところが想像されよう。

全國手形交換高

年	金 高(百萬圓)	枚 數(千枚)
十四年中	一〇七、一五一	五一、八一〇
十五年一月	九、六九六	三、八二六
二月	九、八〇一	四、一九五
三月	一〇、五五〇	四、三三四
四月	一〇、七五一	四、二六三
五月	一二、〇一八	四、七一四
六月	一一、〇四七	四、三七六
七月	一一、九八七	四、六九一
八月	一一、二七一	三、九六七
九月	九、九一四	三、七三九
十月	一〇、七一〇	三、九三一
一十月計	一〇七、七四〇	四二、〇五五

通貨の膨脹傾向の激化は十一月の三十日繰越の兌換券發行高において遂に三十八億三千三百萬圓にのぼり、十四年末の三十八億一千七百萬圓を突破して新記録を作つた。さ

らに十二月二日に繰越された日銀帳尻によれば、四千百萬圓を増加して三十八億七千四百萬圓と三十日の記録を更新した。かゝる通貨の増大は十四年度の膨脹率と比較して、十五年末にはあるひは兌換券發行高は五十億圓臺を現出するのではないかと觀察される。

昨年に入つてからの兌換券の膨脹、正確にいへば十四年末の急膨脹以來の現象は、限外發行七億乃至十億圓が常態化した結果、發行券制度の改革が具體化してきた。

十二月十一日の日銀重役會では、本問題に關して種々意見の交換が行はれた。この結果大藏當局の意を體して大體次の如く決定、議會に提出することになつた。つまり戰時發行券制度であるがそれは左の如くである。

- 一、發行額の最高限度を設け正貨準備および保證準備の區別はこれを廢する最高限度は法制上規定せず、議會委任によつて一ヶ年の期限附で大藏大臣がこれを決定する。
- 一、金との關聯は斷たざるも金準備を國庫におくか日銀がこれを保有するかは未定である。
- 一、今回の改正は飽くまで臨時的の措置とし、恒久的なる改正は別に日銀條例の改革をあはせてこれを検討する。
- 一、朝鮮、臺灣兩行券については法規上の改正を行はず現行制度の運用を變更するに止める。これによつて兩

行が正貨準備として日銀券を利用してゐた從來の慣行を改め、正貨準備の代りに日銀に預金する方法をこころこゝ、ならう。もつこもこれについては鮮臺銀券を内地同様日銀券に統一する案もある。

なほ右に關し結城日銀總裁は十一日左の如く言明した。「兌換券膨脹傾向は相當強く、最近では巨額の限外發行を持続してゐるが、かゝる異例的現象の常態化は通貨の信認を保持する見地からいつても望ましいことではない。しかし限外發行を消すため單に保證準備を擴張する如き彌縫策は採るべき良策とはいへず、大藏ならびに日銀では目下通貨膨脹對策として發行券制度改正につき種々考究を進めてゐる。日銀としても現に十日の顧問會、十一日の重役總會で種々意見を聞き考へをまこめてゐるが、勿論まだ具體案は決定してゐない。

この問題については今後大藏省、日銀間で協議を重ね大藏大臣の裁斷を待つて決定するわけだが、事變中の現在發行券制度に根本的恒久的改正を行ふべき時期ではないから臨時立法の形式をこころこゝ、ならう。その方法としては最高發行制限の如きも一方法として考へられることであるが、その場合「適當な限度」を設定することが是非も必要なことであり、また現在日銀の保有する正貨をそのまゝにするか、あるひは政府の

所有に移すかといつた問題についても今後打合せる必要がある」

兌換券の發行券制度の改革はこれまでの正統派的な考へ方即ち金層主義から名目主義への轉化とみられる。かゝる轉換が發行券制度の基礎を國家信用によつて置き換へるものであることは言を俟たぬものであらう。そして戰時財政が公債主義のものに國家信用で賄はれてきてゐること、將來さらに其の増加が豫想されること同時にかゝる戰時經濟下の生産が、發行券制度と同様に國家信用に賄はれてきたことは、戰時經濟へ轉換後のいはゆる時局金融が興銀によつて推進せしめられてきたことによつても明らかであらう。

昨年上期のデフレ政策と生擴の矛盾は前述した通りである。最近における生擴資金の調達に關して、積極的な推進をなさしめるべき傾向は、銀行等資金運用令の制定と興債發行限度の擴張の二の面に現はれてゐる。

興業債券の發行額は十五年十一月末までに十四億五百萬圓に達し、發行餘力は僅かに四億七千萬圓にすぎず、十六年度生産擴充資金調達の確保のための方策が要求せられるやうになつた。大藏ではこの方法の研究を重ねてゐるが大體次の如く決定した。即ち、興銀の増資による發行限度の擴張も考慮されるが到底多額の需要に應じ切れない恐れがあるので、結局臨時資金調整法に基づく現行發行限度十億圓を十七億乃至二十億圓程度に擴張する方針である。また同

じく資金調整法に基づいて發行されてゐる貯蓄債券についてもすでに三億九千五百萬圓の發行を見、發行限度五億圓に對し餘力は一億五百萬圓に過ぎないので、これについても二億乃至五億圓増額し、總行限度を七億圓乃至十億圓に擴張したき意向であり、これに關する臨時資金調整法の改正の法律案を議會に提出することになつた。

十四年中の預金の増加の傾向においては、特記すべき現象を生じた。それは金融機關別にみた資金の蓄積が偏倚してきたことである。即ち普通銀行における預金の増勢が非常に鈍化してきたこと、郵便貯金、貯蓄銀行、信用組合といった零細資金を主とする金融機關における資金の集積の増加が激化してきたことである。

このことは地方的なインフレの浸潤の一の現はれであり他の言葉で言へば、十四年上期にみられた政府資金の撒布引締めから、都會特に東京、大阪の市中銀行筋への預金の蓄積が、打撃を受けたことを意味する。

かゝる見地からすれば、いはゆる市中銀行乃至普通銀行の預金が安定の多い定期預金よりも、足の早い當座預金へ著るしく偏倚してきたことは産業資本家の懐る工合を示すものといつて差支へない。即ち普通銀行の當座預金は産業方面の流通資金借出しの足溜りといつたものさみられらる。だから銀行からいへば貸付契約の残りが一時當座に止まつてゐるさみころである。

かやうに政府資金の撒布如何に銀行預金の集積がかつてゐるさいふ證據は金融情勢が緩和をみせて以後の預金の増勢に示されてゐる。

十五年資金集積狀況（各月末現在預金額）

年	月	全國普通銀行	郵便貯金
十四年	十二月	一九、七九三・六	五、五七四・五
十五年	一月	一九、一五五・二	五、八〇三・一
	二月	一九、二九〇・二	五、九二一・六
	三月	一九、五一八・八	五、九九七・七
	四月	二〇、〇四四・二	六、〇九二・七
	五月	二〇、六四六・六	六、三六四・五
	六月	二一、八八五・一	六、五二八・八
	七月	二〇、一八三・四	六、七七五・五
	八月	二一、四七一・四	六、九五〇・七
	九月	二一、六〇五・三	七、〇八五・九
	十月	二一、八一九・二	七、一八〇・一
	十一月	二三、四一二・八	七、二四七・〇

右にみる通り十一月末の普通銀行の預金が著しく増加してゐることは、主として市中銀行預金の著増によるものである。これは政府資金の撒布の進捗によつて生じたものさみられる。

政府支拂の進捗により十五年末の金融情勢は漸次緩和し

平穩に越年するものさの見透しが爲されてゐる。しかし長期資金市場の情勢は、短資方面にみる如き緩和の状態には決してなかつた。このことは九、十ごろの金融逼迫状態の根本がシンデケート團および證券引受業者の背負ひ込み社債の壓迫にあつたことこの對策が預金部乃至興銀によるこれらの金融機關の手持ち社債の肩替りにあつたこと明瞭であらう。

以上に述べた通りの情勢であるから國債の消化についても年來に近づくに従つて金融緩和と反比例して消化率の低下は免れ難いこと、なつた。

日銀公債手持高及國債消化率

年	月	日銀公債手持高	國債消化率
十五年	一月	二、四一四・六	九一・七%
	二月	二、四二九・一	七七・五%
	三月	二、四八一・五	八〇・四%
	四月	二、七二五・六	九〇・七%
	五月	二、六五一・八	一一四・七%
	六月	二、四九四・九	一〇四・六%
	七月	二、六一九・五	一〇二・九%
	八月	二、五五一・四	五二・二%
	九月	二、九二三・四	六六・九%
	十月	三、二二八・四	六一・五%
	十一月		

かゝる大勢のうちにあつて、起債市場の狀況が樂であり得る譯はない。この中でも以上の傾向を激化させたものは郵便貯金による資金の吸収が民間の生擴資金調達について壓迫を加へたことである。

十五年度起債市場の特徴は次の諸點が指摘される。

公募額の減少

起債總額は第六表に示す如く十四年度に比して巨額の膨脹をしてゐるが、公募額は公開市場の消化不振を反映して十六億八千四百萬圓發行總額の僅か四八・五%に止まり十四年度に比しかへつて八千五百萬圓の減少を見せた。

銀行債の優位

發行總額を銘柄別に見れば起債市場の不味情勢に對應して、事業會社債發行の壓縮が行はれた。この半面生擴資金需要の膨脹に伴ふ特銀筋（主として興銀）の貸出増を反映して、銀行債發行高は八十三億八千二百萬圓、十四年度に比較して八億四千三百萬圓の大幅増加を示した。

起債計畫の高度化

昨年下半年に入つてからの長期資金市場情勢の梗塞に對應して、起債市場計畫は著るしく高度化した。即ち、地方銀行、信組、貯銀等による興業債券の引受、第四・四半期の事業會社債のシンデケート團親引、ならびに官廳資金による引受け、買ひ入れの増加を見、結局年を通ずる非公募額は十七億八千七百萬圓（發行總額に對する比率五一・五%）

の巨額に達した。

十五年起債總額 (單位百萬圓、括弧内公募額△印減)

口數	十五年起債額	前年比較
發行高	發行高	
地方債	六七七	二四九 (△二一六)
銀行債	一三二	一、三八二 (七三三)
會社債	五六	八二五 (四三二)
滿洲關係	二五	七六二 (△二一八)
支那關係債	八	二五五 (七三)
合計	八九九	三、四七二 (△八五)

潤の防止を意味する。悪性インフレの防止が有する現段階の意義はたゞば農村におけるシエールの問題や、勤勞大衆の生計費の騰貴の問題もあるが、他に配給機構の整備と見合せて消費規正の強化と低物價政策の遂行のためでもある。即ち、貨幣の形で國民の各層に分配された購買力と、分配によつて購入し得る物資との開きが次第に擴大するからである。

零細資金の集積が郵貯、信組等のルートに集中されたことは、中小商工業の窮狀、特に七・七禁止令のこれらの部門に對する壓迫の影響と相俟つて地方銀行の經營困難に拍車を加へた。この反面、適當な投資對象を缺くことがますます地銀の立場を困難ならしめてゐる。

かゝる事情を背景に、金融機關の整理、合同はかねて大藏省當局の勸説により主として地方銀行を中心として行はれてきたが、十五年は特にその実績において著しい進捗ぶりを示してゐる。即ち全國普通銀行の合同、狀況は十四年の二十八行の整理に對して、十五年は十一月末までに三十行に達してゐる。さらに十二月に入つてから中京の三銀行の合同その他の地方の銀行合同があるので年末までにはさらに一層の進捗がみられるであらう。この外に信託會社にあつては大阪の三和系の共同、鴻池、關西三社の合同であつた。

かゝる金融機關の整理の發展は、金融機關の信用力なら

びに資金力の基礎が一層強化された觀を抱かせ、同時に生ずるべきが出来る。擴張資金の供給については社債引受けシンヂケート構成分子としての負擔力が増大してきたことを意味する。さらに大銀行の中小金融機關に對する信用的援助も最近かなり積極化しつゝ、あり、金融機關の大資本集中傾向は著るしいものがあるといはれてゐる。

全國普通銀行數	
十三年末	三四五行
十四年末	三一七行
十五年十一月末	二八七行

價格政策は、昨秋の第二歐戰の勃發以來、わが戰時經濟の中心課題となつて來てゐる。尤も最近は經濟新體制の問題が舞臺の前面に乗り出して來てゐる。物價問題乃至價格政策の完遂の問題は、やゝ舞臺裏にかくされた觀もあるが、しかし物價問題は經濟新體制が完備した後と雖もやはり戰時經濟の中樞的な問題なのである。

さて、昨年度における物價の動向と價格政策の發展を回顧して見るに物價の動向は波瀾に富み價格統制政策は未曾有の發展を遂げたといはねばならない。

まづ卸賣物價の動向を回顧して見るに、例の七・七禁止令を境に物價の脅威的な奔騰貴と相對的な安定期とに大別

昨年度における卸賣物價の動向

品名	十四年八月	十五年三月	十五年六月	十五年八月	十五年十月	十五年十二月
食料品	1000	147	173	134	130	133
織維品	1000	156	142	103	98	93
金屬品	1000	133	133	146	186	103
建築材料	1000	188	131	149	270	137
工業藥品	1000	122	118	149	249	96
肥料	1000	158	150	142	167	140
燃料	1000	130	153	166	186	180
雜品	1000	150	141	163	176	186
總平均	1000	179	194	197	199	190
輸出品	1000	134	99	95	92	102
輸入品	1000	167	196	184	225	136

(備考) 昭和十四年八月一〇〇とす、商工省調より換算

事實變以來物價がいやが上に騰勢を辿つて來たことは周知の事實である。しかし一昨秋の第二歐戰の勃發以來、物價が奔騰したことは未だ記憶に新しいところである。そこで、一昨年八月を基準に昨年度における物價の動きの跡を見るに、卸物價の總平均指數は、昨年三月が九分四厘の騰貴、同六月が一割七厘の騰貴、同八月が九分二厘の騰貴、同十月が一割の騰貴となつてゐる。即ち、第二次歐戰の勃發以

來、連騰を告げてきた卸賣物價も七・七禁止令ミインフレ抑制策の強化によつて八、九兩月は相對的に低位な安定性を示したが、また十月から反騰に向つたといふこゝが出来るのである。

さらに、この卸賣物價の總平均の内容を類別に分類して検討して見るならば、前表の如く類別商品によつて騰貴のテンポが區々なのである。即ち、食料品は當然のこゝではあるが七・七禁止令には殆んど無關係に連騰に終始してゐる。食料品の騰貴が七・七禁止令は一應無關係であるといふこゝは諒解のつくこゝであるが、昨年八月には生鮮蔬菜果實類に公定價格制が實施されたのである。しかしこの公定價格の制定は、食料品價格の引き下げには殆んど効果をあらはしてはゐない。かくて國民生活の大宗をなす食料品價格は、第二次歐戰以來、連騰を告げ大戰前より二割一分二厘の昂騰を告げたのである。

織維商品の價格は昨年上期中にも、表面上ではあまり大きな騰貴を告げてゐない。そして七・七禁止令の打撃によつて、第二次歐戰直前より低落するにいたつた。これに反し、金屬品の價格は第二次歐戰以來、一割餘りの昂騰を告げてゐる。また第二次歐戰以來の連騰の最も甚だしいものは建築材料品の價格である。工業藥品が昨年八月以來、多少の低落を告げたのは公定價格制が實施されたがためである。また肥料の價格が、昨年八月以來、これまた多少の低

落を告げたのは、全面的な物資統制政策の強化と經濟警察の充實のためであるといはねばならない。前表によつて明らかにならうに、卸賣物價は昨年上期において上騰が甚だしかつた。しかし指數上の計數では未だに驚くには當らない。闇取引、闇相場は前表揭示の卸賣物價指數には全然反映されてゐないのであつて、昨年上期における卸賣物價の動向は、次表の如き生やさしい騰貴ではなかつたのである。この闇取引および闇相場が横行したといふこゝが、昨年上期における物價奔騰の特徴であつたといはねばならない。

そして前表で明らかにならうに、昨年上期中奔騰をつけた卸賣物價も、七・七禁止令および生鮮蔬菜類の公定價格制、地代家賃統制令を樞軸とする消費統制および價格統制の全面的強化の影響によつて、八月以後、卸賣物價は一時的な低位安定性を獲得した。しかし年末對策としてインフレ政策の進展も、もに、季節關係もあつて、十月以來は再び騰勢に轉ずるに至つたのである。この卸賣物價の再騰勢の歸趨は注目して見るに、小賣物價の騰勢は卸賣物價よりも一層甚だしい。

また小賣物價の騰落が卸賣物價の動きに遅れるこゝは經濟的通則である。が今日においてもやはりこの通則は生きてゐる。昨年一月から三月までの小賣物價指數はそれ／＼前年

同月より一割六分餘の騰貴ぶりである。小賣物價としては暴騰ではあるがしかしこの騰貴テンポは從來のテンポを未だ維持してゐるといはねばならない。

指 數	前月比	前年同期比
十二年平均	一〇四・二	九・九
十三年平均	一〇一・六	一六・七
十四年平均	一三八・七	一四・一
十五年平均	一五一・二	一七・〇
一月	一五四・二	一六・七
二月	一五七・〇	一七・八
三月	一六三・〇	二〇・八
四月	一六四・三	二〇・八
五月	一六三・五	二〇・五
六月	一六八・七	二四・二
七月	一七一・四	二四・五
八月	一六六・三	一七・七
九月	一六三・〇	一四・五
十月	一六二・六	一二・八
十一月	一六二・六	一二・八

(備考) 商工省調 △印は比減

しかるに四月以降の各月の小賣物價の指數はそれ／＼前年同月より二割以上の騰貴を告げてゐる。こゝに七、八兩

月における小賣物價の騰貴は、前年同月より二割四分以上の騰貴であつて、その騰貴テンポは事變以來の騰貴テンポは比較にならぬ急テンポである。

また小賣物價の低落は、前表の如く昨年九月からはじまつてゐる昨年十一月にもなほ低落してゐる。この點においても小賣物價は、卸賣物價より低落が遅れて發生してゐるといはねばならない。この小賣物價の低落に對してもすでに卸賣物價が再騰を演じはじめてゐる今日餘り大きな期待はもてないであらう。

上述の如く昨年度における物價の動向を回顧して見るに昨年上期中は物價の脅威的な奔騰があつたが、昨年下期からは、後述するが如き價格抑制政策の全面的強化とインフレ對策の強化とのために、物價は相對的な安定を告げたといふこゝが出来るのである。

しかし昨年度における物價の動向を回顧して最も特徴的なこゝは、闇取引の横行と品質低下による價格吊上げである。尤も闇取引および闇相場は、昨年下期においてはやゝ下火になつたが、しかし品質の低下乃至粗悪化による實質的な價格吊上げの政策は昨年度を通じて業者の常用手段であつたといはねばならない。こゝに昨年下期において公定價格制の急擴大が行はれたので惡質の品質低下による價格吊上げが盛行したこゝは看過できないところである。未だわれ／＼の記憶に鮮やかな如く、第二次歐戰の勃發

ご、もに、わが國物價の昂騰が豫想されたので例の九・一八停止令が公布された。

しかし實際の物價の動向は、この九・一八停止令を嘲笑するかの如き奔騰をつけたのである。かくて物價問題は戰時經濟の核心問題として、かつ緊急に解決せねばならぬ問題となつて來た。が當時の阿部内閣は、物價對策としては有害無益の對策しか講じ得なかつた。また米内内閣の物價對策も決して芳しいものではなく、いはゆる藤原商相の腰だめ物價政策が、物價政策の主流をなしてゐた。

しかし物價政策のみの觀點からいへば例の七・七禁止令は正にヒットであつたといはねばならない。七・七禁止令の直接の目標は購買力の抑制にあつた。しかし七・七禁止令によつて購買力が法制的に抑制されることになつたので旺盛な購買力を目當に思惑、買ひ占めを敢行して巨利を期待してゐた思惑行為が、これにより冷却化せざるを得なくなり、これを契機として全般的な思惑行為が急速に鎮靜に向つた。これの物價抑制上において演じた役割は非常に大きかつたといふことができる。

この七・七禁止令について昨年八月には主要な生鮮、蔬菜、果實等四十種、生鮮魚介類七十七種について全面的な公定價格が實施されるに至つた。この生鮮、蔬菜、果實類の公定價格の制定が物價抑制に與へた直接的、間接的影響

も又大きい。元來、生鮮、蔬菜、果實類の價格抑制はその特殊事情から至難視され、先の九・一八停止令からも除外されてゐたのである。従つて第二次歐戰以來の生鮮、蔬菜果實類は十五割見當の暴騰を告げてゐたのである。しかもその公定價格は不可能視され、その暴騰は放任されて來てゐた。従つて生鮮、蔬菜、果實類の暴騰によつて生計費が急騰を告げたばかりでなく、その悪影響が絶対に放任できなくなつたので、遂に昨年八月公定價格が實施されることになつたのである。

また土地建物等價格統制も到底至難のこゝであるとして九・一八停止令から除外されてゐたのであるが、これも遂に昨年十一月から土地建物等價格統制令が公布實施されることになつた。

上述の如く九・一八停止令において除外されてゐたものに對しても、遂に萬難を排して公定價格制が適用されるやうになつた。かうしたコースを辿つて公定價格が全面化してきたのである。

さらに公定價格制の全面化は、もう一つのコースを辿つても進展したのである。即ち九・一八停止令によつて、取りあへず九・一八水準に停止されてゐた全商品の價格を、その後、その凹凸を是正して、いはゆる適正價格を決定すると同時に他方規格を制限して公定價格制の整備を勵行したのである。これは公定價格制の全面化の側面工作である。

貿易

前記の如く昨年度を通じて、公定價格制の全面的急進展を告げた結果、昨年十一月末現在において公定價格制の適用されてゐる商品数は二萬二千餘點（農林省單獨告示分を除く）の多數に上つて居り、今日では重要商品の殆んそ全部には公定價格が制定されてゐるといふことが出来る。これは中央關係の話であるが、地方において公定價格制は一層の進展を見てゐる。たゞへば愛知縣の如きは重要商品のうち公立價格の譯立されてゐないものは、十點内外にすぎないといふ有様である。

昨年下半年において物價が一時的相對的な安定性を保ちえたのは、上述の如く二つのコースをたぎつて公定價格制が全面化したことが第一の理由である。

次に第二の理由は昨年九月から日滿支間の貿易調整がや軌道に乗り、滿洲國および北支における物價暴騰の内地物價に對する影響が緩和されてきたことである。即ち、昨年九月日本東亞輸出組合が結成され、輸出については昨年九月から、輸入については同年十一月からそれ／＼統制が實施され、大陸における物價暴騰の内地物價に對する悪影響がや、緩和されてきたのである。

昭和十五年中の對外貿易の推移を回顧すれば上半年は貿易尻自體としては頗る好調を呈したが、下半年に入るや第三國貿易、圓ブロック貿易の双方に停滯の跡がみられる。殊に過般締結された日獨伊三國同盟は、わが國貿易に重大なる轉換をもたらした。すなはち、從來のドル系乃至ポンド系の貿易關係はこれによつて急激に冷却を餘儀なくされ新しき國際環境の展開も、もに、根本的な貿易對策の改變が必要とされるに至つたのである。

獨伊樞軸と政治的、經濟的、軍事的に同盟を締結したわが國は、英米に對する經濟依存の關係を清算しなければならぬといふことは當然である。

しかし英米國の巨額の貿易をここに轉換するかは重大な問題である。尙大な軍需資材生産力擴充資材なごの必需

物資はあくまでも供給を確保しなければならぬ。しかるに獨伊の經濟圏との通商はさうかさいへば連絡を強化するに頗る不便である。海路の連絡はスエズで断たれ、陸路はシベリヤ鐵道一本しか期待出来ない。しかもこのシベリヤ鐵道たるや輸送能力極めて劣弱であり、日獨伊貿易進展のためには多くを期待することは無理なやうだ。

しからば最近著しく注目され出した東南洋「東亞廣域經濟圏」はさうであるか。輸出輸入ともにわが國の第三國向貿易總額の一割に満たぬ現状ではないか。かりに今後期待するところありとするも、これらの諸域に英米向の從來の商品輸出を俄に激増せしめることは困難である。

翻つて中南米に眼を投ずれば今日中南米諸國が欲してゐる商品はヨーロッパより輸入の杜絶した重工業品、化學工業品であり、纖維工業品の時代は疾くに過ぎてゐるものこみられるのである。また中南米の賣りたがつてゐる農畜産物はわが國としては工業製品の求償的交換の對象として希望せず、これらの調整に幾多の苦心を要するから中南米貿易の開拓を樂觀することは禁物である。

昭和十五年の對外貿易の推移を回顧すれば、月別輸出入額次表の通りで上半期順調、下半期停滯の傾向歴然たるものがある。

月別輸出入額表(内地および樺太)

(單位千圓 △印入超)

月	輸出	輸入	貿易尻
一月	三六、六四	三五、六三	△ 一、〇一
二月	三四、八六	三〇、八六	△ 三、〇〇
三月	三四、五九	三四、四三	△ 〇、一六
四月	三五、八五	二七、七〇	△ 八、一五
五月	三六、七七	三三、〇五	△ 三、七二
六月	三四、五七	三四、三三	△ 〇、二四
七月	三三、三七	三五、〇七	△ 一、七〇
八月	三七、六三	二八、二四	△ 九、三九
九月	三七、〇八	二八、四六	△ 八、六二
十月	二七、〇七	二九、七九	△ 二、七二

即ち一月より八月までの間は二、三兩月の不勢を除いて大體貿易尻自體としては好調を記録してゐる。しかし九月十月に至るや不調を示し、十月は特に不調への轉換が顯著で、初旬のみで二千六百萬圓を超える入超を露呈してゐる。さらにこの内容を第三國向、圓ブロック向貿易に區別して検討してみれば次の通りである。

本邦(内地及び樺太)對圓ブロック月別貿易額

月	輸出	輸入	貿易尻
一月	一四、一三	三九、四三	△ 二五、三〇
二月	一五、〇六	二七、三九	△ 一二、三三
三月	一三、七三	二〇、八七	△ 七、一四
四月	一五、四三	二二、六三	△ 七、二〇
五月	一三、五七	一九、六〇	△ 六、〇三
六月	一四、六三	三三、三九	△ 一八、七六
七月	一四、五三	二九、六六	△ 一五、一三
八月	一四、五三	二九、六六	△ 一五、一三

(備考) 八月は全土貿易額、貿易月報に據る。九月以降は未發表

第三國との貿易尻は各月ともに入超をつゞけてゐるが、反對に圓ブロックの貿易尻は各月ともに入超を記録してゐる。しかして圓ブロック向輸出も實質的には全くその様相を激變した。即ち一月より五月までの輸出の推移をみれば大體前年同期に比しては三割乃至七割方増大してゐるのであるが、六、七月に至つては一割乃至一割五分方の増加に止まり、八月にかゝるや前年同期に比して俄然著減してゐる。

本邦内地及樺太對第三國月別貿易額

月	輸出	輸入	貿易尻
一月	二二、九九	一四、四三	△ 八、四四

最近の圓ブロック貿易停滯の原因を挙げれば九月以降對滿關支輸出物資價格調整令が實施されたことである。圓ブロック向輸出は、圓ブロック輸出調整に關する種々の措置にも拘はらず、商品單價高によつてその金額は依然として可なりに達してゐたのであるが、九月二日施行の圓ブロック貿易調整は、大陸の物價高が日本物資を旺盛に呼び寄せる一方、圓ブロック生産品の内地流入を阻止する傾きあるため、この彼我の價格による弊害を除外すべく、一元的統制機關をして、輸出入物資價格につき、プール制の運用による調整に當らしめたものである。この結果、圓ブロック向輸出は内地の公定價格を超えた有利な値段で輸出入されたのが、頗る不便となつた。また圓ブロックの對日物資輸入も統制機關の指定價格に加へて海關稅その他を課される結果、従来より輸入値段が高くなるさういふ状態に陥つた。

これが圓ブロック貿易の停頓の根本の原因である。
 十五年下期貿易が不調に陥つた原因は根本的には前回の世界大戦が、自由貿易下における世界的大消費であつたが、今度の世界大戦は計畫貿易下における可及的長期消費の形を示し、交戦各國が輸入制限または禁止の措置を採つてゐることを挙げ得るが、最近の原因としては大體次のごききものであらう。

- 一、ポンドの動搖不安によるポンド圏への輸出困難化、即ちポンド低落による輸出割高、先行不安による爲替取組の不可能による。
 - 二、船腹不足に基く輸送困難ならびに航行危険地域の擴大。
 - 三、大戦勃發直後の思惑買ひの反動によつて綿糸布、人絹、罐詰等の依然たる出溢り。
- 等が擧げられ、このほかに九月に入つては、米國の對日空気の硬化に對し輸入制限の強化が原因となつてゐる。

複雑多難なる國際情勢に對處し、高度國防國家建設に不可欠な重要物資確保のため、わが國貿易政策は輸入中心に轉換せしめられて來た。

これに對應する輸出振興の急務は、確固たる貿易政策の確立を要望してゐるので、政府は企畫院を中心にこれが對策を研究中であつたが、漸く「貿易振興應急對策の根本方

針」の大綱につき成果を得たので、十二月三日の定例閣議に附議左の通り決定した。よつて企畫院および關係各省で要綱に基づいて具體案を作成し、可及的速やかに實施に移す事になつた。

貿易振興應急對策

- 一、方針
- 一、現下の情勢に處し、重要物資の輸入を確保するに、これに對應して、對外輸出の伸張をはからんがため、取敢へず左記要綱による措置を講じ、もつて貿易の積極的振興をはからんことを要す。
- 二、要綱
- イ、輸出補償の制度を改め、政府補償の限度を引上げるに、もにその適用範圍を擴大す。
- ロ、損害保險、國營再保險の制度を改め、その適用範圍を擴大す。
- ハ、爲替管理制度の運用を改め、これを緩和し、輸出の促進に資す。

しかし十二月十四日の國家總動員審議會において、國家總動員法第九條に基づき「貿易の統制に關する勅令案」を審議可決した。

即ち現下の國際情勢は日、獨、伊三國同盟の締結以來、新舊兩秩序國家群の劇しい對立となり、しかもその對立はますます長期化せんとする様相を示して來た結果、いまや

各國間における經濟戰即ち、軍需物資の爭奪はますます熾烈となつた。加ふるに米國の參戰機運は次第に濃厚化しこの間における日本の貿易は輸出の危険、負擔の加重のみならず、重要物資の輸入確保も漸次困難となつて來た。

そこで政府はさきに輸出、補償限度の引上げ、國營再保險の適用範圍擴大、爲替管理運用の緩和といふ三應急對策を講ずることにしたが、現在のところこの貿易現實狀態は恒常化するおそれがあるので、これに對應するものとして、機に臨み、變に應じ得るもつとも根本的で強力なる貿易統制權の樹立が必要なりとして、本勅令案の可決を見るに至つたのである。

この勅令の主要點の一つは、主務大臣が必要と認められた時は民間業者に對し、品目を指定の上、輸出もしくは輸入を命じ、または輸出入の制限禁止をなし得ることである。これによつて如何なる緊急事態が生じても、大臣の命令一つであらゆる應急措置がとり得るのである。

他の一つの主要點は業者が命令を受けて輸出をなし、損失を被つた場合は、政府がこれを補償する旨あらかじめ、業者に對し約束し得ることにした點である。しかしてこの輸出入命令は、すべて大臣の各業者に對する令書により、個々の場合につき、具體的に定められるもので、補償の限度なきもその令書中に記入される。

なほ大臣が或る業者に輸出人を命令した場合、その商品

を他の者に讓渡させたり、移動させたりする必要が起るこころがあり、この場合生じた業者の損失に對しても補償すること、になつてゐる。

しかしして消極的に輸出入の制限、禁止をなすことは輸出入品等臨時措置法によつても可能で、現在多くの商品につき實施されてゐるが、今回の勅令はさらに積極的に輸出入の命令をなし得るやうに統制の範圍を擴大したもので、この點が特に注目されるべきである。

貿易振興應急對策に關し、商工省ではこれが具體的實施につき考究中であるが、大要次の如き措置を講ずるものである。

- 一、輸出補償制度の改正
- イ、補償率の引上昭和五年八月制定をみた輸出補償法によれば、契約銀行に對する政府の損失、補償率は甲種補償八割、乙種補償七割を限度としてゐるが、これを九割に引上げて業者の損害を軽減せんとしてゐる。これは立法事項に屬するので改正法律案を來議會に上程する。
- ロ、輸出補償制度に戰時保險的機能を附與するに輸出補償法第三、第四條によれば政府補償の場合において銀行は擔保物處分、或は平形の溯及權行使の義務を負ひ外國の爲替管理實施による決済不能の場合にのみ權利行使の義務を免ずる例外を認めてゐる。しかし今回そ

の範圍を擴大して外國における戰爭を原因として直接間接に發生した損失に對しても、また等しく銀行の權利行使の義務を免じ、その結果、輸出補償制度に盛り込まれてゐる貿易業者に對する單なる金融的機能は戰時保險の機能にまで擴張されることとなる。

ハ、輸出補償制度に伴ふ政府の補償金は豫算外支出して二千五百七十八萬二千圓を計上されてゐるが、その増額は來議會に提出される。たゞし右内譯は約束手形に對し千五百萬圓、荷爲替手形に對し千七十八萬二千圓となつてをり、そのうち約束手形の方は、現在は殆んど利用されてゐないため取敢へずこれを荷爲替手形に流用することとなつた。

二、損害保險、國營再保險の範圍擴大

現行の戰時保險は海上保險のみであり、輸出品については陸揚後の危險に對し、また輸入品については船積前の危險に對して何らの補償がなかつたのを陸揚にまで擴大し、さらに戰禍、沒收、輸出入禁止なき戰時損害に對しても政府が補償する。

三、爲替管理の緩和

ポンド域向或はポンド決済の手形については、その手續條件が嚴格で、輸出に支障を來してゐるので地域輸出ビルの種類、手形の期限、爲替申請手續なきにつき條件を緩和する。

以上はポンド律改正を必要とせぬが爲替管理は外貨保全の目的より諸條件手續が決定されてゐるため、現實に緩和の處置に當つては十分の検討を必要とされてゐる。かくて貿易の三應對策に相俟つて、勅令の公布は戰時下における貿易新體制の基礎的第一步を踏出すものといふべく、その發動は特に大東亞共榮圈の蘭印、佛印、泰國への積極的輸出振興の根幹をなすものも期待されるのである。

配給

今事變勃發以來今日までに、あらゆる産業およびその製品は大部分輸出入品等臨時措置法に基く配給統制法やその他單行法に基いてなんらかの機構の下に、生産配給は一應物品別に一元的に統制されてゐる。

この生産配給の一元的統制が時代の要求として當然問題になつて來た點を見るに、一は生産側からつまり再生産過程を調節する必要からであつた。即ち從來は前提として需要供給は伸縮自在であつた。従つて價格は自由競争と營利心の作用によつて自由に變動し、需給の均衡を自動的に調節し延いて再生産過程をも自動的に調節し得た。

ところが事變下にあつては莫大なる生産財乃至消費財なる物資は軍需品として再生産過程から絶えず脱落して國民經濟的再生産過程に入つて來ない。従つて價格は再生産過

程の調節者として現れて來ない。

こいふのは前提條件たる需要供給が伸縮自在ではないからである。特に最近の如く供給不足の甚だしい場合には價格は騰貴こそすれ全く需給調節力はない。こゝに國防經濟的に再生産過程が必要とする物資の需給を調節するのは價格でなく、意識な國家の強力な統制下にある配給機構でなければならなくなつて來た。従つて配給機構は國家權力によつて再生産過程を維持するに必要な方面にたゞへば軍需品用、生産力擴充用、輸出用、生活必需品用に物資を強制的に配給せねばならぬ使命を負はされるに至つた。即ち配給機構は國家統制の下に、自動的な價格機構に代つて、再生産過程の調節者として登場して來たのである。ここに大局的に見て生産配給を結び附け一元的に統制する必要の生じた時代的意義を見出し得るのである。

次に流通部面から見れば、物資の圓滑なる配給といふことはまづ第一の前提とするも、結局は生産者側における利潤の適正化に對應して、流通部面における中間利潤を抑制するは適正化し、寧ろ手數料化するこゝも、公定價格なり停止價格なりを維持せんとするにあることは明かである。事實生産利潤の抑制は當然流通部面においても反撥され、他方商業資本の側からも流通物資の減少期に際して、資本回轉度數の低下に基く商業利潤の減退勿論物資間に輕重はあるがをカバーせんとする力の爆發が現れて來たの

は當然であつて、この兩者から流通部面には闇相場の横行もなつて現れ、素朴なる暴利取締令や價格統制令をもつても闇相場の横行を取締り得ない状態となつた。

かゝる現象は價格經濟の嚴存を認め、生産配給が分離獨立して、しかも統制の不徹底なる以上、當然たる歸結であるが、現下の問題が一方において生産力擴充を遂行せねばならず、他方においてはインフレの悪性化を極力防止せねばならぬところにあり、また商品交換經濟、即ち價格經濟が嚴存する以上、物資の圓滑なる配給と價格維持を計らる方向に向はねばならなくなつたことはこれはまた當然の歸結である。全生産側から見た場合は配給機構の生産機構への隸屬を強制するものであるが、流通部面においても商業資本の生産資本への隸屬を換言すれば配給業者の生産業者への隸屬を意味するものであつて、こゝにも生産配給一元的統制の時代的要求或は必然性を見出し得る。

この生産配給一元的統制の具體的な現れは重要商品については共販會社の設立である。今日共販會社は重要基礎原材料品については大部分にわたつて、また生産必需品については砂糖、マッチ、小麥粉等に設置され、今後強制的に設立されんとしてゐるが、今日の共販會社は寧ろ配給計畫の實行機關としての意義がより強調されてゐるやうに見られる。

右は主として單純商品あるひは規格統制品について、あ
るが、複雑した商品あるひは農産物、林産物および水産物
(たこへば米、麥、青果物、木材、木炭、生産魚介類)は
純然たる配給會社または同業組合の設立或は結成によつて
生産者側との連繫において、系統的に統制されるに至り、
間接的にはあるが、生産配給一元統制の實を擧げんこ
してゐる。

しかし事態は生産者の分立を許さず、いよく新經濟體
制要綱案の發表があり、重要商品については同種生産者間
に業種別に團體を結成せしめ、生産の合理化を計るこゝも
に、統制に計畫性を賦與せんとする觀點から、生産と流通
の一體化を計るばかりでなく、業種別内の合理的連繫が必
要とするに至つて、生産者團體のうちに當然配給機關をも
包含せしめることになり、生産配給統制の一元化はこゝに
團體的に再組織されることになつた。勿論この場合におけ
る配給機關は第一次配給機關に止まるのであつて、第二次
以下小賣商に至る配給機關は別途に再組織されるのである
が、この第一次以下の再組織は目下最も困難とする一つで
あらう。新體制要綱には農業、水産業については別途に考
慮することになつてゐるが、今日未だ決定を見ない農業團
體再編成に當り、配給機關の吸収されることは勿論のこと
である。

かくて配給業者の商業活動の自主権は完全に失はれ、單

なる手数料を得る代理店に轉落する運命にありこいへよ
う。

今日わが國では政治、經濟、文化等あらゆる部面にわた
つて新體制の樹立を急ぎ、重要産業については政府の新經
濟體制要綱の發表によつてその端緒についたばかりだとい
へるのであるが、物資配給の重要任務を擔當する商業部門
においても、この基本國策に順應し積極にこれを推進する
新體制が速かに確立されねばならぬことはいふまでもな
い。從來のごとき配給業者が自己の責任と創意にもこづい
て活潑に商業活動を行ふことが出來た自由經濟時代におい
て、貿易を含めた広い意味での配給業者を、農業、工業の
各生産業者と對置することが妥當であつた。しかしながら
高度國防國家を目標として建設せられる新體制は、生産擴
充を本位とする經濟體制の組織があり、そこでは配給業者
は單に生産者から消費者に物資を移轉するだけの國家的職
能を擔當するものに過ぎず、もはや自己の計算において生
産させ、ストックし、販賣する自由を有しないのみならず
配給業者はその社目的任務として生産力擴充および國民生
活安定を目標とした配給の遂行を要求せられるのは明か
である。

従つて配給業者が社目的任務を遂行するに當り、商業活
動の自主性を失つたかれらに對して、新しき經濟倫理をか
商業倫理を訴へ或は強調する外なくなつて來る。最近商業

組合中央會を中心として全國的に展開された商業報國運動
や去る十一月二十日結成した商業報國會の綱領に「われら
は營利のみを主眼とする商業の舊殻を打破し、公益的使命
を中樞させる新しき商業倫理の確立を期す」また「われ
ら商業者は皇民たるの自覺の下に職分を通じ、皇國の興
隆に貢獻せんことを期す」と掲げて精神的再編成を期す
は當然である。

しかし新倫理を強調する前に、少くとも併行して中間商
人の配給機構を整理することが重要なことになつて來るの
は當然である。今日重要商品から生活必需品に至るまで切
符制の採用されたものは相當あるが、この切符制と關聯し
て、各配給段階の擔當者を團體とし、各段階における個人
は自己の構成する團體を通じてのみ配給に参加するといふ
團體配給の形式が配給を統制され、さらに計畫經濟の一環
としての職能を果すべく要請されるべき、採用されるのは
蓋し自然の成行きである。現在の如く商業者の許可制も實
施されてをらず、商業者が數において過剰に多數存在する
のみならず、その間には質的不適格者も相當存在し、各個
そのまゝの無政府的存在を認め、ばらばらな個人的配置活
動を放任しては統制の不徹底は免れない。

従つて商業再編成の問題が表面に現れて來る。配給部門
における再組織問題に關しては配給業者の團體である商業
組合および同業組合方面から、それ／＼試案が發表されて

るが、商業組合中央會の「商業再編成の基本的目標」に
ついて一應みよう。

商業組合中央會の「商業再編成の基本的目標」は配給部
門の再組織を中心テーマとしたものであるが、それと同時に
他の産業部門に配給部門との關係を明かにするため、全
産業部門の新統制機構について一應の構想を試みてゐる。
即ち

(イ) 産業別の最高統制團體として農業團體中央會、工業
團體中央會、配給團體中央會、貿易團體中央會の四團體
を設け、經濟團體はすべてそのいづれかに歸屬せしめ
る。なほこの四團體に政府を加へた協議會をもつてわが
國經濟の最高中樞機關とする。

(ロ) 地方的統制團體も同様の趣旨をもつて、道府縣別に
農業、工業、配給、貿易の各道府縣聯合會を作り現在經
濟團體はそのいづれかに吸収せしめる。そしてこれら四
團體が道府縣廳と連絡をこつて、地方經濟を指導統制し
て行く。

の二點にある。
しかして「商業再編成の基本的目標」の中心部分である
配給業の統制組織は大體左の如き構成である。

(イ) 縦の統制機構としては、最高位に業種別配給業の全
國統制組合を設立し、その下に各道府縣を單位とする
業種別配給統制組合を置く。道府縣の業種別配給統制組

合は、當該地域内の卸賣業者および單位組合をもつて組織され、さらに原則として都會地では地域別の業種別組合に細分し、農山、漁村等の如く業種別に細分する。この困難なところでは各業種を包括した配給組合を設ける。

(ロ)次に、横の連絡機構としては業種別配給業の全國的統制組合と業種別生産統制團體を包括する機關を設けてこれを中央における横斷的機構とし、地方にも同一趣旨の機關をつくつて地方における經濟統制の有機的連絡をはかる。

(ハ)さらに生産配給の結合様式を物資の種類によつて區別し、重要物資にして全國的流通力を有する商品については生産者團體を含めた統制會社、地方的に流通力をもつ必需物資については當該地方の配給統制組合が、それら生産者から配給物資の一括供給をうけて一元的な配給統制を行ふ。これ以外の物資は、まづ配給系統を整備した後生産者との結合をはかる。

しかし、右配給組織案によれば、配給業者を飽くまで獨立した部門に纏め上げようとする考へ方が、具體的な弱點となつてゐる。前記の如く配給部門と生産部門と切り離して、上から下まで一貫した獨立の統制組織にする場合に經濟の計畫性を最高度に發揮し得ない憾みがある。なんとなれば、計畫經濟が圓滑に遂行されるためには、物資の供給が的確に行はれることが最も必要であり、供給が的確

に行はれるには、生産配給が双方とも確實でなければならぬ。生産配給のいづれが齟齬しても全計畫支障を來たすのである。したがつてある商品の配給業者は、他の配給業者との關係よりも、その商品の生産者との連絡がより緊密でなければならぬ。

従つて「商業再編成の基本目標」において示された統制機構は配給部門を獨立させようとするところに根本的な弱味があり、その結果生産配給の結び付きが不十分になつてしまつてゐる。計畫經濟遂行のためには、中央物價協力會議或は重要産業團體懇談會案のやうに工業部門においても、農業部門においても商品を單位とする統制機關の中に關係生産業者、配給業者をすべて統合するのが合理的であらう。

次に消費者側の組織化は生活必需品の配給乃至は切符制採用と關聯して問題となつて來る。即ち生活必需品に對する消費規正の適用は必然的に一般消費者の組織化を不可避ならしめるに至つた。

消費者の組織としては農村においては部落、都市においては町會、隣組、工業、鑛山等においては職場組合が考へられるが、新しい商業機構はこれと如何なる關聯において結び附くべきか、重要な課題となる。消費者組織體との關聯については、商業者が經營の合同を行ひ、その共同配給所を地域別に計畫的に再配置し、配給と消費との關係を自

由な恣意的なものから固定的なものに再編替する必要がある。特に商品の切符制を實施し消費規正の徹底を計る上において、この方法に意義が認められる。他方消費者側の組織を具體的に如何にするか、問題となるが、最下位における消費者組織化の運動は經濟的諸條件や歴史的、地理的環境の差異によつて現在では都市および農村においては、それら別種の單位細胞が形成されんとしてゐる。まづ都市および農村における消費者組織化の計畫として今日最も合理的だと思われるのは、都市においては(一)隣組町會など國家組織の基礎單位を母體とするものは勤務ならびに中小商工業者を包攝する地域的組織とし、市町または區な

にまごめる。 日獨伊三國同盟の成立を機とする外交の轉換により、わが國はいよゝ緊迫した國際情勢の下において、東亞共榮圈の確立、高度國防國家の建設に向つて邁進することに

中小産業

この場合購買組合の發達せる地域においては、それを中核として新組織を結成する(二)職場を母體とするものは官廳、會社、工場等の比較的多數の勤勞者を有する職場毎に結成してその職場の所在地を地區とする組織とし(一)の市、町または區における組織と横斷的に連絡を保持させる。しかして(一)の組織と(二)の組織とは道府縣または六大都市における組織を構成する。また農村における消費者の組織化は生産部面組織化のための農時實行組合を中心として部落單位に形成せんとする考へ方、都市における隣組に相當する組を最下位に區、村と漸次大きい系統組織に

高度國防國家の建設のためには限りある物資を國家の目的に最も有効適切に活用し得るやう、物資計畫ならびに生産力擴充計畫の重點主義をさらに強化徹底し、不要不急事業を整理し産業經濟の全面的編成替を斷行することが絶対に必要である。 政府はかゝる見地から經濟再編成に關聯し最も難關視さ

れてきた中小商工業対策について根本策の樹立に乗り出すこと、なつた。即ち昭和十五年十月九日の經濟關係閣僚會議において真先に取上げ、中小商工業者の恒久的轉失業対策としての國民再訓練道場の設立計畫を應急対策として中小金融緩和策等の具體化を急ぐことになつた。政府は從來の中途半端な対策に検討を加へ、中小商工業者に對しその進むべき方向を明瞭に指示し、轉業の指導に當つても、失業者を出さないやうに萬全の策を講ずることになつたのである。

中小商工業者対策としては、從來の如く單なる救済策をこるものではなく、經濟再編成に伴ふ中小商工業の整理合同と並行して、これに對應すべき中小商工業者の轉失業対策を國民勞務再編成の見地から大規模に準備せんとしてゐる。今回この政府の企圖は實に劃期的なものでそれだけにこれが實行に當つては慎重を期する要がある。

思ふに事變以來物資および物價統制の強化により、中小工業者は原料資材の入手難に陥り、中小商業者もまた配給數量の激減に遇ひ、最近では七・七禁止令その他により直接的打撃を受けてゐる。その上昨今では銀行業者の急激な資金回収を受けるなど極度の苦境に陥つてゐる。

このため恒久的根本対策の樹立までこのまゝ放つておくことが出来ぬ。そこで政府は先づ當面の應急対策として中の、ごこくである。

政府はまづ昭和十五年十月九日、十五日、十九日三回の經濟關係閣僚會議を経て一般方針を決定した。政府發表の中小商工業者に對する対策は次の如くである。

中小商工業部門において從來の活動範圍の縮小ならびに機能の變革を餘儀なくさせるものに對しては、代用原料の使用、生産品の規格變更、中小商工業の組織化、時局産業への轉換、下請制度の利用等を圖るこゝも、政府の損失補償擴充の下に庶民金庫等の活用により中小商工業に對する金融緩和の方途を講ずる等、各般の対策を實施し、および限り失業者を出さざるやう努むべきも、なほ中小商工業者ならびにこれが從業者にして轉業の止むなきに至るものは相當多數に上るものも豫測せらる。よつてこの際政府は左の要旨による轉業対策を急速實施せんす。

方 針

- 一、轉業は出来る限り官廳の強制的措置を避け同業者の組合の申合せ等に基づく自治的措置によらしめ政府は必要なる指導を加ふ。
- 二、轉業による犠牲を緩和し、轉業を容易、迅速ならしむるこゝも、國民勞務再編成の見地よりこれが勞働力を最も緊要なる方面に再配置すべき萬全の施設を講ず

小商工業者の金融緩和を計ること、なつた。政府はこれのため、先般來銀行その他金融機關に對し資金の回収を急がないやう金融緩和方を勸奨してゐる。さらに商工中央金庫その他を通じて預金部の低利資金融通ならびに貸出條件緩和等積極的融資策を講じてゐる。

恒久的な根本対策については物動および生産力擴充計畫に重點主義を強化徹底する結果として企業の整理合同は不可避の情勢にあり、政府も今度ではあらゆる方面に相當思ひ切つた整理合同を斷行する肚であることがうかがはれる。即ち中小工業者は從來の方針通り輕工業その他平和産業關係は出来る限り軍需關係重工業部門へ轉換させ、中小工場の大工場に對する下請化、中小工場同士の合同乃至ブル計算その他業者の連帶責任により能率の悪い工場はさしく整理して行く必要に迫られてゐる。企業の整理合同は獨り中小工業の部門のみでなく最近では中小商業者の部門においても統制經濟の進展、特に配給機構の整備に伴ひ米穀その他生活必需品の配給業者間に全面的に合同機運が動いてゐる。

これら中小商工業者の轉失業対策たる國民訓練道場の新設計畫は、産業經濟の編成替に對應し中小商業者を中心に中小工業その他俸給生活者等業務者全般について再編成を行ひ過剩労働者を總動員する見地から考究されてゐるも

設 施

一、人の問題

- (イ) 轉業者に對し失業者たるの失望感を與ふるこゝなく國策の必要に基づき時局下緊要なる方面に動員配置されるの榮譽を、如何なる勞働をも厭はざるの覺悟を抱かしむるを目的とする。
- (ロ) 轉業については年少者兼業者等轉業容易なる者を先にし年長者、專業者等轉業困難なる者はなるべく現在の業務を繼續せしむ。
- (ハ) 轉業先は概ね次の如くする。
 - 1、軍需産業
 - 2、生産力擴充および附帶産業
 - 3、滿洲國開拓民(中小工業開拓民を含む)
 - 4、支那南洋その他海外への移住進出
 - 5、農業生産力擴充(國または公共團體營開墾および歸農)
 - 6、國防上必要なる土木事業
- (ニ) 轉業の相談に應じ適切なる勸奨指導を加ふべき國民職業指導所を設置する。
- (ホ) 轉業者を收容して精神的、肉體的基本訓練を行ふべき國民勤勞訓練所を設置する。

て商品を選択して購買するやうな形態の業種にあつては、企業合同の形態は採れない、むしろ同業者の組合において轉廢業せんとする希望者の營業用の動産不動産の時價買上げを具體化するやうな施設を設け、後顧の憂ひなく新職場に轉せしめらる方途を講ずることが必要であらう。即ち更生金庫に持出す以前において同業者間の共助施設がなされるべきである。

小林商相は、中小工業再編成の根本的對策として次の如き注目すべき言明をなした。

わが國中小業者は、その經濟的構造においてわが國の特色たる家族主義に立脚して居り、轉業のやむを得ざるものは別としてしからざる業者はこれを政府において積極的に助成補導し、家内工業として最も簡單なる操作によつて製造可能なる雜貨製造ならびにその加工に就業せしめようを考へてゐる。しかしこれら雜貨製品は海外輸出なかつて大東亞經濟圏向け輸出を積極的に政府として考慮したい。これら國內ならびに國外情勢の變轉に對應すべく貿易政策も當然考慮に入らなければならぬので貿易局ならびに資金局の機構の強化は當然である。

最近ある一部に中小工業業者層の存在を全面的に否定するに行き過ぎに説をなすものがある。そのため中小工業業者層に徒らに不安を感じしめ企業心を萎縮せしめる

やうな事例が少くない。また他方一部業者の間には事態の重大性を認識しないものもある。しかし今回の中小工業の問題は、産業再編成のためにひきおこされたものであることを思はねばならぬ。このため對策は業者の自治のみに委ねらるべきものではないが、業者自らも積極的に局面轉換をはかる準備をし実施しなければならぬ。

民間の對策を見ることにしよう。東京市の中小工業振興調査會の「物資調整に伴ふ中小工業の窮乏打開に關する根本對策」の「三、軍需工業への轉業斡旋」の項で次の如く述べてゐる。

一、下請額の増加

犠牲産業者に對し一層下請發注部の増加を計るため陸海軍に對し左記事項を要望すること。

(イ) 工作の平易なるものについては出来る限り中小業者に優先せしむること。

(ロ) 指定工場をして極力中小工場に對する發注を増額せしむること。

二、技術の指導機關の設置

轉業の斡旋をなせる業者に對し積極的に技術の指導をなすため工業指導所の設備を擴充すること、もにさらにこれが増設を計り、左の事業を行ふこと。

(イ) 轉業に必要な工作技術の指導。
(ロ) 製品の検査、工業指導所において製品の下検査を行ふこと。

(ハ) 機械器具の検査。

(ニ) 機械器具その他設備の貸與。

工業指導所に共同利用工場を附設し轉業者に對し共同利用せしむること。

三、運轉資金の特別融通 下請品の誤造をなせる業者が陸海軍または元請工場より原材料の有償交付を受ける際に必要な資金の融通を計るべき利度を設けること。

四、共同作業場の助成 轉業に必要な設備を共同利用せしむるため、共同作業場を設置せしめこれに要する費用の一部を補助すること。

五、下請組織形態の合理化 轉業の斡旋は工業組合に對してなすを適當とする場合もあるが現行工業組合制度をもつてしては不十分なるをもつて斡旋に當りては左の方策を講ずること。

(イ) 工業組合を單位として分解工程作業をなさしむるやうその作業を組織化すること。

(ロ) 一工業組合に對し下請の斡旋をなすに當りては組合内部の實情を調査し實際に困窮せる業者をも受注せしめ得るやうこれを組織化すること。

(ハ) 工業組合に加入し得ざる小經營については親工業を物色してこれを元請工場とするブロックを結成せしめこのブロックに對する下請を斡旋すること。

また「時局に即應せる中小産業振興に關する答申書」において一般中小業者の轉業に關して次のこと述べてゐる。東京市商工相談所内に商業者轉業相談所を併置し各區商業指導員と連絡をとり、統制の強化に伴ひ困窮に陥りたる商業者に對して企業合同の方法によりて更生策を講ずるやう指導せしめ、さらにこれによりて生じたる餘剩勞力および、この方法により難き業者に對しては組織的に轉業の斡旋をなすことが肝要である。

すなはち轉業希望者の臺帳を作り、年齢、體格、教養、趣味、前歴ならびに土着年數などを調査し整理分類して、これに基き必要に應じ適當なる訓練を與へ、會社、銀行、組合、官廳などの棒給生活者あるひは大陸へ集團的に商業移民、農業移民として斡旋することが肝要である。

今のところ大して、智慧もないやうであるが、今後は一層問題は緊迫して必然的に積極的對策が展開されねばならなくなるであらう。

農 業

農林省で發表した昭和十四年度農林水産物生産總價額調

查によるこ、總生産價額は七十三億九千二百十三萬七千圓
 そのうち農産物は六十億圓、林産物七億餘圓、水産物五億
 餘圓で前年度に比較すれば二十三億一千九百一十一萬六千圓
 の巨大な増加となつてゐる。いま参考のため昭和五年以降
 の總價格を示すに次の如くである。(單位千圓)

昭和五年	二、八〇七、八二三
同 六年	二、三九八、六八九
同 七年	二、七七六、七一八
同 八年	三、四一九、九五一
同 九年	三、一五三、五三七
同 十年	三、六二七、一二六
同 十一年	四、一六八、四九九
同 十二年	四、七三〇、八九〇
同 十三年	五、〇七三、〇二一

以上の如く農林水産物収入は急激な増加を示したがこの
 収入増加の重要な原因はいふまでもなく農産物價の値上
 りによるものであつた。即ち米價にしても經價にしても非
 常に高く販賣出來たからだ。特に商の如きは十五割五分薪
 材は八割七分、製茶六割、米麥以外の食用作物五割七分の
 増であつた。十五年度の農産収入は米麥の減收、經價の低
 落、農産物價格の公定化による騰貴抑制の全面化を物語つ
 て前年度より五千萬圓増の六十一億一千八百萬圓に過ぎな

かつた。たこへば昭和十三年を一〇〇とする十五年度指數
 を見るこ

總額	一四七	米	一一八
麥	一七九	食用農産物	一五七
果實	一八八	蔬菜花卉	一七七
工藝農産物	一五九	製茶	二四六
菓製品	一三四	繭	二四九
肉類	一二三	牛乳	一三四
鶏卵	一五七	蜂蜜及蜜蠟	一三一
兔毛兔肉	一五四		
即ち繭、茶が一四六%を増加し、麥、食用農産物、果實、 蔬菜、花卉、工藝農産物、鶏卵、兔毛兔肉がいづれも五〇 %以上の昂騰を見せてゐるに反し、もつこも騰貴せざるも のは米で昭和十三年に比し一八%高を示したに止つた。十 五年度の農産物生産價額は左の如くである(單位千圓)			
米	二、五三三、五五四	前年比増減	△三三〇、八三〇
麥	七三三、七三六		一三三、五五四
食用農産物	三九七、〇九〇		ナシ
果實	二五、九三三		五九、四五四
蔬菜花卉	五九、〇七一		一七、四七六
工藝農産物	三九、一五〇		一九、一九七

事變以後農村からは多數の壯丁が應召されて行つたし、
 また一部は滿洲農業移民として出かけて行つた。そのため
 先づ第一に農村には勞働力が急激に不足し出した。それに
 加ふるに肥料は減少しまた耕地は工場敷地としてドシドシ
 と潰されて行つた。

たこへば農家戸數の状況についてゐるこ、十四年度農事
 統計によれば全國農家總戸數は五百四十九萬八千八百三十八
 戸で前年に比較するこ二萬七千六百四十二戸の減少となつ
 てゐるのである。これはいふまでもなく前述した如き農民
 の應召と農家の時局産業への轉換によるものであつた。
 昭和九年以降の農家戸數を示すに次の如くである。

製茶	七二、八七〇	三、五、六一〇	四三三、二四
繭製品	九〇、九五五	ナシ	四三三、一二
肉類	八三、四五五	△三〇、五九〇	四二二、一四
牛乳	一六〇、五二八	ナシ	四一〇、一七
鶏卵	一五、九五六	ナシ	四〇〇、四〇
蜂蜜	一、七三三	五〇、八七〇	
蜜蠟	一、七三三	ナシ	
兔毛兔肉	九、六三三	一、六七三	
計	六、二一、八八〇	西、二〇二	

從つて何等の對策も講じなければ、農業生産の減少する
 のは當然のここであらう。そこで事變以後共同作業の徹底
 補助金の交附策あらゆる對策を講じ、農業生産を維持増進
 するため邁進したのであつた。そのため十四年度は米、繭
 等いづれも好成績であつたが、しかし十五年度は必ずしも
 よい成績とはいへなかつた。當初豫定された生産目標は次
 の如くであつたが實際の生産はいづれも減産であつた。

藁(生) 七、四三六千貫 一五、五三三貫 三三、〇〇〇千貫
 木炭 六五、〇〇〇千貫 一九、〇〇〇千貫 八四、〇〇〇千貫
 十四年度の米穀生産高は例の朝鮮米の激減のため思はぬ不足をつけ、節約、外米の輸入によらねばならなかつたが十五年度の米穀生産高も増産計画にも拘らずあまり香しくなかつた。米穀は國民の主要食物だけにその出来、不出来は國民生活に重要な影響を與へるため、政府では米の増産には全力を注ぎ、米増産奨励金まで支出してその増産につとめたのである。

即ち農林省では昭和十五年度食料増産應急対策として第二豫備金から總額一千七百七十二萬五千七十圓を支出し極力その増産につとめた。いまその内譯を示すに次の如くである。(單位圓)

總額	一一、七二五、五七〇
米穀増産奨励費	七、五三五、〇〇〇
稲作廢止防止助成金	一、〇二七、〇三〇
灌漑施設助成金	八〇〇、〇〇〇
農産資源開發施設助成金	一、九七七、五〇〇
その他	一八、六九〇

なほこの項目の支出内容は
 一、米穀増産奨励金は事變以來増産目標を引上げて來た結

果、現在事變前に比較して年額七百五十三萬五千石の増産となつてゐるので、これを基準として大體一石當り一圓の見當で急速に交附する。
 二、稲作廢止防止助成金は全國七千五百町歩を對象とし、これに對し種苗購入費の三分の一を助成し、また一部は縣の指導督勵費の補助。
 三、稻苗施設助成金は早害をうけた苗代千九百町歩に對し復舊費の三分の二を交附、また本田播きを行つたもの二千八百町歩に對し粗代の助成として支出。
 四、灌漑施設助成金は北海道、東北、關東の一部を除き揚水ポンプ三千臺の購入を見込み、その二分の一を助成するもの。
 五、農産物資源開發施設は休閒地六千町歩を愛國開墾し、これに對し反當卅六圓を交附、主として蕎麥を栽培せしめるもので一部は指導費とする。

以上の如く、政府では増産に對し補助金を交附したり、指導その他に全力をあげたが、十五年度の米穀生産高は第二回豫想による三十四年度より悪くなつてゐる。十五年度の第二回豫想收穫高は十月末日現在調査による三、全國の總收穫豫想は六千四百七十七萬五千四百二十石で、第一回豫想收穫高に比し四分二厘、前年度の實收高に比較すれば實に一割二分三厘の減收となつてゐる。

なほ内地外を通じた米の收穫高は總計九千三十萬石であり前年の實收高に比較するに、二百三十五萬石の減收となつてゐる。内地のみでは實に八百九萬石の減收となつたのである。内地外地を通ずる米穀の收穫高はつぎの如し。

内地米	六、〇八七	六、八九六	△	八〇九
朝鮮米	二、一一九	一、四三五	△	六八四
臺灣米	八二三	九三四	△	一一一
計	九、〇三〇	九、二六五	△	二三五

(單位萬石△印減)
 春藁は四三、八六七、九八一貫、前年に比較して八七八、六一二貫(二分)の減收であり、夏秋藁も四二、二六五、九七〇貫、前年に比較して三、八〇五、九二三貫(八分二厘)の減收となつてゐる。

昭和十年 五七、四五六
 同 十一年 六七、三二九
 同 十二年 六六、三一九
 同 十三年 六五、八六九
 同 十四年 六八、九六四
 同 十五年 六〇、八七四

十五年度の收穫高は前述した如く激減し、内地外を合せても二三五萬石の減少となつてゐるのである。元來豫定の増産目標は内地だけで七千百萬石であつたが、内地は案外の減收をみせてしまつた。この減收の原因は勿論不測の天

候にもよらうが、かゝる減收をみたことはいふまでもなく農村勞働力の不足耕地の減少、肥料不足による地力の減退等によるものといはねばならない。

なほ農家經濟に重要な影響をもつ藁産額についてみるに春藁は四三、八六七、九八一貫、前年に比較して八七八、六一二貫(二分)の減收であり、夏秋藁も四二、二六五、九七〇貫、前年に比較して三、八〇五、九二三貫(八分二厘)の減收となつてゐる。小麥についてみるに十五年度の産額は一千三百一十一萬四千二百廿六石で前年に比し百萬三百五十八石の増收であり増産目標一千三百萬石を越えること一十一萬四千二百廿六石といふ増收ぶりであつた。しかし大麥は七百五十二萬五千二百五十六石で、前年の實收に比し廿三萬八千八百十三石(三分一厘)の減、裸麥は六百二十六萬二千三百四十一石で、四十六萬八千二百一十一石(七分)の減收を發表された。

以上農業生産の狀況を通覽するに、あらゆる増産政策にも拘らず農業生産力が徐々に低下してゐることは否定出來ないだらう。長期戦に對應し、東亞の新秩序を建設するため臺所を十分に確保せねばならぬことはいふまでもないが主要食料品たる米の生産が累年低下しつゝ、あることは由々しき重大問題といはねばならない。ここに朝鮮、臺灣からの移入が益々困難になる状態ではなほさらのこころである。

いま参考までに日本内地および朝鮮、臺灣の米穀生産と消費を示すに左表の如くである。(單位千石)
 即ち朝鮮の米穀消費は昭和十年の八、一三三三石だったものが、一七、三四七千石に倍加し、臺灣も四、二〇一十石から五、〇九三石に増加し、内地への移出餘力は漸次減少しつつ、あるのである。

年次	内地		臺灣	
	生産	消費	生産	消費
昭和十年	五、八四〇	六、七三三	八、九〇六	四、二〇一
同 十一年	五、四五六	七、五三三	九、五三三	四、六三四
同 十二年	六、三三九	七、〇四〇	九、三三一	四、四八五
同 十三年	六、三三九	六、一五五	九、七七七	四、八三三
同 十四年	六、九三〇	八、〇三二	八、八六三	五、〇九三
同 十五年	六、二一〇	八、五〇〇	八、五〇〇	五、〇九三
昭和十年	一七、八八四	八、一三三	八、一三三	八、一三三
同 十一年	一九、四一〇	八、五〇七	八、五〇七	八、五〇七
同 十二年	二六、七九六	一二、五七九	一二、五七九	一二、五七九
同 十三年	二四、一三八	一五、七八二	一五、七八二	一五、七八二
同 十四年	一四、三五〇	一七、三四七	一七、三四七	一七、三四七

同 十五年 二〇、九八〇
 わが國の農業生産方法が非常に原始的な面が強く生産方法が高度化されてゐないことはすでに周知の通りである。特殊な地帯たごへは岡山縣下の藤田農場の如きは小型トラクター等を使用して生産の高度化を計つてゐるが、全国的にみるには生産方法はほんご高度化されてゐないといつてよい。勿論調整加工部門では相當發達してはゐるが生産面の機械が進歩してゐない。従つて最近問題にされてゐる適正規模農家の設定問題も、先づこの生産の高度化から解決して行かねばならないのである。なほこれに關聯して小作料の適正化も當然問題になつて來るだらう。續いて問題になつて來るのは如何にして耕地を擴張するかといふことである。
 一體わが國にはこれだけの耕地擴張餘地があるだらうか農林省の發表せるところによるになほ百六十二萬六千町歩あるといはれてゐる。即ち田四七、三千町歩、畑一、一三五千町歩、計一、六二六千町歩、これを地域別にみるに海道六十萬町歩、秋田縣八萬三千町歩、茨城縣七萬五千町歩その他になつてゐる。なほこのほか、朝鮮には耕地擴張可能面積百萬町歩あり、樺太に三十三萬町歩、滿洲には二千萬町歩の未耕地がある。臺灣は現在ほんご擴張の餘地はないといはれてゐるが、日滿支ブロックの見地に立つてみ

るに、耕地可能面積は決して少いとはいへない。單に内地のみについてみても百六十萬町歩あるのだから、もし國民運動、例へばドイツのアルバイト・デーレントの如く積極的に開墾すればまだまだ擴張する餘地はあるといはねばならない。殊に工場の地方分散化により、良田が潰廢されてゐる今日、これを適當に抑制し、積極的に開墾すれば決して耕地の擴張も不可能なこゝではない。耕地擴張可能面積を示せばつぎの如くである。

(A) 内地	四七、三千町歩
畑	一一三、五千町歩
田	一六二、六千町歩
計	
(B) 朝鮮	
荒地	七四、千町歩
開墾可能の山麓	八一、八千町歩
干潟地	二〇七、千町歩
計	一、〇九九、千町歩
(C) 樺太	
計	三三〇、千町歩
(D) 滿洲	

計 二〇、〇〇〇千町歩

耕地の擴張問題が、わが國農業の重要問題化されるに、内地においては農地開發營團(資本金三千萬圓)が設立されることになつた。その事業計畫は次の如くである。

一、事業計畫 開發十ヶ年計畫全體では土地開發五十萬町歩(水田二十萬町歩、畑三十萬町歩)改良百六十萬町歩を對象としてゐるが、そのうち營の直接事業として取上げるのは五十萬町歩以上の集團地で、開發二十五萬町歩(水田十萬町歩、畑十五萬町歩)開發は毎年五萬町歩づつ五ヶ年計畫で實施する。

この計畫が完成すれば、米穀千三百三十三萬七千石、麥類千四百萬石(大麥七百五十萬石、裸麥六百五十萬石)が増産されることになり、完成後の米穀生産目標は現在の七千百萬石から八千四百萬石に擴充され、また大麥、裸麥は現在の千三百萬石が二倍強の二千七百萬石に擴充される計算となる。

政府は戰時下における食料政策の重大性に鑑み十六米穀年度の米穀對策の大綱を決定し、すでに一部は實施に移してゐるが、次の如く主要食料増産計畫の應急對策を樹立した。

その内容は次の如くである。

(A) 應急對策

一、米穀 基準數量を七千百萬石とし増産を四十三萬石とし生産總目標を七千四百三十三萬石とす。この増産量は十五年冬より十六年春にかけて簡易開墾、土地改良などによるものとす。

二、大麥 裸麥Ⅱ全部を裸麥に換算し基準數量を一千百五十一萬石とし、増産分を二百四十七萬石とし、生産總目標を千三百九十八萬石とす。この増産は水田二毛作の奨励、空休閑地の利用、荒廢桑園の利用などによる。

三、小麥 千三百萬石(十五年同様)

四、甘藷 十三億八千五百萬貫の生産目標として十五年に比較して二割の増産とす。

五、馬鈴薯 六億六千萬貫の生産目標とす。十五年に比較し千萬貫の増産とす。

(B) 恒久對策

恒久對策樹立の主旨、増産目標、増産計畫實施方法は次のごとくである。

一、主旨 世界情勢のの變遷に伴ひ國防經濟の根基を確定し、國防國家體制の基礎を鞏固にすることはまことに喫緊のことに屬し、これがためには諸般の政策の實現に俟つこと勿論なるも國民生活必需物資特に主要食料等の自給強化策を確立することは新體制下における基本國策の一つに屬するをもつて本施設を樹立するものとす。

二、増産目標 食料及び飼料等の需給事情と増産可能度を考慮し増産目標を次の如く定むるものとす。(單位千石)

増産目標	基準數量	生産	計畫年次
米	一三、三三七	七、〇〇〇	昭和廿七年度
麥	一三、三九	二、五〇〇	昭和廿八年度

三、増産計畫

増産目標を達成すべき施設別増産數量を示せば次の如くである。(單位は千石)

種別	増産目標
(イ) 米 穀	四、〇〇〇
開 田	四、〇〇〇

耕地整理 五六〇

耕地改良 四、一五八

農業水利改良事業 二、二八八

暗渠排水事業 一、四〇〇

床締客土事業 三二〇

地下水源開發事業 一五〇

耕種改善 四、六一九

計 一三、三三七

四、實施方法 本計畫は(一)耕地の擴張施設(二)耕地の改良施設(三)耕種改善施設(四)試験研究の擴充施設の四種により實施することとす。その内容は次の如くである。

一、耕地の擴張施設は五十萬町歩を開墾することとし、開田廿萬町歩開畑卅萬町歩を次の計畫により昭和十六年乃至昭和廿年の五ヶ年に着手し、昭和二十四年までに完成するものとす。

(イ) 一地區五〇町歩以上集團地

二五〇、〇〇〇町 畑 一五〇、〇〇〇町
一五〇、〇〇〇町 畑 一〇〇、〇〇〇町

(ロ) 一地區五〇町歩以下のもの

一五〇、〇〇〇町 畑 一〇〇、〇〇〇町
一五〇、〇〇〇町 畑 一〇〇、〇〇〇町

(ハ) 營經營 二五〇、〇〇〇町

内自作農移住 五〇、〇〇〇戸

自作農創設經營 八〇、〇〇〇町

内自作農移住 一〇、五〇〇戸

その他 一七〇、〇〇〇町

即ち開墾計畫のうち二十五萬町歩は農地開發營團の經營によるもので他は自作農創設の主旨により民間經營とするものである。

二、耕地改良施設は計畫面積百七十二萬町歩を昭和十六年乃至二十年の五ヶ年に着手し、昭和二十七年に完成するもので、その内容は次の如し。

(イ) 農業水利改良百四萬町歩(要改良面積百九十八萬二千町歩)

(ロ) 暗渠排水三十五萬町歩(同五十一萬二千町歩)

(ハ) 床締客土八萬町歩(同二十四萬町歩)

(ニ) 地下水源開發五萬町歩(同二十萬町歩)

(ホ) 耕地整理二十萬町步(同九十萬町步)

三、耕種改善施設は適良品種普及病虫害驅除豫防なご農業技術の改善普及による從來の施設を擴充し増産および生産維持の確保を明せんす。

四、試験研究の擴充施設は約百萬圓の豫算をもつて農事試験場において農業生産上の基礎的試験研究事業を擴充し技術改善による増産に即應せしめんす。

今日の農村勞働力をもつてしては全般的に農産物を増産するに到底不可能なこゝだ。そこでさうしても比較的重要なならざる農産物、たゞは高級な果實類、その他の生産を犠牲にして、米、麥中心主義を彈底化されなければならぬのである。この生産を一元的に統制指導するため指導機關たる農業團體の統合問題もやうやく實現せんとしてゐるのであるが、この團體統制は出来るだけ早く實現し、統制の一元化を計らなければならぬ。現在休閒地その他農作に供されてゐない土地もあり農業生産は決して計畫的に生産されてゐることは言へない。この時に臨時農地等の管理に關する勅令案が公布されたことは耕地を徹底的に農業生産に動員する態勢を示すものとして特筆すべきものであ

らう。

△第四條 耕作以外の目的に使用するため農地を讓受け又は賃借權地上權その他の權利を取得せんとするものはその耕地以外の目的に使用することに付き地方長官(特に定めたるときは農林大臣)の許を受くべきこと。

△第七條 地方長官は道府縣農地委員會または市町村農地委員會をして農地の所有者または權利者に對しその農地を斡旋せしめ得ること、地方長官は農地の所有者または權利者に對し當該農地を第三者をして耕作せしむる賃貸その他必要な措置を命じ得ること、前項の命令ありたる場合においては農地の所有者または權利者賃貸料その他の事項に關し第三者と協議すべきこと、協議調はずまたは協議をなすこと能はざるときは地方長官の裁定するところによること。

以上によつて土地を有効に農業生産に振り向け、同時に米麥中心に生産するこゝが今日の食糧不安を解決する重要なキイポイントとなるのである。

重要法令解説

深刻な國際情勢の進展に伴ひ國家總力態勢は更に全面的強化を要請されるに至つたので政府は國家總動員法の合理的再編成を行ふと共に關係法規の改正整備を斷行、人的、物的動員の完璧を期した。

國民職業能力申告令改正

(一五、一〇、二〇公布)

人的動員の遂行に完璧を期するため從來國民登録で申告すべき技術者及び技能者のみならず滿十六歳以上五十歳未滿の帝國臣民の登録範圍を擴張、更に新に十六歳以上徵兵適齡に達せざる男子青年層を対象として所謂「青年國民登録制」を實施した外、一船勞務資源の登録を著しく簡易化し毎年一回九

月末日現在に依り十月十日迄に市町村長を経て職業紹介所長に申告すればよいこととなり、又要申告者は必ず申告控を徵兵検査の日に徵兵官に提出せしめることになつた。申告令骨子左の如し。

職業能力に關する事項の申告は本令施行地内に居住する年齢十六年以上五十年未滿の帝國臣民たる男子にして左の各號の一に該當するもの

- イ、本令施行地内に於て引續き三月以上厚生大臣の指定する職業に従事する者
- ロ、引續き一年以上前號の職業に従事して其の職業を罷め其の職業を罷めたる日より五年を経過せざる者。
- ハ、厚生大臣の指定する大學、専門學校實業學校其他之に準ずべき各種學校に於て厚生大臣の指定する學科を修め其の學校を卒業したる者。

ニ、厚生大臣の指定する技能者養成施設に於て所定の課程を修了したる者。
ホ、厚生大臣の指定する檢定若しくは試験に合格したる者又は厚生大臣の指定する免許を受けたる者。
ヘ、其他厚生大臣の指定する者

國民徵用令改正

(一五、一〇、二〇)

|| 船員徵用令 ||

勞務動員體制の擴大強化を圖るため國家總動員法第四條に基く國民徵用令の一部を改正實施した。その要旨は左の如くである。

一、從來は國民登録の要申告者(百卅四種の技術登録)に限り之を徵用する建前となつてゐたのを軍事上必要ある時は要申告者以外の者も徵用し得ることとした。新に要登録者以外の者で徵用せられる者は職業能力申告令の改正に伴ひ簡易登録をなした年令十六歳以上二十歳未滿の者である。

二、國家の行ふ總動員業務のみならず工場、事業場管理令に依り政府の管理する工場、事業場にも徴用し得ることをなつた。

三、前二項の改正に伴ひ總動員業務を行ふ管理工場の事業主が徴用に依り人員の配置を必要とする時は厚生大臣に之を申請すべきこと。

なほ船員徴用令は國民徴用令と同一趣旨であるが、徴用も令書送達も逕信大臣が行ふことになつてをり徴用の對象は海技免狀受有者及び下船後三年未滿の海員である。

従業者移動防止令

(一五、一一、二〇)

従來の「従業者雇入制限令」は工場、鑛山に於ける技術者の一部經驗職工の雇入を或る程度制限し之等従業者の移動を極力抑制して來たが、右制限外の職工、鑛夫等の移動著しきを加へ來つたので之を全面的に改正強化したもので其の主なる點は左の如し。

一、制限の對象となる従業者の範圍を擴張。

イ、從來従業者は「十六歳以上五十

歳未滿の男子」であつたのを「十四歳以上六十歳未滿の男子」に改む。

ロ、従業者は「引續き三月以上就業してゐる者及び退職後六ヶ月以内の者」を「引續き一年以上就業してゐる者及び退職後一年以内の者」に改む。

ハ、従業者は「仕上工、旋盤工等一定の職種に該當せる者」を「軍需産業其他國策遂行上重要な事業を営む工場、事業場に於て使用せらる、職工、鑛夫の全部」に改む。

一、引拔行爲の防止上現職にある指定従業者に對し自己又は他人の被傭者たることを勧誘することを禁止。

一、工場、事業場の事業主に對し他人を雇入る、場合其の者が指定従業者なるや否やを確認すべき義務を課し又従業者に對し工場、事業場に雇は

れんとする場合其の前歴に關する事項を事業主を経由して職業紹介所長に報告すべき義務を課した。

一、勞務供給契約に基き工場、事業場に於て指定従業者を使用することを禁止。

一、職業紹介所長は勅令に違反して指定従業者を雇入れた雇傭主に對し其の傭入れた指定従業者を解雇すべきことを命じ得る。

本令の適用を受ける事業及び従業者の指定告示は次ぎの通りである。

◇事業 採鑛業、金屬工業、機械器具工業、化學工業、瓦斯業及電氣業、窯業及土石加工業、製材及合板業、衛生材料品製造業、ベルト製造業、鐵道及軌道業、自動車業航空業、小運送業、電氣通信事業

◇従業者 (一)鑛山技術者、冶金技術者、電氣技術者、電氣通信技術者、機械技術者、航空機技術者、造船技術者、化學技術者、木工技術者、窯

業技術者 (二)勞務者、職工、鑛夫、電工汽罐士、通信士、航空機整備員、運送従業員、郵便及電報集配人

賃金統制令改正

(一五、一〇、二〇)

國家總動員法第六條に基き資金統制法並に賃金臨時措置令を統合一本建とする適正賃金制度を確立、ストップ令の期間滿了を俟つて昭和十五年十月二十日より實施した。勅令改正の要旨左の如し。

一、適用範圍を擴充して工場、鑛山、に於ける勞務者のみならず殆ど全部の勞務者に適用。

一、賃金規則の効力に於て之に違反する雇傭主は總動員法第六條の處罰を受ける。

一、高額に失するを認められる經驗工の賃金は厚生大臣又は地方長官に於て引下げを命じ得る。

一、厚生大臣又は地方長官は地域、男女及び年齢の別に依る外必要に應じ

ては業種又は職種の別に依り最高又は最低賃金を定め得る。

一、地方長官は必要あり認めたる場合はアウトサイダーに對しても協定賃金を適用し得る。

一、協定賃金に就き必要あり認めたる場合は一方的に協定賃金に代るべき協定をなし得る。

一、勞務供給業の取締を嚴重化する。

【施行規則要旨】

一、職員待遇者を勞務者としての適用範圍外に置く。

一、賃金總額計算期間を三ヶ月單位にする。

一、賃金臺帖様式を嚴守せしめる。なほ厚生省告示を以て實物給與評價額を指定 (イ)白米、精麥は行政官廳の指定する小賣價格の八割 (ロ)食事の給與は一日三食、男は廿五錢、女は廿

錢、一食男は十錢、女は八錢 (ハ)住宅の給與は一ヶ月一疊に付卅錢、一日一疊に付一錢とした。

船員給與統制令

(一五、一〇、二〇)

従來高級船員は會社職員給與臨時措置令に依り又下級船員は賃金臨時措置令に依りそれぞれ陸上勤務者と同様の給與に關する統制を受けて來たが、海上勤務の持異性を生かし給與の適正を期するため高級船員、下級船員を一括して一本の法令に依り統制を行ふことになつたものである。即ち統制の方法としては船舶所有者より政府は給與の準則を報告せしめ給與の支給は原則として準則に依據せしめる外船舶所有者相互間又は其の組合團體の協定にして合理的なものは政府の許可を受けしめてこれに依らしめることとし、なほ危険手當、遭難手當等に關しても積極的に之が支給を命令し得る様規定した。

會社經理統制令

(一五、一〇、一五)

従來の「會社利益配當及資金融通令」

並に「會社職員給與臨時措置令」を改廢統合し之に資金運用、經理検査等の規定を加へたもので「會社利益配當及資金融通令」のうち資金融通に關する部分は別個に「銀行等資金運用令」に制定した。總則に於ては會社經營の理念を明かにし會社は國家目的達成のため營利市場主義の觀念を捨て公益優先を根本方針として經營に當るべきことを規定した。利益配當の部分に於ける主なる改正點は左の如し。

一、現行法に於ては基準配當率を昭和十三年十一月三十日以前一年以内に決定したる利益配當に規定しあるを直前事業年度の配當率を基準としたこと。

一、新たに自己資本の觀念を採用し之に對し年百分の八を超える利益配當を許可制とし年百分の五までの利益配當を之を自由としたこと。

一、經理の實情に照し必要あり認めたる場合は將來の配當率につき適當

なる率を指定し得ること、したること

銀行等資金運用令

(一五、一〇、二〇)

金融機關の有する資金を出来るだけ計畫的且つ効果的に運用する必要増大を加へつゝある實狀に鑑み關係諸規定を單一の勅令とし運用の調整に一步を進めたもので其の要旨は左の如し。

一、金融機關の資金運用計畫を資金統制計畫に適應させるため必要ある場合は之に適當な調整を加へ得ることとした。

一、運轉資金其他の流動資金の貸出に對し適當な調整を加へ投機、思惑、買留等の不健全な資金貸出を抑制、事業の運営上必要なる資金を出来るだけ潤澤に供給し得ることとした。

一、融資金令は大體從來と同趣旨の規定を設けたが唯之を廣く一般の銀行に命じ得ることとした。

なほ流動資金貸付許可規定並に右規定に伴ふ報告徴收規定に限り十六年一月

一日より實施。

地代家賃統制令

(一五、一〇、二〇)

地代家賃の統制に關する唯一の根據たる「ストップ令」の期限満了を俟ち從來の勅令を全面的に改正、總動員法第十九條に基く包括的統制令を實施した。その内容は大體從來ストップ令として公布されてゐる臨時措置令と同様のものであるが、標準規定の追加、同令施行追加のため施行規則の方式は從來のものは著しく改正されてゐる。即ち

一、從來の地代家賃は原則として据置すが、右が一般のものに比較して不當に高いときは地方長官が値下げを命ずることを得る。また増築、改築等一定の事由ある場合には地方長官の許可を得れば値上げをなし得る。一、新たな土地家賃は一應當事者の定めた地代家賃を基準とするが、之等に就ては厚生大臣が適正標準を定

め不當に高いものには地方長官が値下げを命ずる。而して適正標準は厚生大臣の定める範圍内に於て地方長官が地方の實情に應じて之を適當に定め得るもので、その標準は大體土地資本の四分二厘に相當する額、但し地方の實情に應じ三分乃至六分まで増減し得る。家賃は造作費、水道瓦斯、電燈等の設備費を含む建築費に標準乗率一分二厘を乗じたものを基準とし之に地代、火災保険料相當額を加へたもの、但し下宿屋、共同住宅等は標準乗率一分五厘とし之に電燈料、水道費等を加算して決定する等である。

なほ朝鮮、臺灣、樺太及び南洋群島は昭和十六年七月一日より施行された。

施行細則の全文は次の如くである。

地代家賃統制令施行細則

第一條 地代家賃統制令(以下令と稱す)

第三條 第二項の規定に依る届出は地代又は家賃あるに至りたるときより十四日以内に左に掲ぐる書類及圖面を以て之を爲すべし。

すべし。

- (一) 地代届又は家賃届様式(第一號)
- (二) 借地にありては位置及敷地、借家にありては位置、敷地及間取を示す平面略圖
- (三) 其他参考となるべき書類又は圖面

第二條 令第四條第一項の事由ある場合は左の各號の一に該當するに因り令第三條第一項各號に規定する地代又は家賃が著しく低額なりと認めらるゝ場合とす。

- (一) 貸主に於て借地につき改良工事を施行し又は借家につき増築若しくは改造を爲したるとき
- (二) 借地又は借家に對する租税其他の公課の増課ありたる時
- (三) 下宿屋、共同住宅其他之に類する借家につき光熱費、消耗品費等の供費の増嵩するに至りたる時
- (四) 裸貸を附貸に改むる等借主の利益に借地又は借家の條件を改めたる時
- (五) 前各號に準ずる事情其他特別の事由あるとき

第三條 令第四條第一項の許可の申請を爲すには左に掲ぐる事項を記載したる許可

申請書を提出すべし。

- (一) 申請者の氏名及住所又は名稱代表者の氏名及主たる事務所所在地(管理人あるときは其の氏名及住所を併記する事)
- (二) 令第三條第一項各號に規定する地代又は家賃を超えて定めんとする地代又は家賃
- (三) 増額の實施期日、増額を爲さんとする事項(第一條第何號に該當する旨を併記する事)前項の許可申請書には左に掲ぐる書類及圖面を添附すべし。

- (一) 借地調書又は借家調書(様式第二號)
- (二) 借地にありては位置及敷地、借家にありては位置、敷地及間取を示す平面略圖
- (三) 其他参考となるべき書類又は圖面

第四條 令第五條の地代適正標準(年分)は土地價格に地方長官の定むる率を乗じて得べき金額に相當する額に依るものとす。

第五條 土地價格は昭和十三年八月四日以前に於る當該土地の最後の取得價格とす

但し當該土地につき取得價格なきとき又は不明若くは不相當なるときは昭和十三年八月四日現在に於る地方長官の許下價額とす。

第六條 昭和十三年八月五日以後土地につき左の各號の一に該當する事項あるときは地方長官は前條の土地價格を修正したるものを以て第四條の土地價格となすことを得。

- (一) 貸主に於て改良工事を施行したるとき
 - (二) 貸主に於て受益者負擔を支拂ひたる時
 - (三) 貸主に於て借地權利金を徴收したるとき
 - (四) 地方長官に於て土地價格の修正の必要ありと認むる事情あるとき
- 第七條 令第五條の家賃適正標準(月分)は左の各號の金額に相當する額を合算したるものに依ること。
- (一) 建物價格に地方長官の定むる率を乗じて得べき金額
 - (二) 地代又は其の相當額(月割額)
 - (三) 適正なる火災保險料に相當する額(月割額)下宿屋、共同住宅其他之に類するもの

する借家にありては前項に規定する額に供益費(月割額)を加算するものとす。供益費とは前項に規定する借家に於て貸主の負擔する電氣、瓦斯、水道の料金其他の供益施設に要する費用を謂ふ。

- 第八條 建物價格は左に掲ぐる費額の合計額とす。
- (一) 主體建築費
 - (二) 附屬設備費(電氣、瓦斯、水道、下水溝、門、塀、物置其他の建物の使用上必要な設備の費用)
 - (三) 造作費(疊、建具等の普通の造作の備付に要する費用)
- 第九條 貸主が借家につき權利金(暖簾の性質を有するものを除く)を取得せんとすは前條の建物價格より其の額を控除したるものを以て第七條第一項第一號の建物價格とす。
- 第十條 地方長官第四條及第七條第一項第一號の率を定めんとするときは厚生大臣の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ。
- 第十一條 地方長官第四條又は第七條第一項第一號の率を定めたる時は左に掲ぐる事項を告示すべし。
- (一) 第四條又は第七條第一項第一號の率及其の適用地域
 - (二) 前號の率の規定につき前提としたる借地又は借家の條件
 - (三) 其他參考となるべき事項
- 第十二條 建物の一部たる居室の家賃適正標準は當該建物の家賃適正標準額につき全部の居室の面積と其の一部たる居室の面積との比率に依り定まる額を基準とす前項の規定は建物の一部たる室にして居室に非ざるもの、家賃適正標準につき之を準用す。
- 第十三條 令第六條の規定に依る減額の命令は地方長官貸主に對し左の事項を通知するに依り之を爲す。
- (一) 減額後の地代又は家賃
 - (二) 減額の實施期日
- 第十四條 第三條の規定は令第七條の許可の申請につき之を準用す。
- 第十五條 令第八條の認可の申請を爲すには左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を提出すべし。
- (一) 組合其他之に準ずるもの、名稱及地區

- (二) 組合其他之に準ずるもの、構成員たる資格及構成員の數
 - (三) 家賃の基準及其の借家の條件並に其の實施期日
 - (四) 家賃の基準及其の借家の條件を定むる事由並に其の基準及條件の根據前項の認可申請書には左に掲ぐる書類及圖面を添附すべし。
- (一) 借家調書(様式第三號)
 - (二) 借家の位置、敷地及間取を示す平面略圖
 - (三) 定款又は規約の寫
 - (四) 令第八條の認可の申請を爲すべき旨の決議書又は同意書の寫

第十六條 令第十二條第二項の證票は様式第四號に依る。

第十七條 令第十三條の規定に依り令第三條、第四條、第六條、第九條及第十條の規定を準用する借地又は借家の條件は敷金修繕費の負擔、疊、建具其他の造作に要する費用の負擔、下宿屋、共同住宅其他之に類する借家に於る供益費の負擔、地代又は家賃の支拂條件及借主の貸主に給付する權利金其他の財政上の利益に關する條件とす。

第十八條 第三條及第十三條の規定は令第十三條に掲ぐる地代又は家賃以外の借地又は借家の條件に關するものにつき之を準用す。

附則

本令は昭和十五年十月二十日より之を施行す、昭和十四年十月厚生省令第三十三號地代家賃統制令施行規則第四條の規定は昭和十五年十月十九日以後と雖も其の効力を有す。

價格等統制令改正

(一五、一〇、二〇)

公定價格を整備充實し、戰時下物價對策の萬全を期するため價格等統制令(所謂九・一八物價停止令)は有効期間昭和十五年十月十九日(向ふ一ヶ年)延長して昭和十六年十月十九日に改められた。右は公定價格又は協定價格の設定されたもの既に四萬點、外に地方長官の指定せるものを加へれば約十萬點に達する狀況であるが、商品の種類は多種多様、その數極めて多く全商品に亘つて公定價格を設定するには至ら

ないので停止期間を更に一年延長し、その間九・一八價格の整備を圖らんことを以て改正の要點は次の如くである。

- 一、九・一八價格の判定困難なる場合には從來受領者(賣買の契約がある場合はその賣主をいふ)よりの申請に依り地方長官之を指示してゐた制度を改め主務大臣が當ることとした。
- 一、特殊の商品例へば特別の構造機能を有する機械類等は普通の公定價格を設定すること困難なので一品毎に公價を認める。但しこの場合には豫め主務大臣の認可を要する。而して一旦認可を受けた上は當事者は認可價格を超えて契約し、支拂受領することは出来ない。
- 一、取引所内に於ての取引價格は九・一八停止令の適用を除外されてゐたが、有價證券、生糸、繭、棉花、綿糸以外のものにも本令を適用する。即ち穀物や肥料、砂糖等は假令取引所内に於て賣買取引される場合に於ても適用を免れ得ない。
- 一、支那向輸出價格は從來停止令の適用

を受けてゐたが、東亞輸出入組合聯合會の成立に依り一元の統制が行はれることとなり且つ圓紙幣回収の目的より九・一八の停止價格は適用しないこととした。

なほ停止期間の延長に伴ひ從來特に行政官廳の例外許可を受けてゐたものは、有効期間を昭和十六年四月十八日迄半ケ年延長すること但し行政官廳が別段の處分をなしたるときは之を短縮するこゝを得るやう附則に於て規定した。

宅地建物價格統制令

(一五、一一、二五)

價格等統制令の所謂九・一八停止令は土地建物の價格を一應ストップより除外した關係上、土地建物の投機的思惑賣買、先高見越しに依る賣り惜みの傾向が著しくなり都市その他の殷賑産業地帯に於ける住宅拂底はいよゝ甚だしくなるので當面の弊害を一掃し、價格の抑制を圖るこゝし、差當り投

機的に宅地又は建物が轉々賣買される場合、宣傳廣告に依つて土地熱を煽り、地價を異常に昂騰せしめて弊害の起り易い土地分譲の場合、宅地以外の農地等が住宅、工場敷地等として譲渡される場合の價格昂騰に對し統制を加へるこゝになつた。即ち

- 一、九・一八以後に建築した建物で現に自分が使用したり他人に貸してゐたりする建物はその建築費に登記に要した費用、不動産取得税及同附加税、その他受益者負擔等の公租公課を加算した額を超えて取引することを禁ずる。新築後使用せずそのまゝ建築する建物については或る程度利潤を認めること。
 - 一、九・一八以後に賣買其他の有償行為に依つて取得した宅地又は建物は、買取つた値段に前項公租公課を加へた額以上には取引を禁止する。
- 但し讓渡人が當該宅地に著しい改良工事を施した場合、當該建物に増築又は改築をなした場合は特別の場合には行政官廳の許可を得れば基準價格を超えて賣買出来る。なほ建築費の範圍は、

建物の工事費(材料費を含む)設計費及工事監督費、工事中の地代(自己の土地に建物を建築した場合にあつては地代相當額)工事中の火災保険料と定められてゐる。

- 一、以上の價格判定の困難なる場合には地方長官の認可を要する。又減額すべき事由生じた場合例へば無擔保の土地を買ひこれを擔保に金を借りた土地を賣るやうな場合にも地方長官の認可を受けねばならない。
- 一、土地を分譲する場合その價格については、九・一八以前に取得した土地であつても地方長官の認可を要する宅地以外の土地を宅地とする目的で分譲する場合にも地方長官の認可を要する。

本令では、建物所有を目的とする地上權又は土地賃借權の價格及び土地又は建物の讓渡契約に附隨して定められる營業權、造作、附屬設備、附屬築造物、その他財産上の利益の價格についても土地建物の價格と同様の統制を加へられるこゝし、なほ本令に違反した者は三年以下の懲役又は五千圓

以下の罰金に處せられ、情狀により懲役及び罰金を併科される。

金買上規則

(一五、一〇、一〇)

政府に金強制買上權を賦與すべき產金法第十一條の二に基く金買上規則は昭和十五年十月十日付公布即日實施されたが、これと同時に同規則に基き讓渡其他の處分を制限する金製品の品目及び讓渡先の指定、賣却を命じたる場合の賣却價額(普通の場合の買上價格と同様一瓦參圓八拾五錢)を告示した。之により以後昨年七月一日の金保有狀況調査の對象となつた金製品及び刀劍、附屬金屬たる金製品は直接又は銀行其他の取次機關を通じて政府に賣却する場合の外は日本銀行、財團法人戰時物資活用協會及び社團法人金銀製品商聯盟以外には讓渡、質入其他の處分をなすこゝは出来なくなつた。金製品の指定左の如し。

- ◇指環、提飾其他裝身具
- ◇時計側、眼

重要法令

鏡縁其他身廻品 ◇煙管、シガレットケース其他喫煙用具 ◇杯、釜其他飲食用具 ◇燭臺、香爐其他家具什器置物 ◇鏞、目貫其他刀劍附屬金屬 ◇文鎮、硯屏、ペーパーナイフ、ペンナイフ、印形又は肉池 ◇古金貨幣又は外國金貨

賜金國庫債券規則

(一五、一〇、一五)

「支那事變に關する一時賜金として交付する爲め公債發行に關する法律」に基き昭和十五年度に於て壹億六千四百貳拾萬圓を限り事變關係者に公債を交付するこゝし、なり、賜金受給者に交付する公債の條件發行及び交付登録買上償還等に關する大藏省令は「賜金國庫債券規則」にして十五日官報を以て公布即日施行した。

米穀管理規則

(一五、一一、一一)

食糧確保の見地より十五年度産米に對し農家の自家保有米を除く全販賣米を國家管理下に置くこゝし、輸出入

品等に關する臨時措置法に基く「米穀管理規則」を公布實施した。要點は次の如し。

- 一、十五年度産米中農家に於て消費する自家用飯米を除き他は全部國家管理米として政府の管理下に置く。
- 一、農家保有米標準數量は東北(北海道を含む)關東、北陸、東海、近畿、中國、四國、九州の八ブロック別に消費單位當標準消費高を算定し之を基礎として年齢別一人當消費高を決定、當該家族の構成人員に應じ算出せる一ケ年分の數量を保有米とする。
- 一、各道府縣の一消費單位當標準消費高は昭和十二、十三、十四の三ヶ年に於ける農家飯米消費高より算出せる一消費單位當消費高の三ヶ年平均を基準とし、之に全國平均の一消費單位當消費高及び各地方の事情を參酌して定める。
- 一、種籾及び屑米は保有米より除く。
- 一、米作に従事する十五歳以上の者は地方の事情に依り男子三割、女子一割迄の増額をなす。
- 一、味噌、醬油、甘酒等に使用するため

一、家族一年分所要量の一分を追加する
 一、管理米たる米穀に對しては管理米證
 印を押捺し地方長官の指示に依り指定
 倉庫に寄託するか又は所有者に於て保
 管する。

なほ本規則は沖繩縣には適用しない。

郵便取扱制限

(一五、一一、一六)

時局下益々増加する重要通信の完全なる流通に努力節約のため非常時郵便の新體制を實施せるもので改正された主なる點は左の如くである。

- 一、小包郵便は配給統制の主旨に反する米、木炭の如きもの取扱を禁止し全部内容品を明記し市内特別小包を廢止
- 二、市内扱郵便廢止
- 三、集金郵便、振替集金、代金引換郵便の取扱中止
- 四、内容證明郵便の取扱制限
- 五、外國郵便の締切豫告停止
- 六、滿洲國宛課金別納の一時取扱停止
- 七、速達郵便は小包及び小包別配達扱の廢止と郵便物の配達時間を制限して市

内は午後九時、市外は同八時迄配達人に對する返信依頼の禁止、配達郵便局の指定禁止

馬の輸移出制限擴大

(一五、一二、一五)

軍馬資源保護法及び種馬統制法に依り檢定検査に合格したる馬を輸出及び移出する場合は、從來許可制を採り之を制限して来たが其の他の馬に就ても農林、陸軍兩省令「臨時馬の輸出及移出制限に關する件」を十一月十五日公布十二月十五日より實施した。之に依り馬の輸移出は移民用等特殊の事情あるものを除き全部馬匹協會をして取扱はしめ内外地及び滿洲國軍馬資源の調整を圖るこゝになつた。

農機具配給統制規則

(一五、一二、五)

農機具の配給統制に關しては十五年五月農機具配給會社を設立、更に九月二十五日全購聯ミ大日本農機具商業組合聯合會との間に一元的配給協定が成

立したので之に基き農林省では輸出入品に關する臨時措置法に依り農機具配給統制規則を制定、二十二日公布、十二月五日より實施された。

國防保安法

(一六、三、七)

内外諸情勢愈々切迫しつゝ、ある際、業務上國家秘密を保護し敵性國の秘密戰的策動を完封するこゝは國家總力戰遂行上最も緊要である。而して我が國には從來軍事上の秘密を保護するものとしては軍機保護法其の他の法規があつたが、外交、財政、經濟等廣範圍に亘る國家總力の重要機密を保護し、外國の宣傳謀略、經濟謀略等を防止する法規は遺憾ながら不十分だつたので、こゝに國防保安法を制定實施し以て防諜の完璧を期するこゝになつたもので本法はまた眞に日本を一億一心たらしめんとする道徳的意義を有するこゝは見逃し難い。先づ法第三條から第七條までは國家機密を探知、收集、外國へ

漏泄及び之を公にすることを罰する規定(最高は死刑)

第八條は外交、經濟、財政等に關し我が國防上不利な情報を外國に通報するために探知、收集することを罰する規定(十年以下の懲役)

第九條は宣傳、謀略の防止規定(無期又は一年以上の懲役)

第十條は我が國の經濟界を混亂せしめんとする經濟謀略の防止規定(無期又は一年以上の懲役)

第十六條以下は刑事手續を規定してゐる。
 而して「國家機密」は第一條に列擧してある如く(一)御前會議、樞密院會議、閣議又は之に準ずべき會議に附せられたる事項及び其の會議の議事
 (二)帝國議會の秘密會議に附せられたる事項及び其の會議の議事(三)前二號の會議に附する爲め準備したる事項其の他行政各部の重要な機密事項等で「之に準ずべき會議」は議題や

重要法令

之に關聯してなされる發言、説明を指し、また「行政各部」は例へば内閣(企畫院、情報局)各本省、朝鮮總督府の如きものをいふのである。

國防保安法

第一章 罪

第一條 本法に於て國家機密とは國防上外國に對し秘匿することを要する外交、財政、經濟其の他に關する重要な國務に係る事項にして左の各號の一に該當するもの及之を表示する圖書物件を謂ふ。
 一、御前會議、樞密院會議、閣議又は之に準ずべき會議に附せられたる事項及其の會議の議事
 一、帝國議會の秘密會議に附せられたる事項及其の會議の議事
 一、前二號の會議に附する爲準備したる事項其の他行政各部の重要な機密事項

第二條 本章の罰則は何人を問はず本法施行地外に於て罪を犯したる者に付亦之を適用す。
 第三條 業務に因り國家機密を知得し又は領有したる者之を外國(外國の爲に行動

する者及外國人を含む以下之に同じ)に漏泄し又は公にしたるときは死刑又は無期若は三年以上の懲役に處す。
 第四條 外國に漏泄し又は公にする目的を以て國家機密を探知し又は收集したる者は一年以上の有期懲役に處す。
 前項の目的を以て國家機密を探知し又は收集したる者之を外國に漏泄し又は公にしたるときは死刑又は無期若は三年以上の懲役に處す。

第五條 前二條に規定する原由以外の原由に因り國家機密を知得し又は領有したる者之を外國に漏泄し又は公にしたるときは無期又は一年以上の懲役に處す。
 第六條 業務に因り國家機密を知得し又は領有したる者之を他人に漏泄したるときは五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す。

第七條 業務に因り國家機密を知得し又は領有したる者過失に因り之を外國に漏泄し又は公にしたるときは三年以下の禁錮又は參千圓以下の罰金に處す。
 第八條 國防上の利益を害すべき用途に供する目的を以て又は其の用途に供せらるる虞あるを知りて外國に通報する目的を

以て外交、財政、經濟其の他に關する情報を探知し又は收集したる者は十年以下の懲役に處す。

第九條 外國と通謀し又は外國に利益を與ふる目的を以て治安を害すべき事項を流布したる者は一年以上の懲役に處す。

第十條 外國と通謀し又は外國に利益を與ふる目的を以て金融界の攪亂、重要物資の生産又は配給の阻害其の他の方法に依り國民經濟の運行を著しく阻害する虞ある行爲を爲したる者は無期又は二年以上の懲役に處す。

前項の罪を犯したる者には情狀に因り拾萬圓以下の罪金を併科することを得。

第十一條 第三條乃至第五條、第八條、第九條及前條第一項の未遂罪は之を罰す。

第十二條 第三條乃至第五條、第九條又は第十條第一項の罪を犯すことを教唆したる者は被教唆者其の實行を爲すに至らざるときは十年以下の懲役に處す。

第十三條乃至第五條、第九條又は第十條第一項の罪を犯し又は第十條第一項の罪を犯さしむる爲他人を誘惑し又は煽動したる者の罪亦前項に同じ。

第八條の罪を犯すことを教唆したる者は被教唆者其の實行を爲すに至らざるときは三年以下の懲役に處す。

第八條の罪を犯さしむる爲他人を誘惑し又は煽動したる者の罪亦前項に同じ。

第十三條 第三條乃至第五條、第九條又は第十條第一項の罪を犯す目的を以て其の豫備又は陰謀を爲したる者は五年以下の懲役に處す。

第十四條 第四條第一項、第八條、第十一條乃至前條の罪を犯したる者未だ官に發覺せざる前自首したるときは其の刑を減輕し又は免除することを得。

第十五條 本章に規定する犯罪行爲を組成したる物、其の犯罪行爲に供し若し若し生じ若し之に因り得たる物は其の物犯人以外の者に屬せざるときに限り之を沒收す

裁判に依り沒收する場合を除くの外何人の所有たるを問はず檢事之を沒收することを得。

前項の犯罪行爲の報酬として得たる物及同項に掲ぐる物の對價として得たる物は其の物犯人以外の者に屬せざるときに限り之を沒收す。

條件を從業條件と改正)

第七條 變更なし。

第八條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り物資の生産、修理、配給、讓渡その他の處分使用、消費、所持及移動に關し必要なる命令を爲すことを得(總動員物資を物資と改正)

第九條 變更なし。

第十條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資を使用若し若し收用し又は總動員業務を行ふ者をして使用若し若し收用せしむることを得(總動員業務を行ふものの使用收用を追加)

第十一條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り會社の設立、資本の増加、合併、目的變更社債の募集、若し若し第二回以後の株金の拂込に付制限若し若し禁止を爲し會社の利益金の處分償却その他經理に關し必要なる命令を爲し又は銀行、信託會社、保險會社その他勅令を以て指定する者に對し資金の運用、債務の引受若し若し債務の保證に關し必要なる命令を爲すことを得(債務の

り之を沒收す。其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す。

第二章 刑事手續(略)

國家總動員法改正 (一六、三、二〇)

國內經濟體制の強化を目的とする國家總動員法は、支那事變の進展に伴つて逐次發動されたが、法の成立當時即ち昭和十三年頃其後其の間には我が國のよつて立つ環境に重大なる變化があり、これが不備の點を補正するに共に更に一朝有事の際如何なる事態の變化に對しても敏速機宜の手段を講じ得るやう法に彈力性を與へこれを強化すべく改正を加へたもので、その範圍は全文五十條の中二十五條に亘つてゐる。その眼目とする所は

一、勞務統制に關する條項の強化

二、統制物資の範圍擴大

三、金融に關する規定の強化

四、現有設備技術の利用集中

一、勞務統制に關する條項の強化
二、統制物資の範圍擴大
三、金融に關する規定の強化
四、現有設備技術の利用集中

引受と保證の追加)

第十二條 變更なし。

第十三條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業に屬する工場、事業場船舶その他の施設又は之に轉用することを得る施設の全部又は一部を管理、使用又は收用することを得。

政府は前項に掲ぐるものを使用又は收用する場合に於て勅令の定むる所に依りその從業者を供用せしめ又は當該施設に於て現に實施する特許、發明、若し若し登錄實用新案を實施することを得。

政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務に必要な土地若し若し家屋その他の工作物を管理、使用若し若し收用し又は總動員業務を行ふものをして之を使用若し若し收用せしむることを得(總動員業務を行ふ者の土地家屋等の使用收用の追加)

第十四條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り礦業權、砂鑛權及水の使用に關する權利を使用若し若し收用し又は總動員業務を行ふ者をして特許、發明及登錄實用新案を實施

五、産業統制に關する基本條項の整備

六、物價統制條項の整備

七、罰則の強化即ち惡質又は大規模な經濟統制違反に對する刑罰の強化を圖り、この種違反行爲の絶滅を期した。

こゝ等では以上の改正に伴ひ民間の損失については第二十七條に於て補償の途を擴大してゐる。

國家總動員法改正内容

第一條 第四條 變更なし。

第五條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國法人その他の團體をして國、地方公共團體又は政府の指定する者の行ふ總動員業務に付協力せしむることを得(政府の指定する者の追加)

第六條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り從業者の使用、雇人、若し若し解雇、就職、從業者は退職又は賃金、給料その他の從業條件に付必要なる命令を爲すことを得(就職、從業、退職、給料の追加並びに勞働

重要法令

二二九

せしめ若は鑛業權、砂鑛權及水の使用に關する權利を使用せしむることを得(總動員業務を行ふ者に特許發明等を実施せしめ鑛業權その他を使用せしめることの追加)

第十五條 前二條の規定に依り政府の收用したるもの不用に歸したる場合に於て收用したる時より十年内に拂下ぐるとき又は第十三條第三項の規定に依り總動員業務を行ふ者の收用したるもの收用したる時より十年内に不用に歸したる時は勅令の定むる所に依り舊所有者若は舊權利者又はその一般承繼人は優先に之を買受くることを得(第十三條第三項の追加に依る優先買受の追加)

第十六條 變更なし。
第十六條の二(全文追加) 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備又は權利の讓渡、その他の處分、出資、使用又は移動に關し必要なる命令を爲すことを得。
第十六條の三(全文追加) 政府は戰時に際し國家總動員上必要ある時は勅令の定むる所に依り事業の開始、委託、共同經營讓渡、廢止若は休止又は法人の目的變更

合併若は解散に關し必要なる命令を爲すことを得。

第十七條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種者は異種の事業の事業主間に於る當該事業に關する統制協定の設定、變更若は廢止に付認可を受けしめ統制の設定、變更若は取消を命じ又は統制協定の加盟者若は統制の協定に加盟せざる事業主に對しその統制協定に依るべきことを命ずることを得(事業を總動員業務に限定せざることとなり總動員業務を削除)

第十八條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種又は異種の事業の事業主又はその團體に對し當該事業の統制又は統制のためにする經營を目的とする團體又は會社の設立を命ずることを得。
前項の命令に依り設立せらるる團體は法人とす。
第一項の規定に依り設立を命ぜられたる者その設立をなさざるときは政府は定款の作成その他設立に關し必要なる處分を爲すことを得。
第一項の團體成立したるときは政府は勅

令の定むる所に依り當該團體の構成員たる資格を有する者をしてその團體の構成員たらしむることを得。

政府は第一項の團體に對しその構成員(その構成員の構成員を含む、以下之に同じ)の事業に關する統制規定の設定、變更若は廢止に付認可を受けしめ統制規程の設定若は變更を命じ又はその構成員若は構成員たる資格を有する者に對し團體の統制規程に依るべきことを命ずることを得。
第一項の團體又は會社に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む(事業を總動員業務事業に限定せざることとし統制組合の強制設立を統制經營の團體會社の強制設立と擴大)

第十八條の二(全文追加) 第十六條の二の規定に依り設備若は權利の讓渡若は出資を命じ又は第十六條の三の規定に依り事業の讓渡を命じたる場合に於て讓渡者は出資者の負擔する債務の承繼及その擔保の處理に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む。
第十八條の三(全文追加) 第十六條の二の規定に依る設備若は權利の讓渡若は出資

第十六條の三の規定に依る事業の讓渡若は法人の合併又は第十八條第一項若は第三項の規定に依り設立せらるる團體若は會社に就ては勅令の定むる所に依り課税標準の計算に關する特例を設け又は租税の減免を爲すことを得。

第十九條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り價格、運送賃、保管料、保険料、賃賃料、加工賃、修繕料その他の財産給付に關し必要なる命令を爲すことを得(修繕料及財産的給付の追加)

第二十條 變更なし。
第二十七條 政府は勅令の定むる所に依り第八條、第十條、第十三條、第十四條若は第十六條の二の規定に依る處分、第九條の規定に依る輸出若は輸入の命令、第十一條の規定に依る資金の融通、有價證券の應募、引受若は買入、債務の引受若は債務の保證の命令、第十六條の規定に依る設備の新設擴張若は改良の命令、又は第十六條の三の規定に依る事業の委託、讓渡、廢止、若は休止若は法人の目的變更若は解散の命令に因り生じたる損失を補償す但し第二項の場合はこの限りにあ

らず。
總動員業務を行ふ者は第十條、第十三條第三項又は第十四條の規定に依り使用收用又は實施を爲す場合に於ては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償すべし(十六條の二及三の追加、十一、十三、十四の各條修正に依る補償の追加)

第二十八條 變更なし。
第二十九條 前二條の規定に依る補償の金額及第十五條の規定に依る買受の價格は總動員補償委員會の議を経て政府之を定む總動員補償委員會に關する規定は勅令を以て之を定む(拂下價格を買受價格と修正)

第三十條 變更なし。
第三十一條 左の各號の一に該當する者は三年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處す。
一、第八條の規定に依る命令に違反したる者
二、第九條の規定に依る命令に違反したる者
三、第十條の規定に依る命令に違反したる者
四、第十一條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者
五、第十六條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者
六、第十六條の二の規定に依る命令に違反したる者
七、第十六條の三の規定に依る命令に違反したる者
八、第十七條若は第十八條第五項の規定

年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す。
一、第七條の規定に依る命令又は制限若は禁止に違反したる者
二、第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲さざる者
三、第十條の規定に依る總動員物資の使用又は收用を拒み妨げ又は忌避したる者
四、第十三條の規定に依る施設、土地若は工作物の管理、使用若は收用又は從業者の供用を拒み妨げ又は忌避したる者(第八條第九條違反の削除)

第三十二條 左の各號の一に該當する者は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す。
一、第十一條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者
二、第十六條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者
三、第十六條の二の規定に依る命令に違反したる者
四、第十六條の三の規定に依る命令に違反したる者
五、第十七條若は第十八條第五項の規定

西磐井	二七	三五	東磐井	二七	三五	最上	四三	四七	南置賜	三三	三七
氣仙	四二	五〇	上閉伊	四二	四五	東置賜	三三	三七	西置賜	三三	三七
下閉伊	四二	五〇	九戸	四五	五〇	東田川	三六	四〇	西田川	三六	四〇
釜石	六〇	八五	宮古	四二	五〇	飽海	三六	四〇	山形	四七	五〇
〔宮城縣〕						米澤	三三	三七	鶴岡	三六	四〇
刈田	二九	四〇	柴田	三〇	四〇	酒田	三六	四〇	〔福島縣〕		
伊具	二九	四〇	亘理	三二	四〇	信夫	三七	五〇	伊達	三五	四五
名取	三二	四六	宮城	三五	五〇	安達	三七	五〇	安積	三四	五〇
黒川	三〇	四〇	加美	三四	五〇	岩瀬	三七	五〇	南會津	四〇	四五
志田	三四	四一	玉造	三〇	四〇	北會津	三五	四五	耶麻	三五	四五
遠田	三六	四〇	栗原	三三	四〇	河沼	三七	四五	大沼	三八	四五
登米	三三	四〇	桃生	三三	四〇	東白川	三七	四五	西白河	三七	四三
牡鹿	三七	四〇	本吉	三二	四〇	石川	三七	四五	田村	三七	四三
仙臺	三六	四五	石巻	三五	四五	石城	三七	四五	双葉	三四	四〇
〔秋田縣〕						相馬	三七	四五	福島	三七	四〇
鹿角	三五	三五	北秋田	三五	三五	若松	三五	五〇	郡山	三五	五〇
山本	三〇	三二	南秋田	三〇	三二	〔山形縣〕					
河邊	三〇	三二	由利	三四	三二	能代	三〇	三二	秋田	三四	三二
仙北	三〇	三二	平鹿	三〇	三二	雄勝	三〇	三二	〔山形縣〕		
雄勝	三〇	三二	〔山形縣〕			南村山	四七	五〇	東村山	四七	五〇
能代	三〇	三二	〔山形縣〕			西村山	四七	五〇	北村山	四七	五〇

一、農地潰滅の防止
 一、空地の利用
 一、作付の調整

等であつて、その内容の要點第一は、農地潰滅の制限である。即ち農地の所有者或は賃借人、永小作人等が農地を耕作以外の目的に供せんとするときは農地の面積が五十坪を超える場合には原則として地方長官の許可を受ける事面積が五千坪を超える場合は農地が二府縣以上に亘る場合には農林大臣の許可を受けるやう規定し農地の無統制な潰滅を防ぎ、潰滅の餘儀ない場合でも熟田良畑を避けさせ、或はそれが潰廢に至るまでの間は、耕作に利用させるこいふ風な條件を許可する場合附けるやうにした。第二の要點は耕作の強制である。地方長官が必要と認められた場合には道府縣農地委員會又は市町村の農地委員會をして現に耕作されてゐない農地又は放置されてゐる土地は耕作するやうその権利者に勧告せしめる事にし、勧告を肯かぬ場合その他必要

臨時農地等管理令

(一六、二、一)

この勅令は、國家總動員法第十三條第一項及び第三項の規定に基いて、制定されたものである。制定の趣旨を列擧すれば

けたほか、司法省關係の副看守長を優遇し警察監獄職員として取扱ふ事になり、同法第二十三條、二十五條、二十六條を改正した。

住宅營團法

(一六、三、七)

本法は我國住宅政策の根幹をなすものであつて、勞務者及び一般庶民大衆に住宅供給を行ひ、殷賑産業地帯に展開されつゝある住宅難の緩和を圖らんとするの目的である。公法人と私法人の中間に屬する特殊法人であつて資本金一億圓、全額政府出資となつてゐるが拂込資本金の十倍まで住宅債券を發行して事業資金に充てられる事になつてゐる。十六年度以降五ヶ年計畫に依り三十萬戸の住宅を建設する計畫でそのうち二十坪及び十五坪のもの二十萬戸は原則として土地附分譲、又十坪のものは賃貸に依り經營して行く方針である。尙この營團に對しては、住宅建設の前提條件たる用地取得を確保す

軍機保護法改正

(一六、三、一〇)

軍機保護法實施の經驗に鑑み、空中高所より水陸の形狀等を撮影する外にその模寫をも禁止制限したこゝ、又過失によつて軍事上の秘密を他人に漏泄または公示した場合の罰を重くしたこゝの二點について改正を改へた極めて局部的改正である。

軍法會議法改正

(一六、三、二八)

陸軍々法會議法の改正は、軍司令部が制定された結果、軍法會議を常設す

ある場合には適當と認め者に耕作せしむるやうに命じ得る途を拓いた。第三の要點は作付の調整で、農林大臣は地方長官が必要と認めるときは農地の権利者に對して一般的に農作物の作付を制限又は禁止し、更に地方長官は特定の農地の権利者に對して農林大臣の指定する農作物の作付を命ずる事を得る事として不急の農作物の作付を抑制して必要な農産物の増産を圖るやうにしたこゝ等である。

恩給法中改正法

(一六、三、三)

恩給法の適用範圍を擴大したものであつてその要點は左の如くである。
 一、恩給法第四十六條の二の規定及び第六十條の規定を改正、下士官以下の軍人は傷病程度を査定の上兵役免除ならなくても傷病年金傷病賜金を給付される事になつたこと。
 一、陸軍兵長に對する恩給規定を設

る事となつた、め及び今次事變の經驗に鑑み審判機關の構成に關する規定を整備する必要を生じた、め三十數ヶ條に亘つて改正を加へたもの、又海軍々法會議法の改正も、同様今次事變の經驗に鑑み、審判機關の構成に關する規定を整備する必要を生じたので、十數ヶ條に亘つて改正を加へたものである。

陸海軍々人軍屬違
警罪處分令中改正

陸海軍軍人軍屬以外の軍從屬者等の拘留又は科料の刑に該當する犯罪について憲兵隊長等が即決處分をなし得る事にしたものである。

國民勞務手帳法

(一六、三、七)

最近勞務者の移動激しくなつたが、この勞務者自身の移動を規制し生産力擴充の完璧を期せんとするにあり、十四歳以上六十歳未滿の者で技術者又は

勞務者として工場、鑛山、或は土木建築業、交通運輸業又は貨物取扱業通信事業等に使用されてゐる從業者には凡て政府が發行した國民勞務手帳を交付する事になつてゐる。從業者は此の國民勞務手帳を提出しなければ就業が出来ず、また使用者側では手帳所持者でなければ採用する事が出来ない仕組みとなつてゐる。本法の對象となるのは六百萬人であるが、うち三百萬人は先に實施されてゐる職業能力申告手帳で代用出来るから残る三百萬人が對象となるわけである。

尙右勅令は七月二十一日より一部實施、十月一日より全面的に施行された。

國民勞務手帳法施行規則

第一條 國民勞務手帳法(以下手帳法と稱す)第一條の技術者は別表に掲ぐるものとす(別表略)
別表に掲ぐる技術者及勞務者と雖も左の各號の一に該當する者は之を除く但し第四號乃至第六號に該當する者三十日を越えて引續き使用せらるゝに至りたるるとき

は此の限に在らず。

一、帝國臣民に非ざる者、二、女子、三、工場法施行令第一條各號の一の事業を營む工場にして工場法の適用なきものに使用せらるる者、四、三十日以内の期間を定めて使用せらるる者、五、使用期間の定めなく勞務供給契約に基き又は試に使用せらるる者、六、日日雇入使用せらるる者、七、臨時に土木建築作業に従事する者にして之を業とせざるもの。

第二條 國民勞務手帳は様式第一號に依る(様式略、以下同じ)

第三條 國民勞務手帳法施行令(以下施行令と稱す)第一條同令附則第二項及昭和十六年勅令第七百五號附則第二項の申請は様式第二號に依り之を爲すべし。
前項の申請書には最近一年以内に撮影したる寫眞(名刺版正面半身脱帽臺紙なきもの)を添附すべし。
國民職業指導所長特に必要ありと認むるときは第一項の申請書に手帳法第十五條に規定する證明書又は戶籍の抄本の添附を求むることを得、國民職業能力申告令に基く職業能力申告手帳の交付を受けた

る者從業者たらんとするときは第二項に規定する寫眞を其の就業すべき地を管轄する國民職業指導所長に提出し當該職業能力申告手帳に其の貼附を受くべし。

第四條 從業者第十一條の規定に依り國民勞務手帳に貼附したる寫眞の再貼附を受けんとする場合に於ては使用者は國民勞務手帳を從業者に一時返付すべし。

第五條 施行令第八條第三項及第十五條の規定に依る報告は様式第三號に依り之を爲すべし。

第六條 施行令第十八條の給料又は賃金の範圍は給料賃金手當其の他名稱の如何を問はず從業者を使用する使用者が勞務の對償として支給する金錢物其の他の利益とす但し左に掲ぐるものを除く。
一、實物給與但し白米、精麥、食事及住居の給與を除く。二、賞與。三、臨時の給與。

給料又は賃金の全部又は一部が金錢以外の給與其の他の利益なる場合に於ては其の價格の算定は厚生大臣の定むる所に依る。

第七條 施行令第二十條第二項の規定に依る報告は様式第四號に依り之を爲すべし

第八條 施行令第二十一條第三項の規定に依る報告は様式第五號に依り之を爲すべし。

第九條 施行令第二十二條第二項の規定に依る報告は様式第六號に依り之を爲すべし。

第十條 施行令第二十四條第一項の申請は様式第七號に依り之を爲すべし。
國民勞務手帳毀損又は餘白なきに至りたるに因り國民勞務手帳の再交付を受けんとする者は前項の申請書に其の國民勞務手帳を添附すべし。

第十一條 國民勞務手帳の交付を受けたる者國民勞務手帳に貼附したる寫眞毀損し又は亡失したるとき其の他本人たることを認め難きに至りたるときは從業者たる者に在りては其の就業地を管轄する國民

職業指導所長に就き寫眞の再貼附を受くべし。

第十二條 國民勞務手帳に代る證明書は様式第八號に依る。

第十三條 國民勞務手帳に代る證明書に記載すべき事項は施行令第二條第一號乃至第四號乃至十五號に掲ぐる事項とす。

第十四條 手帳法第十六條第三項の規定に依る證明書は様式第九號に依る。

【附則】 本令は昭和十六年十月一日より之を施行す。但し手帳法第二條の規定實施の爲に豫め必要な範圍内に於ては同年七月二十一日より之を實施す。昭和十六年九月三十日迄に第三條第一項の申請を爲さんとする者は同條第二項に規定する寫眞を添附せざることを得但し寫眞を附添せざる場合に在りては昭和十八年九月三十日迄に其の就業地を管轄する國民職業指導所長に同條第二項に規定する寫眞を提出し國民勞務手帳に其の貼附を受くべし。

第三條第四項の規定に依る寫眞の貼附は昭和十六年九月三十日迄に從業者たらんとする者に付ては昭和十八年九月三十日迄に之を受くるを妨げず。

小學校令改正

(一六、三、一)

昭和十六年四月の新學期から國民學校制が實施され、小學校は國民學校に改められた。而してこの國民學校制の根本精神は、國體明徴に基く我が國独自の教育制度の確立にあるのであつて國民全般に對する基礎教育を擴充整備國運進展の根基を培養するため義務教育年限六年を八年に延長、他面皇國の道に則つて教育の内容に根本的刷新を加へ、教材を統合して皇國の道の修練に歸せしめ、教育の徹底を圖り國民精神の昂揚に努め知徳、心身を一體として國民を鍊成し以て内に國力を培養外に八紘一字の肇國の精神を顯現すべき次代の大國民を育成せんとするにあり、その制度上の改革要點は、

- 一、小學校を國民學校と改稱したこと。
- 二、國民學校の修養年限を八年としこれを義務教育としたこと。
- 三、國民學校の課程を初等科及び高等科

に分ち修養年限は初等科六年、高等科二年としたこと(但し土地の事情により初等科又は高等科のみを置くことを得)

四、國民學校に特修科を置くことを得る事としたこと(修養年限一ケ年)

等である。次に教育内容の改革についてその要點を列擧すれば

- 一、國民教育の目的指導理念の確立
- 二、國民教育上の教科の觀念の確立
- 三、國民教育の方法の刷新

等を眼目とし、特に教育方法については知識の徹底を期するに共に實踐を重んじ學ぶどころ總てを國民の力とし、學校を擧げて國民鍊成の道場たらしめんことを期してゐる。

國民學校令

第一章 目的

第一條 國民學校は皇國の道に則りて初等普通教育を施し國民の基礎的鍊成を爲すを以て目的とす。

第二章 課程及編制

第二條 國民學校に初等科及高等科を置く

但し土地の情況に依り初等科又は高等科のみを置くことを得。

第三條 初等科の修養年限は六年とし高等科の修養年限は二年とす。

第四條 國民學校の教科は初等科及高等科を通じ國民科、理數科、體鍊科及藝能科とし高等科に在りては實業科を加ふ。

國民科は之を分ちて修身、國語、國史及地理の科目とす。

理數科は之を分ちて算數及理科の科目とす。

體鍊科は之を分ちて體操及武道の科目とす但し女兒に付ては武道を缺くことを得

藝能科は之を分ちて音楽、習字、圖畫及工作の科目とし初等科の女兒に付ては裁縫の科目を、高等科の女兒に付ては家事及裁縫の科目を加ふ。

實業科は之を分ちて農業、工業、商業又は水産の科目とす。

前五項に掲ぐる科目の外高等科に於ては外國語其の他必要な科目を設くることを得。

第五條 國民學校には高等科を修了したる者の爲に特修科を置くことを得其の修養年限一年とす。

第四章 職員

第十四條 國民學校には校長及び訓導を置くべし。

第十五條 國民學校には校長及び訓導を置くことを得。

第十六條 學校長及教頭は其の學校の訓導の中より之を補す。

第十七條 學校長は地方長官の命を承け校務を掌理し所屬職員を監督す。

第十八條 教頭は學校長を輔佐し校務を掌る。

第十九條 訓導及養護訓導は判任官の待遇とす但し學校長又は教頭たる訓導は奉任官の待遇と爲すことを得。

第二十條 學校長の命を承け兒童の教育を掌る。

第二十一條 養護訓導は學校長の命を承け兒童の養護を掌る。

第二十二條 准訓導は學校長の命を承け訓導の職務を助く。

第二十三條 訓導及准訓導は國民學校教員免許狀を有する者たるべし。

第二十四條 養護訓導は女子にして國民學校養護訓導免許狀を有するものたるべし。

重要法令

特修科を設置し又は廢止せんとするとき
は市町村、市町村學校組合又は町村學校組合に於て地方長官の認可を受くべし。
特修科に關する規程は文部大臣之を定む
第六條 國民學校の教科用圖書は文部省に於て著作権を有するものたるべし但し郷土に關する圖書、歌詞、樂譜等に關し文部大臣に於て別段の規定を設けたる場合は此の限に在らず。

第七條 國民學校の教則及編制に關する規程は文部大臣之を定む。
第三章 就學
第八條 保護者(兒童に對し親權を行ふ者親權を行ふ者なきとき後見人又は後見人の職務を行ふ者を謂ふ以下同じ)は兒童の滿六歳に達したる日の翌日以後に於ける最初の學年の始より滿十四歳に達したる日の屬する學年の終迄之を國民學校に就學せしむるの義務を負ふ。

第九條 前條の規定に依り就學せしめらるべき兒童(學齡兒童と稱す以下同じ)の癡癩白痴又は不具廢疾の爲之を就學せしむること能はずと認むるときは市町村長は地方長官の認可を受け前條に規定する保護者の義務を免除することを得。

學齡兒童の病弱又は發育不完全其の他已むを得ざる事由に因り就學時期に於て之を就學せしむること能はずと認むるときは市町村長は其の就學を猶豫することを得此の場合に於ては直に其の旨地方長官に報告すべし。
第十條 第二十八條の規定に依り國民學校設置の義務を免ぜられたる區域内の學齡兒童の保護者は第八條に規定する保護者の義務を免除せられたるものとす。
第十一條 學齡兒童國民學校以外の學校に於て國民學校の課程と同等以上と認むる課程を修むるときは第八條に規定する保護者の義務の履行に關しては其の期間國民學校に就學するものと看做す。

第十二條 學齡兒童を使用する者は其の使用に依りて兒童の就學を妨ぐることを得ず。
第十三條 國民學校長は傳染病に罹り若は其の虞ある兒童又は性行不良にして他の兒童の教育に妨げありと認むる兒童の國民學校に出席するを停止することを得。

第十四條 兒童にして其の年齢就學の始期に達せざるものは之を國民學校に入學せ

若は准訓導の検定に合格したる者に地方長官之を授與す。

養護訓導免許状は養護訓導の検定に合格したる者に地方長官之を授與す。

前二項の検定を施行する爲道府縣に國民學校教員檢定委員會を置く國民學校教員檢定委員會に關する規程は別に之を定む

教員免許状及養護訓導免許状其の他檢定に關する規程は文部大臣之を定む。

第十九條 特別の事情あるときは地方長官は國民學校教員免許状を有せざる者をして准訓導の職務を行はしむることを得。

第二十條 國民學校職員は教育上必要ありと認むるときは兒童に懲戒を加ふることを得但し體罰を加ふることを得ず。

第二十一條 國民學校教員免許状を有する者左の各號の一に該當するときは教員免許状は其の效力を失ふ。

一、禁錮以上の刑に處せられたるとき

二、破産の宣告を受けたるとき

教員免許状を有する者不正の行爲其の他教員たるべき體面を汚辱するの行爲ありて其の情狀重しと認むるときは文部大臣又は地方長官に於て其の教員免許状を褫奪す。

前二項の規定は國民學校養護訓導免許状を有する者に之を準用す。

第二十二條 地方長官に於て行ひたる國民學校教員免許状又は國民學校養護訓導免許状の褫奪の處分を受けたる者其の處分に不服あるときは文部大臣に訴願することを得。

第二十三條 准訓導及第十九條の規定に依り准訓導の職務を行ふ者に關する規程は文部大臣之を定む。

第五章 設置

第二十四條 市町村は其の區域内の學齡兒童を就學せしむるに必要な國民學校を設置すべし。

第二十五條 地方長官は町村が左の各號の一に該當すると認むるときは國民學校設置の爲其の町村と他の市町村との學校組合を設くべし。

一、町村の資力が國民學校の經費の負擔に堪へざるとき

二、町村に於て學齡兒童の數一國民學校を構成するに足らず又は適度の通學路程内に於て一國民學校を構成するに足るべき數を得ること能はざるとき

地方長官は市町村の一部にして前項第二

號の事情あるものが其の市町村の國民學校に對し適度の通學路程内に在らずと認むるとき亦前項の例に依るべし。

前二項の規定に依り地方長官に於て兒童教育事務を委託せしめ又は其の委託を止めしめんとするときは關係市町村、市町村學校組合及町村學校組合の意見を聞くべし。

第二十八條 地方長官は町村に付第二十五條第一項第一號の事情あるも同項及第三十四條の規定に依ることを得ずと認むるときは其の町村をして國民學校設置の義務を免れしむることを得。

地方長官は町村に付第二十五條第一項第二號の事情あるも同項、第二十七條第一項及第三十四條の規定に依ることを得ずと認むるときは其の町村をして其の全部又は一部に關し國民學校設置の義務を免れしむることを得。

地方長官は市町村、市町村學校組合又は町村學校組合の一部に付第二十五條第二項又は第二十七條第二項の事情あるも同項及第三十四條の規定に依ることを得ずと認むるときは其の市町村、市町村學校組合又は町村學校組合をして其の一部に

關し國民學校設置の義務を免れしむることを得。

第二十九條 國民學校の校數及位置は地方長官に於て市町村、市町村學校組合又は町村學校組合の意見を聞き之を定むべし

第六章 設備

第三十條 國民學校に於ては校舍、校地、校具及體操場を備ふべし。

第三十一條 校舍、校地、校具及體操場は國民學校の目的以外に之を使用することを得ず但し非常變災の場合又は教育、兵事、産業、衛生、慈善等の目的の爲特別の必要ある場合は此の限に在らず。

第三十二條 國民學校の設備に關する規程は文部大臣に於て定むる準則に基き地方長官之を定む。

第七章 經費負擔及授業料

第三十三條 國民學校の經費は特別の規定ある場合を除くの外市町村、市町村學校組合又は町村學校組合の負擔とす兒童教育事務委託に關する經費に付亦同じ。

第三十四條 地方長官に於て左の各號の一に該當すと認むるときは北海道地方費又は府縣は町村又は町村學校組合に相當の補助を與ふべし。

號の事情あるものが其の市町村の國民學校に對し適度の通學路程内に在らずと認むるとき亦前項の例に依るべし。

前二項の規定に依り地方長官に於て市町村學校組合又は町村學校組合を設けんとするときは組合規約を定め關係市町村の意見を聞くべし組合規約を變更し組合市町村の數を増減し又は組合を解かんとするとき亦同じ。

第二十六條 地方長官は一市町村が國民學校を設置するに比し著しく優等なる國民學校を設置し得べしと認むるときは國民學校設置の爲市町村學校組合又は町村學校組合を設くことを得。

前二項の規定は國民學校養護訓導免許状を有する者に之を準用す。

第二十二條 地方長官に於て行ひたる國民學校教員免許状又は國民學校養護訓導免許状の褫奪の處分を受けたる者其の處分に不服あるときは文部大臣に訴願することを得。

第二十三條 准訓導及第十九條の規定に依り准訓導の職務を行ふ者に關する規程は文部大臣之を定む。

第五章 設置

第二十四條 市町村は其の區域内の學齡兒童を就學せしむるに必要な國民學校を設置すべし。

第二十五條 地方長官は町村が左の各號の一に該當すると認むるときは國民學校設置の爲其の町村と他の市町村との學校組合を設くべし。

一、町村の資力が國民學校の經費の負擔に堪へざるとき

二、町村に於て學齡兒童の數一國民學校を構成するに足らず又は適度の通學路程内に於て一國民學校を構成するに足るべき數を得ること能はざるとき

地方長官は市町村の一部にして前項第二

號の事情あるものが其の市町村の國民學校に對し適度の通學路程内に在らずと認むるとき亦前項の例に依るべし。

前二項の規定に依り地方長官に於て市町村學校組合又は町村學校組合を設けんとするときは組合規約を定め關係市町村の意見を聞くべし組合規約を變更し組合市町村の數を増減し又は組合を解かんとするとき亦同じ。

第二十六條 地方長官は一市町村が國民學校を設置するに比し著しく優等なる國民學校を設置し得べしと認むるときは國民學校設置の爲市町村學校組合又は町村學校組合を設くことを得。

前條第三項の規定は前項の場合に之を準用す。

第二十七條 地方長官は町村に付第二十五條第一項第二號の事情ありと認むるときは國民學校の設置に代へ其の町村をして學齡兒童の全部又は一部の教育事務を他の市町村、市町村學校組合又は町村學校組合に委託せしむることを得。

地方長官は市町村、市町村學校組合又は町村學校組合の一部にして第二十五條第一項第二號の事情あるものが其の市町村

一、町村に付第二十五條第一項第一號の事情あるも同項の規定に依ることを得ざるとき

二、町村學校組合の資力が國民學校の經費の負擔に堪へざるとき又は市町村學校組合若は町村學校組合の一部たる町村の資力が其の學校組合費の分擔に堪へざるとき

三、町村又は町村學校組合の資力が兒童教育事務委託に關する經費の負擔に堪へざるとき

地方長官前項の規定に依る認定を爲さんとするときは北海道參事會又は府縣參事會の意見を聞くべし。

第三十五條 訓導、養護訓導及准訓導の檢定に國民學校教員免許状及國民學校養護訓導免許状に關する經費は北海道地方費又は府縣の負擔とす。

第三十六條 國民學校に於ては授業料を徴收することを得ず但し特修科に付ては此の限に在らず。

特別の事情あるときは地方長官の認可を受け國民學校に於て授業料を徴收することを得。

授業料は市町村、市町村學校組合又は町

市町村學校組合又は町村學校組合の國民學校に對し適度の通學路程内に在らずと認むるとき亦前項の例に依ることを得。

前二項の規定に依り地方長官に於て兒童教育事務を委託せしめ又は其の委託を止めしめんとするときは關係市町村、市町村學校組合及町村學校組合の意見を聞くべし。

第二十八條 地方長官は町村に付第二十五條第一項第一號の事情あるも同項及第三十四條の規定に依ることを得ずと認むるときは其の町村をして國民學校設置の義務を免れしむることを得。

地方長官は町村に付第二十五條第一項第二號の事情あるも同項、第二十七條第一項及第三十四條の規定に依ることを得ずと認むるときは其の町村をして其の全部又は一部に關し國民學校設置の義務を免れしむることを得。

地方長官は市町村、市町村學校組合又は町村學校組合の一部に付第二十五條第二項又は第二十七條第二項の事情あるも同項及第三十四條の規定に依ることを得ずと認むるときは其の市町村、市町村學校組合又は町村學校組合をして其の一部に

關し國民學校設置の義務を免れしむることを得。

第二十九條 國民學校の校數及位置は地方長官に於て市町村、市町村學校組合又は町村學校組合の意見を聞き之を定むべし

第六章 設備

第三十條 國民學校に於ては校舍、校地、校具及體操場を備ふべし。

第三十一條 校舍、校地、校具及體操場は國民學校の目的以外に之を使用することを得ず但し非常變災の場合又は教育、兵事、産業、衛生、慈善等の目的の爲特別の必要ある場合は此の限に在らず。

第三十二條 國民學校の設備に關する規程は文部大臣に於て定むる準則に基き地方長官之を定む。

第七章 經費負擔及授業料

第三十三條 國民學校の經費は特別の規定ある場合を除くの外市町村、市町村學校組合又は町村學校組合の負擔とす兒童教育事務委託に關する經費に付亦同じ。

第三十四條 地方長官に於て左の各號の一に該當すと認むるときは北海道地方費又は府縣は町村又は町村學校組合に相當の補助を與ふべし。

村學校組合の收入とす。

授業料に關する規程は文部大臣之を定む

第八章 管理及監督

第三十七條 市町村長、市町村學校組合管理
者又は町村學校組合管理者は市町村、
市町村學校組合又は町村學校組合に屬す
る國の國民學校に關する教育事務を管掌
し國民學校を管理す。

第三十八條 市町村、市町村學校組合及町
村學校組合は國民學校に關する教育事務
の爲市制第八十三條若は町村制第六十九
條の規定又は其の準用規定に依り學務委
員を置くべし此の場合に於ては市町村會
市町村學校組合會又は町村學校組合會の
議決に依ることを要せず。

第三十九條 學務委員の職務其の他に關す
る規程は文部大臣之を定む。
第四十條 國民學校職員の執行する國の國
民學校に關する教育事務は地方長官之を
監督す。

第九章 雜 則

第四十一條 町村組合にして其の町村の事
務の全部又は役場事務を共同處理するも
の之を一町村、其の組合吏員は之を町
村吏員、其の組合會は之を町村會と看做
す。

第四十二條 町村制を施行せざる地域に於
ては本令中町村、町村組合、町村吏員、
町村組合吏員、町村會及町村組合會に關
する規定は其の地域に於ける此等に準ず
べきものに之を適用す。

第三十八條第一項中町村制第六十九條と
あるは前項の地域に於ては北海道一級町
村制第一條又は北海道二級町村制第七十
二條とす。

第一項の地域に於て本令に依り難き事項
に關しては文部大臣の定むる所に依る。
第四十三條 市町村は其の負擔を以て國民
學校に類する各種學校を設置することを
得。

市町村又は町村は其の協議に依り市町村
學校組合又は町村學校組合を設け國民學
校に類する各種學校を設置することを得
第四十四條 前條の國民學校に類する各種
學校の設置及廢止は地方長官の認可を受
くべし。

國民學校に類する各種學校に關する規程
は文部大臣之を定む。

第四十五條 國民學校に非ざる學校は國民
學校と稱することを得ず但し官立又は道
府縣立の學校に於て國民學校の課程に相
當する課程を履修せしむる部分に關して
は此の限に在らず。

附 則

第四十六條 本令は昭和十六年四月一日よ
り之を施行す但し昭和十六年四月一日以前
に出生したる兒童を就學せしむべき期間
に於ては第八條の規定に拘らず仍從前の
例に依る。

第四十七條 市町村立小學校長及教員名稱
及待遇、市制町村制を施行せざる地方の
小學教育規程及明治二十七年勅令第十一
號は之を廢止す。

第四十八條 本令施行の際現に存する市町
村立の尋常小學校、高等小學校及尋常高
等小學校は夫々本令に依る初等科のみを
置く國民學校高等科のみを置く國民學校
並に初等科及び高等科を置く國民學校と
す。

第四十九條 本令施行の際現に存する市町
村立の高等小學校及尋常高等小學校高等
科の第三學年は本令に依る特修科とす。

第五十條 尋常小學校を卒業したる者、高
等小學校第一學年を修了したる者及修業
年限二箇年の高等小學校を卒業し又は修
業年限三箇年の高等小學校第二學年を修
了したる者は夫々之を國民學校初等科を
修了したる者、國民學校高等科第一學年
を修了したる者及國民學校高等科を修了
したる者と看做す。

第五十一條 本令施行の際現に存する小學
校令第十四條第二項の規定又は其の準用
規定に依り設けたる市町村學校組合及町
村學校組合は之を本令に依り設けたるも
のと看做す。

第五十二條 本令施行の際現に存する私立
小學校は之を私立學校令に依り設立せら
れたるものと看做す。
本令施行の際現に學齡兒童が前項の學校
にして其の課程に付第十一條の規定に依
る認定なきものに就學するときは第八條
の規定する保護者の義務の履行に關して
は其の期間國民學校に就學するものと看
做す。

第五十三條 本令施行の際現に存する小學
校に類する各種學校にして私人の費用を
以て設置せるものは之を私立學校令に依

り設立せられたるものと看做す。

第五十四條 本令施行前に授與したる小學
校教員免許狀は之を第十八條第三項の規
定に依り授與したる國民學校教員免許狀
と看做す。

第五十五條 本令施行の際現に奏任官の待
遇を受ける市町村立小學校長を兼ねしめ
られたる市町村立小學校訓導の職に在る
者別に辭令を發せられざるときは國民學
校訓導に同待遇俸給を以て任ぜられたる
ものとす。

本令施行の際現に市町村立小學校訓導の
職に在る者(前項の規定に該當する者を
除く)別に辭令を發せられざるときは國
民學校訓導に同俸給を以て任ぜられたる
ものとす。
本令施行の際現に奏任官の待遇を受ける
市町村立小學校長を兼ねしめられたる市
町村立小學校訓導にして休職中のもの別
に辭令を發せられざるときは休職の儘國
民學校訓導に同待遇俸給を以て任ぜられ
たるものとし當該休職に付ては仍從前の
例に依る。

本令施行の際現に市町村立小學校訓導に
して休職中のもの(前項の規定に該當す

る者を除く)別に辭令を發せられざると
きは休職の儘國民學校訓導に同俸給を以
て任ぜられたるものとし當該休職に付て
は仍從前の例に依る。

第五十六條 本令施行の際現に小學校令第
四十八條第一項の規定に依り減俸中の者
又は同條第二項の規定に依り業務停止中
の者の當該減俸又は業務停止に付ては仍
從前の例に依る。

本令施行前小學校令第四十八條の規定に
依り懲戒又は業務停止の處分を爲すべか
りし行爲に付ては仍從前の例に依る。

第五十七條 小學校令第五十條の規定に依
る免職若は業務停止又は免許狀褫奪の處
分に對する訴願に付ては仍從前の例に依
る。

第五十八條 町村制を施行せざる地域に於
て本令施行の際現に學務委員の職に在る
者は之を本令に依る學務委員と看做す。

治安維持法改正

(一六、三、一〇)

治安維持法はコミンテルンの活動に
對抗すべく昭和十四年に制定された
もので、全文僅か七條に過ぎないもの

であつたが、この改正において刑罰規定を整備強化して、これを第一章に掲げると共に第二章に特別な刑事手續を規定し、更に第三章を設けて豫防拘禁制度を規定し、全文六十五條に亘る大法典とした。而して第一章において國體變革を目的とする結社を支持する結社、即ち外廓團體及び同様の目的を有する結社の組織を準備する結社に關する處罰規定を新設した外、結社の程度に達せざる集團に關する處罰規定を設け更に宣傳其の他國體變革の目的遂行に資する一切の個人行爲を取締るべき包括規定、類似宗教團體に關する處罰規定等をも新設し國體變革に關する犯罪につき禁錮刑を廢し、懲役刑のみとし、刑の短期を引上ぐる等重要な改正を行つた。第二章においては、思想犯罪が他の一般犯罪と異なる特質を有する點及び行政檢束を捜査に利用するに鑑み人權蹂躪であるといふ非難あるに鑑み特別な刑事手續を規定してをり、その要點を挙げれば、

- 一、捜査の中心機關である檢事に對し相當廣泛な強制權を附與したこと。
- 二、本法違反事件は原則として司法大臣の指定した辨護士に非ざれば辨護をなし得ないことにしたこと。
- 三、控訴審を省略して二審制度を採用したこと。
- 四、裁判管轄移轉の自由を認めたこと。

等である。第三章は豫防拘禁に關する規定で、刑罰を了へて出所する共産主義者にして非轉向者に對しては、裁判所は檢事の請求により豫防拘禁所に收容し得る事を規定したもので、その拘禁期間は原則として二年であるが、本人轉向を誓ひ收容の必要がなくなればいつでも行政官廳の處分に依つて退所せしめ得る。然し本人悔悟せず拘禁繼續の必要あれば二年の期間は何回でも更新し得る事になつてゐる。なほこの豫防拘禁所は、東京、大阪、名古屋、福岡の四ヶ所に設置された。

労働者年金保険法

(一六、三、一〇)

本法は生産擴充の第一線に活躍する工場、鑛山の産業戦士に老後の生活安定を與へると共に労働力の保全増強を圖り併せて國民購買力の吸収を狙つたもので労働者の恩給制度といふべきものである。而してその内容は

- 一、本法の對象となるのは常時十人以上の労働者を使用する工場鑛山に働く男子労働者で、總て強制的に加入せしめられる。このほか十人未満の工場鑛山に働く労働者には任意加入の途が拓けてゐる。
- 二、給付の種類は養老、廢疾、脱退、死亡の四種、特に坑内夫には特典が設けられてゐる。
- 三、保険料は被保険者及び事業主が夫々二分の一を負擔する。

大體以上の通りであるが、なほこの年金保険制度で特に注目される點は遺族險に加入してゐたものが死亡した場合遺族たる妻子に年金が支給されるもので、月收百圓の場合を例にすれば、こ

の給付は、俸給の平均年額の百分の十二半であるから年額百五十拾圓宛十年間支給される事になつてをり、この點本制度は劃期的社會立法といへる。

木材統制法

(一六、三、一二)

政府は夙に軍需用材、生産擴充用材等に重點を置いて供給の圓滑を指導して來たが從來の生産、製材、集荷、配給機構では十分な効果を擧げることが困難となつて來たので、新たに本法を實施し、林業、木材業を通じ關係各機構の整備を圖ると共に木材の生産を計畫的に行つて確實なる集荷配給を行ふ事にした。而して法の内容を略記すれば、

一、新たに林業者、製材業者、配給業者大口需要者等の協力に依つて中央に日本木材株式會社を設立し、又地方には事情の共通した數府縣一地區として地方木材會社を設立、この中央、地方兩會社は親子の如き有機關係に立つて運営の妙を發揮する事にしたこと。

重要法令

二、木材の賣買又はその代理媒介製材業及び木材を原材料として使用する業務を許可制度とし、亂立無統制なる業者の増加を防止、經營の合理化を圖ることにしたこと。

三、木材の需給調整上必要あるときは、行政官廳において立木所有者や木材生産、販賣、輸入業者に對し、適正價格をもつて本法に依り設立された會社に賣渡し又は販賣を委託する事を命じ得る事にしたこと。

四、需給調整上の必要に應じ行政官廳は木材の使用、消費者に對して適切なる使用又は消費の制限、禁止をなし得る事にしたこと。

等である。法文概要次の通り。

第一條 本法は木材(薪炭の用に供せらるるものを除く以下同じ)の生産を確保し其の需給の圓滑及價格の公正を圖ることを目的とす。

第二條 行政官廳木材の需給調整上必要ありと認むるときは勅令の定むる所に依り立木の所有者に對し價格を指定し其の有する立木を地方木材株式會社(第十七

條第四項の場合に於ける日本木材株式會社を含む)に賣渡すべきことを命ずることを得。

第三條 行政官廳木材の需給調整上必要ありと認むるときは勅令の定むる所に依り木材の生産、販賣、移入又は輸入を業とする者に對し樹種又は材種は指定し其の生産、販賣、移入又は輸入に係る木材を日本木材株式會社又は地方木材株式會社に賣渡し又は販賣の委託を爲すべきことを命ずることを得。

第四條 行政官廳木材の需給調整上必要ありと認むるときは勅令の定むる所に依り木材の使用又は消費する者に對し木材の樹種又は材種を指定して其の使用又は消費する木材の數量用途其の他の事項に付制限又は禁止を爲すことを得。

第五條 行政官廳木材の需給調整上必要ありと認むるときは勅令の定むる所に依り製材業者に對し其の行ふ製材に關し材種其の他の事項を指示することを得。

第六條 主務大臣必要ありと認むるときは勅令の定むる所に依り木材の買入若は賣渡又は其の代理若は媒介の業務、製材業又は木材を原料として使用する業務を行

ははんする者に對し行政官廳の許可を受くべきことを命ずることを得。

第九條 日本木材株式會社は木材の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要な事業を營むことを目的とする株式會社とす。

第十條 日本木材株式會社の資本は五千萬圓とす但し主務大臣の認可を受け之を増加することを得。

第十一條 日本木材株式會社の株式は記名式とし政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法人にして社員、株主若は業務を執行する役員の数以上、資本の半額以上若は議決權の過半数が外人若は外國法人に屬せざるものに限り之を所有することを得。

第十七條 日本木材株式會社は左の事業を營むものとす。

- 一、木材の移入及移出
- 二、移入木材及輸入木材の買入及賣渡
- 三、移出木材及輸出木材の買入及賣渡
- 四、地方木材株式會社に對する資金の融通又は投資
- 五、地方木材株式會社に對する木材の生産に必要な資材の配給
- 六、前各號の事業に附帶する事業

七、前各號の外會社の目的達成上必要な事業

日本木材株式會社前項第六號又は第七號に掲ぐる事業を營まんとするときは主務大臣の認可を受くべし。

日本木材株式會社は其の目的達成上必要ありと認むるときは主務大臣の認可を受け地方木材株式會社の所有に係る木材の買入及賣渡を爲すことを得。

日本木材株式會社は勅令の定むる所に依り主務大臣の認可を受けたるときは第三十四條第二項に掲ぐる事業を營むことを得。

第三十四條 地方木材株式會社は地方的に木材の生産並に其の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要な事業を行ふことを目的とする株式會社とす。

- 地方木材株式會社は左の事業を營むものとす。
- 一、立木の買入及伐採
- 二、立木の生産
- 三、木材の買入及賣渡並に販賣の受託
- 四、前各號の事業に附帶する事業
- 五、前各號の外會社の目的達成上必要な事業

地方木材株式會社前項第四號又は第五號に掲ぐる事業を營まんとするときは主務大臣の認可を受くべし。
本法に依り設立したる地方木材株式會社に非ざれば其の商號中に地方木材株式會社なることを示すべき文字を用ふることを得ず地方木材株式會社の社長及副社長は株主總會に於て之を選任し主務大臣の認可を受くるものとし其の任期を四年とす地方木材株式會社の商號及資本は勅令を以て之を定む。

第四十六條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む。

蠶糸業統制法

(一六、三、一二)

我が國蠶糸業は從來經營上激しい變化を繰返し、事業の基礎安定さはいへなかつた。そこでこの不安定な事業を安定させようといふのが本法の趣旨で、第一に蠶糸類の生産計畫設定に重點をおいてゐる。即ち今後の輸出生糸は實際輸出に必要な一定量を定め、そ

れ以上は製造させない。そして國用生糸は實用的な絹製品の方面に用途を擴げ又繭の相當數量を短纖維にして羊毛や棉の代用品にするなど、國內使用に重點をおき蠶糸類の使用別に従ひ生産計畫を樹て、これに基いて種々の事項を命令し得る事にした。

第二に政府は資本金八千萬圓で官民切半の日本蠶糸統制株式會社を設立、蠶糸業者はこの會社を通じてなければ蠶種、繭、生糸等一切の買入、賣渡を行ひ得ない事とし價格の安定、需給調整を圖る事とした。第三は價格決定の方法を明瞭にしたことである。

即ち従來は輸出生糸の價格が標準となつてゐたため相場は常に變動してゐたが、日本蠶糸統制會社が買取る時は生産費を基として品位に依り之を決定、賣渡す時は品位又は用途に依り決定する事とし、仲買の賣買は總て手数料主義と規定した。第四は蠶糸類の検査であるが従來の制度を擴大、原則的に繭、生糸の取引は検査又は検査の成績に依らしむることとした。

第五は、桑園に關する方策で、桑園の面積及びその配置の適正を圖る必要が

重要法令

あるといふ建前から今後適當な時期に桑園の新設、擴張を許可制にするの方針を示してゐる。こゝなごが主要點である。なほ、糸價安定のため糸價安定施設特別會計法の資金限度を七千萬圓から二億五千萬圓に擴充した。

蠶糸業統制法

第一條 本法は蠶糸に對する内外の需要に應じ蠶糸業の統制を行ひ以て其の安定及發達を圖ると共に蠶糸業に對する國民經濟上の要求を充足することを目的とす。

第二條 本法に於て蠶糸とは蠶種、繭、生糸其の他命令を以て定むる蠶糸業を謂ふ。

第三條 主務大臣は蠶糸委員會に諮問し命令を以て定むる蠶糸の生産に關する計畫を定む。

主務大臣は勅令を以て定むる蠶糸業者の團體に對し勅令の定むる所に依り其の團體員(其の團體員の團體員を含む)に對する生産數量又は品種の指定其の他前項の計畫の實施に關し必要な統制を行ふべきことを命ずることを得。

前項の團體員は同項の規定に依り團體の行ふ指定其の他の統制に従ふべし。

蠶糸委員會に關する規程は勅令を以て之を定む。

第四條 蠶種、繭、又は生糸の生産、輸入又は移入を業とする者は命令の定むる所に依り其の生産、輸入又は移入に係る蠶種、繭又は生糸を日本蠶糸統制株式會社に賣渡すべし但し命令を以て定むる場合は此の限に在らず。

命令を以て定むる蠶糸業者は其の生産の用に供する蠶種又は繭を日本蠶糸統制株式會社以外の者より買入ることを得ず但し命令を以て定むる場合は此の限に在らず。

第五條 蠶の生産數量の減少其の他の事由に因り特に必要ある場合に於て日本蠶糸統制株式會社は主務大臣の認可を受け生糸の生産を業とする者に對し其の所有する繭の買取の申込を爲すことを得。

前項の申込を受けたる者は其の申込に應じ繭の賣渡を爲すことを要す但し命令を以て定むる場合は此の限に在らず。

第六條 主務大臣繭又は生糸の價格の調整上必要ありと認むるときは日本蠶糸統制株式會社に對し其の行ふ繭又は生糸の買入又は賣渡に關し必要な命令を爲すこ

とを得。
 第七條 主務大臣は蠶糸委員會に諮問し前三條の規定に依り日本蠶糸株式會社が買入又は賣渡をなす蠶種、繭及生糸の標準買入價格及び標準賣渡價格を定む。
 前項の標準買入價格及び標準賣渡價格は夫々蠶種、繭又は生糸の生産費を基準とし蠶糸の需給状況價格その他の經濟事情を參酌して之を定む。

第八條 日本蠶糸統制株式會社は前項の標準買入價格及標準賣渡價格に準據して蠶種、繭及生糸の買入價格及び賣渡價格を定め主務大臣の認可を受くべし主務大臣前項の認可をなしたる時は命令の定むる處により告示す。

第九條 第四條乃至第六條の規定に依る蠶種繭又は生糸の買入及び賣渡は前項の規定に依り主務大臣の認可したる價格に依るに非ざれば之を爲す事を得ず。

第十二條 主務大臣は蠶糸の需給の調整又は輸出の振興上特に必要ありと認むる時は蠶糸委員會に諮問し蠶糸の生産加工、輸出、輸入、移出、移入若は取扱を業とする者は命令を以て定むる纖維製品の製造を業とする者に對し勅令の定むる處に

より蠶糸の生産、配給、消費、使用、輸出、輸入、移出、移入の統制に關し必要なる命令を爲す事を得。

第十三條 政府は日本蠶糸統制株式會社の所有する生糸を以て定むる數量を超越する場合において生糸の價格又は數量の調整を圖るため必要ありと認むるときは日本蠶糸統制株式會社の所有する生糸の買入を爲す事を得。

第十四條 政府は生糸の價格又は數量の調整を圖るため必要ありと認むときは蠶糸委員會に諮問し日本蠶糸統制株式會社に對しその所有する生糸の賣渡しを爲すことを得。

前項の規定に依り政府の賣渡す生糸の賣渡價格はその時における日本蠶糸統制株式會社の賣渡價格に準據して主務大臣之を定む。
 【附則】第五十五條 本法施行の期日は各規定につき勅令を以て之を定む。

刑法改正

(一六、三、一一)

現行刑法は明治四十一年、即ち三十餘年前に施行されたもので、社會事情も變りまた實際法の運用の經驗上から見ても改正を要する點があるので、刑法の全面的改正は別に今差當り必要な部分の改正を行つたもので主要點は左の如くである。

- 一、安寧秩序に對する罪を新に加へたこと、即ち人心惑亂及び經濟上の混亂を目的として虚偽の事實を流布したるもの、戰時事變に際し暴利を得る目的で金融界の攪亂、重要物資の生産配給の阻害、その他國民經濟の運行を著しく阻害する行爲を處罰したこと。
- 二、強制執行を免れるための財産隠匿行爲を處罰したこと。
- 三、公務員又は仲裁人の賄賂罪の規定を擴張したこと。
- 四、競賣又は入札の公正を害する行爲を處罰したこと。
- 五、失火罪の刑を重くしたこと。

六、罰金、科料に代るべき滞納留置期間を延長し、又沒收刑の効果を有効たらしめたこと。
 等である。

國民更生金庫法

(一六、三、六)

本法は十五年十月政府が轉失業對策として決定した三大國策の一つで、その目的は、時局の要請に即應して轉廢業を爲さんとする中小商工業者のために資産處分、負債整理を促進し、之等の人々の轉廢業を容易ならしめんとするもので特に資産處分を引受ける場合の價額は營業を繼續のものとして評價し、資金融通を行ふ事になつてゐる。組織としては、非營利の特殊法人を設立、資本金貳千萬圓中千九百萬圓を政府出資とし事業資金として拂込資本金の十倍まで更生債券を發行し得る事になつてゐる。而して大藏省では六月二十八日國民更生金庫法施行規則要綱並に同法施行令要綱を決定、三十日公布

七月一日より實施、これに依り國民更生金庫はいよいよ七月中旬設立され、過渡的機關だつた財團法人國民更生金庫(基金貳百萬圓)はこれに吸収された。なほ、同金庫の理事長には財團法人國民更生金庫理事長大口喜六氏が就任、その他の首腦者も大藏、商工の關係當局官吏の兼務してゐるものを除いては何れもそのまゝ、新機關に移された。

國民更生金庫法(要點)

第一章 總 則

第一條 國民更生金庫は時局の要請に應じ轉業又は廢業をなす商工業者等の資産及び負債の整理を促進し其の更生を圖ることを目的とす。

國民更生金庫は法人とす。

第四條 國民更生金庫の資本金は二千萬圓とす、但し主務大臣の認可をうけ之を増加する事を得。

第五條 政府は千九百萬圓を國民更生金庫に出資すべし。
 前項の出資は國債證券を交付して之をなす事を得。

前項の規定に依り交付する國債證券の交付價格は時價を參酌して大藏大臣之を定む。

第二章 役 員

第三章 業 務

第十七條 國民更生金庫は左の業務を行ふ
 一、轉業又は廢業を爲す商工業者等の爲にする資産の管理又は處分
 二、轉業又は廢業を爲す商工業者等の爲にする資金の融通
 三、轉業又は廢業を爲す商工業者等の爲にする債務の引受又は保證
 四、前項の業務に附帶する事業
 國民更生金庫は主務大臣の認可を受け前項に掲ぐる業務以外の業務を行ふ事を得
 本法に規定するもの、外國國民更生金庫の業務に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む。

第十八條 國民更生金庫は左の方法に依るの外業務上の餘裕金を運用する事を得ず
 一、國債、地方債又は主務大臣の認可を受けたる有價證券の取得
 二、大藏省預金部への預金又は郵便貯金
 三、銀行への預金又は信託會社への金錢信託

第四章 更生債券

第十九條 國民更生金庫は拂込資本金の十倍を限り更生債券を發行する事を得。

第二十條 更生債券は額面金額五十圓以上とし無記名利札付とす。但應募者又は所有者の請求に依り記名となす事を得。

更生債券は割引の方法を以て之を發行する事を得。

第二十二條 政府は更生債券の元本の償還及利息の支拂を保證する事を得。

第二十三條 更生債券は賣出の方法を以て發行する事を得。

第五章 會計

第六章 監督及補助

第三十七條 政府は國民更生金庫に對し第十七條に規定する業務に依りて受けたる損失を補償するの契約を爲す事を得。

前項の契約は之に基き交付すべき補償金の總額が帝國議會の協賛を経たる金額を越えざる範圍内において之を爲す事を要す。

第一項の損失を決定する基準は大藏大臣之を定む。

第七章 罰則

【附則】 第四十二條 本法施行期は勅令を

以て之を定む。

國民更生金庫
施行規則要綱

第一 國民更生金庫は國民更生金庫法第三條の規定により信託會社、無盡會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫、産業組合法第一條第四項の規定により手形の割引若くは貯金の取扱をなす信用組合、商業組合、商業組合聯合會、工業組合聯合會、貿易組合、貿易組合聯合會、自動車運送事業組合又は自動車運送事業組合聯合會をしてその業務の一部を代理せしむることを得ること。

第二 國民更生金庫、銀行又は第一に掲ぐる法令をして業務の一部を代理せしめんとする時はその商號又は名稱、住所及び代理業務を行ふべき本支店又は事務所の所在地並に代理せしむべき業務の範圍を具し大藏大臣に認可の申請をなすべきこと。

第三 國民更生金庫の業務の一部を代理したる銀行又は第一に掲ぐる法人はその代理業務に關し別に帳簿を設け經理をなすべきこと。

第四 國民更生金庫の理事長、理事及び監事の報酬又は手當の額を決定せんとする時、又は之を變更せんとする時は大藏大臣の承認を受くべきこと。

第五 國民更生金庫は毎事業年度經過後定款の定むるところに依り貸借對照表を公告すべきこと。

第六 左の場合に於ては國民更生金庫は遲滞なく之を大藏大臣に届出づべきこと。

一、業務の執行其他に關する規定を定め又は之を改廢したる時

二、國民更生金庫法及び國民更生金庫法施行令の定むる所に依り登記をなしたる時。

醫療保護法

(一六、三、六)

醫療保護法は貧困なる、いはゆるカド階級に對する醫療保護を徹底、以てその生活安定をはからんことを目的とする。このため現行各種醫療保護制度を統合整備し。事業者の規制、被保護者範圍の擴大、醫療保護施設の擴充醫療内容の向上、受療の簡易迅速化等

を圖る。而して本法の對象となるべきものは三百萬人の多きに達するといはれるから、その齎す福祉は實に大きく、社會立法としての面目を遺憾なく發揮する事にならう。

醫療保護法

第一條 政府は本法に依り醫療保護事業を管理す。

第二條 本法に於て醫療保護事業と稱するは、貧困のため生活困難にして醫療又は助産を受ける事能はざる者に對し醫療券を發行して醫療又は助産を受けしむる事業を謂ひ事業者と稱するは醫療保護事業を行ふ者を謂ふ。

第三條 市町村及び勅令を以て指定する者は事業者とす。

第四條 道府縣及び主務大臣の指定する者は事業者となる事を得。

第五條 前二條に掲ぐる者に非ざる者事業者たらんとするときは主務大臣の認可を受くべし。

第六條 事業者は醫療保護事業を行ふため診療所、産院其他適當なる施設（以下施設と稱す）を經營する事を得。

重要法令

主務大臣必要ありと認むるときは事業者に對し施設の經營を命ずる事を得但し他の法令に依り施設の經營を命ずる事を得る場合はこの限に在らず。

第七條 事業者は施設における醫療又は助産に關し必要なる附帶事業（以下附帶事業と稱す）を行ふ事を得主務大臣必要ありと認むるときは施設を經營する事業者に對し附帶事業を行ふ事を命ずる事を得附帶事業の種類は勅令をもつて之を定む。

第十一條 事業者は左の各號の一に該當する者にして他の法令に依り醫療又は助産を受ける事を得ざる者に對し醫療券を發行して其の疾病傷痍又は分娩につき醫療又は助産を受けしむべし。

一、救護法又は母子保護法に依り救護又は扶助を受ける者

二、前號に掲ぐる者の外貧困のため生活困難にして醫療又は助産を受ける事能はざる者（扶養義務者において醫療又は助産を受けしむる事を得る者を除く但し急迫の事情ある場合においてはこの限りにあらず）

前項の規定に依り發行すべき醫療券は市町村が事業者たるの場合を除くの外第十

七條の規定に依る割當の限度内とす。

第十二條 前條第一項第二號に掲ぐる者の認定はその者の居住地の市町村長その居住地なき時又は居住地分明ならざる時は現在地の市町村長之を行ふ。

第十三條 事業者は左の各號の一に該當する者に對しては醫療又は助産を受けしめざる事を得。

一、正當の理由なくして醫療又は助産に關し市町村長又は事業者の爲す指示に従はざるもの

二、正當の理由なくして醫療又は助産に關する檢診又は調査を拒みたる者

三、性行著しく不良なるもの

第十四條 事業者必要ありと認むる時は第十一條の規定に依り醫療又は助産を受けしむべきものを施設に收容し又は他の事業者の施設若し適當なる診療所、産院等に收容を委託する事を得。

前項の規定に依り收容の委託を受けたる事業者は正當の理由あるに非ざれば之を拒む事を得ず。

第十六條 第十一條第一項第二號に掲ぐる者にて醫療券に依る醫療又は助産を受くる者死亡したる場合において市町村長埋

葬を行ふものに對し埋葬に要する費用を給すること適當なりと認むるときは又は埋葬を行ふものなしと認むるときは死亡したる者はこの埋葬については之を救護法又は母子保護法に依り死亡の際現に救護又は扶助を受くるものと看做す。

第十七條 地方長官は命令の定むる處に依り事業者に對しそのもの、發行すべき醫療券につきその數、地域等を定め割當を爲すべし。

第十九條 方面委員令に依る方面委員は命令の定むる處により醫療保護事業に關する事務につき市町村長を補助すべし。

第二十條 事業者は第十一條の規定に依り發行したる醫療券に依る醫療又は助産に要したる費用を負擔するものとす。

第二十一條 第十九條の規定に依り方面委員が職務を行ふため必要な費用は市町村の負擔とす。

第二十二條 國庫は事業者に對し勅令の定むる處により左の諸費につきその二分の一を補助す、但し町村及び第三條の規定に依り勅令を以て指定する者の負擔に係るものに對してはその十二分の七を補助す。

一、第二十條の規定に依り負擔する費用

二、施設の費用

國庫は勅令の定むる處により市町村が前條の規定により負擔する費用につき市に對してはその二分の一、町村に對してはその十二分の七を補助す。道府縣は道府縣以外の事業者又は市町村に對し勅令の定むる處により前二項に掲ぐる費用につきその四分の一を補助すべし。

國庫は事業者に對し豫算の範圍内において附帶事業に要する費用及び第八條の規定に依り施設又は附帶事業の譲渡を受くるため要する費用につき補助する事を得

第二十八條 詐偽その他の不正の手段に依り醫療券に依る醫療若は助産を受け又は受けしめたるものは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す。

【附則】 第三十條 本法施行の期日は勅令をもつて之を定む。

貸家組合法

(一六、三、七)

本法は住宅營團法と並んで重要性を有する住宅立法である。従來貸家事業は全く民間の手に委ねられ、家主の自

由意思のまゝに貸家投資を行つて來たものである。然るに住宅難、物資不足の現實は政府をして貸家所有者等の組織化を圖り之を指導援助して貸家供給の増加を期し併せて貸家經營の適正化を圖らしめるの必要を生ずるに至つた従つてこの目的に副つて設立される貸家組合は

第一に貸家所有者及び經營者をもつて組織し、又新たに貸家の建設を爲さんとする者も加入せしめる途を拓き組合の共同施設を通じて諸般の便益を享受せしめ、第二に貸家の貸貸條件等の統制即ち造作の修繕費の負擔區分の統制、敷金の統制などを行ふものである。

借地法、借家法改正

(一六、三、一〇)

本法は、住宅營團法、貸家組合法等と共に住宅難を緩和せんとするものである。近來土地、建物の昂騰に借地借家を求める者激増した結果、地主、家主中にはその土地建物に他を利用する意圖から借地、借家契約の更新繼續に

應ぜぬものが出て、借地借家難を産んでゐる實情に鑑み、兩法を改正して地主又は家主が自ら使用する事を必要とする場合、その他正當なる理由以外には更新の契約拒絶、解約の申入れを許さぬ事としそのための制限を設けたものである。

國民貯蓄組合法

(一六、三、一三)

貯蓄増強の必要はいよゝ緊切のものとなつて來た。この目的達成のため貯蓄組合を根幹として國民貯蓄奨勵運動を推進しようとするのが本法の主旨である。先づ組合整備については、第一は町會や隣組で組織する地域組合、第二官廳、銀行、會社、工場等の職域組合、第三産業組合、商業組合等の産業團體其の他同業者團體で組織される産業的組合、第四はその他の例へば青年團、愛國婦人會、國防婦人會等で組織される組合、以上四組合とした。右は自己と最も密接な關係にある組合を

第一順位の組合としその他の組合を第二、第三順位の組合としてそれらの組合に加入、全體として自己の能力に應じた貯蓄を爲す事に依つて戦時財政經濟に協力せしめんとする趣旨である。

第二に組合の斡旋する貯蓄が不堅實なものとならぬやう株式投資等は除きその種類を限定、又組合員名義で貯蓄する方法と代表者名義貯蓄との二つに分け後者に依る場合は認可を受けさせる事にした。第三は組合に種々助成の途を開いたこと、補助金交付がその一、次に組合を通じて貯蓄で一定期間引出さないことを約したものは免稅の特典を與へる事としたのが第二點、又従來複利貯蓄と据置貯蓄の受入は貯蓄銀行でなければ出來ない事になつてゐたが今後組合を通じてのものに限つて貯蓄銀行以外の銀行でも之等貯蓄の受入が認められる事になつたのが第三點である。

なほ貯蓄組合網の擴大強化については大藏大臣が必要と認めたまきは組合の組織を命令し得る事を規定してゐる。

國民貯蓄組合法(要點)

- 第一條 本法に於て國民貯蓄組合とは左の各號の一に掲ぐる者を以て組織し戦時(戰爭に準ずべき事變の場合を含む)に於ける國民貯蓄の増強に資する爲組合員の貯蓄の斡旋を爲すものを謂ふ。
- 一、市町村(町村制を施行せざる地に在りては之に準ずべきもの)の一部にして命令を以て定むる區域内に居住する者
- 二、官公署、學校、事務所、營業所、工場事業場又は之に準ずべきものに勤務する者
- 三、産業組合、商業組合、工業組合其の他同業者の組織する團體の構成員
- 四、前各號に掲ぐる者の外命令を以て定むる者
- 第二條 國民貯蓄組合の斡旋を爲す貯蓄は左の方法に依るべし。
- 一、郵便貯蓄又は郵便年金の掛金若は簡易生命保險の保險料の拂込
- 二、銀行への預け金又は定期積金
- 三、信託會社への金錢信託
- 四、産業組合其の他命令を以て定むる産業團體への貯蓄

- 五、無盡會社への無盡の掛金の拂込
 - 六、生命保険の保険料の拂込
 - 七、國債、貯蓄債券又は報國債券の買入
 - 八、其他主務大臣の指定するもの
- 前項の貯蓄の斡旋方法は命令を以て之を定む。

【附則】 本法施行の期日は勅令を以て之を定む。

本法施行の際現に存する團體にして第一條各號の一に掲ぐる者を以て組織し戦時（戦争に準ずべき事變の場合を含む）における國民貯蓄の増強に資するため第二條に掲ぐる貯蓄の斡旋を爲すものは之を本法の國民貯蓄組合と看做す。

前項の國民貯蓄組合の代表者は本法施行後三月以内に第三條第一項の規定に準じ組合規約を主務大臣に届出づべし。

農地開發法

(一六、三、一三)

本法は食糧の自給強化を圖るため農地開發營團を中心として耕地の擴張改良を國家的見地から計畫的に行はんとするもので、本法内容の主なるも

のは、第一に農地の造成改良助成施設第二は農地開發營團、第三は農地開發事業の三點である。而して第一の農地の造成改良助成施設については政府は大正八年開墾助成法を制定、事業費の四割以内の助成金を交付し來つたが本法はこれを擴充する意味において開墾助成法を昭和十六年限り廢止、今後は本法の主旨に依り助成する事とし、

- 二、拂込資本金の五倍まで農地開發債券を發行し得る
- 三、政府は農地開發營團の國家的使命に鑑み監理官を置いて業務を監視せしめ、且つ役員に對しては所謂公務員に準じ嚴重な罰則規定を設けた
- 四、營團に依つて造成された農地は原則として農地調整法第四條の自作農創設維持の事業を行ふ者に譲渡、つとめて自作農創設に資する
- 五、事業遂行上必要ある時は土地その他の收用又は使用し得る權利を與へられてゐる
- 六、政府は農地開發事業の施行に要する費用を補助すると共に種々の税法上の特典を與へる

においてこれを規定してゐる。

第二の農地開發營團は本法の最も重要な骨子をなすもので、第四條以下の殆んど全部を占めてゐる。この營團について略記すれば左の通りである。

次に第三の農地開發事業は特に主務大臣が重要農林政策に關する諮問機關たる農林計畫委員及び道府縣の農地委員會の議を経て區域及び計畫を定めたる農地の造成改良事業で、本法に依つて主務大臣が事業の區域及び計畫を定めればその事業は農地開發事業たる性質を帯びる事となり、農地開發營團は

政府の定めた區域及び計畫に従つて必ず農地開發事業を實施しなければならぬ。併し斯様に國家的事業なるに鑑み事業遂行上各種の特權及び特典を與へられてゐる事は前述の通りである。

輸出入臨時措置法

(一六、三、三)

輸出入臨時措置法の改正は主として罰則の強化で、第五條の「一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金」をあるを「五年以下」「五萬圓以下」に改め、また第五條の二として「情狀に依つては」悪質違反に對し懲役を併科し得る條項を追加、更に第九條第十條を追加して「本法の命令に依り統制をなす法人その他の團體」の役員又は使用人の收賄を處罰する事にしたものである。

輸出補償法改正

(一六、三、六)

輸出補償法中改正法律は、戦時における貿易業者の危険負擔を軽減し、輸

出の振興を期せんとするもので改正の第一點は輸出業者に對する單なる金融上の便宜を與へる事を目的とした甲種補償と、保險的に損失を補填する事を目的とした乙種補償の二本建であつたのを保險的な補償一本建に改めた。即ち戦時における危険を考慮し國家保險の機能を擴充したものであり、更に從來銀行の買取つた不渡爲替手形に對し甲種においては實損の百分の八十、乙種においては百分の七十を政府が銀行に對し補償してゐたものを一律に百分の九十まで補償することに補償限度の引上を行つた、改正の第二點は不渡手形につき銀行は貿易業者に對する遡及權行使の義務を負つてゐたものを、その義務を免じた。従つて貿易業者の損害は貨物限りで免責される事になつた。

米穀の應急措置に關する法律中改正

(一六、三、六)

米麥國家管理を補強して端境期の食糧を確保するため馬鈴薯、甘藷、麵類等の代用食糧の國家管理に對處せん

- 一、政府は米穀配給上必要に應じて代用食糧の買上、賣渡を行ふ
- 二、右に要する經費を米穀需給調節特別會計に屬せしめその會計を二億五千萬圓増額して拾四億圓とする
- 三、米穀統制法第二條第一項の最低最高米價は勅令を以て定める場合は公定を要しないこと

帝都高速度交通營團法

(一六、三、七)

この交通營團は東京市及びその附近における交通機關の整備充實を圖るため地下高速度交通事業を營むを目的とする特殊法人で、地下鐵網を擴充、防空上の萬全を期するに共に將來の東京市交通統制の推進機關たる企圖を有してゐる。營團の出資關係は鐵道省四千萬圓、東京市及び民間出資二千萬圓資本金の十倍まで交通債券を發行し得る事になつてゐる。

日發法改正

(一六、三、七)

電力國家管理の再編成の基幹は日發の強化擴充にあり、その第一段階として本法改正の意義がある。改正の要點は次の通り。

- 一、日發の從來の政府配當補給年四分(十ヶ年間)とあるを二分引上げて六分(十六年度上期より滿五ヶ年間)としたこと
- 二、課税上の特別措置として、既設備の日發への出資は強制出資であるから評價益の課税に特別の措置を講ずる事
- 三、資材値上りのため建設費昂騰し電力原價が昂騰するので免税の特典を附與すること

日鐵法改正

(一六、三、一二)

本改正は日鐵をして名實共に鐵鋼業の中心勢力たらしめ、同時に日鐵の資金強化を圖り日滿一體化のために日鐵と昭和製鋼所との資金交流を可能ならしめることを眼目としてゐる。改

正要旨左の如し。

第一に日鐵が他の業者の工場を管理し、讓渡をうけ、合併すべき必要があれば政府はこの命令をなし得る途を拓き、日鐵に大なる権限を與へた。第二には日鐵に對し現行商法の適用除外を認め資金を潤澤化するため社債發行限度を拂込金の三倍乃至五倍程度(現行商法では拂込金額)まで認めらる。第三には現行法では日鐵の株式は滿洲國法人には所有出來ないとなつてゐるが、これを改め主務大臣の許可に依り可能ならしめたこと。

外國爲替管理法改正

(一六、四、一二)

我國の爲替管理は資本逃避を防止する事を眼目として次々必要に應じ改正されて來たが諸外國が複雑な國際情勢に對處し爲替管理を強化してゐるのでこれ等と對抗するためには根本的な戰時爲替管理制度の確立が必要となつて來た、め今回の全面的改正となつたものである。改正の重點は次の通りである。

第一は日本の外國に對する經濟上の利益を護るため必要な場合は日本國內における外國人の經濟活動に對し各種の制限を加へる事が出來るやうにしたこと。即ち外國において經濟上の壓迫や差別待遇が加へられ又その虞れある場合は、我國においてもその國の國民の我が國內における經濟活動に對し相當思ひ切つた處置を執り得るやうにしたこと。

第二は外國爲替、外貨證券、或は外國に在る財産について政府が必要に應じその買入、賣却を命じ又は種々の指揮命令を爲し得るやうにしたこと。
第三には外國との取引上の決済の方法について政府が指圖を爲し得るやうにしたこと。

相續稅法改正

(一六、三、二九)

相續稅を物で納める——即ち相續稅物納制度創設の爲の改正で「相續財產の價額中不動産の價額が相續財產の價額の二分の一を越ゆる場合」において「相續稅が千圓以上なるとき」に認められる事になつてゐる。物納の目的物

は不動産に限られ、その不動産中ぎの物件を納付するかといふ事については原則として納稅義務者の申出に依る事になつてゐる。なほその申請期間は相續稅の課稅價額の決定通知を受けたるのち二十日以内になつてゐる。

石油關係三法律

人造石油事業法中改正法律(一六、三、一五)

人造石油業者に對し從來も獎勵金を交付してゐたが人造石油の増産進捗に伴ひ、これと天然石油との價格をブール計算に附して販賣する事となつたので、獎勵金制度を、買取補償金の形式として石油共販に直接交付し人造石油増産に一層刺戟を與へるやう改正するに共、需要増大の高級燃料確保のためその生産、數量、品目なきについて政府が必要なる命令をなし得る事項を追加した。

帝國石油株式會社法(一六、三、一五)

資本金一億圓、政府半額出資の特殊會社を設立し、石油資源の調査、開發石油の賣

重要法令

買、石油開發事業に對する資金の融通、投資等の事業を営ましむるものである。又政府保證の帝國石油債券發行の特權其他の助成を與へられ、他面政府の嚴重な監督を受ける事になつてゐる。
帝燃法中改正法律(一六、三、一五)
同社の理事選任方法に若干の改正を加へると共に社債發行限度を從來の資本金の三倍から五倍に擴張した。

船舶關係二法律

船舶保護法(一六、三、一七)

戰時、事變又は外國間の交戰等により船舶を保護する必要がある場合に海軍が必要なる指示、命令を爲し得る事を眼目としてゐる。必要な措置命令は航海、碇泊、通信、裝備、乗組員、船客、積荷其他について行はれるもので燈火管制、乗組員の訓練等もこの規定によつて命ぜられるわけである。又海軍大臣は運航業者、船舶所有者に對して船舶の設備、乗組員の整備について關係大臣と協議して必要な指示を與へ

るこゝや必要な場合に所要事項の報告を徴し、船舶其他必要な個所の検査なども行はれる事になつてゐる。
東亞海運株式會社法(一六、三、一四)
對支海運經營を擴充強化して支那における航權を確立するため「東亞海運」を法制化、政府の監督指導を強化し眞の國策會社としての機能發揮させるを目的として制定されたものである。資本金一億圓將來必要に依つて政府も出資し社債發行利益配當の補給、民間株に對する優先配當等について保護助長の方法を考慮する事になつてゐる。

工作機械關係二法律

重要機械製造事業法(一六、五、三)

重要機器の國產化、生産技術向上及び企業經營合理化により機械工業全體の能率を高めるを目的としその要點は大體職工二十人乃至五十人以上を使用する機械工業についてこれをすべて許可事業として諸種の恩典を付與すること恩典には同法施行後五ヶ年以内における諸稅の免除或は輸入稅免除とか資金調整上の便

宜を與へるなどがある。一方經濟狀態が平常に復した場合における事業上の打撃を回避する方策も法中に考へられてをり更に經營合理化のためには試験研究技術上の協力、見本機械と圖面の利用必要なる機械や事業の譲渡などについて政府が積極的に指導を爲し得る事として、下請工場の活用促進とその專屬化によつて小規模の事業者が協力して全體の事業能率を向上せしめ得るやうにした。

工作機械製造事業法中改正法律

(一六、三、一五)

從來あつた工作機械事業の要許可限度を撤廢し重要機械製造事業法の適用外にある總ての機械製造事業を許可制度として政府の指導育成方針を徹底せしめ更に事業譲渡命令、技術公開命令、乃至原價銷却に關する必要な命令をなし得るやう條文を追加した。

資金關係三法律

臨時資金調整法中改正法律(一六、三、三)

從來興業債券發行限度が十億圓であつたのを二十億圓に、又貯蓄債券の發行限度五億圓を十億圓にそれ／＼引上

げたもので、斯くて資金の充實を圖り生産力擴充に充當しようとするものである。

勸銀法中改正法律(一六、三、六)

主たる狙ひは市街地不動産を擔保とする融資の限度を引上げた點で、この結果今後は一億五千萬圓程度市街地不動産に對する融資が増加する事となり、最近生産力擴充から必要となつて來た市街地における工場の新設、擴張、勞務者の住宅建築等に振向けられるわけである。なほ從來十人連帯を五人連帯に改め便宜を與へた事なども改正の要點である。

無盡業法中改正法律(一六、四、一)

貯蓄獎勵によつて増加した無盡業の餘裕金を活用するため資金運用の範圍を擴張したことが改正主要點で、これによつて公債消化の促進も圖らうとするにある。

四勅令案要綱決定

九月一日より實施

國家總動審議會第十六回總會は七月三十日から四日間に亘つて開催、國家

總動員法に基く左記四勅令案要綱を決定した。

一、金屬類の特別回收勅令案要綱

一、重要産業團體勅令案要綱

一、港灣運送業統制勅令案要綱

一、配電統制勅令案要綱

而して右四案件は何れも時局下緊要なものであり、特に重要産業團體令の如きは民間より公布實施を待たれてゐたものなので法制局において案文の調整を行ひ、閣議決定の上九月一日公布即日實施した。

重要産業團體令

總動員審議會で決定を見た重要産業團體令(要綱)は我國産業統制法規上劃期的立法で、その制定趣旨、基本的性格並に具體的運用は左の如くである。

一、經濟新體制との關係

重要産業團體に關する勅令は十五年十二月七日の臨時閣議で決定した經濟新體制確立要綱に基くものである。即ち大東亞

共築圈を中心とする自主的國防經濟確立のため指導者原理公益優先の理念の下に經濟團體の再編成を行ふべく經濟新體制の基本方針に基き重要産業部門において企業及組合を單位として同一業種に關する業者又は同一物資に關する業者を網羅する業種別又は物資別團體を組織する。しかしその基本的團體として「統制會」を重要産業部門に設立することとし、その法的根據として國家總動員法第十八條に基き重要産業團體令が制定されるに至つたものである。

二、産業團體法案との差異

商工省が産業統制のため第七十六議會に提出する豫定で遂に見合せとなつた産業團體法案と今回の重要産業團體令とは左の諸點において異なる。
(イ) 單行法と勅令との立法形式の差異
(ロ) 内容的差異としては團體法案は産業全體を再編成することを目的とし三本建となつてゐる
(ハ) 産業別に統制會を作る
(ニ) 統制會の下部機構として統制組合を作る
(三) 産業の横の連繫をつけるため地方

重要法令

三、權限

經濟會議所を組織する
右に對し團體令は重要産業のみに限定専ら縱の統制を行ひ横の統制は行はない。
(ハ) 團體法案は恒久的立法であるに對し團體令は臨時的のものである

産業團體令は組織法であつて統制會の權限は規定しない。各統制會の權限は臨時措置法、事業法の改正等によつて賦與され、それまでは差し當り運用によつて行ふ。又經理統制令の運用も統制會長を通じて行ひ今度は會長に届出せしめるやうになる豫定である。而して統制會の具體的事業内容は統制會が統制規程を立案し主務大臣に申請、決定され、これを他の法規で法的に授護する。從て統制會の種類により(例へば鐵と石炭との如く)その權限は異なる。更に價格決定權は主務大臣が之を有し統制會には委讓されず、唯主務大臣の諮問に應じ答申し得るに止まる。

四、指導者原理

指導者原理は次の諸點に織り込まれてゐる。

五、公益優先

統制會は公益優先を基本性格とする。

(イ) 主務大臣は公益上必要なる命令を統制會になす

- (ロ) 業務および會計に關し監督上必要なる命令又は處分をなす
- (ハ) 公益法令に違反すれば主務大臣は役員を解任することが出來、また役員および事務局職員には罰則として總動員法の罰則が適用される
- (ニ) 會長、副會長、理事長、理事は主務大臣の認可がなければ他の職務、商務に従事し得ない。
- (ホ) 行政官廳は統制會およびその會員に對し報告を徴し又は臨檢検査をなし得る

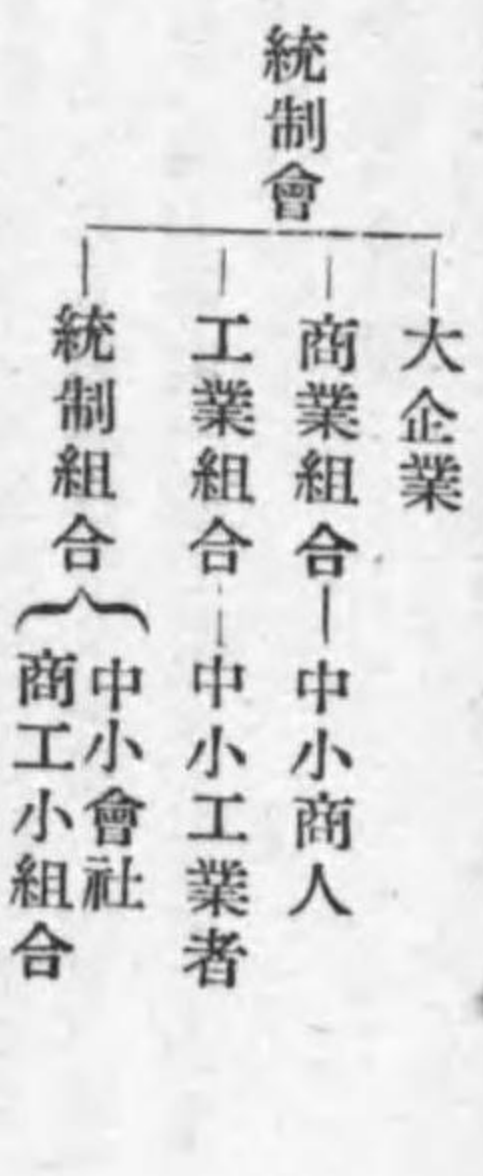
六、外 地

統制會は外地に適用される

七、統制組合中小企業

- (イ) 統制會は、大企業者と團體を以て構成し中小企業については商業組合及工業組合(但し最大限度府縣を地區單位とする)をして統制會に單獨加盟せしめるが石炭、金屬鐵山等には現在商工業組合は設立されてゐないのでこれらについては統制組合を組織せしめ右統制組合が更に統制會に加入する
- (ロ) 商工小組合は、統制會に單獨加入

せず地區統制組合に加入する(圖表參照)



- (ハ) 統制組合は當初商工省案では地區統制會としてゐたが、企畫院では結局統制組合とした
- (ニ) 統制組合は統制會の小型で同様公益優先指導者原理をとる

八、統制會は一本建

商工省原案では統制會は複合制をとり、上部統制會の下部機構として部門別統制會或は地區統制會を設立せしめることとなつてゐたが、企畫院では部門別、地區別統制會を設立せしめず、部門別統制會の代りに部會を、地區統制會の代りに地區統制組合を組織せしめることとした右は統制會の複合制をとる場合には縦の統制に分立が生ずる虞れがあり、統制理念が貫徹されないためである。

九、統制會の副業統制

後者は公益優先、指導者原理の統制會理念をもつもので、兩者は矛盾をもちこの點政府の方針理念が一貫してゐない。

配電統制令

總動員審議會で決定を見た配電統制に關する勅令案要綱は電力國策要綱の具體化を圖らんとするもので、第七十六議會に日本發送電株式會社法案と共に配電管理法案、配電管理株式會社法案、電力管理に伴ふ社債處理法中改正案として一括提出される豫定だつたものである。而して總動員審議會においては活潑なる質疑が行はれ、特に委員會を設けて審議、次の希望條件を附して政府原案を可決した。

- 一、配電株式會社の配當については政府保證の方途を講ずる事
- 二、配電統制により生ずべき地方財政の缺陷は極力これが補填の對策を講ずること
- 三、本要綱に基き勅令立案の場合には次の主旨の條項を設けられたきこと

重要法令

電氣事業を監督する官廳の官吏たりし者はその職を退きたる後五年間配電株式會社の役員となり又はその支給をうくる事務に従事することを得ざること。但し主務大臣において特に必要ありと認めたる時はこの限りに非ざること。

電力機構は生産力擴充計畫を併行してその再編成を不可缺するが殊に配電事業は四百餘の業者が雜然と亂立してをり國防國家としての電力動員の實施又は製作料金政策の實現のためには配電事業を根本的に再編成せねばならぬ。配電統制令の制定は以上の經過を目的を有するものであるが、具體的な内容は次の通りである。

地區別特殊會社

配電統制令は全文三十八條より成り第一條乃至第十五條は配電統制に關する規定、第十六條乃至第三十三條は配電特殊會社の機構および運営に關する規定、第三十四條乃至第三十八條は配電統制に伴ふ社債處理に關する規定である。第一に配電統制の方法として逓信大臣は配電業者に對して配電特殊會社の設立命令を發する逓信省は四月電

例へば日鐵は硫安、コークス等の生産を副業とするがこれについては化學統制會の適用を受けず、鐵鋼統制會で統制する右の如く統制の多角分散を排し縦の統制に重點をおく

十、残された問題

- (イ) 統制會設立と共に既存のカルテルは自治團體を除き一應解散し、統制の一切を統制會に委ねる、全國を地區とする商組、工組は解散し、その配給生産統制の權限は統制會に移り唯府縣以下を單位とする組合は統制會の下部機構となる
- (ロ) 統制會は縦の統制のみで横の統制を行はぬため鐵鋼統制會と石炭統制會との連絡は連絡協議會等をつくつて行ふ豫定である。この點産業團體法案に比し産業團體令は奥行のみ廣く開口は狭い。將來横の統制として地方別の經濟會議所を勅令で規定し統制會の横の面を補足するか否かこれも今後の成行如何にかゝつてゐる。
- (ハ) 統制會の加盟單位として商工業組合と地區統制組合が併存するが、前者は舊體制の業者の共同利益擁護機關、

力國策實施要綱を決定したがそれによれば全國を北海道、東北、中部、近畿、中國、四國、九州の六地區に分け各地區毎に配電特殊會社を設立することになつてゐる。右配電特殊會社の設立を命ずる場合現在の會社を解散して包括的に新會社に移向統合し得られるものは指定會社とされ配電設備のみ分離出資するものは受命會社となる。何れにしてもこれ等業者は成立委員を選任して配電特殊會社の設立および開業準備をなすことになる。これは十五年末決定せる財政新體制要綱に基き業者の責任とその創意の發揮により配電統制を遂行せんとする意圖に外ならない、然しこれは政府の嚴乎たる指導統制の下に行はれることはいふまでもなく設立委員の選任および配電特殊會社の設立事務、評價等は總て逓信大臣の認可を要することが規程されてゐる。

逓信大臣に命令權

第二に設立された配電特殊會社は日本發送電と有機的に一體となり電力の生産より消費に至る計畫配電を行ふべきものである。従つて逓信大臣はこれを嚴重監督するとともに電氣供給、料金その他電氣供給上の重要事項を總て決定する。且つ事業計畫の決

定、變更は總て逓信大臣の認可を要し、又公益に反する決議は逓信大臣の命令により取消し得ると共に進んで監督上または公益上必要な事項を命令し得る事が規定されてゐる。従つて配電會社の役員は株主總會に於て選任して逓信大臣の認可を得る事になつてをり日本發送電株式會社並に配電管理法案の政府任命に比較して自由主義的印象を與へるが、他方これら役員がその職務を行ふ上に適當ならずと認められたる時逓信大臣は役員を解任し得るとの規定と共に本統制令が強力なる助權立法たることを示してゐる。

公營電鐵に交附金

第三は配電統合に伴ふ配電業者の社債處理の規程である。

以上は配電統合の輪廓に配電統制令の要點であるが各地區配電業者中には地方公共團體の公營（縣營及び市營）及び電鐵會社の兼營がある。これ等は配電事業の出資により重要財源を失ひ地方公共團體は各種公共施設、電鐵會社は交通事業の經營に影響する所が少くない。よつて内務省及び鐵

道省よりこれ等の關係を考慮する様申入れがあつたので企畫院に於て逓信省との間を斡旋した結果公營に對しては過去の配電收入の九割五分を確保せしむる爲出資による配當收入の不足分は今後十年間配電特殊會社より交付金として補給し又電鐵に對しては配電收入の九割を確保するため五年間交付金を補給することに決定した。しかして右補給金の財源として配電特殊會社に對しては十年間法人税を輕減することに對同統制令に規定されたことは注目される。

港灣運送業統制令

政府は昭和十五年秋の閣議において海運國策要綱を決定、船舶國家管理の體制を執るに至つたが、戦時下船腹不足の物資移動の増加に對應すべく運行能率の増進を圖るためには、港灣運送業を統制整備するに共其の施設を擴張、改良する必要があるので、こゝに港灣運送業統制令を制定する事となつ

たものである。その要點は次の通り。
一、本統制令の體制は貨物船積又は陸揚げのため行ふ荷捌積下し即ち沖仲仕の船内荷役作業及び舢艀又は曳船による運送業即ち所謂廻送業者はじめ統制令は事業法統制の意義も有し港灣運送業を許可制とし又これに對する種々の監督規程を設けてゐる。

一、港灣運送業の經營合理化能率の増進を圖るためには現在の小規模亂立の業態を整理統合し再編成しなければならぬ即ち逓信大臣は港灣運送業者に對して事務全部又は一部の讓渡共同經營又は委託及び會社の合併を命じ得る事になつてゐる。更にこれ等業者の有する荷役施設の新設擴張改良を命じ、又これに伴ふ損失は政府に對して補償することを規定してゐる又貨物の港灣運送について國家的見地から運送品の優先的取扱ひを指定し又は運送品取扱ひ方法又は運送順位を決定することが出来る。

一、港灣運送業者の總力を結集して輸送力を最高度に發揮せしめるため逓信大臣は港灣運送業の中央團體設立を命ずることが出来る。新設される中央團體は港灣運

送業の中核體としてその統制指導、企業の整備をはかることを目的としその役員は會長理事長以下を政府より任命し相當強力なる統制力を附與する

金屬類特別回收令

金屬類特別回收に關する勅令案要綱は國家總動員審議會において政府原案通り可決されたが、右は我が國鐵鋼及び銅の自給自足の體制確立のための一施策にして、その趣旨は國民の愛國精神に懇へ、政府の勸奨に應じて自發的供出を期待するを根本精神とし、強制回收は企業を不能ならしむるが如き物件及び一般私生活の必需品には及ぼさぬ事とし、この點審議會席上政府においてその意圖を明かにしてゐる。なほ本要綱における回收物件は鐵又は銅、若は黃銅、青銅其他銅合金を主たる材料とする物件にして、閣令を以て指定する事になつてゐる。

鮮魚介配給統制規則

鮮魚介は公定價格實施以來消費都市

への供給が急激に減少するに至つたので農林省ではこれが對策として鮮魚介の出荷に統制を加へ需給の均衡を得せしむるに共にこれが配給経路を整備せしむる目的をもつて國家總動員法第五條並に第八條に基く生活必需品統制令により鮮魚介配給統制規則を制定、昭和十六年四月一日公布即日實施したその要點次の通り。

- 一、農林大臣は主要なる陸揚地を指定し陸揚地毎に關係者を以て組織する鮮魚出荷統制組合をして計畫的配給を實施せしめ又農林大臣の指定する主要消費地に直接鮮魚介を搬入するものについても農林大臣の指導に基き計畫的に出荷せしむる事とし其他の陸揚地及び消費地の配給關係については各地方長官をして計畫的に配給を指導せしむると共に卸賣より小賣、消費者への配給についても逐次配給の計畫化を圖るものとしたこと
- 二、農林大臣の指定する主要消費地域においては鮮魚介の取引を一定の卸賣市場に組織する鮮魚介配給協會をして計畫的配

給を實行せしむると共に當該消費地域内の小賣業者、料理店、飲食店等の産地買付を禁じたこと
三、農林大臣の指定したる一定種類の鮮魚介の内外地への搬出は原則として農林大臣の認可を要する事としたこと
四、陸揚地につき届出を爲さしむると共に必要に應じ陸揚地の指定をなし得る事としたこと

青果物配給統制規則

農林省では青果物の需給圓滑を圖るため積極的増産を企圖する一方全面的に配給統制を強化する事となり、昭和十五年七月輸出入品等臨時措置令に基いて制定された青果物配給統制規則を廢止し、新たに國家總動員法に依る生活必需品統制令に基き青果物配給統制規則を制定、昭和十六年八月八日公布即日實施した。この新規則は農會を中心として出荷統制を行つて來た舊規則を一層強化したもので、その要項は次の通りである。

一、出荷團體組織を整備し一定地區より出

荷する特定青果物は原則として指定出荷團體をしてこれを行はしめる

- 一、地方長官は市長村農會を指定、出荷團體への青果物の供出割當をなかしめる
- 一、指定青果物の品目は従來十三であつたが、これを三十品目に擴大する
- 一、農林大臣は帝國農會及び道府縣農會をして主要青果物の出荷計畫を樹立せし指定出荷團體をしてこれに基き出荷をなかしむ
- 一、地方長官は主要青果物については右の出荷計畫に伴ひ、これに含まれざる部分につき及び主要青果物以外の青果物に對し右に準ずる措置をとる
- 一、生産府縣では各府縣別に需給統制委員會を設置し管内の需給と睨み合せて縣外出荷を行ふ
- 一、農林大臣は特に必要ある場合は農會に命じて強制買付を行はしめ、又生産者および専有者に對し公定價格をもつて賣渡を命じ得る
- 一、六大都市、關門、北九州等の特定消費地域においては青果會社をもつて指定荷受組合を組織せしめ計畫配給をなかしむ
- 一、右消費地域においては業務上の大口消

麥類配給統制規則

政府は麥類の買上を實施する事なつたが、これに伴ひ、農林省では新たに國家總動員法に依る生活必需物資統制令に基き、昭和十六年六月九日麥類配給統制規則を公布即日實施するに共置法に基いて公布した麥類配給統制規則及び小麥配給統制規則の一部を廢止した。新規則要旨は左の通りである。

- 一、麥類の集荷ルートを的確に規定したと、従來は販賣組合農業者、麥類販賣業者が生産者より集荷する第一ルートに規定したのみであつたが、新規則は第二次配給機關として道府縣販賣、第三次配給機關に全國購販聯を指定した
- 二、集荷過程における麥類の横流れを防止したこと、従來の規定に依れば農會等の

暴利取締令改正

物資不足乃至は配給機構の不備から買占め、賣惜みが激増し又抱合せ販賣や保險加入を條件として物を賣る負擔付販賣が横行しつゝ、あるに鑑み商工省では暴利行為取締規則の第六回改正を行ひ昭和十六年七月十日付之に關する商工、農林兩省令を公布、同十五日より實施した。改正要旨は所謂抱合せ販賣及び負擔付販賣を原則として禁止するに共惡質ブローカー取締の對象を従來の物品ブローカーから不動産ブローカーにまで擴大したものである。

消費者の直接産地買付は禁ずること

- 一、消費都市近郊の振賣りは許可制とする
- 一、小賣については小賣業者を以て商業組合を結成せしめ警察區域毎に支部を設け個々の小賣商をその配給所たらしめる

承認があれば集荷過程において直接府縣市町村或は最終の消費者に振向けることの缺陷があつたが新規則においては全部政府において買上げるため斯かる例外的規定を廢棄した

- 三、精麥製造設備の新設増設に對し許可制度を採用したこと、更に第五條において麥類の買受又は販賣の委託をうけたものが特別の例外を除き、自家消費のための加工を禁止したこと

特許法施行規則改正

特許法施行規則第四十條の改正商工省令は昭和十六年七月十四日公布、九月十五日より實施されたが、改正骨子は左の如く、國內特許を優遇せるもので、この改正は意匠法、實用新案特許法、商標法等の施行規則にも準用される。

- 一、工業所有權保護同盟條約に依り各同盟國は、優先權の主張をなす事を得るも我

國においては、今後は出願と同時に特許優先權の主張をなさざれば無効とする事

- 一、特許優先權の主張をなすために必要な證據書類の提出期間は従來特許局の内規で四ヶ月としてあつたのを三ヶ月に短縮したこと

管區外馬移動制限撤廢

農林省では、昭和十三年農林陸軍省令第一號を以て徵馬管區に屬しない左

の地域に飼養場所のある馬の内地移動を制限して來たが、今回馬産増加の圓滑なる遂行を期するため右制限を撤廢することとなり、五月廿八日付省令を以て公布即日實施した。右に依り内地より輪移出するものを除き國內に於ける馬の移動は全國的に自由となつた。

【徵馬管區に屬せざる地域】
 ◇北海道國後郡色丹郡、紗那郡、檉提郡、藥取郡、奥尻郡
 ◇鹿児島縣大島郡
 ◇沖繩縣全部

第七十六議會成立法律

翼賛體勢を具現せる第七十六帝國議會は、百二十八億圓に達する十六年度豫算案を認め十四日に達する豫算案及び劃期的立法たる國家總動員法改正案、國防保安法案を含む政府提出の法律案八十七件を可決、刑法改正案、東亞海運株式會社法案その他四件を修正可決し

た外全部無修正成立せしめた。同議會を通過成立した法律は左の如くである。

- ◇内閣關係
 - 一、國家總動員法中改正法律
 - 一、委員會等の整理等に關する法律
 - 一、恩給法中改正法律
 - ◇内務省關係
 - 一、地方分與稅法中改正法律
 - 一、衆議院議員の任期延長に關する法律
 - 一、府縣會議員、市町村會議員等の任期延長に關する法律
 - ◇大藏省關係
 - 一、昭和十六年度一般會計歳出の財源に充つるため公債發行に關する法律
 - 一、昭和十五年法律第七號中改正法律（造幣局の新營擴張に關するもの）
 - 一、昭和十三年法律第二十三號中改正法律（各外地特別會計に於る租稅收入の一部に相當する金額等を臨時軍事費特別會計に繰入れるもの）
 - 一、昭和十二年法律第八十四號中改正法律（支那事變に關する臨時軍事費支辨のため公債發行に關するもの）
 - 一、大正九年法律第五十六號中改正法律（北海道拓殖鐵道補助に關するもの）
 - 一、關稅定率法中改正法律
 - 一、昭和十二年法律第五十七號改正法律（鐵の輸入稅免除に關するもの）
 - 一、相續稅法中改正法律
 - 一、臨時利得稅法中改正法律
 - 一、郵便貯金法中改正法律
 - 一、外國爲替管理法中改正法律
 - 一、國稅徵收法中改正法律

- 一、不動産融資及損失補償法中改正法律
- 一、關稅法中改正法律
- 一、臨時資金調整法中改正法律
- 一、兌換銀行券條例の臨時特例に關する法律
- 一、朝鮮銀行法及臺灣銀行法の臨時特例に關する法律
- 一、朝鮮銀行法中改正法律
- 一、臺灣銀行法中改正法律
- 一、國民貯蓄組合法
- 一、國民更生金庫法
- 一、日本勸業銀行法中改正法律
- 一、北海道拓殖銀行法中改正法律
- 一、農工銀行法中改正法律
- 一、昭和十五年法律第六十九號中改正法律(支那事變に關する一時賜金として交付するたの公債發行)
- 一、昭和十六年度一般會計歲出の財源に充つるため公債追加發行に關する法律
- 一、無盡業法中改正法律
- 一、昭和十二年法律第八十四號中改正法律
- 一、陸軍々人軍屬違警罪處分例中改正法律
- 一、兵役法中改正法律
- 一、海軍々人軍屬違警罪處分例中改正法律
- 一、陸軍々法會議法中改正法律
- 一、海軍々法會議法中改正法律
- 一、臨時陸軍材料資金特別會計法中改正法律
- 一、軍機保護法中改正法律
- 一、司法省關係
 - 一、民法中改正法律
 - 一、大正二年法律第九號中改正法律(裁判所管轄區域に關するもの)
 - 一、非訟事件手續法中改正法律
 - 一、戶籍法中改正法律
 - 一、借地法中改正法律
 - 一、借家法中改正法律
 - 一、民事訴訟法中改正法律
 - 一、陪審法中改正法律
 - 一、國防保安法
 - 一、刑法中改正法律
 - 一、治安維持法中改正法律
- 一、文部省關係
 - 一、義務教育費國庫負擔法中改正法律
 - 一、小學校令の改正に伴ふ恩給法等の規定の整理に關する法律
- 一、農林省關係
 - 一、木炭需給調節特別會計法中改正法律
- 一、改正法律
 - 一、昭和十二年法律第九十號中改正法律(米穀の應急措置に關する件)
 - 一、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律
 - 一、蠶糸業統制法中改正法律
 - 一、農地開發法
 - 一、木材統制法修正
- 一、商工省關係
 - 一、商工會議所法第十四條の臨時特例に關する法律
 - 一、昭和十二年法律第九十二號中改正法律(輸出入品等臨時措置法)
 - 一、重要機械製造事業法中改正法律
 - 一、工作機械製造事業法中改正法律
 - 一、日本製鐵會社法中改正法律
 - 一、輸出補償法中改正法律
 - 一、人造石油事業法中改正法律
 - 一、帝國燃料興業株式會社法中改正法律修正
 - 一、帝國石油株式會社法修正
- 一、關信省關係
 - 一、船舶保護法
 - 一、日本發送電株式會社法中改正法律
 - 一、東亞海運株式會社法
- 一、鐵道省關係
 - 一、留萌鐵道株式會社及新潟臨港開發株式會社所屬鐵道買收のため公債發行に關する法律
 - 一、田名部運輸鐵道株式會社所屬鐵道の經營廢止に對する補償のため公債發行に關する法律
 - 一、富士身延鐵道株式會社及白棚鐵道株式會社所屬鐵道買收に關する法律
 - 一、帝都高速度交通營團法
- 一、拓務省關係
 - 一、朝鮮事業公債法中改正法律
 - 一、朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律
 - 一、臺灣事業公債法中改正法律
 - 一、關東局、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳の各特別會計に於ける簡易生命保險及郵便年金の事務取扱に關する經費等に關する法律
 - 一、樺太開發株式會社法
- 一、厚生省關係
 - 一、健康保險法中改正法律
 - 一、貸家組合法
 - 一、住宅營團法
 - 一、醫療保護法
 - 一、國民勞務手帳法
 - 一、勞働者年金保險法

國防

全軍將兵に戰陣訓

陸軍では、支那事變も今や第五年に及び今後多難なる國際情勢の下にあつて長期戦を戦ひ抜き戰陣道義昂揚の必要痛感せられるに鑑み、從來の經驗を基礎とし兵馬倥傯の戰陣にあつても軍人に賜りたる勅諭を仰ぎ服行の完璧を期し得られるやう具體的行動の憑據を示し、常時座右に置いて脊々服膺し皇軍道義の昂揚を圖るべく昭和の葉隠論語とも稱すべき『戰陣訓』を作成、勅裁を仰いだ上、一月八日の陸軍始に當り陸軍第一號をもつて全軍將兵にこれを傳達した。

戰陣訓

陸軍第一號
本書ヲ戰陣道義昂揚ノ資ニ供スベシ

夫れ戰陣は、大命に基き、皇軍の神髓を發揮し、攻むれば必ず取り、戦へば必ず勝ち、遍く皇道を宣布し、敵をして仰いで御稜威

の尊嚴を感銘せしむる處なり。されば戰陣に臨む者は、深く皇國の使命を體し、堅く皇軍の道義を持し、皇軍の威徳を四海に宣揚せんことを期せざるべからず。

惟ふに軍人精神の根本義は、長くも軍人に賜はりたる勅諭に炳乎として明かなり。而して戰陣並に訓練等に關し準據すべき要綱は、又典令の綱領に教示せられたり。然るに戰陣の環境たる、兎もすれば眼前の事象に捉はれて大本を逸し、時に其の行動軍人の本分に戻るが如きことなしとせず。深く慎まざるべけんや。乃ち既往の經驗に鑑み、常に戰陣に於て勅諭を仰ぎて之が服行の完璧を期せむが爲、具體的行動の憑據を示し、以て皇軍道義の昂揚を圖らんとす。是戰陣訓の本旨とする所なり。

本訓 (其の一)

第一、皇國 大日本は皇國なり。萬世一系の天皇に在りし、皇國の皇讓を紹繼して無窮に君臨し給ふ。皇恩萬民に通く、

聖徳八紘に光被す。臣民亦忠孝勇武、祖孫相承け皇國の道義を宣揚して天業を翼賛し奉り、君民一體以て克く國運の隆昌を致せり、戰陣の將兵、宜しく我が國體の本義を體得し、牢固不拔の信念を堅持し、誓つて皇國守護の大任を完遂せんことを期すべし。

第二、皇軍 軍は天皇統帥の下、神武の精神を體現し、以て皇國の威徳を顯揚し皇運の扶翼に任ず。

常に大御心を奉じ、正にして武、武にして仁、克く世界の平和を現するものは神武の精神なり。武は嚴なるべし、仁は遍きを要す。苟くも皇軍に抗する敵あらば、烈々たる武威を振ひ斷乎之を擊碎すべし。假令峻嚴の威克く敵を屈服せしむとも、服するは撃たず従ふは慈しむの徳に缺くあらば、未だ以て全しとは言ひ難し。武は驕らず、仁は飾らず、自ら溢るるを以て尊しとなす。皇軍の本領は恩威並び行はれ、遍く御稜威を仰がしむるに在り。

第三、軍紀 皇軍軍紀の神髓は、長くも大元帥陛下に對し奉る絶対隨順の崇高なる精神に存す。

上下齊しく統帥の尊嚴なる所以を感銘し

上は大權の承行を謹厳にし、下は謹んで服従の至誠を致すべし。盡忠の赤誠相結び、脈絡一貫、全軍一令の下に寸毫紊るるなきは、是戦捷必須の要件にして、又實に治安確保の要道なり。

特に戦陣は、服従の精神實踐の極致を發揮すべき處とす。死生困苦の間に處し、命令一下欣然として死地に投じ、黙々として獻身服行の實を擧ぐるもの、實に我が軍人精神の精華なり。

第四、團結 軍は、長くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る。渾き聖慮を體し、忠誠の至情に和し、擧軍一心一體の實を致さざるべからず。

軍隊は統帥の本義に則り、隊長を核心とし、鞏固にして而も和氣霽々たる團結を固成すべし。上下各々其の分を嚴守し、常に隊長の意圖に従ひ、誠心を他の腹中に置き、生死利害を超越して、全體の爲己を没するの覺悟なかるべからず。

第五、協同 諸兵心を一にし、己の任務に邁進すると共に、全軍戦捷の爲欣然として没我協力の精神を發揮すべし。各隊は互に其の任務を重んじ、名譽を尊び、相信じ相授け、自ら進んで苦難に就

き、戮力協心相携へて目的達成の爲方闘せざるべからず。

第六、攻撃精神 凡そ戦闘は勇猛果敢、常に攻撃精神を以て一貫すべし。

攻撃に方りては果敢積極機先を利し、剛毅不屈、敵を粉碎せしむば已まざるべし。防禦又克く攻勢の銳氣を包藏し、必ず主動の地位を確保せよ。陣地は死すとも敵に委すること勿れ。追撃は斷々乎として飽く迄も徹底的なるべし。

勇往邁進百事懼れず、沈着大膽難局に處し、堅忍不拔困苦に克ち、有ゆる障壁を突破して一意勝利の獲得に邁進すべし。

第七、必勝の信念 信は力なり。自ら信じ毅然として戦ふ者克く勝者たり。必勝の信念は千磨必死の訓練に生ず。須く寸暇を惜しみ肝膽を碎き、必ず敵に勝つ實力を涵養すべし。勝敗は皇國の隆替に關す。光輝ある軍の歴史に鑑み、百戰百勝の傳統に對する己の責務を銘肝し、勝たずば斷じて已むべからず。

本訓 (其の二)

第一、敬神 神靈上に在りて照覽し給ふ。

本訓 (其の三)

第一戦陣の戒 一、一瞬の油断、不測の大事を生ず。常に備へ嚴に警めざるべからず。敵及住民を輕侮するを止めよ。小成に安んじて勞を厭ふこと勿れ。不注意も亦災禍の因と知るべし。

二、軍機を守るに細心なれ。諜者は常に身邊に在り。三、哨務は重大なり。一軍の安危を擔ひ、一隊の軍紀を代表す。宜しく身を以て其の重きに任じ、嚴肅に之を服行すべし。哨兵の身分は又深く之を尊重せざるべからず。

四、思想戦は現代戦の重要な一面なり。皇國に對する不動の信念を以て、敵の宣傳欺瞞を破摧するのみならず、進んで皇道の宣布に勉むべし。

五、流言蜚語は信念の弱きに生ず。惑ふこと勿れ、動ずること勿れ。皇軍の實力を確信し、篤く上官を信頼すべし。六、敵産、敵資の保護に留意するを要す。徵發、押收、物資の燬滅等は總て規定に従ひ、必ず指揮官の命に依るべし。七、皇軍の本義に鑑み、仁恕の心能く無辜

の住民を愛護すべし。

八、戦陣苟も酒色に心奪はれ、又は慾情に驅られて本心を失ひ、皇軍の威信を損じ奉公の身を誤るが如きことあるべからず。深く戒慎し、斷じて武人の清節を汚さざらんことを期すべし。

九、怒を抑へ不満を制すべし。「怒は敵と思へ」と古人も教へたり。一瞬の激情悔を後日に殘すこと多し。

軍法の峻嚴なるは特に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威信を完了せんが爲なり。常に出征當時の決意と感激とを想起し、遙かに思を父母妻子の眞情に馳せ、假初にも身を罪科に曝すこと勿れ。

第二戦陣の嗜 一、尙武の傳統に培ひ、武徳の涵養、技能の練磨に勉むべし。「毎事退屈する勿れ」とは古き武將の言葉にも見えたり。

二、後顧の憂を絶ちて只管奉公の道に勵み常に身邊を整へて死後を清くするの嗜を肝要とす。屍を戦野に曝すは固より軍人の覺悟なり。縱ひ遺骨の還らざることあるも、敢て意とせざる様豫て家人に含め置くべ

- 三、戰陣病魔に斃るるは遺憾の極なり。特に衛生を重んじ、己の不節制に因り奉公に支障を來すが如きことあるべからず。
- 四、刀を魂とし馬を寶と爲せる古武士の嗜を心とし、戰陣の間常に兵器資材を尊重し、馬匹を愛護せよ。
- 五、陣中の徳義は戦力の因なり。常に他隊の便宜を思ひ、宿舎、物資の獨占の如きは慎むべし。
- 六、總じて武勳を誇らず、功を人に譲るは武人の高風とする所なり。
- 七、諸事正直を旨とし、誇張虚言を恥とせよ。
- 八、常に大國民たるの襟度を持し、正を踐み義を買きて皇國の威風を世界に宣揚すべし。

九、萬死に一生を得て歸還の大命に浴することあらば、具に思を護國の英靈に致し言行を慎みて國民の範となり、愈々奉公の覺悟を固くすべし。

以上述ぶる所は、悉く勅諭に發し、又之に歸するものなり。されば之を戰陣道義の實戰に資し、以て聖諭服行の完璧を期せざるべからず。

戰陣の將兵、須く此の趣旨を體し、愈々奉公の至誠を擯んで、克く軍人の本分を完うして、皇恩の渥きに答へ奉るべし。

陸軍將校分限令改正

陸軍武官進級令改正

國軍編成史上、劃期的意義を有する陸軍將校分限令並に同武官進級令改正の二勅令は、昭和十六年三月五日、陸軍省より發表されたが、分限令に於ては、將校は一死御奉公の精神をもつて一意將校の本分に邁進するの趣旨を明かにすると共に軍は益々鐵桶の團結と軍紀を強化するの趣旨を以つてし、進級令に於ては、事變は長期戦となり内地部隊に於ても平戦時の區別はつけ得られざる情勢なるに鑑み各條項全般に亘つて

根本的改正を斷行し上級の官職に堪ふる人材は戰時たると平時たるとを問はずその官階を進め得るやう眞の人材拔擢主義を明徴にしてゐる。

【分限令改正の要點】イ、休職は現役將校が傷痍傷病により執務せざるに六月に及ぶときに限定したこと。

ロ、待命者には發令の際陸軍大臣が必要ある場合は滞在地在を指定し得ることとしたこと。

ハ、從來は人格、技能、健康状態如何に拘らず恩給年限に達するまで整理しなかつたが、これは人事の運用を阻害すること大であるので、かゝる恩給身分保障的規定を廢止したこと。

ニ、停職を命ぜられた者は六月の後にあらざれば就職することを得ずとなつてゐたのを短縮し最下限三月としその運用を容易ならしめたこと。

ホ、戰地に臨む總司令官に特に停職を命ずるの權を與へ得ることとしたこと即ち戰地に臨む首將には進級せしむる權を與へ得ること。

【進級令改正の重點】イ、人材簡拔を具體

- 化するため第十七條第二項に示す如く二階級進級の道を開いたこと。
- ロ、事變長期化に伴ひ現役者及び召集者は同一條件にて進級せしめ得る如くしたること。
- ハ、公務による殉職者の進級資格たる實役年限を撤廢し、傷痍疾病のため退職する者を優遇することとしたこと。
- ニ、戰時、事變の際又は其他補充上必要あるときは實役年限を短縮すること。
- ホ、下士官進級實役停年を延長し曹長は二年を四年に、軍曹は一年を二年に、伍長は六月を一年に延長された、右は實情に於て定員の關係上缺員が生ぜざれば進級出來ない有様にあるので原則として實際に適應する様改正したものであるが但し内規及び實狀に依り從來と變化なき進級が行はれることとなつてゐる。

陸軍將校分限令

- 第一條 陸軍將校とは將官、佐官及尉官を謂ふ。
- 第二條 將校は終身其の官を保有し之に對する禮遇を享く。
- 第三條 將校は左の各號の一に該當する場

- 合に非ざれば其の官を失ふことなし。
- 一、本人の願に依り其の官を免ぜられたるとき
- 二、將校たるの本分に背き又は其の體面を汚し勅裁に依り免官となりたるるとき
- 三、禁錮以上の刑に處せられたるとき但し陸軍刑法又は海軍刑法に依り一年未満の禁錮の刑に處せられたるときは此の限に在らず
- 第四條 將校にして陸軍の諸生徒又は海軍の學生生徒の兵籍に編入せられたるものは別に辭令を用ひず當該兵籍に編入せられたる日を以て其の官を免ぜられたるものとす。
- 第五條 前項の規定に該當する者當該學生生徒を免ぜられたるときは將校たるの體面を保持し得ざる者なる場合を除くの外同項の規定に依り免ぜられたる官に復し前の服役を繼續せしむるものとす。
- 第六條 現役の將校は左の各號の一に該當する場合を除くの外現役の儘宮内官又は文官(待遇職員を含む)に專任又は專補せらるゝことを得ざるものとす。
- 一、陸軍大臣又は陸軍次官其の他武官を

- 以て充つべき官又は職に專任又は專補せらるゝとき
- 二、法令に別段の定あるとき
- 第六條 現役將校にして一時職務に服せしめざるものには待命を命ず。
- 陸軍大臣必要ありと認むるときは待命發令の際待命を命ぜらるゝ者に對し滞在地を指定することを得。
- 前項の規定に依り滞在を指定せられたる者は陸軍武官服役令第二條の規定に拘らず陸軍大臣の定むる所に依り之を滞在地所管師團司令部又は之に準ずべき部隊の兵籍に編入し當該部隊長の管轄に屬せしむ。
- 第七條 現役將校傷痍疾病に因り執務せざること六月に及ぶときは之に休職を命ずることを得但し本人の願あるときは六月を俟つの限に在らず。
- 第八條 現役將校にして懲戒すべき行爲ありたるものには停職を命ずることを得。
- 陸軍大臣統督上必要ありと認むるときは其の定むる所に依り停職を命ぜられたる者に對し居住及旅行を制限する事を得。
- 停職を命ぜられたる者は三月の後に非ざ

れば就職することを得ず但し戰時又は事變に際しては此の限に在らず。

第九條 戰地に臨むの首將には特に停職を命ずるの權を假すことあるべし。

第十條 待命休職又は停職中の將校は健康状態又は補充上の必要に依り之を豫備役に入らしむることを得。

將校にして傷疾疾病の爲現役に堪へざるものは本人の願に依り之を豫備役に入らしむることを得。

第十一條 現役將校左の各號の一に該當するときは豫備役に入るものとす。

一、待命又は休職と爲り二年を経過し就職の命なきとき

二、停職と爲り一年を経過し就職の命なきとき

三、待命休職又は停職を通じ二年を経過し就職の命なきとき

四、官内官又は文官(待遇職員を含む)に專任又は專補せられたるとき但し第五條各號の一に該當する場合を除く

五、貴族院令第四條の規定に依り貴族院議員と爲りたるとき

第十二條 現役將校現役年限に達したるときは豫備役に入るものとす。

るときは豫備役に入るものとす。

第十三條 豫備役將校豫備役満期となりたるときは退役とす。

第十四條 現役又は豫備役の將校傷疾疾病の爲永久服役に堪へざるときは之に退役を命ずることを得。

附則

本令は公布の日より之を施行す。

第七條及第八條の規定は當分の内昭和八年勅令第十二號に依り充用せらるる者(特別志願將校)に之を準用す。

昭和十六年三月卅一日迄は第十二條乃至第十四條の規定に代へ仍て従前の陸軍將校分限令第九條及第十條の規定を適用す。

陸軍武官進級令

第一章 總則

第一條 陸軍武官の進級は上級の官職に堪ふる人材を拔擢して其の官階を進むるを本旨とす。

第二條 陸軍武官は級を逐ひ之を歴進せしむ但し本令中別段の規定ある場合は此の限に在らず。

第三條 陸軍武官は進級に必要な實役停

年を超えたる者に非ざれば之を拔擢することを得ず但し本令中別段の規定ある場合は此の限に在らず。

第四條 陸軍武官の拔擢進級候補は上官たる將校職權に依り之を選定し其の上官たる將校選定の適否を判定するの權を有す

第五條 本令中現役武官に關する規定は豫備役武官にして部隊に武官の職を奉ずるもの及召集中のものに之を準用す退役將校にして部隊に編入せられたるものに付亦同じ。

第六條 實役停年は其の官に於ける在職中の期間(陸軍將校分限令第六條第三項の規定に該當する者の待命中の期間を含む)及召集中の期間(勤務演習召集中の期間を除く)を通算す。

第七條 現役將校の進級に必要な各官の實役停年左の如し。

中將 四年 少將 三年
大佐 二年 中佐 二年

第二章 將校の進級

軍に布告したる者
三、公務に因る傷疾疾病の爲危篤に陥りたる者にして功績特に顯著なる者
前項の規定に依り同項第一號又は第二號に該當するものを進級せしむる場合に於ては第二條本文の規定に拘らず特に二階級之を進級せしむることを得。

第十八條 將校にして第七條に規定する實役停年の半を超えたるもの傷疾疾病の爲危篤に陥り若し公務に因る傷疾疾病の爲現職に堪へざるに至りたる時又は將校にして同條に規定する實役停年を超え多し年軍務に服し功績顯著なるもの現職を退かしめらるるときは前條第一項の規定に準じてその際特に之を進級せしむることを得。

第十九條 危篤に陥りたる際前二條の規定に該當するに至りたる者に對しては其の死歿の後と雖も特に危篤に陥りたる時に溯りて之を進級せしむることを得。

第二十條 豫備役の中少尉にして二回以上の召集に應じ其の勤務の成績優秀なるものは特に選抜して進級の爲にする勤務演習に服せしめ技能を査閲したる後臨時拔

此の場合に於ては先づ内旨を陸軍大臣に諭すを例とす。

第十二條 現役將校の拔擢進級候補及其の列序の決定は上裁に依る。

第十三條 前條の決定ありたる時は陸軍大臣は上旨を奉じて拔擢進級候補決定名簿を調製し之を上奏すべし。

第十四條 現役佐官(大佐を除く)及尉官の進級は拔擢進級候補名簿の列序に従ひ陸軍大臣進級上奏を爲すべし。

第十五條 前條の規定に依る進級は各官毎に之を行ふ。

第十六條 拔擢進級候補決定者中進級せしむべからざる者を生じたるときは拔擢進級候補決定名簿より之を削除す。

第十七條 將校にして左の各號の一に該當するものは第三條本文及第九條の規定並に第十四條中拔擢進級候補決定名簿に關する規定に拘らず其の際特に之を進級せしむることを得。

一、軍事に關し拔擢の功績ある者又は軍人の總鑑として陸軍大臣之を陸軍全般に布告したる者

二、敵前に在りて殊勳を奏し首將之を全

れば就職することを得ず但し戰時又は事變に際しては此の限に在らず。

第九條 戰地に臨むの首將には特に停職を命ずるの權を假すことあるべし。

第十條 待命休職又は停職中の將校は健康状態又は補充上の必要に依り之を豫備役に入らしむることを得。

第十一條 現役將校左の各號の一に該當するときは豫備役に入るものとす。

一、待命又は休職と爲り二年を経過し就職の命なきとき

二、停職と爲り一年を経過し就職の命なきとき

三、待命休職又は停職を通じ二年を経過し就職の命なきとき

四、官内官又は文官(待遇職員を含む)に專任又は專補せられたるとき但し第五條各號の一に該當する場合を除く

五、貴族院令第四條の規定に依り貴族院議員と爲りたるとき

第十二條 現役將校現役年限に達したるときは豫備役に入るものとす。

第十三條 豫備役將校豫備役満期となりたるときは退役とす。

第十四條 現役又は豫備役の將校傷疾疾病の爲永久服役に堪へざるときは之に退役を命ずることを得。

第十五條 本令は公布の日より之を施行す。

第十六條 第七條及第八條の規定は當分の内昭和八年勅令第十二號に依り充用せらるる者(特別志願將校)に之を準用す。

昭和十六年三月卅一日迄は第十二條乃至第十四條の規定に代へ仍て従前の陸軍將校分限令第九條及第十條の規定を適用す。

第十七條 現役將校左の各號の一に該當するときは豫備役に入るものとす。

一、待命又は休職と爲り二年を経過し就職の命なきとき

二、停職と爲り一年を経過し就職の命なきとき

第十八條 現役將校左の各號の一に該當するときは豫備役に入るものとす。

一、待命又は休職と爲り二年を経過し就職の命なきとき

二、停職と爲り一年を経過し就職の命なきとき

第十九條 現役將校左の各號の一に該當するときは豫備役に入るものとす。

一、待命又は休職と爲り二年を経過し就職の命なきとき

第二十條 現役將校左の各號の一に該當するときは豫備役に入るものとす。

一、待命又は休職と爲り二年を経過し就職の命なきとき

擢して之を進級せしむることを得。
第二十一條 召集せられる豫備役將校及部隊に編入せられたる退役將校の進級は必要に應じ召集又は編入解除の後之を行ふことを得。

前項の規定は召集解除に依り豫備役期間の延長解止と爲り退役に入りたる者の進級に付之を準用す。

第二十二條 戦地に臨むの首將には特に進級せしむるの權を假すことあるべし。

第二十三條 陸軍大臣は毎年現役將校實役停年名簿を調製し之を上奏すべし。

第三章 下士官の進級

第二十四條 現役下士官の進級に必要な各官の實役停年左の如し。
曹長 四年 軍曹 二年 伍長 一年

第七條第二項の規定は前項の實役停年之を準用す。

第二十五條 現役下士官の拔擢進級候補及其の列序は師團長若は之と同等以上の權ある長官又は陸軍大臣直轄の官衙若は學校の長之を決定して拔擢進級候補決定名簿を調製すべし。

第二十六條 現役下士官の進級は拔擢進級

候補決定名簿の列序に従ひ各官毎に（經理部又は衛生部の下士官に在りては各部毎に各階級毎に）之を行ふ。
現役下士官の進級區域及進級を行ふ諸官は陸軍大臣の定むる所に依る。
第二十七條 第十七條乃至第二十條の規定は下士官の進級に之を準用す。
第二十八條 現役下士官又は部隊編入中の豫備役下士官にして第二十四條に規定する實役停年を超え成績優秀なるものは第二十六條第一項の規定に拘らず陸軍大臣の定むる所に依り現役を退く際召集解除の際又は解職の際特に之を進級せしむることを得。

附 則

本令は公布の日より之を施行す。
昭和十三年勅令第九十七號は之を廢止す。
本令中豫備役武官に關する規定は昭和十六年三月卅一日迄は後備役武官にも之を適用す。

輜重兵學校令實施

帝國陸軍では近代戰に對應する軍備充實計畫の一つとして輜重兵學校令を制定、昭

和十五年十一月廿九日付を以て公布、同年十二月一日より實施した。その要旨次の如し。

一、陸軍輜重兵學校は學生に輜重兵部隊に必要な學術を修得せしめると共に、之を各隊に普及し併せて輜重兵部隊に關する學術の調査及研究を行ひ以て輜重兵部隊の教育の進歩を圖り且つ輜重兵部隊用兵器其他の資材の研究及試験を行ふ所とす。

前項の外輜重兵部隊の下士官となすべき下士官候補者を教育し且つ兵站の實務に關する研究及必要に應じ之が教育を行ふ。

一、學生は分ちて四種とし通常毎年一回入校せしむ。

佐官學生 兵科中、少佐を以て之に充て輜重兵部隊に關する須要なる學術を修習せしめ其の修業期間は概ね三ヶ月とす。

甲種學生 兵科大尉を以て之に充て戰術教練及陣中勤務を修習せしめ其の修業期間は概ね七ヶ月とす。

乙種學生 兵科中、少尉を以て之に充て自動車隊若は輓駄馬隊に關する學術又

土浦、博多海軍航空隊新設

海軍では昭和十五年十一月十五日茨城縣稻敷郡阿見村に土浦海軍航空隊を、福岡縣糟屋郡志賀島村に博多海軍航空隊をそれぞれ新設、土浦航空隊には青木泰二郎大佐、博多航空隊には三木森彦大佐をそれぞれ初代司令として任命、右に關し十一月十四日所管鎮守府から發表された。

海軍省兵備局新設

海軍では官制の一部を改正、軍務局を二分し軍務、兵備の二局とし初代局長には保科善四郎少將が補せられた。右に關し昭和十五年十一月十五日海軍省よりその旨公表された。

札幌に北部軍管區司令部創設

陸軍では軍管區制の確立に伴ひ既に東部中部、西部の各司令官を任命したが、更に昭和十五年十二月二日の異動に於て新たに濱本喜三郎中將を北部司令官に轉補し司令部を札幌に設置することになつた。これに

は通信若は化學戰に關する學術を修習せしめ其の修業期間は自動車隊及輓駄馬隊の學生は十ヶ月、通信の學生は六ヶ月、化學戰の學生は三ヶ月とす。
丙種學生 兵科下士官を以て之に充て自動車隊若は輓駄馬隊に關する學術又は通信若は化學戰に關する學術を修得せしめ其の修業期間は六ヶ月とす。

兵役法改正

陸軍では滿洲開拓の國策に順應すると共に現下の時局に對應し陸軍要員を増大するため後備兵役制を廢止し、補充兵の教育召集期間を延長するため兵役法改正案を第七十六議會に提出、二月四日兩院を通過、同案は同議會最初の成立法案となつた。依つて右改正は十六年四月一日より施行されたが、本法施行の際現に後備兵役に在るものは豫備役に服し、豫備役に服するもの後備役期間はこれを豫備役に通算されることになつてゐる。改正要旨左の如し。

一、後備兵役廢止 兵役は常備兵役（現役及び豫備役）後備兵役、補充兵役（第一及び第二補充兵役）及び國民

兵役（第一及び第二國民兵役）に分たれ、陸軍にあつては現役二年、豫備後五年四月、後備役十年。
海軍にありては現役三年、豫備役五年後備役七年となつてゐたが、今回後備兵役制を廢止して從來の豫備兵役及び後備の期間を合して陸軍にあつては豫備役五年四月を十五年四月に、海軍にあつては五年を十二年に改正。
二、補充兵召集期間延長 補充兵は教育のため百二十日以内召集することを得たが百八十日以内に改正。
三、外地及び滿洲の徵兵改正 最近朝鮮臺灣、滿洲に在留する徵兵適齡者の數多く就中滿洲開拓青少年義勇軍は滿洲定着の方針で渡滿するので右は單に開拓のみでなく國防上の裨益する所大である。従つてその定着に能ふ限りの便宜を與へるため滿洲其他の外地在留の壯丁はその本籍地の如何に拘らず之をその地の部隊に入營せしめ現地に於て除隊せしめるため右に關する改正をなし勅命を以て別個に規定する。

て四軍管區の最高人事も完了、國土防衛は完璧の陣を布くこととなつた。

陸軍匪躬會結成

豫備並びに退役陸軍上層部將校は未曾有の重大時局に鑑み、在郷將校は常に心身を鍛錬して明日への出動に備ふべきは勿論、銃後にあつても軍民の中間にあつてその連鎖となり國民の中核的指導者として後進を誘掖し職域奉公に挺身垂範すべきであるとなし、從來一部陸軍將官をもつて組織されてゐた將官談話會を發展的解消して「陸軍匪躬會」を設立、會長に尾野實信大將、副會長に岸本綾夫大將を推舉、七月三日九段軍人會館で發會式を舉行、規約其他を決定して實踐に乗出した。なほ本會は政事結社の運動をなさざることを規約に明示してゐる。

陸軍需品廠新設

陸軍では事變勃發以來戰地追送陸軍需品の調達及び補給業務は臨時陸軍經理部で擔當してゐたが、作戰の推移に伴ひ補給量の増大、内地に於ける物資統制の強化等によりその業務愈々繁劇を加へ來つたので「陸

軍需品廠」を新設、一月廿七日より業務を開始、初代廠長には網本淺吉少將が任命された。而して陸軍需品の内容は兵器、被服糧秣、衛生材料を除いた陣中用品、野戰建築材料、酒保用品、日用品、演習用具等八千種類に上り直接作戰に必要な資材も多く、之がため補給の良否は作戰に影響するのみでなく戦力維持に重大なる關係を有するので今回之が機構を整備したものであつて將來は専門の補給機關として本格的にその機能を發揮し第一線に對する圓滑なる追送補給を期すると共に内地部隊に對する補給をも擴充し得ることとなつた譯である。

軍能率化、健兵主義強調

陸軍では、現下緊迫せる國際情勢に對處するため支那、滿洲等第一線を初め内外全軍の參謀長並に陸軍大臣直轄部隊長會議を召集、二月三、四兩日に互り陸軍省にて臨時參謀長會議を開催

- 一、軍の能率促進問題
- 二、健兵對策の徹底
- 三、軍紀風紀の振肅問題

に就き重大協議を行ひ、東條陸相より左の如き訓示を行つた。

【陸相訓示】 現下世界の情勢は既に諸官熱知の如し、軍は夙にその負荷の重きを痛感し銳意軍備の充實に努力しつゝあるも、今や諸般の情勢は愈々量的軍備の擴充を圖ると共に内にありては更に軍自體の質的向上による戦力の増強に一層の努力を致すの緊要なるものあり即ちこゝに軍能率化の標語の下に本職以下一大努力を展開せんとする所以なり。軍能率化の要は陸軍の全部隊を通じて煩雜を單純化し重複を整理し舊習老廢を更新し、餘剩を活用し重點主義に徹底する等國軍の統制、制度、裝備、教育等の全般に亘り人、物、金並に時間の能率を最大限に發揮する如くし以て質的に國軍の陣容を更新せんとするものなり、而して軍能率化の直接目標とする所は能率の向上にあるもその結果する所は國軍の全面的刷新にまで及ぶを必然とし之が成否は實に國運の隆替を左右するといふも過言にあらず、その意義眞に重大なりといふべし。然しながら之が實施のためには前途に多大の困難と豫期せざる妨害とを覺悟せざるべからず、即ち特に事の大小と輕重とを問はず先づ實行を以て本旨とし卑くも現狀維持的保守思想に累せられ或は一日の偷安を欲して軍能率

化の進行を阻害するが如きは斷じて看過すべからず。曩に軍政事務の電撃處理に關し訓示せる趣旨亦此に存す、宜しく全軍一致協力鞏固不拔の決意と烈々不撓の熱意とを以て最後の完成を期すべし。

陸軍機甲本部新設

陸軍では軍機械化の飛躍的發展を期し「陸軍機甲本部」を創設、機甲部隊に關する軍政並に教育の事項一切を管掌せしめることとなり、四月十日日本部令を公布實施すると共に初代本部長に吉田惠中將を任命した。

陸軍機甲本部令

第一條 陸軍機甲本部は機甲部隊及騎兵部隊の教育上當該隊種専門に關する事項、陸軍戰車學校、陸軍騎兵學校及陸軍自動車學校に關する事項並に戰車（裝甲車を含む以下之に同じ）牽引車及自動車の整備の基本に關する事項を掌り且機甲部隊騎兵部隊及戰車を主體とする諸兵連合の部隊並に戰車、牽引車、自動車及自動車燃料の調査及研究を行ひ其の進歩を圖る所とす。

第二條 陸軍機甲本部に庶務課及第一乃至

第三課を置く。

第三條 各課の業務の分掌は陸軍大臣之を定む。

第四條 陸軍機甲本部に左の職員を置く。本部長、課長、附、部員、下士官及判任

文官

第五條 本部長は陸軍大臣に隸し陸軍機甲本部の業務を總理す、但し教育及陸軍戰

車學校、陸軍騎兵學校及陸軍自動車學校の管轄に關しては教育總監に直隸す。

第六條 本部長は陸軍大臣の命を承継軍隊及所轄學校に於ける戰車、牽引車、自動車

の技術に關する検査を爲し並に戰車、牽引車、自動車

の取扱及保存に關する指導を行ひ其の成績を陸軍大臣に報告し關係長官に通報するものとす。

第七條 本部長は教育總監の命を承継教育上の主管事項に付機甲部隊及騎兵部隊を

査閲し之に關する意見を當該部隊長に訓示し又は講評を行ひ且其の成績を教育總監に報告し關係長官に通報するものとす

第八條 本部長は陸軍士官學校を巡閲し機甲部隊及騎兵部隊所屬の學生及生徒の教育に關し意見ある時は之を教育總監に具

申す。

第九條 附は本部長を補佐し部務を整理す

附は前項の外本部長の命を承継第六條乃至前條に規定する本部長の職を行ふことを得。

第十條 課長は本部長の命を承継課務を掌

理す。

第十一條 部員は上官の命を承継各其の擔任の業務を掌る。

第十二條 下士官及判任官は上官の命を承

け事務に従事す。

第十三條 陸軍機甲本部創設に伴ひ陸軍省官制の一部

を改正したが、その要點は左の如くである。

一、兵器局は從來機械課、銃砲課の二課であつたが新に器材課を設け三課として事

務分擔を變更し機械課は戰車、牽引車、自動車燃料の制式、支給、交換、調達、整備及び拂下並に之に關する經理事項を

掌り、新設の器材課は器材、輜重兵器、化學戰資材に關する事項を管掌する。

二、之と共に燃料政策確立を期し整備局の資源課を廢止して燃料課を新設し、燃料

政策一般に關する事項、海外の燃料に關する事項、燃料の調査及研究の基本事項

燃料の指導及び補助監督の基本に關する事項を管掌し、また從來資源課に於ける

事項を管掌し、また從來資源課に於ける

燃料以外の事項は戦備課に移され工政課の事務分擔も一部改正。

通信兵監新設

陸軍では、四月十日軍令を以て教育總監部の改正を公布即日實施した。改正の要點は機甲本部の創設に伴ひ從來本部長の下に第一部長、第二部長があつたのを第一部長を總務部長に改めると共に「通信兵監」を新設、初代通信兵監には百武晴吉中將が補された。なほ通信兵監は通信隊の教育に關する事項のみならず其他各隊（航空部隊を除く）通信技術の統制並に暗號の教育に關する事項を掌るものである。

總力戰研究所設立

總力戰研究所官制は十五年十一月一日附官報を以て公布即日施行、同時に現役に在る陸海軍武官にして總力戰研究所の所員に專任せられたる者の分限に關する勅令も公布施行された。官制要旨左の如し。
第一條 總力戰研究所は内閣總理大臣の管理に屬し國家總力戰に關する基本的調査研究及び官吏其他の者の國家總力戰に關

する教育訓練を掌る。
第二條 總力戰研究所に左の職員を置く。

- 所長 勅任
- 所員 專任十一人、奏任、内三人を勅任となすことを得。
- 助手 專任五人、判任
- 書記 專任三人、判任
- 第三條 乃至第六條（略）
- 第七條 總力戰研究所に參與を置き所務に參與せしむ。參與は内閣總理大臣の奏請に依り關係各廳高等官及學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命ず。

國土防空強化方針確立

政府は現下頓に緊迫せる國際情勢に鑑み國土防空強化に劃期的施策を斷行することとなり陸軍、海軍及び内務三省に於てこれが根本方針を決定したので東條陸相は一月十日の定例閣議に於て左の如き「國土防空に關する件」を説明し正式決定した。依つて政府は直ちに關係三省に於て具體的實施細目を決定すると共に十六年度物動並に資金計畫に於ても防空關係資材、資金等は優先的にこれを供給することになつたが、防空緊急對策の具體的内容は、東條陸相の閣

議に於ける説明に依つてその一端を知ることが出来る。即ち

我國の防空組織は長足の進歩を遂げたが更に中央の機構、防空の教育指導機構、中央に於ける連絡調整機構といふものを一層強化し各省が足並を揃へてその促進を圖らねばならぬ。防空の實施は官憲及び一般國民の活動に依つて完きをを得る譯であるから國民に適確なる理解を與へるために國民指導機構を確立すると同時に防空協會を益々助成擴大する。各府縣には防空學校若しくは防空講習所を設置し、防空當事者及び一般國民特に指導者階級の教育を指導徹底せしめる。國民學校、青年學校、中等學校以上の總ての學校に必須科目として防空科目を設置し一週一回以上必ず教授し或は大政翼賛會の實踐綱領の主要眼目として防空事項を採用せしめるが如きは速急に實施せねばならぬ。防空強化を全國に亘つて速急に實施することは困難であるから京濱、阪神等の重要地域を絕對安全ならしむる様急速に強化する、空軍の發達に依つて戰爭形態が變化し、我國と雖も天然の要害あるを頼んで安心することは出来ない。しかのみならず我國の都市、家屋の構造等の情況は歐洲

ふ。これがため必要なる資金及び資材に對し爾外の重要問題と密に調整を圖る。二、今後あらゆる施策には強度に防空上の要求を透徹具現す。

化兵監部新設

陸軍省では教育總監部に化兵監部を新設初代化兵監に町尻量基中將を補任、四月廿八日その旨發表された。

〔馬淵報道部長談〕 化學戰といふ問題は第一次歐洲戰以來列強が之に對し盛んに研究し第一次歐洲戰に於てその一部は戰場に使用され、この瓦斯使用は戰時國際法に於て禁止するところであるが、列強は化學戰に對して眞剣である、瓦斯防護といふことは一般技術の進歩に伴ひ技術的に益々複雑化するのみならずその範圍も廣汎多岐であつて戰場第一線から後方の國內の全軍が之が必要とするので之が對策を確立することが益々必要とせられるに至つた。之がため陸軍に於ては新たに化兵監を設けて國軍の瓦斯防護を統制せしめることになつた。

陸軍召集規則改正

陸軍では、後備役廢止に伴ひ教育召集は

第一補充についても行ふこととなり右に關する陸軍召集規則改正勅令を五月廿四日附官報を以て公布した。

及川海相、海軍の決意

及川海相は、第三十六回海軍記念日の五月二十七日、往時を回想、感想を新たにしつゝ、日本海々戰の尊い教訓に基き、戦備の充實訓練に遺憾なきを期し、一億一心、東亞新秩序の建設に邁進せんと決意を左の如く闡明した。

〔及川海相談〕 未曾有の世界危機に際會せる今日、茲に第三十六回海軍記念日を迎へるに感慨の盡きざるものがある。惟ふに三十六年前の今日、帝國海軍が日本海に於て曠古の大勝を贏ち得たる所以は大御稜威の下先人將士が連綿不斷の訓練と盡忠報國に燃ゆる必勝の信念を以て勇戦奮闘したるに加へて、銃後不屈不撓の氣魄を以て眞に舉國一致の力を發揮せしに依るものといふべきである。今日重大時局に際會し我が海軍はその責務の重且大なるを痛感して益々支那事變武力解決の手段を強化徹底すると共

諸國のそれに比して防空上非常なる弱點を有してゐるから都市そのものを自強するといふことが今後一層必要であり都市改修に關しては今後指導統制の必要がある。都市改修の點を擧げれば廣場の設置、大道路の建設、火災防止、避難、待避等空襲時に於ける混亂防止の對策を樹立せねばならぬ。一朝有事の際敵の空襲を受けた場合混亂を起さぬためには國民所要の物資配給に關しても研究されねばならぬ。例へば貯藏倉庫の設置或は配給計畫資材の整備といふやうなこと迄を研究實施する必要がある。又消防、防毒、救護、偽裝も研究されねばならぬ。以上の如き日本の防空計畫は非常に廣汎であつて有事の際日本を衛るためには今後官民一致協力の活動が必要とされる。

「國土防空に關する件」

航空機の發達に伴ひ直接國內要衝に對し絶大なる武力戰的破壊行為を恣にするに至り他面我が國防空態勢の現狀は不備缺陷頗る多く、加ふるに都市の空襲脆弱性大なるものあるに鑑み高度國防國家體勢確立のため速かに國土防空の強化を圖りこれがため速かに左記事項を實施す。
一、時局に鑑み緊急必要なる防空施策を行

に他方海軍本来の任務たる「海の護り」を
鐵壁ならしめ克く父祖の遺勳を繼承すべく
日夜練武に精進し、滿を持して一朝緩急に
即應するの態度を整へてゐるのである。時
艱突破の要諦は鞏固不壞の國力を確立する
にありて恃むは唯自力あるのみなるを銘し
先づ一億一心各々その職域に御奉公の誠を
捧げ、之が達成に努むべきである。茲に輝
かしく海軍記念日を迎ふるに當り全國民當
時の舉國的氣魄を想起し日頃の覺悟を新た
にせられたいと念じて熄まない次第であ
る。

なほ海相は同夜A.Kのマイクを通じて
「海軍記念日を迎へて」と題し全國放送を
行つた。

海軍航空兵種名稱改正

海軍の航空兵種は、從來航空兵と整備兵
の二つであつたが、六月一日附「飛行兵」
と「整備兵」に名稱が改正された。飛行機
の搭乗員は飛行兵、その他は整備兵となる
譯である。

臺灣に志願兵制度實施

昭和十三年二月勅令九十五號の實施に依

て一刻も偷安を許さざるものがある。この
時に當り本日の閣議決定を見たことは、い
よ／＼皇恩の鴻大無邊にして、國防の將來
に一威力を加ふるものであつて衷心慶祝に
堪へざるの次第であると共に、今後着々諸
準備を進めて内に不拔の力を養ひ内、臺、
朝一如の精神をもつていよ／＼その團結を
鞏くし、皇威の發揚、東亞共榮圈の確立に
邁進し、もつて聖慮を安んじ奉らねばなら
ぬ。

なほ臺灣人の軍夫は明治卅二年軍役志願
規則に依り二十歳以上三十五歳以下のもの
が志願して軍隊に入り雜役に服してゐたが
同三十四年同規則の改正で雜役を廢し一般
兵卒と同様雜務に服し兵と同様の教育、手
當、起居をなさしめることとしたが、その
後四年で廢止され今日に至つた。

金鷄勳章制度改正

畏き邊では、聖戰第五年に際し金鷄勳章
制定の御趣旨を一層顯揚し、殊勳者御待遇
の特別の恩召をもつて同制度に劃期的改正
を加へ、數次の戰役に出征して武功を重ね
た武人を加彰あらせ給ふ勲章から、今後叙
賜される者に對して二回以上金鷄勳章を賜

り朝鮮人も陸軍特別志願兵として兵役に服
することを得るに至つたが、その實績顯著
なるものあり、一方臺灣に於いては同制度
施行の待望既に久しく特に事變以來その願
望いよ／＼熾烈となつたのに鑑み、政府も
昭和十七年度よりこれを實施することとし
六月二十日の定例閣議で「昭和十七年度よ
り臺灣に志願兵制を施行する如く準備を進
むること」に決定、即日御裁可を経てこれ
を發表した。依つて臺灣總督府では十七年
度初頭から陸軍特別志願兵たるべき壯丁の
特別訓練を實施するため直ちに準備に着手
したが、これに依り臺灣壯丁も内地人と同
様皇軍の第一線に活躍し得る道が拓かれ一
視同仁の臺灣統治の大成はこゝに具現され
ると共に我が南方基地としての臺灣の使命
はいよ／＼重且つ大となるに至つた。東條
陸相は右につき次の如き談話を發表した。
〔東條陸相談〕 茲に昭和十七年度より臺灣
に志願兵制を施行する如く準備を進むるの
閣議決定を見たことは寔に意義深く且つ慶
賀に堪へないところである。由來我が大和
民族はその輝かしき歴史において多くの人
種を抱擁し一度我が國民となりたる者は齊
しく陛下の股肱として宏謀の翼賛に悦ん

で身命を捧げて來たのであるが、特に今次
事變勃發以來我が帝國の一億同胞が一丸と
なり新東亞建設の聖業に邁進するの熱意を
昂揚するや朝鮮、臺灣においては内地人と
齊しく兵役の義務を負擔し、光榮ある皇國
守護の大任を完うせんとの運動澎湃として
起り、曩に朝鮮志願兵制の施行を見、爾來
順調の發展をたどつてゐるのであるが、一
方臺灣に於る志願兵制施行の願望は既に約
十年前より萌芽してゐたのである。然るに
今次の事變と朝鮮が先行して志願兵制を施
行せらるゝに及び頓に熾烈を加ふるに至つ
た。即ち今次事變勃發と共に臺灣人の間よ
り多數の從軍者を出し、これ等は軍夫とし
て或は軍農夫として涙ぐましく奮闘を續け
赫々たる成果を收めたことは既に周知の通
りである。また官民の青年訓練に對する熱
意極めて大にして各地における壯丁の眞劍
なる諸作業は如何に彼等の愛國熱旺盛なる
やを物語つて餘りあるものがあり、遂に本
日の閣議において志願兵制施行の準備に着
手するを適當なりとし、これが決定を見た
次第である。惟ふに事變處理の完遂と堅確
なる軍備の充實とは着々その歩を進めつゝ
あるが、世界の政局いよ／＼複雑微妙にし

つた者には、下級勳章との併佩を差許され
同時に金鷄勳章年金令を廢止して一時賜金
を下賜あらせられることに御決定あそばさ
れ今後機會ある毎に特別の御殊遇を垂れさ
せ給ふ趣と拜承するが、改正に伴ふ勅令は
六月廿八日附官報を以て左の如く公布され
た。

勅令第七百二十五號

金鷄勳章年金令は之を廢止す。

〔附則〕 本令は公布の日より之を施行す。

本令は昭和十五年四月二十九日以後の日
附に係る金鷄勳章叙賜者より之を適用す。

昭和十五年四月二十九日附の目附に係る
金鷄勳章叙賜者に付ては仍舊令に依る。

勅令第七百二十六號

金鷄勳章併佩に關する件

金鷄勳章を有する者更に上級の金鷄勳章
を賜はりたるときは前に賜はりたる金鷄勳
章を併佩することを得。

〔附則〕 本令は公布の日より之を施行す。

なほ終身年金を廢して一時賜金を賜はる
新制度は今回の支那事變生存者行賞よりこ
れを適用せられたもので昭和十五年四月二
十九日以後の日附にかゝる金鷄勳章叙賜者
より適用せられ、既にそれ／＼死歿の日附

によつて恩賞に浴した今事變戰死、戰傷病
死者に對しては年金令を從來通り適用し、
その第三條の規定により引續き年金を賜は
るものである。政府は今回の改正の劃期的
重要性に鑑み、特に近衛首相、東條陸相、
及川海相の謹話を發表し、軍人の上に注が
せ給ふ勲章を拜し、只管聖慮を奉體して舉
軍一致、股肱の本分を全うし鴻大無邊の天
恩に對へ奉る信念を披瀝した。

〔改正制度の内容〕 今回廢止された金鷄勳
章年金令は、日清戰爭さなかの明治二十七
年九月二十九日公布せられ、功級に應じて
終身年金を加賜せられることになつたもの
であるが、それに依ると功一級一千五百圓
功二級千圓、功三級七百圓、功四級五百圓
功五級三百圓、功六級二百五十圓、功七級
百五十圓と規定されてをり、新制度による
一時賜金の額は公表されなかつたことになつて
ゐるが、功七級においても從來戰死者の場
合賜はつてゐた年金の總額七百五十圓を遙
かに超える御手厚き額の由で、一時賜金は
記名公債(三分六厘五毛利附、廿年後償還)
をもつて下賜され他人に讓渡又は賣却する
ことを許されず、死亡その他の場合は政府
で買上げることになつてゐる。

〔金鷄勳章叙賜條例〕 金鷄勳章叙賜條例は明治二十七年十一月二十五日公布せられたが、それによると將官の初叙は功三級、佐官功四級、尉官功五級、准士官、下士官は功六級、兵は功七級と定められた。初叙の後武功を累ねると將官は功一級、佐官は功二級、尉官は功三級、兵は功六級に進み得るが、この點は今回の改正には觸れない。なほ今日までの金鷄勳章叙賜者の數は左の如くである。

- 一、日清戦争 約 二、二〇〇人
- 一、北清事變 約 二〇〇
- 一、日露戦争 約 一〇九、六〇〇
- 一、日獨戦争 約 三、〇〇〇
- 一、大正四—九戰役 約 四、八〇〇
- 一、及シベリア出兵 約 七〇
- 一、昭和二—三年支那擾亂 約 九、〇〇〇
- 一、滿洲事變 約 一〇七、〇〇〇
- 一、支那事變 約 一〇七、〇〇〇

陸軍機甲整備學校

陸軍科學學校新設

陸軍では曩に機甲本部を新設、近代科學戰に對應すべき陣容を整備したが、更に陸

軍機甲整備學校並びに陸軍科學學校を新設前者は機甲車輛の整備に必要な基礎學及びその補給勤務に必要な學術を修得せしめ併せて調査研究を行ひ、後者は技術を要する軍隊の隊務遂行に必要な學識を増進し、一方軍事技術に關する須要の學術を修得せしめんとするものである。なほ機甲整備學校長は機甲本部長に隸屬し、科學學校長は教育總監に隸屬することになつてゐる。右兩學校新設に伴ふ軍令は七月十二日附官報を以てそれ／＼公布、八月一日より施行された。

太平洋の列國軍備

世界情勢はいよ／＼複雑微妙となり、歐洲の戰禍が東洋にまで波及し來ることは避け難い事態となつてゐる。國を擧げて聖戰完遂に努力しつゝある日本が戰爭に捲込まれた際如何なる態度に出づべきか、政府並びに國民の覺悟は既に決してゐるが、歐洲の戰禍が太平洋に波及した場合、太平洋ではどんな戰爭が起るか、これに關して太平洋では、どんな兵備が行はれてゐるか、大本營海軍報道部平出大佐は四月卅日發行の週報二三八號「世界情勢と太平洋」中に太

平洋の列國軍備について左の如く述べてゐる。

【英國】

英國が、英領マレー方面を中心に永年軍備の充實に躍起となつてゐることは周知の通りであるが、特にシンガポールは巡洋艦一隻、驅逐艦三隻、河用砲艦二隻その他十隻を擁し、極東の最重要據點として要塞その他一切の防備を完備してをり、最近では極東軍總司令部をも新設して攻防陣の完璧を誇つてゐる。陸軍兵力などもシンガポール附近に約二萬、北方國境方面その他に二萬計約四萬を備へ、更に空軍は約三五〇機位を有してゐるものと見られ、飛行機は米國から直接空輸されるものもあるやうである。香港はどうかといふと、事變以來一層嚴重な防備を施してをり、海軍兵力としては巡洋艦二隻、驅逐艦三隻、河用砲艦七隻油槽艦三隻、その他一五隻を配備し、更に機雷監視及び哨戒用十艦艇約三〇隻を備へ要塞は勿論、有力な前進根據地施設も持つてゐる。一方陸軍は正規軍約一萬二千、豫備軍約六千計一萬八千を有する外、水上偵察機若干を配して防禦の完全を期してゐる。次はオーストラリア方面であるが、海軍

としては現在巡洋艦三隻を基幹とする部隊で輸送船團の護衛や通商破壊戰等に活躍してゐる。

北方の根據地にはダーウインとポートモレスビー(ニューギニア)があるが、何れも海軍や空軍根據地としての防禦港であつて特にダーウインでは本年初めから多くの勞働者が工事中である。陸軍は正規軍約三千、市民軍約三萬八千、計四萬一千、外に目下近東、マレー、英本國とインド方面に約十萬の兵力を派遣中であつてもその兵力は續々充實中である。空軍の方は合計約二五〇機を備へ、この中多少シンガポールに派遣中であり、最近シンガポール、ニューギニアと共に来國から優秀機が直接空輸されてゐるとの情報がある。またファイジー群島とニューブリテン方面にも兵力を派遣強化してゐる模様である。

曩頃、米濠とニュージラランドの間に共同防衛の交渉が進み、また最近では英米濠蘭のマニラ會談についても頗々たる情報があり、その他オーストラリアとシンガポールに米國士官を派遣することを決定した模様である。

以上を綜合すると、英國は大體ラポールポートモレスビー、ダーウイン、蘭印、シンガポールと香港を連ねる線を對日國防第一線とし、米國とオランダに呼びかけて共同戰線を張らうとねらつてゐる。

【米國】

米國は有力なアジア艦隊(巡二、驅一二潜二〇隻以上、飛行艇三〇、その他飛行機二三〇)を東亞に常駐する外、ハワイ、フィリッピンとグアム等の防備強化を圖り、アラスカ、アリューシャン群島方面に對する施設の充實と併せて極東方面に對する威力の増強に努めてゐることは明かである。フィリッピンには有力な根據地として要塞と所要の防備施設を行ひ、前進根據地としての十分の機能も備へてゐる。陸軍は常備軍として米國兵、土民軍合して二ヶ師團(約二萬)豫備軍約十萬九千を持つてゐる。グアム島の防備問題については、一昨年と昨年の米國議會で重大論議を捲起し遂に豫算が成立しなかつた。處が本年は殆ど論議もなく五〇〇萬ドルの防備強化豫算をとつたのである。小さな一島嶼ではあるが、米國にとつては渡洋作戰その他戰略上の基地

として重要なもので着々その整備を急いでゐる。ハワイは渡洋作戰の據點ともいふべきで、現に太平洋艦隊の有力な大部を常駐し、飛行艇だけでも一〇〇機以上で攻防何れにも備へてをり、この勢力は實に全米海軍力の八割にも相當してゐる。その他ミッドウェー、ジョンストン、バルミラ、ウエイク、カントン等の南太平洋の廣大な區域に散在する諸島嶼を航空基地とすべく準備おき／＼怠りない有様である。

【蘭印】

蘭印の防備については、蘭印當局は以前から焦慮してをり、英國に依存する傾向が極めて強く、兩者の關係が相當密接に保たれてゐることは、オーストラリアとの共同防衛の情報からも察しがつく、蘭印海軍の兵力は輕巡洋艦四、驅逐艦七、潜水艦一六飛行艇四〇その他で、陸軍はジャヴァに二ヶ師團その他に十四ヶ大隊を有し、全體として約七萬の動員兵力を保有してゐる。更に空軍は飛行機二五〇機で、軍用に充てられる多數の飛行場を有する反面、近頃ではジャヴァなどでは不時着陸場となる飛行場は自ら破壊し、油田には破壊裝置を施し、

上陸豫想地點には嚴重な防備を施してゐる。

以上は極く大體であるが、錯雜した地形と、各國領土の交錯散在してゐる情況では西南太平洋の防備は帝國海軍としては、重大關心を持つてをり、特に帝國の通商に對する關係は最も警戒を要する。

支那事變論功行賞

【第廿六回】海軍關係第十三回

畏き邊では、昭和十二年十一月より同十五年四月までの間に主として成都、蘭州、上海の各地に轉戦、偉勳を樹て遂に護國の礎石となつた園田滋中將以下勇士總數四百六十名に對し恩賞の御沙汰あらせられ十四年十月十一日内閣賞勳局並に海軍省より發表された。金鷄勳章拜受者(優賞九名)は九十一名である。

殊勳甲(東北關係)

功四旭五 空特中尉 高野 重一(福島)
功五旭七 一空曹 佐藤 正雄(福島)

【第廿七回】陸軍關係第廿二回

昭和十二年九月中旬より同十五年四月末日までの間に翁英作戦、南寧攻略戦、賓陽作戦、ノモンハン事件等で戦歿せる中村正雄中將以下勇士總數一萬一千八百七十七名に對し恩賞の御沙汰あり昭和十五年十月十七日内閣賞勳局並に陸軍省より發表された。金鷄勳章授賜九千二百十四名(殊勳甲七十二名)である。なほ日滿一體防衛の華と散つた滿洲國軍人中日系藤井重郎少將(滿洲國中將)以下九名、滿系朱家訓中將以下卅六名が恩賞を恭うしてゐる。

殊勳甲(東北關係)

功六旭八 砲伍長 渡邊 甫(福島)
功四旭六 空大尉 菅原 幸七(宮城)
功三旭三 空大佐 島貫 忠正(仙臺)
功五旭七 空軍曹 是川 元一(山形)

【第廿八回】海軍關係第十四回

昭和十三年十二月中旬より同十五年四月上旬まで中南支戦線に於ける戦死、戦傷死者服部特務大尉以下三十八名に恩賞の御沙汰あり、十五年十一月十五日發表された。

金鷄勳章の榮に輝くものは三名である。

【第廿九回】陸軍關係第廿三回

昭和十二年七月下旬より同十五年四月末日まで滿洲、ノモンハン、山西省等で散華せる木谷資俊中將以下六千三百三名に恩賞の御沙汰あり、十五年十二月十四日發表された。金鷄勳章を賜りたる者は四千四百廿名で、右の中殊勳甲の光榮に輝く者は三十一名である。

殊勳甲(東北關係)

功四旭五 歩大尉 永瀬 源三(秋田)
功六旭八 歩伍長 木次谷昌三(同)
功六旭八 歩伍長 中村 實(宮城)
同 同 藤原 留吉(岩手)

【第卅回】海軍關係第十六回

昭和十二年七月中旬より同十五年四月下旬まで中南北支各地で赫々の武勳を樹て護國の礎となした大島乾四郎少將以下六百廿五名に恩賞の御沙汰あり、十五年十二月廿六日發表された。金鷄勳章叙賜七十八名(殊勳甲六名)で、なほ今回の行賞から叙勳と同時に一時賜金の御沙汰あり又殉職者でその當日附叙勳仰出されたものに對する一時

追賜や一時賜金を賜與せられる者等も併せて發表されることゝなつた。

【第卅一回】陸軍關係第廿四回

昭和十二年七月初旬より同十五年四月末日まで北支山西省、南支廣東、廣西省で戦死陣歿せる鈴木茂一郎中佐以下二千七百五十七名に恩賞の御沙汰あり、十五年十二月廿八日發表された。金鷄勳章授賜の光榮に輝くもの七百廿一名(殊勳甲六十二名)である。

殊勳甲(東北關係)

功四旭六 歩中尉 白井 直清(福島)

【第卅二回】海軍關係第十七回

昭和十二年八月初旬より同十五年四月下旬までの間に戦死又は戦傷病死せる池田廣光中佐以下軍人九十五名、軍屬五十七名に恩賞の御沙汰あり十六年二月三日發表された。何れも上海、廣東、海南島、其他にて勇戦せる海の強者である。

【第卅三回】陸軍關係第廿五回

昭和十二年七月下旬より十五年四月下旬まで主として山西省肅清戦、中支十四年冬

期作戦、ノモンハン事件に勇戦奮闘興亞の礎石と化した阿部規秀中將功三旭一(青森)以下總數二千七百十一名に對し十六年二月十四日恩賞の御沙汰あり、うち金鷄勳章の榮に輝くもの一千六百十三名(殊勳甲卅三名)なほ既發表病死者で金鷄勳章を拜受しなかつた九千百十二名に夫々賜金を併賜された。

殊勳甲(東北關係)

功五旭七 航准尉 矢吹 清吉(福島)
同 旭六 航少尉 藤井 清吉(岩手)

【第卅四回】海軍關係第十八回

昭和十二年九月初旬より十五年四月末日まで中支並に南支沿岸の戦闘にて護國の華と化した成田忠良大佐旭日中授章、賜金(福島)以下二百卅三名の海の勇士に行賞の御沙汰あり、十五年四月十九日發表された。金鷄勳章の榮に輝くものは功六旭六特少尉村越忠吉(秋田)外一名である。

【第卅五回】陸軍關係第廿六回

昭和十六年四月廿五日靖國神社臨時大祭第二日、十二年七月初旬より十五年四月下旬まで主に北支山西、河北省、中支揚子江

流域、南支廣東、廣西省等の諸作戦に奮戦した勇士及び滿洲の野に尊い犠牲となつた英靈三千五百二柱に恩賞の御沙汰あり、うち植松操大佐以下四百八十六名に金鷄勳章を授賜された。殊勳甲として優賞されたのは十一名である。

殊勳甲(東北關係)

功五旭七 歩曹長 三浦 與作(山形)
功六旭八 歩上 工藤 耕治(同)

【第卅六回】陸軍關係第廿七回

昭和十二年七月末日より同十五年四月末日まで北支山西省、中支河南省附近の戦闘に於いて赫々たる武勳を樹て護國の礎となした江坂弘歩兵大佐以下六百九十一名に恩賞の御沙汰あり、十六年六月十一日その氏名が發表された。殊勳甲として優賞された者は岡崎敏夫大尉である。

【第卅七回】海軍關係第十九回

畏き邊では、昭和十三年五月中旬より昨年四月下旬までの間、中支揚子江流域、南支沿岸において輝く武勳を残して散つた海の勇士龍崎留吉大佐以下軍人、軍屬九十七名に行賞の御沙汰あらせられた旨六月廿六

二十九日まで戦死或は病死したもの二千四百九十二名で大部分は軍属であり、うち金鶏勳章授賜の榮に輝くもの三名である。なほ今回の行賞中には戦地又は内地で殉職した白衣の天使と事變以來産業戦士として活躍中貴い犠牲となつた工場労働者多数が名を列ねてゐる。

軍、師團に兵務部新設

陸軍では重大時局に對處し軍又は師團管區に於る兵事々務を擴充するため陸軍兵務部令を制定、軍並に師團に兵務部を新設して管區内に於る(一)召募に關する事項(二)在郷軍人會に關する事項(三)國防思想の普及に關する事項(四)學校に於る教練に關する事項(五)軍人援護及職業輔導に關する事項を掌らしめることになり右に關する勅令を七月廿九日公布、八月一日より施行した。なほ兵務部設置に伴ひ同日附軍令を以て軍司令部並に師團司令部の一部を改正し司令部附將校は廢止された。

海軍施設本部創設

海軍省では八月一日より建築局を廢止して新たに「海軍施設本部」を設置すること

に決定、初代本部長には前水路部長小池四郎中將が補された。なほ建築局の廢止により本省機構は八局となつた。

退役海軍士官服役制度

海軍では、既に退役の身でありながら進んで海軍の護りとして従軍、國家に御奉公せんとするもの多数に上るので、退役の士官特務官又は准士官にして戦時又は事變に際し海軍の勤務に従事することを希望するものは豫備役に服せしめ得ることとし、右服役制度は御裁可の上八月二日付官報を以て公布、同時に海軍省令を以てその手續を定めた。

機甲部隊とは

「機甲部隊」「機甲師團」の「機甲」といふ文字は、「装甲機械化」から出たものであるが、機甲部隊といつてもそれは性質の異なる二つのものから成立つてゐる。その一は「装甲師團」で、これは戦車を主體とし、それに車に乗つた歩兵、砲兵、工兵、

支那事變

(付興亞日誌)

聖戰第四年綜合戰果

昭和十五年に於ける陸軍の戦果と事變以來の綜合戦果は、同年十二月二十九日大本營陸軍報道部より發表されたが、皇軍は同年初頭の冬季攻勢の撃滅戦以來、五原作戦(蒙疆一月一三月)賓陽殲滅戦(南支南寧東北方一月二十八日一二月八日)晋南、郷寧作戦(北支山西省四月中旬一五月)青陽作戦(中支四月二十日一五月上旬)良口作戦(南支五月十日一六月十日)宜昌作戦(中支五月一日一七月十日)江南作戦(中支浙東方面十月上旬一十月下旬)漢水作戦(中支漢水近傍十一月下旬一十二月上旬)第二期晋中作戦(北支山西省共産軍剿滅十月中旬一十二月下旬)等支那全土に亘つて各戦線活潑なる作戦を展開した。而してその間敵に與へた損害は遺棄死體五十八萬九千八百八十八、捕虜五萬五千二十七、これを事變當初より累計すれば敵屍百八十八萬八千

三百五十、而もこれは私の目撃せるものみであり、然らざるものを計上すれば敵に與へた損害は死傷、逃亡、歸順等を合せ少くも三百五十萬と判断される。これに對し我が尊き犠牲は戦死一萬三千三百三十一名、事變當初よりの累計は張鼓峰、ノモンハン事件を含め十萬一千八百九十九名である。なほ航空部隊の戦果は同年十二月五日まで敵の損害撃墜四百二十二、爆破百七十六、合計五百八十八、私の損害は自爆六十機、ノモンハン事件に於いては敵の損害撃墜一千三百三十二、爆破五十七、合計一千三百八十九、私の損害は自爆百三十七機である。一方海軍諸部隊も常に陸軍部隊と緊密なる聯繫を保ちつゝ或はこれと協同し或は單獨に廣大範圍に亘る各種作戦を遂行して隨所に多大の戦果を収め、特に封鎖作戦に於いては、前年に引續き支那全岸五千哩に亘る封鎖を施行して物資の奥地潜入を防遏しつゝ七月十五日支那方面艦隊司令長官は更に入禁止區域を増大して封鎖網を強化し

或は騎兵の役目をもつたもの、輜重兵等もあつて、それらの用途や任務に従つて戦車や自動車や牽引自動車等に乗つた部隊である。も一つは「自動車化師團」或は「機械化師團」といふもので、歩兵を全部装甲自動車に乗せた部隊、師團のことである。いま機甲完備せるドイツ軍の戦闘方法を見ると先づ爆撃機で敵陣地を猛爆した後、戦車を先頭に砲彈を放ちながら突風の如く敵陣に殺到する。それが最初の装甲部隊である。かくて敵陣を攪亂してから今度は装甲自動車に乗つた歩兵即ち「機械化師團」が乗込んで行く段取である。歩兵といつても獨軍の有する兵器は歩兵銃、劍、拳銃、自動銃、擲彈銃、擲彈筒、手榴彈、輕機關銃、重機關銃、高射砲、歩兵砲、對戰車砲、格闘兵器、火焰放射器、化學兵器、爆破器材、照明器材等々で、これは一々肩や手に携げる譯には行かないので機械化部隊の必要が生ずる次第である。結局前の戦車隊と後からの歩兵が相協力して敵陣を占領するといふ方法で兩方とも機甲化、機械化された部隊であり、これが歩調を合せて所期の目的を達するといふ立體戰術である。

翌十六日鎮海作戦を強行、泉州の深滬及び崇武に陸戦隊を揚陸、更に興化灣、三都澳汕尾、八月に入つて温州灣、海門灣、下川島、興化灣、碣石灣等を急襲して敵の陸上施設を壊滅他方南支方面全岸で敵性戒克を捕獲、第三國の船舶にして封鎖線潜入を企てるものを悉く抑留した。十二月廿四日の大本營海軍報道部の發表によれば事變以來の敵飛行機撃墜数は確實一千六百七十、不確實二百五十八、合計一千九百二十八で我が損害は十二年六十三機、十三年五十機、十四年二十九機、十五年十一機、處分敵機雷数は累計揚子江方面四千五百八十九個、珠江、バイアス灣、汕頭方面一千二十九個の多數に上つてゐる。なほ帝國海軍は、事變以來我方に鹵獲せる永翔號(七三〇噸)同春、民德、東海、海和等九隻の軍艦並に占領中の青島、連雲港、芝罘、劉公島の各海軍練兵場及び兵舎等を國民政府に返還することに決し、十二月十三日威海衛劉公島に於いてこれが讓渡式を舉行、これに依つて國府側では中國海軍華北方面駐留部隊を新設すると共に劉公島に威海衛海軍要港部を設置し、帝國海軍と協力して北支沿岸警備と治安維持に任ずることとなつた。

ルーマニア、滿洲國承認

日獨伊三國同盟に参加せるバルカンの盟邦ルーマニアは、滿洲國を獨立國として承認すべく國是を決定、十一月末日一切の國內手續を完了したので十二月三日駐日フロンドル代理公使を通じて在京滿洲國大使阮振鐸氏に對し「ルーマニア政府は十二月一日を期し滿洲國を承認した」旨の文書を手交、本國政府へ通達方を要請、こゝに同國の滿洲國承認は正式に闡明された。依つて滿洲國政府は同日この趣を中外に公表、帝國政府に於ても同日外務省情報部長談を以てこれを發表すると共に慶祝の意を表した。

重慶の抗戦力劣悪化

國民政府主席汪精衛氏の訪日を機とする東京、南京の高度提携實現、獨伊等樞軸國の國府承認、獨ソ戦争の發展等は共に重慶に決定的な打撃を與へた。軍事、政治、經濟各部門に於ける國內的貧困窮乏に加へてかゝる國際環境の不利は抗戦重慶の様相を一層深刻複雑化し重慶を最後の關頭に追いつめた感がある。世界動亂の中に迎へた意

義深い七・七周年に當り苦悶する重慶の殘存抗戦力につき大本營陸軍報道部の發表によれば、敵の總兵力並にその内譯は次ぎの如くである。

一、總兵力約二百九十ヶ師約百九十萬、外に獨立師、騎兵師等があり又占據地區内に於ける共產軍概數は北支方面約二十二萬、中支方面に約十萬である。

【兵力の内譯】▽第一戰區(山西省南部)約三十五ヶ師約二十萬▽第二戰區(山西省)約二十五ヶ師約二十萬▽第三戰區(浙江省)約三十ヶ師約二十萬▽第四戰區(廣西省南部)約十ヶ師約七萬▽第五戰區(河南省)約四十五ヶ師約三十萬▽第六戰區(湖北省)約三十五ヶ師約二十萬▽第七戰區(廣東省)約十ヶ師約八萬▽第八戰區(綏遠省)約四十ヶ師約二十三萬▽第九戰區(江西、江西省)約三十ヶ師約二十萬▽四川貴州軍約十八ヶ師約十萬▽外に雲南軍

【抗戦力の解剖】右の如く量的には一見堂々たるものであるが、皇軍の急追また急追根こそぎ抗戦力を潰滅せんとする軍事行動に敵全線の戰意喪失、投降者續出する有様で、いはゞ戦へば必ず敗ける魂なき巨體にすぎない。而もその裝備の劣悪も定評ある

ものが少くない。兵員の出身別も損耗率高度となるに伴て愈々雑多となり、軍隊の團結、訓練等に甚大な影響を及ぼし、不安望郷、厭戰の念を誘發したために逃亡者その數を加へつゝあることは捕虜の告白に依つても明かなところである。かくて重慶の抗戦力は國共軌轢、國民黨部内の抗争等國內政情とからみあつて加速度的に頓落の一途を辿つてゐる。

日滿支經濟建設十ヶ年計畫

帝國政府は、曩に決定せる基本國策要綱中の「日滿支を一體としての經濟圈確立方策」に關しては、企畫院に於て關係方面と緊密なる連絡をとつて之が検討を進め具體案の作成に努力し來つたが、愈々大東亞共榮圈の基礎としての日滿支經濟十ヶ年計畫を完成、十五年十一月五日、内閣情報部より一、日滿支經濟建設要綱骨子二、同具體的方針並に三、之に關する内閣情報局當局の發表した。而して右政策の目標とする處は新經濟秩序觀に基き日滿支經濟の綜合的發展を基礎とするものであり、即ち情報前進を圖らんとするものであり、即ち情報局當局談にいふ如く「皇國の經濟をして高

興亞日誌

十月

- 一日(火) 海軍異動、航空本部長に井上成美中將、支那方面艦隊參謀長に大川内傳七少將任命。
- 三日(木) 閑院參謀總長宮殿下御退任、後任に杉山元大將親補。
- 四日(金) 雷州半島に陸戰隊敵前上陸。
- 五日(土) 澄田少將、佛印總督初會談。
- 六日(日) 陸軍、佛印河内飛行場に進駐。
- 七日(月) 清水光美中將、野村直邦中將に代つて北支方面海軍最高指揮官に決定。
- 八日(火) 英側、緬甸雲南ルート再開。
- 十日(木) 金買上規則公布。
- 十一日(金) 紀元二千六百年特別大觀艦式橫濱沖にて舉行。
- 十二日(土) 日滿支航空會議北京で開催。
- 十五日(火) 廣東の軍管理省市經營九工場返還調印式舉行。
- 十八日(金) 英國ビルマルト再開。
- 十九日(土) 後宮淳中將、安藤利吉中將に代つて南支方面陸軍最高指揮官に決定。

- 廿一日(月) 紀元二千六百年記念觀兵式代々木練兵場にて舉行。
- 廿三日(水) 高須四郎中將に代つて澤本頼雄中將南支方面海軍最高指揮官に決定。
- 廿五日(金) 海軍、滇緬路功果橋爆破。
- 廿六日(土) 伊號第六十七潜水艦、八月廿九日東京灣南方で遭難せる旨發表。
- 廿九日(火) 海軍、滇緬公路惠通橋爆破。
- 卅一日(水) 建川大使、モロトフ外相會見。
- 卅一日(木) 上海佛租界、我が軍票容認。

十一月

- 一日(金) 日佛印經濟交渉委員初顔合せ。
- 二日(土) 國民服令公布。
- 三日(日) 竹田宮恒徳王、李鍵公兩殿下、大勳位に叙せらる。
- 四日(月) 海外同胞大會日比谷で舉行。
- 八日(金) 上海佛租界法院接收に決定。
- 十日(日) 天皇、皇后兩陛下臨御の下に紀元二千六百年式典行はる。
- 十一日(月) 天皇、皇后兩陛下臨御の下に紀元二千六百年奉祝會、宮城外苑に舉行。
- 十二日(火) 拓務省に拓南、拓北兩局新設。
- 十三日(水) 御前會議にて支那事變問題意見一致の旨發表、外務省南洋局新設。

く廣く強きものたらしめるには全國民の總力を結集して強固なる意志を以て内に於ては革新に伴ふ苦惱を克服すると共に外より來る如何なる壓迫脅威をも之を排撃し今後凡そ十年にして日本を指導力の中心とする新たな東亞經濟の秩序を完成しなくてはならぬ。此の秩序の中に於てこそ滿洲、支那はもとより東亞諸國の經濟はその輝しい向上發展を所期し得る」となすものである。

帝國政府の基本國策確立に對し滿洲國政府に於ては日華兩國企業部面との緊密なる聯携を圖り且つ三國經濟建設に必要な基礎的企業立案をなす綜合企業委員會を新設し日滿支三國を一環とする自給自足的經濟體制を確立することとなり、中國側も帝國政府の具體的方針發表を迎へ華北政務委員會は、右は「大東亞共榮圈確立に對する政治、經濟兩部門の體制が茲に完成し車の兩輪の如く相並んで前進し得るに至つたものである」と三國の産業提携を強調し、聯携要綱の具體化に發足することになつた。

第一 日滿支經濟建設要綱骨子

東亞の新秩序を建設し世界永遠の平和を確保すべき皇國の使命を具體體的に構成する爲には國內體制の革新の過程と生活圏の

擴大編成の過程とを綜合一體的に前進せしむるを要す従つて皇國の基本的經濟政策は次の三大過程の綜合計畫性の上に確立せらるゝを要す。

- 一、國民經濟の再編成の完成
- 二、日滿支經濟の編成強化
- 三、東亞共榮圈の擴大編成

第一 基本方針

- 一、日滿支經濟建設の目標は概ね今後十ヶ年間に三國を一環とする自給自足的經濟態勢を確立すると共に東亞共榮圈の建設を促進し以て東亞の世界經濟に於ける地位を強化確立するにあり。
- 二、日滿支經濟建設に關する皇國の指導精神は八紘一宇の大精神に基き日滿支三國の一體的協同に依り共存共榮、全般の福利を増進するにあり。
- 三、皇國は日支經濟建設を推進するため國民の氣魄を昂揚し國內體制を革新し國力の擴充に努め滿支の經濟建設に對し援助育成を與ふ、之が爲特に科學、技術の劃期的振興を圖り又先驅工業の開拓に任ず。
- 四、皇國と不可分關係に依る滿洲國は重要基礎産業を急速に整備發展せしむること

五、支那は日滿と協力し特に交通の發達、物資交易の圓滑、重要産業及資源の開發を圖り東亞共榮圈の確立に寄與せんことを期す。

六、日滿支經濟の綜合設計畫を調整促進する爲速かに日滿支經濟の綜合計畫機構の整備を圖る。

第二 具體的方針

日滿支三國は東亞共榮圈の基本的軀幹であるが故に極めて緊密なる結合の上に、經濟の關係を規制すべき義務を有するのである。政府はかゝる觀點から日滿支三國の産業分野、勞務、金融、貿易、交通の基本政策を決定した。

一、産業分野 産業分野の決定に方つては日滿支三國の立地條件と夫々の經濟的發展段階を考慮し眞の有機的一體として綜合的に之を決定することが肝要である。皇國は今後高度の精密工業、機械工業の劃期的振興を圖り重工業、化學工業及礦業等の基礎産業を大いに發展せしむることが必要である。滿洲國に於いては礦業及電氣事業の劃期的發展を期待すると共に重工業及化學工業の發展に對しても我國は必要なる援助を提供するものであ

る。支那に於いては今後鐵業及製鹽業を發展し工業原料の大量生産を期待すると共に立地的條件から見て重工業、化學工業の發展の餘地あり今後に期待するものである。

輕工業の大陸に於ける發展は之を大いに助長する必要を認める。又將來皇國は輕工業就中纖維工業及雜工業を逐次整理し之が大陸移動を考慮する必要がある。

皇國の農業に關しては土地に關する諸制度を改善し經營を刷新し、農家の安定向上を圖り、國民主食を確保すると共に農村人口の定有を策せんとす。尙水産業に關しては益々その發達を計り又森林資源の合理的活用とその保護を圖らんとす。

農業に關しては日滿支の食料飼料補給の基地たるに鑑み又世界に對する特殊農産物の供給源たるに鑑み徹底的なる農産物の増産を期待するものであるが、なほ農業の開發に當つては皇國農業開拓民の入植を促進する。支那の農業に就いてはその國民主食の確保に努め棉花及特産物の増産を必要と考へる。

二、勞務 世界の經濟に對して優位を確保する爲には國民の勞務及技術の地位が劃

- 十五日(金) 海軍省兵備局新設、吉田善吾 山本五十六、嶋田繁太郎三中将大將親任。
- 廿日(水) 洪國、日獨伊三國同盟參加。
- 廿三日(土) ルーマニア三國同盟參加。
- 廿四日(日) スロヴァキア三國同盟參加。
- 元老西園寺公望公薨去。
- 廿七日(水) 臺灣總督小林躋造氏に代つて長谷川清大將親任、野村吉三郎大將駐米大使に親任、汪首席、蔣介石に停戰勸告。
- 廿九日(金) 天皇陛下、帝國議會開設五十年記念式典に臨御あらせらる。日佛印通商交渉東京に移す。汪精衛氏國民政府主席に就任。
- 卅日(土) 日華基本條約締結さる。芳澤謙吉氏、日蘭印經濟交渉帝國代表に決定。

十一月

- 二日(月) 陸軍定期異動、蓮沼侍從武官長大將に進級、臺灣軍司令官に本間雅晴中将親補、札幌に北部軍司令官新設初代司令官は濱本喜三郎中将。
- 四日(水) ルーマニア、滿洲國承認發表。
- 五日(木) 西園寺公國葬、厚生科學研究所新設。
- 六日(金) 平沼騏一郎男、星野企畫院總裁

- 國務大臣に親任、情報局官制公布。
- 七日(土) 中支方面海軍最高指揮官谷本馬太郎中將に代つて細萱戊子郎中將親補、新駐支大使に本多熊太郎氏親任。
- 九日(月) 藤田進中將に代つて上海方面陸軍最高指揮官に澤田茂中將親補。
- 十日(火) 英對支借款一千萬磅許容表明。
- 十一日(水) 樞府本會議、日泰、日イラン兩條約可決。
- 十三日(金) 我方管理中の支那軍艦九隻、海軍四兵營を國民政府に返還。
- 十四日(土) 大政翼贊會實踐要綱發表。
- 十六日(月) 臨時中央協力會議開く。
- 十九日(木) 新支那中央儲備銀行設立。
- 廿日(金) 日獨伊混合委員會設置決定。
- 廿一日(土) 內務大臣平沼騏一郎男、司法大臣柳川平助中將親任式。
- 廿三日(月) 日泰友好和親條約批准交換、中南支沿岸封鎖強化中外に宣言。
- 廿四日(火) 第七十六帝國議會召集、日蘭印銀行間金融協定調印。
- 廿六日(木) 天皇陛下親臨の下に第七十六帝國議會開院式。
- 廿八日(土) 本多駐華大使信任狀捧呈。
- 卅日(月) 日佛印東京會談開始。

期的に重要性を増して来るのであるが之が爲皇國の勞務技術の體制に劃期的な改訂を加へる必要があり、又東亞共榮圈の世界經濟に對する優位性を維持する爲にも各國及各地域が夫々の有する勤勞力を全體の向上の爲に貢獻せしむることを考へなければならぬ。之が爲皇國は勞務技術の新しい體制を整へ、勞務者心身の鍊成、科學教育の徹底、勞働生産性の高度化、技術者及技能者の養成に努め、滿支經濟建設に對して所要の援助育成の目的を達成せんとする即ち滿洲及支那に對して産業開發又は經濟復興に必要な良き技術者及技能者を提供するであらう。又兩國は勿論技術の重要性に鑑みて自らも之が養成の爲劃策が必要なのである。滿洲國は北支勞務者の計畫的入滿並に定着を計ると共に國內よりの充足方策を確立し特に鐵工業生産に於ける勞務管理の刷新確立に務むべき要ありと考へる。

三、金融 國防經濟の建設を促進する爲には金融の職能も自ら國家目的にならなければならぬ。それは國家の必要とする物資の質及量の確保を可能ならしめることにあるのである。日滿支を通ずる産業計畫の實施を可能ならしめる爲には計畫的に資金の配分を決定し且之を實行し得る金融機構を有たねばならぬ。又今後技術の進歩産業分野の設定等に伴ひ企業施設の轉換に應じ又重要物資の貯蔵をなし得べき金融上の仕組を整備するの要ありと考へらる。

- 廿一日(火) 官吏制度改革案樞府可決。
一日(水) 午前九時國民奉祝の時間。
二日(木) 海軍大舉昆明爆撃、敵四機破碎
▽日蘭印第一次會談。
六日(月) 官吏制度改革九勅令公布
七日(火) 華民國中央儲備銀行開業。
七日(火) 松岡外相、バミニア島に於ける邦人不法檢問事件を英に抗議
▽支那方面艦隊特別陸戰隊上海にて觀兵式。
八日(水) 卅五府縣六十名の部長級異動
▽東條陸相全將兵に「戰陣訓」示達。
十日(金) 總力戰研究所長に飯村穰中將起用。
十一日(土) 全支總領事會議南京で開催。
十四日(火) 政府、衆議院代表を招待、官民懇談第一回を開催。
十五日(水) 滿洲國初代駐華大使呂榮寰氏汪主席に信任狀捧呈
▽政府、貴院代表と懇談。
十六日(木) 大日本青少年團成立
▽政府言論界代表と懇談。
十七日(金) 政府、經濟界代表と懇談。
廿日(月) 佛印米の本邦輸出、兩國代表間

内部に於ける物資交流の緊密化を助成する爲相互の間に特殊の支拂協定が必要となつて来るのである。
五、交通 日滿支三國及共榮圈内に於ける物資交流の緊密化に伴ひ又共榮圈の安全を確保する爲に三國の交通關係は綜合計畫的に整備運營せらるゝことを必要とし之が爲三國相互間の海陸運輸施設の連絡を促進し船舶の飛躍的增加、航空の統制連絡、電氣通信施設の整備擴充を計らねばならぬ。

國獲軍艦國民政府に返還

帝國海軍は、事變以來我方に鹵獲せる永翔號(七三〇トン)同春、民德、東海、海和等九隻の軍艦並に占領中の青島、連雲港芝罘、劉公島の各海軍練兵場及び兵舎等を國民政府に返還することとなり、昭和十五年十二月十三日威海衛劉公島に於て讓渡式を舉行した。右軍艦及び海軍各施設の返還を受けた國府側では、趙培鈞海軍少將の下に中國海軍華北方面駐留部隊を新設すると共に劉公島に威海衛海軍要港部を設置し海軍部參事趙培鈞少將を要港部司令官に任命し今後帝國海軍と協力して北支沿岸警備と

治安維持に任ずることとなつたが、清水北支海軍最高指揮官は、鹵獲艦艇讓渡に當り左の如きステートメントを發表した。
本日茲に中國海軍に最も縁故深き劉公島に於て北支特別艦艇隊並に砲艦永翔の讓渡式を舉行する事は最も意義深きものたると共に日華兩國海軍のために眞に慶祝に堪へざる處である。惟ふに帝國海軍は曩に南京に於ける日華基本條約の調印を見るや、中國海軍の健全なる發展を希望し、豫てより其の育成指導に任じつゝありたる北支特別砲艦隊並に砲艦永翔を讓渡す事となれり。これ實に日華相携へて新東亞建設に邁進せんとする帝國の眞意を如實に顯現せるものにして、これに依り中國海軍は益々更生の希望に燃え速かにその内容を充實し以て新中國海軍の威力を發揮し得る日の一日も速かならんことを望むと共に將來相共に携へて東洋平和のため盡瘁せられんことを切望して已まざる次第である。
帝國が新條約締結後日なほ淺き際に示したこの友好的措置は國民政府より滿腔の感謝を以つて迎へられ、汪主席は同日島田支那方面艦隊司令官宛左の如き謝電を發した本日永翔號等九隻及び劉公島等にある海

- に意見一致の旨發表
▽松岡外相、泰佛印停戰及び居中調停を兩國代表を通じ提議
廿一日(火) 第七十六議會再開
廿二日(水) 人口政策要綱、閣議決定
▽十五年産米全國實收高六千八百七十七萬四千二百石(前年より八百八萬二千石減)と發表
▽衆議院、戰時體制強化決議案可決。
廿三日(木) 海軍、効果新橋を爆破演習公路再遮斷
▽蘭印經濟長官、東亞共榮圈に反對意思表示。
廿四日(金) 泰佛印兩國、帝國政府の停戰及び紛争調停申入を正式受諾。
廿五日(土) 湯恩伯麾下軍に對する大進攻作戦開始、信陽北方の敵十萬殲滅。
廿六日(日) 松岡外相、衆議院豫算總會で對支決意を表明、米の反省要望。
廿七日(月) 貴族院、時艱克服決議案可決
▽近衛首相、衆議院豫算總會に於て事變に關する責任感披瀝
▽陸軍需品廠新設
廿八日(火) 宮中にて歌御會始執行はせらる
▽衆議院、臨時軍事費可決
▽泰、佛印間の戰闘行爲停止。
廿九日(水) 泰、佛印停戰會議、西貢の帝國軍艦にて開始
▽國家總動員法改正案臨

軍兵營の返還を受け寔に感謝に堪へず、貴國海軍が弊國海軍の復興に對し斯くの如き絶大なる援助を與へられたることに對し弊國は兩國の共榮と東亞和平のため更に誠心誠意努力して以て貴意に添はん。茲に海軍部政務次長姜西園を威海衛に派し正式接收を行はしめると共に謹んで謝意を表する次第なり。

國民政府新中央銀行設立

國民政府は南京に改組還都以來、速かに金融の基礎を確立し、民生の安定、經濟産業の振興を圖るべく行政院部内に中央銀行籌備委員會を設置し、中央銀行の再建及び幣制の統一に關する具體案を練つてゐたが關係法規起草並に一切の準備を完了したので、十二月十九日國民政府宣傳部より(一)中央儲備銀行法(一)整理貨幣暫行辦法(一)外匯基金管理委員會章程(一)財政部令(一)新銀行役員を發表、同時に周佛海財政部長は長文の聲明を發表し新銀行の性格、今後の經營方針等その全貌を明かにし國府の金融經濟政策に對する全國民の協力を要望した。かくて同二十一日中央儲備銀行創立總會に該當する第一回理事會を南京本行(舊

交通銀行跡)に開催、總裁周佛海、副總裁錢大槐、陳君慧氏以下各理事出席の上創立に關する基本及び事務的各事項を討議決定して茲に創立に關する一切の手續を完了、一月六日南京總行に於て日支經濟界代表者多數參列の下に華々しく開業式を舉行、即日業務を開始し、對重慶金融通貨攻勢の歴史的火蓋を切つた。なほ同行開業に伴ひ海關の納税には以後新法幣が利用されることとなつた。同行開業に當り周佛海總裁の同銀行の性格並に運用に關する聲明は左の如くである。

一、舊法幣は本來人民財産の據り處であり政府は還都の際これが維持に盡力し以て人民の利益を保障すべき事を聲明した。然るに重慶側は人民の利益を棄て、顧みず濫發を行ひ、爲めに通貨價值は日に下落し物價は日に昂騰し遂に今日の生活困難を招來した。重慶側法幣の發行額は昨年六月の正式發表によるも既に四十億元に達し、また香港より上海に輸入される舊法幣は三年來毎年平均四億元前後に上るといはれ依つて國民政府は通貨膨脹の惡影響を防止するため特に本行を成立せしめたもので十分なる現金準備を置き新

時開議で決定、陸海兩相、衆議院豫算總會で軍の決意表明、日伊放送協定成る。
廿日(木) 臨時軍事費追加豫算案成立、日ソ漁業條約延長議定書公表。
廿一日(金) 泰、佛印停戰協定成立。

二月

一日(土) 勤勞と増産の日としての興亞奉公日再出發、東亞聯盟中國總會創立總會南京で開催、上海滬西地區越界路警察問題協定正式調印。
三日(月) 陸軍全軍參謀長會議開く。
四日(火) 皇軍南支惠州東南に奇襲上陸、香韶ルート遮斷、信陽北方作戦、皇軍南陽に突入、海軍重慶、合川を爆撃。
五日(水) 國民政府初代駐日大使蔣民誼氏着任、皇軍河南の泌陽に進軍占據。
七日(金) 泰佛印紛争調停會議開く。
八日(土) 軍狀視察中の大角海軍大將、須賀少將一行の搭乗機廣東附近で遭難の旨海軍省發表。
九日(日) 海鷲昆明、惠道橋を爆撃、河南作戦綜合戰果發表、敵屍一萬六千三百俘虜一千五百、鹵獲野砲四十二門外。
十二日(水) 海鷲昆明、ビルマ公路猛爆。

貨幣は差當り舊法幣と等價值にて流通せしむるも、若し舊法幣にして相當程度以下に下落せば新貨幣の價值を定め以て金融並に人民生活の安定を圖らんとするものである。
二、本行の現金準備は現在法定の四割を遙かに超過し殆ど百分の百に達してゐる。故に本行兌換券は隨時外貨に換へ得るは勿論新法幣は舊法幣と等價のため新法幣を以て舊法幣と兌換し金融を活潑ならしめんとするものである。
三、政府は貨幣價值を維持するため努めて輸出の増加を計り以て國際貿易の平衡を待ちまた必要に際しては中日協定中の諒解事項第四項に基き對外貿易の自主的統制を行ふ。一方香港より上海に流入する舊法幣に對しても相當の制限を加へる方針である。

中央儲備銀行法

第一章

第一條 中央儲備銀行は國家銀行となし國民政府之を設置す。
第二條 中央儲備銀行の資本總額は國幣一億元と定め國庫より支出す、中央儲備銀行必要ある時は理事會の決議及び監事會

の同意を得て國民政府に對し資本總額の増加並に民間株式の募集につき許可を申請することを得、但し民間株式總額の百分の四十を超ゆることを得ず、國民政府は必要ある時はその所有する中央儲備銀行株式の一部を民間に讓渡することを得。
第三條 中央儲備銀行は國民政府より左の特權を受く。
一、本位貨幣及び補助貨幣の兌換券の發行
二、政府鑄造の本位貨幣及び補助貨幣發行
三、國庫の經理
四、内外債の引受並に其の元利支拂事務の經理
第四條 中央儲備銀行は總行を首都に、分支行處を國內各地に設け、また國內必要地點に代理處を設くるを得(以下略)
第五條 中央銀行營業期限は成立の日より卅年とし滿期二年前之が延長を國民政府に申請することを得。

第二章 組織

第六條 中央儲備銀行は理事會を設け國民政府に於て理事七人乃至十一人を任命して之を組織す、任期は三年とし期限滿了

十四日(金) 日滿支一元化交通政策要綱閣議決定、蒙古德王來朝。
十五日(土) 百十七億の明年年度豫算案成立、日米緊迫説は第三國の謀略なる旨政府發表。
十六日(日) 新嘉坡海峽に機雷敷設の旨英海軍省發表(廿八日區域擴張)。
十七日(月) 日蘭印經濟會談再開、在北支米駐屯軍引揚げ開始、重光大使英外務次官と會見、太平洋危機機説に對する帝國の眞意闡明、モスコイで日ソ通商會談再開。
十八日(火) 魯蘇戰區遊擊隊副司令李長江部下三萬と共に我方に歸順。
十九日(水) 國民學校令、樞府可決、大橋外務次官、濠洲公使に濠洲武裝問題警告、米大統領、太平洋基地への立入禁止宣言。
廿日(木) 初代アルゼンチン大使信任狀奉呈。
廿一日(金) 松岡外相對英メッセージの意圖闡明、國家總動員法中改正法律案、貴院可決、海鷲昆明、ビルマ・ルート猛爆陸鷲雲南を痛爆。
廿二日(土) 海鷲雲南省簡舊、ビルマ・ルート連爆。

後重任することを得、理事會に常務理事
五名乃至七名を置く。

第七條 中央儲備銀行に監事を設け國民政
府に於て監事三名乃至五名を任命す(以
下略)

第八條 中央儲備銀行に特任の總裁、簡任
の副總裁各一名を置き國民政府に於て常
務理事中より之を任命す。任期三年とし
滿期の際は引續き任命することを得。

第三章 發行

第十六條 中央儲備銀行の發行兌換券最高
額は國民政府の許可を受くべし。

第十七條 中央儲備銀行發行兌換券は一元
五元、十元、五十元、百元の五種に分つ
ことを得、並に十進法による補助兌換券
を發行することを得。

第十八條 中央儲備銀行兌換券は中華民國
の法幣となし、無制限に流通するものと
す。

第十九條 中央儲備銀行兌換券は總行によ
り本位貨幣又は外貨を以て之に兌換する
ことを得。

第二十條 中央儲備銀行兌換券準備金は少く
とも百分の四十の現金準備を保有するを
要し其の殘額は國民政府の發行式は保
する有價證券及び本法第十四條第六號乃
至第八號に該當する手形を以て保證準備
とす。

第二十一條 中央儲備銀行の發行する兌換券
の現金準備は左記の二種に分つ。
一、銀塊及び地金銀
二、外國貨幣及び外國貨幣による預け金

第二十二條 中央儲備銀行の兌換券準備金は
總て公開し發行額及び準備金額は毎週之
を公表す。

第二十三條(略)

第四章 業務

第二十四條 中央儲備銀行は國民政府の附與
する特權の外左の業務を營む事を得。

- 一、國營事業の金銭出納の經理
- 二、各銀行の準備金の管理並に各銀行間
の爲替清算事務經理
- 三、地方公庫及び公營事業の金銭出納等
の代理
- 四、預金の收納
- 五、國民政府の發行或は保證にかゝる國
庫證券及び公債利札の再割引(以下略)
- 六、國內銀行引受手形、國內商業爲替手
形及び約束手形の再割引(以下略)

廿四日(月) 泰佛印調停會議に關する三國
共同コミュニケ發表。

廿五日(火) 江北に新作戰開始。

廿七日(木) 國防保安法案成立

三 月

一日(土) 支那派遣軍總司令官に畑俊六大
將親補、西尾壽造大將並に尾高龜藏中將
軍事參議官に親補

二日(日) 第七十六回帝國議會審議終り休
會に入る

三日(月) 皇軍、澳門西方地區より東京灣
北海附近に亘る敵軍需輸送策源の全要衝
へ一齊に奇襲上陸、廣海寨、陽江、電白
水東、雷州、北海を占領、海鷲浙江、江
西、福建三省を大爆撃

六日(木) 宜昌對岸に新作戰開始。

八日(土) 德王歸京

十日(月) 第廿六回陸軍記念日、海鷲昆明
の新設飛行場爆撃。

七、國外支拂の爲替手形賣買(以下略)

八、内外各實業銀行の一覽拂手形、小切
手の賣買

九、國民政府の發行或は保證する公債庫
券を抵當とする貸付(以下略)

十、地金銀及び外國貨の賣買

十一、内外爲替の取扱及び銀行約束手形
の發行

十二、地金銀を擔保とする貸付

十三、國民政府發行或は保證の公債庫券
を擔保とする貸付(以下略)

十四、政府委託の信託業務

十五、各種經營の代理出納

第十六條 第廿六條(略)

第十七條 中央儲備銀行は毎年十二月末を
以て總決算期となし、書類を作成、理事
會の議決、監事會の審査を経て國民政府
に申請すべし(以下略)

第十八條 第廿七條(略)

第六章 附則

第二十一條 本法は公布の日より之を施行す
新銀行役員
總裁 周佛海、錢大槐、陳之碩、陳君慧
副總裁 周佛海、錢大槐、陳之碩、陳君慧
理事 周佛海、錢大槐、陳之碩、陳君慧

張素民、顧寶衡、梅哲之、易次乾、
柳汝昌、夏宗德、吳繼雲、羅君強、
陳春圃、何柄賢、邵式軍、戴萬慮

滿洲國に國兵恩給法

滿洲國政府では、十二月廿四日「國兵恩
給法」を公布、本年一月一日より施行し
た。右は國兵が國務により不具廢疾となつ
て兵籍を離れた場合、或は職に殉じた時、
本人又はその遺家族に對し一時金をたる恩給
を支給するものである。

北京の防備強化

北京防衛司令部では、城内の治安確立を
期するため嚴重なる警戒を實施中であつた
が、更に城内外の交通取締を強化し、これ
に違反する者は嚴罰をもつて臨むこととな
り、十二月十四日布告を發し、現に通行を
許可しある城門以外よりの出入者は射殺す
ることとし、同日午前零時より城壁上の障
碍物に強力なる電流を通じた。

滬西地區警備協定

上海特別市政府が共同租界工部局より接
収せる上海滬西地區警備並に警察權行使の

十一日(火) 泰佛印紛爭調停成り三國共同
コミュニケ發表、日本に對抗する政治
的經濟的、軍事的協定を第三國と締結せ
ざることを日泰、日佛交換文書で誓約。

十二日(水) 訪歐の松岡外相一行出發。

十四日(金) 海鷲成都を急襲、敵廿一機撃
墜、地上の四機を炎上、一機を大破、他の
部隊は湖北省恩施、安徽省吳山廟を爆撃。

十五日(土) 南昌周邊の擊滅戰展開。

十七日(月) 皇軍、江西省高安城入城。

十八日(火) 海鷲重慶を一時間餘に亘り痛
爆

廿日(木) 改正國家總動員法施行

廿一日(金) 皇軍、江西の上高占領。

廿四日(月) 靖國神社祀の英靈一萬四千
九百七十六柱を當局發表

廿五日(火) ユーゴー・スラヴィア三國同
盟參加。

廿六日(水) 第七十六議會閉院式舉行

廿七日(木) 中支の史蹟文物管理權國府に

正式調印式は二月一日市政府に於て行はれた。右協定内容は滬西の特別警察總署即時設置に關するもので其の要旨左の如し。

一、特別警察總署は共同租界に隣接する滬西地區全部を管轄下に置き管轄地域は五警察區に分つ。

一、特別警察の名稱は滬西特別警察總署と稱し署員の最大限一四、四六〇名とす。

一、特別警察總署の總署長は支那人とし副署長は歐洲人とする。歐洲人たる副總署長は工部局に於て之を指名す。

一、外國人關係の事件は副總署長の指示に従つて處理するが若しこの種事件の取扱に就き總署長、副總署長間に意見の一致を見ない場合は、兩者は市政府警察局長及工部局警視總監に文書を以て報告し其の解決を求め、なほ解決に至らないときは事件を市長及參事會議長に文書を以て報告し其の決裁を求め。

一、特別警察總署に六科を置き總務、特高の兩科長は日本人とする。

一、特別警察署内に暴動鎮壓の目的を以て警部補、巡查より成る警備隊を組織する。

一、特別警察總署は其の管轄地域内に於て賭博場の經營、阿片の賣買等の不正營業

を許さず現在營業中のものには停業を命じ嚴重取締る。

蒙古聯合自治政府主席德王は、蒙古政府

對し深甚なる感謝の意を表し、併せて答禮の儀を致すべく蒙古總軍司令李守信大將、參議府秘書處長村谷彦次郎氏等を從へて二月十五日帝都に入つたが、途中下關に於てステートメント並に入京談を發表「蒙古民族は東亞共榮圏の一民族であり、日本の東亞新秩序建設に眞剣に協力してゐる。蒙古民族の任務は日本の任務と同一であり、その成功は日本の成功である」と述べた。一行は約十日間滞在、朝野各方面と交驩、使命を果した後、名古屋、大阪、京城等を視察、三月上旬新京を訪問の後歸國した。

を許さず現在營業中のものには停業を命じ嚴重取締る。

蒙古德王來朝

蒙古聯合自治政府主席德王は、蒙古政府對し深甚なる感謝の意を表し、併せて答禮の儀を致すべく蒙古總軍司令李守信大將、參議府秘書處長村谷彦次郎氏等を從へて二月十五日帝都に入つたが、途中下關に於てステートメント並に入京談を發表「蒙古民族は東亞共榮圏の一民族であり、日本の東亞新秩序建設に眞剣に協力してゐる。蒙古民族の任務は日本の任務と同一であり、その成功は日本の成功である」と述べた。一行は約十日間滞在、朝野各方面と交驩、使命を果した後、名古屋、大阪、京城等を視察、三月上旬新京を訪問の後歸國した。

李長江軍歸順

江西戰線泰縣(江蘇省)附近一帶に蟠踞し抗日遊擊戰を續けてゐた韓德勳麾下の魯皖蘇邊區遊擊隊副司令李長江は、二月十三日、汪國民政府主席に和平通電を發し、總兵力十個縱隊のうち六個縱隊三萬の部下を

泰縣に集中、第一集團軍と命名、自ら總司令に就任すると同時に國民政府に歸順を申出たので國府軍事委員會では十八日同地で歸順手續を完了した。かくて汪主席擁護重慶離脱の態度を決定せる李將軍は蔣介石に通電を發すると共に泰縣地方の民衆に對し布告を發し和平參加を聲明した。

在滿七領事館閉鎖

駐滿大使館管下の琿春外七ヶ所の領事館は、日滿一體強化の本義に基きこれを閉鎖することとなり二月十九日住木斯、同廿一日海拉爾、同廿四日車安、同廿五日虎林、綏芬阿、同廿七日車寧、同廿八日琿春等それら閉鎖式を舉行、我國よりは外務省、大使館關係者が多數參列した。

文化資材、軍管理工場支那側に移管

事變勃發直後、我が出先軍當局並びに現地文化機關は東洋文化保全のため軍指導下に占領地圖書文獻接收委員會を組織、圖書標本、故物等文化財の蒐集整備に努力を重ねて來たが、日華新條約の精神に基き國府にその管理權を委讓するに決し、三月廿七日帝國大使館及び國府外交部よりその旨共

移管。
廿八日(金) 天皇陛下、陸軍航空士官學校に行幸。▽皇軍南支碣石灣に敵前上陸。
廿九日(土) 三笠宮殿下、高木百合子姫と御婚約の旨宮内省發表。

卅日(日) 國府還都一周年記念祝典、孝陵附近にて開催。▽海鷲嶺線廣信攻撃。
卅一日(月) 皇太后陛下、靖國神社に行啓。▽大政翼贊會改組閣議決定。▽本年度ノ聯領漁區入札、我方五區を失ふ。

四月

一日(火) 皇后陛下、臨時東京第三陸軍病院に行啓。▽日本銀行兌換券發行最高限度四十七億圓に決定。▽鐵、銅の特別回收實施。▽四川雲南鐵道一部開通。
二日(水) 皇后陛下、橫須賀病院に行啓。▽住友總理事小倉正恒氏無任所大臣として入閣。▽江西作戰完了敵屍八千九百。▽大政翼贊會改組決定發表。

四日(金) 商工大臣に海軍次官豐田貞次郎大將、企畫院總裁に鈴木貞一陸軍中將國務大臣として入閣。▽海軍次官に澤本頼雄中將就任。▽南支方面海軍最高指揮官に新見政一中將新任。▽アフガニスタン

經濟使節團入京

七日(月) 天皇陛下、興亞馬事大會に行幸。▽日滿支經濟協議會要綱發表。▽松岡外相モスコイでモロトフ外相と會議。

八日(火) 天皇陛下、地方長官を召され民情御聽取。▽陸軍機甲本

後任に永野修身大將親補。▽陸軍機甲本部新設、初代本部長は吉田惠中將。

十日(木) 大洪山脈に新作戰展開。▽陸軍次官阿南中將第一線轉出、後任は木村兵太郎中將。▽陸軍に通信兵監新設。

十一日(金) 陸鷲雲南、廣西の據點猛爆、海鷲嶺線の要衝廣信、麗水、貴溪、玉山等猛爆。▽翼贊會規約、職制發表。

十二日(土) スロヴァキアに公使館新設、大島駐獨大使公使兼任。

十三日(日) 日ソ中立條約成立、モスコイで松岡外相とモロトフ人民委員との間に調印、滿洲國、外蒙の不可侵を共同聲明

▽海鷲嶺線廣信、武義、永康等爆擊。

十四日(月) 大洪山東麓に第二期作戰開始

十六日(水) 錢塘江南岸に新作戰開始。

十七日(木) 南支沿岸封鎖區域第五次追加宣言、大洪作戰終了敵屍一千二百。

滿鮮兩拓殖統合

滿洲拓殖公社、鮮滿拓殖株式會社の統合は四月一日新京滿本社で假調印式を舉行し、滿拓は統合後の新情勢に對處機構大改革と共に鮮拓を含めた人事大異動を斷行同日附發令した。而して鮮拓は五月廿三日、滿拓は同廿八日それぞれ株主總會を開き六月一日新京に於て正式調印を行ひ斯くて康徳六年十二月、日滿兩國政府が滿洲開拓政策要綱に基き兩社の統合方針を決定以來一年半にして茲に統合を完了し滿洲開拓政策は前年行はれた滿洲國行政機構改革と共に愈よ飛躍的段階に巨歩を踏出した。なほ統合後の處置として滿鮮拓買収額七百五十三萬餘圓は六月廿日滿鮮拓に支拂ひ、四月一日以降五月廿一日迄の營業收支は現狀のまま滿鮮拓に繼承、又滿鮮拓第一回、第二回社債額面二千四百萬圓は六月十三日滿拓に於て繼承滿鮮拓は同日臨時株主總會を開き社債繼承を議決して七月一日解散した。

勃牙利、滿洲國承認

滿羅兩國公使を交換

ブルガリア政府は、曩に日獨伊三國同盟

に参加したが、五月十四日同國外相ボボフ氏の名を以て同國駐在の我が泉代理公使を通じて「五月十日を以て滿洲國を正式承認する」旨通達、同十七日、滿洲國政府に對してもその旨公電を發送し來り、こゝに滿勃兩國々交開始の端緒が開かれた。

一方滿洲國、ルーマニアの正式國交は前年十二月相互承認に依つて開始されたが、初代駐滿公使は駐日公使バイレスコ氏が兼任に決定、同氏は五月廿六日新京に赴き同廿八日、皇帝陛下に信任狀を捧呈、同時に羅國最高勳章カロール一世大綬章附頸飾を贈進した。滿洲國に於ても初代駐羅公使として駐獨公使呂宜文氏を任命當分兼務せしめることとした。

鮮滿一如強化共同聲明

新東亞建設に重大な關聯を有つ鮮滿一如政策の確立強化については、南朝鮮總督の訪滿及び梅津關東軍司令官との會談に於いて完全に意見一致を見、四月廿二日滿洲國政府並に朝鮮總督府より「鮮滿一如強化助長に關する件」の共同聲明を發表した。聲明の要旨左の如くである。

- 十八日(金) 國勢調査結果發表、帝國總人口一億五百二十二萬六千一百一人
- 十九日(土) 皇軍の精銳浙江省沿岸の要衝鎮海、石浦、海門、温州附近に奇襲上陸、中支軍上陸部隊黃巖、温州をそれぞれ占領
- 二十日(日) 皇軍寧波、諸暨縣城占領。
- 廿一日(月) 我軍福州を完全占領、陸軍ビスマルク功果橋、簡舊を急襲
- 廿二日(火) 松岡外相歸京
- 廿三日(水) 靖國神社新祭神一萬四千九百七十六柱の招魂式行はる。
- 廿四日(木) 陸軍雲南各地爆撃
- 廿五日(金) 天皇陛下、靖國神社に御親拜
- 廿六日(土) 陸軍雲南各地爆撃
- 廿七日(日) 陸軍雲南各地爆撃
- 廿八日(月) 新設化兵監町尻基中將就任
- 廿九日(火) 天長節觀兵式
- 三十日(水) 皇后陛下、靖國神社に行啓。

基本方針

東亞共榮圈確立の根幹たる日滿支一體の中軸たる日滿一德一心の國是に基き鮮滿一如の關係を強化助長するにあり。

指導要綱

- 一、鮮滿一如の精神は第一次圖們會談以來鮮滿間の國防、行政、經濟、産業、交通貿易等を助長し來れる情勢に鑑み今後益々之を助長する。
- 一、滿洲國に於ては内鮮一體の朝鮮統治の根本方針を尊重し之が全幅の協力を圖ると共に朝鮮側に於ても滿洲國の一德一心の建國精神、民族協和の制度を尊重し之に全幅の協力をなす。
- 一、日本國籍を有する在滿朝鮮人は皇國臣民たる本質を基礎とし善良なる滿洲國臣民たる教養をなすものとす。
- 一、煽動的民族意識を吹込み半島の皇國臣民化に對し妨碍を加へ又は滿洲國の民族協和の制度を破壊し銃後擾亂を企圖するが如き思想の動向に對しては嚴に之を取締るものとす。

國府、清郷工作を開始

國民政府は還都以來軍事並に警察機構の

五月

- 一日(木) 企畫院改組、人事異動發表
- 二日(金) 皇軍廣東省東岸甲子港に奇襲上陸
- 三日(土) 海軍大舉重慶を猛爆、安徽省蕪湖南方に新作戦展開。
- 四日(日) 天覽馬術舉行さる
- 五日(月) 內親王殿下、東久邇宮盛厚王殿下と御結婚の御内約あらせらる。
- 六日(火) 日佛印經濟協定調印成る
- 七日(水) 皇軍陝西省咸陽西安並びに隴海線鄭州爆撃
- 八日(木) 北支軍山西、河南省に殲滅戰展開、陸軍昆明を爆撃
- 九日(金) 泰佛平和條約正式調印完了
- 十日(土) 日獨伊三國混合委員會東京第一回會合
- 十一日(日) 官民懇談會首相官邸で開催
- 十二日(月) 中原會戰で敵十二萬を包圍殲滅
- 十三日(火) 國民政府清郷委員會設置
- 十四日(水) 海軍昆明、簡舊猛爆
- 十五日(木) 防諜週開始まる
- 十六日(金) 南支増城隊と共に惠州占領、陸軍昆明爆撃
- 十七日(土) 本多大使京都で國府育成強化

趙岑松、羅君強、毓德廣、陳春圃、高冠吾
◇秘書長 李士群 ◇第一處(總務)處長 陳光中
◇第二處(政務)處長 余百魯
◇第三處(軍務)處長 唐生明

國民政府空軍を新設

國民政府では、空軍の新設について我が軍事顧問の指導の下に航空署に於て日本航空視察團を結成、我國の優秀な航空施設並に技術等を視察せしめたが、更に我方の好意に依り飛行機を購入、五月十五日南京飛行場で盛大なる受納式を舉行、次いで某基地に於て中國空軍開設式典を行つた。なほ取急ぎ操縦士の育成訓練をなし、空軍の建設に努力することになつた。

芬蘭、泰國、滿洲國承認

フィンランド政府は七月十九日、泰國は八月一日滿洲國を正式承認する旨發表した。これに依り日獨伊三國同盟を中心とする樞軸外交は更に一段と強化された譯である。なほフィンランドの承認に依つて滿洲國は左の如く十二ヶ國より正式承認されたが、この外に康徳元年(昭和九年)ドミニカ共和國元首から親書が寄せられ、ローマ

法王廳は同年四月滿洲國を獨立布教區として法王廳代表を任命新京に駐在せしめてをり、ソ聯は本年四月の日ソ中立條約締結に當り日本との共同聲明を以て事實上滿洲國を承認してゐる。

- ◇日本 大同元年(昭和七年)九月十五日
- ◇サルバドル 康徳元年(昭和九年)三月三日
- ◇伊國 同四年(昭和十二年)十一月廿九日
- ◇スペイン 同年十二月二日
- ◇獨逸 同五年(昭和十三年)五月十二日
- ◇洪牙利 同六年(昭和十四年)一月十日
- ◇スロヴァキア 同年六月一日
- ◇中華民國 同七年(昭和十五年)十一月廿日
- ◇羅國 同年十二月一日
- ◇勃牙利 同八年(昭和十六年)五月十四日

佛印の援蔣物資搬出

北部佛印に集積しあつた援蔣物資は昭和十五年六月輸送禁絶以來我が澄田機關が佛印當局と協力嚴重監視中であつたが、その後敵性密輸數回に及んだので五月廿五日佛印側の協力を得て斷乎之が搬出を實施、而してフオア・イースタン・トレイディング・コーポレーション並びにノース・アメンカ

ン・シンジケートは重慶側が特に設立した偽裝會社であつてその所有權を認め得ずとの方針を闡明、六月五日澄田機關より之を發表した。

滿獨貿易協定再延長

滿獨貿易新協定案は五月卅一日新京に於て兩國代表出席の下に正式調印式を舉行した。新協定交渉は前月下旬來滿せるウオルタート獨經濟使節團を迎へて開かれた滿獨經濟懇談會を機會に極めて迅速に進捗し、歐洲戰局擴大に備へて國防力充備に努める獨側と東亞共榮圈確立に重要な役割を課せられたる滿洲國側の熱意と好意が完全一致せる結果である。

帝國不動の方針強調

國民政府第一次宣傳會議

國民政府第一回全國宣傳會議は六月一日南京中德文化協會に於て開催、華北政務委員、情報局長、廣東、江蘇、浙江、安徽、湖北各省政府宣傳科員等二百廿餘名出席、各代表より現地報告の後、宣傳行政、宣傳事業、映畫、演劇、放送等特殊宣傳、國際宣傳等に關する議案二百廿六件に就き眞摯

檢討を重ね四日閉會したが、支那派遣軍土橋勇逸少將は國府の懇請に應じ三日同會議に出席一場の講演を試み、日本對重慶直接交渉の如き絕對にあり得ず帝國の事變處理方針は飽迄確固不動なる旨を強調、國府の和平建國挺身を要望する處あつた。

滿洲國々軍壯丁初の入隊

滿洲國では、良民兵主義に依る國兵法實施後最初の國軍壯丁入隊式を六月一日全滿各軍管區に於て實施、この日新しき使命を双肩に擔ふ合格壯丁全員は勇躍所定の部隊に入營、力強い入隊風景を展開した。新國兵の在營年限は三ヶ年、起居の如きも從來の募兵とは異り新方針に基いて徹底的に特別教育を施し、日滿共同防衛の精神を徹底すると共に國軍をして國民の中核體たらしめんとするものである。なほ近代國軍創設と共に軍の中樞幹部たる優秀將校の養成に努めることとなり陸軍軍官學校を新京郊外に新築、同月廿日、皇帝陛下御臨席の下に盛大なる開校式を舉行した。

日滿支連絡運輸改善

昨秋成立せる日滿支連絡運輸協定に依る

方針闡明 ▽ブルガリア滿洲國承認。
十五日(木) 江北第二期戰開始襄陽占領。
十六日(金) 海鷲重慶を連續爆撃。
十七日(土) 麥類國家管理實施を發表。
十八日(日) 中原作戰第一期戰完了、敵屍三萬三千五百、捕虜一萬五百、鹵獲品多數陸鷲西安を急襲。
二十日(火) 日ソ中立條約批准交換 ▽京濱港開港。

廿二日(木) 天皇陛下、青年學校生徒三萬四千御親閲▽海鷲蘭州を猛襲十數機擊墜
廿三日(金) 江北作戰終了、敵屍八千三百捕虜七百、鹵獲品多數、海鷲成都、蘭州を猛襲、敵機十數を擊墜破。
廿四日(土) 官界新體制第二回懇談會開催
廿五日(日) 皇軍岳州方面に新作戰展開。
廿六日(月) 皇太后陛下、臨時東京第一陸軍病院、軍醫學校に行啓 ▽海鷲甘肅省天水、陝西省南鄭を猛襲敵廿三機を擊墜破。

廿七日(火) 第廿六回海軍記念日、海鷲蘭州、咸陽爆撃、山西省沁河上流の敵三萬五千の包圍殲滅戰展開、湖南省大雲山を占領 ▽日本、イラン修好條約批准書テヘランで交換完了。
三十日(金) 皇后陛下、濟生會三十周年記念式に行啓 ▽松岡外相、米の臆測記事粉碎樞軸外交不動の方針言明 ▽海鷲桂林猛爆。

六月

- 廿一日(土) 皇太后陛下、日赤病院に行啓
白衣の勇士御慰問▽海軍部隊自一月至五月の戰果發表 ▽擊墜破敵機百廿一、處分機雷五百卅三 ▽滿獨貿易協定更改成る
- 二日(月) 滿洲國皇帝、西北地方御巡狩へ
▽海鷲重慶を連爆、他の部隊江西省都昌北盤江吊橋爆破。
- 五日(木) 皇太后陛下、橫須賀海軍病院に行啓 ▽佛印に集積の援蔣物資安全地帯に搬出。
- 六日(金) 海鷲三時間に亘り重慶夜襲痛爆
- 七日(土) 帝國政府クローアチア國承認▽國鐵關門トネル開通▽海鷲重慶連續猛爆
- 九日(月) 皇太后陛下、海軍航空技術廠に行啓 ▽陸軍航空總監に土肥原賢二大將親補 ▽日滿經濟懇談會新京で開催。
- 十日(火) 天皇、皇后兩陛下多摩御陵御參拜 ▽國內興亞團體統合要綱閣議で決定
- 十一日(水) 日ソ通商貿易協定成る ▽石黒農相病氣辭任、後任は井野碩哉農林次官 ▽海鷲重慶爆撃。
- 十二日(木) 天皇陛下、全國九帝大總長を召され學情御聴取 ▽澳門に帝國領事館新設。
- 十四日(土) 訪日の汪國府主席上海出發▽

初會議は六月六日鐵道省會議室に於いて開
催、出席者は鐵道省、朝鮮、臺灣兩總督府
代表、業者側より滿鐵、華北交通、華中鐵
道、東亞海運、大日本航空、滿洲航空、其
他郵船、商船、日本海汽船、大連汽船、三井
中華航空等關係者約百五十名、三日間に亘
り日滿支連絡運輸實施上の議案につき審議
の結果議案百六十餘件中連絡運輸上緊急を
要する具體的案十九項を決議、九日終了
したが、これが實施の曉は日滿支三國經濟
提携に強固なる結合力を與ふるのみならず
延いては東亞共榮圈の確立に寄與する所少
なからざるものとして大いに期待される。

滿洲國に四平省新設

滿洲國では、行政區劃を改革の上「四平
省」を新設することとなり七月一日附これ
が實施を發表した。四平省は總面積二萬九
千方方里、總人口三百萬、人口密度は奉天
省と並んで全滿の最高位にある。管轄區域
は一市九縣即ち奉天省より四平市(舊四市
街)及び開原、西豐、昌圖、梨樹、雙山、
海龍、東豐、西安の八縣、吉林省より長嶺
縣を分割したもので南滿に於る穀倉地帯
をなし主要農産物生産高は全滿の一割を占

めてゐる。なほ省長は總務廳參事官徐家桓
氏、次長には同參事官野田清武氏がそれぞ
れ任命された。

聖戰四ヶ年赫々たる綜合戰果

【大本營陸軍報道部發表】聖戰四年の間
に皇軍の獲得せる戰果は左記の如く莫大な
數に上つてゐる。重慶側は敗戦に次ぐ敗
戦を以てすること四年、戦力戰意共に低下
し軍隊、民衆に抗戦を呪詛するもの次第に
多く今や軍事方面は勿論政治的にも經濟的
にも破綻に瀕しつゝある狀況である。これ
に反し我方の政治、經濟、文化各方面に於
る建設工作は一大進展を遂げ、建設戦に於
る戰果も眞に偉大なるものがある。
一、事變發生以來滿四年間敵に與へた損害
の綜合(自昭和一二、七至昭和一一、六)
敵の遺棄死體約二百一萬五千
敵軍に與へたる損害は死傷、逃亡、捕
虜、投降等總計約三百八十萬と判斷せら
れ現在は支那軍一個師は約七千人である
から凡そ五百四十個師を潰滅したことに
なる。

甚なる敬意と感謝を捧ぐる次第である。

本年一月以降六月上旬迄の綜合戰果

- 一、交戦せる敵兵力 約二百十七萬九千
- 一、敵の遺棄死體 十九萬二千二百八十
- 一、同 捕虜 八萬四千七百
- 一、鹵獲品 各種火砲四百卅三、重機關銃
輕機關銃千八百十二、小銃四萬千、洋砲
三千九百八十、自動車十六、貨車客車八
十五、船艇七十八
- 我が戦死 五千六十五
- 彼我兵力損害の比率 三十七對一

海軍部隊本年度戰果

擊墜敵機事變以來二、〇四九

【大本營海軍報道部發表】五月卅一日
帝國海軍支那方面作戰部隊は昨年引續き
陸軍部隊と緊密なる連繫の下に全支沿岸及
び奥地敵軍の要衝に對し各種作戰を遂行し
て到る所に多大の戰果を收めつゝある。
本年初頭以來作戰經過と成果
北支部隊 は各その擔任區域の警戒監視に
任じ風濤を冒し嚴寒と戦ひ密輸戒克の臨
検、匪賊討伐に従事し陸軍部隊と協力し
て敵の掃蕩に努めたり。
揚子江部隊 は長江流域一千裡に亘り屢々

南支沿岸封鎖強化を宣言、海鷲重慶猛爆。
十五日(日) クロアチア日獨伊三國同盟加
入。▽中支軍、國府と協力清郷工作徹底
を聲明。▽海鷲重慶連爆。
十六日(月) 第一回中央協力會議開く。▽
滿蒙國境確定現地作業開始の旨情報局發
表。▽海鷲梁山急襲。

- 十七日(火) 國民政府主席汪精衛氏入京。
- 十八日(水) 天皇、皇后兩陛下、汪主席と御
交馳あらせらる。▽對蘭印交涉打切り公表
- 十九日(木) 汪主席歡迎官民晚餐會首相官
邸で開催。▽第一回中央協力會議總會終る
- 二十日(金) 臺灣に志願兵制度實施決定
▽厚生省に人口局新設。
- 廿一日(土) 近衛首相、汪主席第二次會談
▽大日本與亞同盟發起人總會開催。
- 廿三日(月) 皇太后陛下、東京第三陸軍病
院に行啓。▽近衛首相、汪院長共同聲明
發表。▽海鷲四川、陝西、甘肅、青海省
を猛爆四川省宜賓で敵機七を撃破。
- 廿四日(火) 近衛首相、汪院長第三次會談
歷史的放送演説。▽モスコイ在留邦人婦
女子引揚げを外務省訓令。
- 廿五日(水) 汪主席一行離京
- 廿八日(土) 金鵝勳章制度改正。▽國府に
三億圓借款供與を決定。▽海鷲重慶猛爆
- 廿九日(日) 海鷲大舉重慶を猛爆。
- 三十日(月) 海鷲重慶を連爆殘存施設爆碎

七月

- 一日(火) 北支軍、中原作戰々果發表(敵
屍四萬二千、捕虜二萬九千)。▽獨、伊、羅、
スロヴァキア、クロアチア、西、洪、勃八國
國民政府承認。▽重慶、獨伊と斷交。
- 二日(水) 御前會議にて重要國策決定。
- 六日(日) 大日本與亞同盟結成大會。
- 七日(月) 聖戰四周年記念日。▽事變參加
生存者第一回行賞。▽朝鮮軍司令官に板
垣征四郎大將、北支派遣軍司令官に岡村
寧次大將、支那派遣軍總參謀長に後宮淳
中將轉補さる。▽北支軍、軍管理工場、
中國側に返還。
- 十日(木) 芳澤蘭印特派使節歸京。▽關門
隘道開通式舉行。
- 十一日(金) 支那事變に關する私財寄附者
七千二百九十六名表彰。▽軍管理圖書卅
萬冊、科學標本等華北政務委員會に返還
- 十二日(土) 陸軍機甲整備學校、陸軍科學
々校新設。▽北支方面海軍最高指揮官に
杉山六藏中將就任。▽佛泰國境劃定の帝
國委員決定。
- 十六日(水) 内閣構成刷新のため近衛内閣
總辭職。▽大藏省に會社部、財務局新設
- 十七日(木) 組閣の大命近衛公に再降下。
- 十八日(金) 天皇陛下、陸軍士官學校卒業
式に行幸。▽第三次近衛内閣成立、新入
閣内相田邊治通氏、商相左近司政三中將

來襲する江岸の殘敵を掃蕩し隨處に陸戰隊を揚陸して敵匪の根據を衝き或は密輸船の監視に任ずると共に危険を冒して殘留機雷の清掃に任じ或は陸軍部隊を援護して水路の強行偵察並に啓開嚮導に任じ敵前上陸を掩護して甚大なる成果を挙げたり。

珠江部隊は港灣の測量、水路の清掃、陸戰隊揚陸、殘敵掃蕩を實施し陸軍部隊との共同作戦により多大の成果を収め錯綜せる水路の確保に任じあり。

海上封鎖部隊は幾多の困難を克服して全支沿岸に於る支那船舶の交通を遮断し敵輸送船の禁絶並に主要港灣の閉塞を實施すること共に占領地區島嶼等に蠢動する殘敵を掃蕩し更に支那方面艦隊司令長官は數次聲明を發して南支要衝海面の出入禁止を宣言し以て海上封鎖の完璧を期しつゝあり。

南支部隊は援蔣軍需品輸送路として利用せられたる香韶ルートに對し二月四日敵前上陸遮断作戦を實施し續いて三月三日拂曉陸軍部隊の緊密なる協同の下に突如雷州半島方面沿岸延長四百軒以上に亘り上陸作戦を敢行し多大の戦果を挙げたり更に四月十九日、廿日浙東作戦に際しては水路の啓開並に輸送護衛に任じ又陸戰隊を編成して浙東沿岸並に福州附近に敵

前上陸を敢行し密接なる海陸協同作戦の下に當面の敵を撃破し援蔣補給路及びその施設を遮断覆滅して多大の戦果を収め敵の艦艇並に軍用物資多數を鹵獲せり。この間海軍航空部隊は連日敵地を爆撃して全支の制空権を確保し縦横無盡の活躍を續け、陸上部隊、海上部隊の作戦に全幅の努力をなし又長驅敵首都重慶或は成都、蘭州、昆明の要衝を初めとしてその奥地據點新舊航空基地に對し惡天候其他の障碍を排除し連續爆撃を敢行し常にわが攻撃を逃避して勢力の保全に汲々たる殘存敵機を捕捉撃滅し以て敵空軍の再建を不能に陥らしめると共に敵の軍事關係諸施設並に軍用交通諸機關を爆撃してその心膽を寒からしめたり。更に滇緬公路の再開を見るや我が航空部隊は直ちにその途上にある惠通功果兩橋に對し屢々爆撃を投じて之を破壊しその交通を遮断するに至れり。

飛行機撃破と機雷處分數
本期間江上艦艇の處分せる敵機雷並に海軍航空部隊の撃破せる敵飛行機數左の如し。
(一) 處分機雷數 揚子江三九二、珠江其他一四一、計五三三、事變以來の累計六、一五一
(二) 撃破せる敵飛行機數 地上撃破八四、擊墜三七、計一二一、事變以來の累計二、〇四九

- 十九日(土) 厚相小泉親彥陸軍中將、醫中將。
- 十九日(土) フインランド、滿洲國承認。
- 廿一日(月) 大本營、政府連絡會議。▽日本銀行公定歩合引下げ實施。
- 廿二日(水) 侯爵小松輝久中將、細萱茂子郎中將に代つて中支方面海軍最高指揮官に親補。▽皇軍、江蘇省鹽城を占領。
- 廿三日(水) 近衛首相、汪主席メッセージを交換、日華緊密不可分關係を強調。
- 廿五日(金) 司法大臣に岩村通世氏就任。▽官廳事務再編成閣議で決定。
- 廿六日(土) 日佛印共同防衛成立。▽英米兩國日支資産を凍結、英政府、日英通商航海條約廢案通告。
- 廿七日(日) 蘭印、對日金融協定停止、日本資産凍結。▽海鷲大舉成都を猛爆。
- 廿八日(月) 蘭印、日蘭石油協定停止。▽外國人關係取引取締規則實施。▽海鷲重慶周邊を急襲敵三機撃墜。
- 廿九日(火) 我が陸海軍部隊南部佛印に増派。▽陸軍兵務部新設決定。▽海鷲重慶連爆。
- 卅日(水) 金屬類特別回收、重要産業團體統制兩勅令案總動員審議會で決定。▽皇軍西貢上陸、南部佛印方面最高指揮官は飯田祥二郎中將。▽海鷲重慶七時間猛爆。
- 卅一日(木) 皇軍、西貢に入城。▽港灣運送業統制勅令案總動員審議會で決定。(配電統制勅令案は八月二日可決)

歐洲大戰

(付歐米日誌)

ルーズヴェルト米大統領三選

世界の視聽を集めた米國大統領選舉は、最初未曾有の激戦が豫想され、一九一六年に於けるウィルソンとヒューズの争覇を彷彿させる大接戦であつたが、十一月五日開票の結果は民主黨候補ルーズヴェルト氏が四十八州中三十九州四百六十八票を獲得、歴倒的大多數をもつて共和黨候補ウィルキ一氏(九州六十三票)を破り米國史上未曾有の三選が確定(大統領就任式は一月廿日舉行)同時に行はれた上院三分の一改選及び下院總選舉並びに州知事選舉も同様民主黨の勝利に歸した、ル氏がワシントン以來の傳統を破つて三度大統領に選ばれた主な理由としてはニュー・デイルに依る貧民救濟事業其他各種の公共事業施設等が挙げられてゐるが、現下の世界情勢では何人が大統領にならうとも米國の政策を從來の方針以外の方向に導き得られないこと、米

國未曾有の危局を突破するためには政治外交に經驗劣しき實業家ウィルキ一氏よりも過去八ヶ年の經驗を有するル氏に國事を託すべきであるとの國民の認識と信頼に依るものであつた。従つてル氏の三選は當面せる國際情勢を多少緩和するであらうとの一般の期待をよそに從來の全體主義國對民主自由主義國の闘争を何等の修正を加ふる事なく、寧ろより以上これを激化せしめる方向を示唆したものである。ハル國務長官は六日大統領選舉後、記者團と會見して、從來の外交政策はそのまゝ繼續せらるべきことを聲明し、次いで八日、大統領は記者團との初會見に於いて、今後英國に對する米國製軍需品供給に關し、五十對五十の原則即ち米國全生産高の半分を英國に割愛する旨言明、對英援助の積極化を強調した。かくてル氏の三選は既に米加共同防衛、大西洋上に於ける海空軍根據地と驅逐艦の交換讓渡によつて開始された英米合作の大勢

歐米日誌

十月

- 一日(火) 獨ソ鐵道連絡協定柏林で調印
- 二日(水) 米政府、ヘイン・エリス提督を司令長官とし大西洋に百廿五隻以上の新艦隊設置發表
- 三日(木) 英内閣改造、チェンバレン樞相引退。▽米國新國防豫算十四億八千三百萬弗成立。▽米落下傘部隊新設
- 四日(金) ヒットラー總統、ムツソリニ首相北伊ブレンネルに會談
- 五日(土) 獨軍ルーマニア進駐開始。▽米海軍豫備兵二萬七千餘名召集
- 六日(日) ブラジル、アルゼンチン新通商協定成立
- 七日(月) 英官憲、パームニダ島で邦船宮崎丸を抑留。九日釋放
- 八日(火) カナダ、銅の對日輸出禁止
- 十日(木) キューバ新大統領パチスタ大佐就任、獨軍砲兵隊ドーヴァ猛撃
- 十一日(金) アフリカで英伊海空軍應戰

を益々強化促進せしめることとなつた。一方ル氏三選は、極東政策に於いては、既に成立せる日獨伊三國同盟は米國に對する挑戦を意味するものと見做し以後從來の態度を何等緩和することなく戦争を避け得る範圍内に於いて可能な對日經濟壓迫を行ひ來るものと觀測され、大統領選舉近づくや突如極東在留の米人を引揚げ、援將借款供與、太平洋防備強化等の措置に出で對日敵性を愈々露骨に表示し來つた。これに對して我國は冷靜に事態に對處し三國同盟の根本趣旨に基いて東亞共榮圈の確立と世界新秩序建設に邁進しつゝあることは言ふまでもない。

洪牙利、羅馬尼、スロヴアキア三國同盟に参加

豫ねて獨伊樞軸と親善關係にあつたハンガリーは、國際情勢の急展開に對處すべく「過去に於ける外交政策の眞實性並に未來の平和を目標とする樞軸國に信頼し其の國力全部を擧げて戦争を速かに終熄せしめ、更に東南歐に於ける政治、經濟的新秩序建設に貢獻せんとの意圖の下に日獨伊三國同盟に参加」することとなり、十月以來首都

ブダペストに於て折衝中であつたが、日獨伊三國と完全な諒解が成立したので十一月二十日ウィーンのヴェルヴェデレ宮に於てヒットラー總統を初め我が來栖駐獨大使、リツペントロップ獨外相、チアノ伊外相、テレキー洪首相、チャーキー同外相等四國代表參列の下に四國議定書の正式調印が行はれた。右三國同盟加入に關しハンガリー政府は同日長文のコミュニケをもつて同國の立場を闡明、日獨伊三國外務當局も同日それぞれ右の旨公表した。

ルーマニアは、長い間の英米依存を清算し「世界平和の確立を企圖する三國條約の主旨に賛同し之に加入する」こととなり、同國首相アントネスコ氏は、十一月中旬ローマ訪問の後、ベルリンに赴きヒ總統、リ外相等と會見、反英外交方針を具體的に決定し、同月廿三日ヒ總統官邸に於て日獨伊三國代表參列の下に三國同盟條約加入の議定書に調印を了し關係各國は同日それぞれ右の旨公表した。なほ同國は右政治協定と併行して獨羅經濟協定を締結、十二月四日正式調印を完了した。

ハンガリー及びルーマニアの三國同盟参加に續いてスロヴアキアも樞軸陣營の傘下に入る事となり、十一月二十四日ベルリンに於て日獨伊三國代表と共に參加議定書に正式調印を終り「正義に基く恒久的の平和を建設し全民族に對しその生活圈内に於ける權利の保障」を期することとなつた。

洪ユ友好條約成立

チャーキー、ハンガリー首相は十二月十一日ユーゴー首都ベルグラードを訪問、マルコヴィツチ外相と會見、兩國の共通利害關係につき有ゆる角度から検討を行つた結果、兩者の意見完全に一致し、翌十二日友好條約の條文を取纏め兩國外相の間に調印を了した。右洪ユ會談並にその成果たる友好條約は暗雲低迷するバルカン各國に少なからざる影響を與へた。

獨羅新經濟協定成立

獨羅兩國は十一月廿二日アントネスコ獨國首相のベルリン訪問を契機として三國同盟參加の政治協定と併行、兩國經濟提携に關する新協定につき商議を重ねてゐたが、十二月三日の最終協議で全部妥結を見、翌

四日正式調印の上公表した。新協定はルーマニアの再建産業十ヶ年計畫に獨逸が全面的援助を與へることを規定し、これがため長期クレジット及び必要の資材、技術を供與するにある。

獨ソ新國境確定

獨ソ兩國政府は一九三九年九月廿八日締結の獨ソ國境確定條約及び親善條約並に同年十月四日の附屬議定書に基きポーランド領の兩國新國境劃定につき兩國混合中央委員會を設定、約十ヶ月間全境界線に亘り踏査及び地圖製作に従事であつたが「兩國親善關係に相應しき協力の精神に基き」新國境線を正式に承認、最後の決定を見るに至つたので兩國政府は十二月十二日ベルリン及びモスコに於いてそれ〴〵之を公表した。なほ獨當局は右折衝が終始友好的に行はれた旨を附言してゐる。

米、空前の膨大軍事豫算

ルーズヴェルト米大統領は、一月六日第七十七議會開會に當り一般教書を發表した教書は約四千語より成り、内容は(一)國防の充實強化(二)民主主義國への全的援

- 十三日(日) 伊空軍埃及、ケニア猛撃
- 十五日(火) 米政府、米人の極東旅行禁止
- 十六日(水) 米政府、屑鐵禁輸實施
- 初の強制徴兵登録執行
- 十七日(木) スペイン内閣改造
- 十八日(金) 英海軍首腦異動、本國艦隊司令官にトウイ中将新任
- 十九日(土) 獨、ユーゴー新通商條約成立
- 廿日(日) 獨空軍倫敦に投下爆撃五百噸
- 廿三日(水) ヒットラー總統、フランコス(佛西國境)で會見
- 廿四日(木) ヒ總統、ペタン佛主席會談
- 廿六日(土) 獨空軍、英巨船エンプレス、オブ・ブリテン號爆沈
- 獨政府、新ダニューブ委員會新設公表
- 廿七日(日) 伊大軍、希臘國境に集結
- 廿八日(月) 伊陸海空三軍希臘に進攻
- 總統、ム首相北伊フロレンスで會談
- 廿九日(火) 伊フアシスト書記長更迭、セラナ公共事業相新任
- 卅一日(木) 伊艦艇、ジブラルタル初攻撃

十一月

- 一日(金) 伯國、歸國外國人の再渡航制限
- 三日(日) 英軍、ギリシャ上陸發表

- 四日(月) スペイン北阿タンジール國際管理區域接收を聲明
- ▽スペイン前大統領アサニャ氏佛國にて死去
- 五日(火) 米國大統領選舉執行
- 六日(水) ルーズヴェルト氏米大統領三選
- 九日(土) チェンバレン前英首相死去
- 十二日(火) モロトフ、ソ聯外務人民委員伯林でヒ總統と會談
- 翌日再會見
- 十三日(水) 獨伊勞動協定成立
- 十四日(木) 獨ソ諒解成立を獨側公表
- 獨國アントネスコ首相、伊首相と會談
- 十七日(日) 獨佛通貨協定成立
- ▽ブルガリア國王、ヒ總統と會見
- 十八日(月) 伊西兩外相、ヒ總統と會談
- ▽英政府、西半球英領對米租借地發表
- ▽佛政府、赤道アフリカ喪失確認
- 廿日(水) 洪國、三國同盟加入
- ▽獨空軍二千機未曾有の對英夜間爆撃
- 廿二日(金) 米大統領、英米武器折半確言
- ▽羅國首相、獨首腦と會談
- 廿三日(土) 羅國三國同盟參加
- 廿四日(日) スロヴアキア三國同盟參加
- 廿六日(火) 白國領コンゴ對伊宣戰布告
- 廿七日(水) 米海軍豫備兵三萬餘現役編入
- ▽大西洋海軍新基地建設公表
- 廿八日(木) 獨軍ブカレストに乗込み市の

助(三)樞軸的平和に反對を表明せるもので、對英援助の具體的方針に言及せず又極東問題にも直接觸れなかつた。續いて同八日大統領は豫算教書を議會に提出したが一九四一—四二年度豫算は總額百七十四億八千五百萬弗に達し米國豫算の最高記録一九一九年度戰時豫算より少きこと僅かに一億八千七百萬弗で、平時豫算としては空前の數字を示してをり、この中國防費は百八億一千萬弗、總額の約六割二分を占めてゐる、歳出入内譯並に前年度との比較次ぎの通り。

(單位百萬弗)

歳入		歳出	
一九四一	一九四〇	一九四一	一九四〇
—四二年	—四一年	—四二年	—四一年
總歳入	八、九七一	總歳入	七、六五三
純歳入	八、二七五	純歳入	七、〇一二
國稅收入	八、五〇〇	國稅收入	六、八一七
關稅收入	二九五	關稅收入	三〇二
總支出	一七、四八五	總支出	一三、二〇二
(減債基金繰入額を除く)			
純歳出	九、二一〇	純歳出	六、一八九
各省豫算	九五六	各省豫算	九六五

米太平洋防備に躍起

ノックス米海軍長官は、一月八日「本年二月一日より米艦隊を太平洋、大西洋及びアジアの三艦隊に編成替すると共に布哇にある艦隊の根幹をなす太平洋艦隊司令長官を更迭する」旨左の如く公表した。右は米國が東西兩洋作戦を敢行せんとする有事即應の戰團體勢を整備せるものである。一、米海軍は二月一日を以て米艦隊を大西洋、太平洋、アジアの三艦隊に編成替を行ひ直ちに之を實施する。従來哨戒艦隊の地位にあつた大西洋艦隊並に極東派遣

防衛に任ず。 十一月 廿九日(金) 英佛海峡にて英獨輕艇交戦 卅日(土) 米、重慶に追加借款供與決定

十一月

一日(日) カマチヨ、メキシコ新内閣成立
 三日(火) 羅國、滿洲國承認
 四日(水) 獨羅經濟協定調印 △英當局極東に於ける英米協同合作言明
 五日(木) 英土新通商協定成立
 六日(金) ソ聯スロヴァキア新通商協定
 九日(月) 布哇の米戰團艦隊演習再開
 十日(火) 英、授蔣借款一千万磅供與決定
 △米、鐵鋼輸出制限強化を發表
 十一日(水) 米、對アルゼンチン借款供與
 十二日(木) 洪牙利、ユーゴスラヴィア友好條約に調印△ 獨ソ國境線劃定
 十四日(土) 佛國副總理外相ラヴアル氏を罷免、外相にフランダン氏任命 △アルゼンチン、ウルグワイ軍事通商協定調印
 十六日(月) 獨、和蘭との關稅撤廢
 十八日(水) 米、船舶十六隻英に賣却發表
 廿一日(土) 米政府、機械類及び特殊金屬等十五品目に輸出許可制實施 △米國の對英船舶援助に獨逸外務當局警告を發す

のアジア戰隊をそれ〴〵艦隊に昇格せしめるものである。

- 一、大西洋艦隊は現在大西洋に於て哨戒艦隊として存在する約百廿五隻を以て充當する。
- 一、アジア艦隊は現在極東水域にあるアジア戰隊を以て充當する。
- 一、太平洋艦隊は現在ハワイにある艦隊を以て充當する。
- 一、三艦隊總司令長官は現巡洋艦戰隊司令長官ハズバンド・キンメル海軍少將を任命、キンメル少將は同時に太平洋艦隊司令長官を兼任する。
- 一、現聯合艦隊司令長官リチャードソン提督は某要職に轉ずる。
- 一、大西洋艦隊司令長官に現大西洋哨戒艦隊司令長官アーネスト・キング少將がそのまま昇格する。
- 一、アジア艦隊司令長官には現アジア戰隊司令長官ハート提督がそのまま昇格する

なほこの編成替は前年末現在の編成實力を基礎として見れば、大體次ぎの如くである。

級乙級兩巡洋艦等作戰部隊の主力、航空母艦、機雷隊、飛行艇を主とする飛行隊、潜水艦、附屬補充隊。

▽大西洋艦隊(舊合衆國艦隊の哨戒部隊、大西洋岸に常駐)舊式戰艦三、甲巡四、驅逐艦三、四十隻並に飛行艇隊

▽アジア艦隊 甲巡一、驅逐艦十二、三隻 潜水艦十五、六隻、飛行艇隊二ヶ中隊、河用砲艦等。

なほ大統領の豫算教書に於て發表された來年度海軍豫算三十四億四千七百萬弗の中、太平洋諸島關係の防備強化費は總額一千八百二十五萬弗に上つてをり、その内譯は左の如くであつて、この外更にオアフ島に於ける海軍基地建設追加費百三十四萬八千弗オアフ島彈藥倉庫施設費七萬八千弗を計上してゐる。(單位一千弗)

- 一、眞珠灣を主とするハワイ島の軍事的並に半軍事的工事費 一二、七九八
- 一、グアム島に於る道路建設並に水上機發着施設擴張費 一、四三七
- 一、サモア島道路建設費 二五〇
- 一、ミドウェー島水上機格納庫建設費 七四二
- 一、オランガボ(比島)海軍基地修築費

廿二日(日) 獨空軍マンチエスタを夜間集中爆撃、外主要都市を猛爆

廿四日(火) ゲーリング獨空相、日本國民にクリスマス・メッセージを送る

廿七日(金) 獨逸の一軍艦太平洋に現れ英委任統治地ナウル島を砲撃 △米、アルゼンチン爲替協定成立

廿九日(日) ルーズヴェルト米大統領「爐邊閑談」を放送、對英援助強化を強調

卅一日(火) ヒ總統、全軍にメッセージを送り一九四一年こそ勝利の年と激勵

一月

一日(水) ニュージールランド首相、南太平洋にて獨艦のため撃沈された商船七隻の乗員五百名エミラウ島より救出され濠洲に上陸の旨發表

二日(木) 獨海軍、南太平洋方面に活躍英船十隻を撃沈の旨公表△米大統領、ホプキンス前首相をロンドンに特派の旨發表

三日(金) 重光大使、英外相と初會見

六日(月) 米大統領、第七十七議會上下兩院聯合本會議で大統領教書を發表、民主主義國徹底援助を強調

七日(火) 伊軍、バルジヤ陥落を發表 △

- 一、コジャツク、シトカを中心とするアラスカ海軍基地施設擴張費 二、七四八
- 一、海軍造船所改修追加費 六、七七六
- 一、潜水艦基地修築費 三六〇
- 一、空軍基地施設追加費 二、九八六
- 一、貯蔵倉庫施設改善費 一、二五〇
- 一、合計 一一、三七二

イタリ―戦時新豫算

伊太利政府は、一月四日より七日まで四日間、ム首相司會の下に閣議を續開、大戦對策を中心とする刻下内外重要方策を協議したが七日開會に際してム首相より樞軸同盟強化と最後の勝利確信を表明した。而して右閣議に於て一九四一年度豫算案が可決されたが、總歳出三百九十八億七千六百萬元その中陸海空三省所管は合計百二十二億一千四百三十三萬八千九百九十九圓と如し(單位百萬リラ)

- 一、歳入 三一、〇八二
- 一、歳出 三九、八七六
- (邦貨約八十七億七千二百萬圓)
- 一、歳入不足 八、七九四

獨空軍、地中海で威力發揮

獨海軍は、一月二日南太平洋方面に出動し英船十隻を撃沈したが、獨空軍の優秀なる部隊は、一月月上旬より伊國に派遣され、伊國海空軍と緊密なる協力の下に地中海戦線に活躍を開始、十、十一の兩日は獨伊空海聯合突撃隊はシチリア海峡に於て英護送船團を猛撃、英航空母艦イラストラリアス號(二三、〇〇〇噸)巡洋艦ザンプトン號(二三、〇〇〇噸)以下に損傷を與へ、ザンプトン號(九、一〇〇噸)は根據地に向つて引揚げの途中浸水甚しく遂に自沈イラストラリアス號は辛うじてマルタ島に遁入した。この中部地中海の戦果につき伊國各紙は「東西地中海の東西兩艦隊をシチリア水道で合流せしめんとした英海軍の企圖は挫折した」と一齊に謳歌したが、右は伊

米大統領、國防生産管理局設置の大統領令公布
八日(水) 米大統領百七十五億ドルの明年度豫算教書を議會に提出、アメリカ全艦隊を太平洋、大西洋、アジア三艦隊に編成替

十日(金) 獨ソ間經濟、國境劃定、住民交換の三協定成立
十四日(火) ルーマニア政府ダニユープ河を「危険水域」となす旨公表

十六日(木) 米大統領、特別教書を以て七千五百噸級標準型商船二百隻建造豫算の支出權限賦與を議會に要求
廿日(月) ルーズヴェルト米大統領第三期就任式舉行、ヒットラー、ムツソリニ、獨伊兩巨頭兩國外相臨席の下に會談の旨兩國公表

廿二日(水) 米、英のモルガン、タッカー兩島に海空軍基地建設の旨發表
廿四日(金) 獨空軍、地中海上で英海軍を攻撃主力艦三隻、巡洋艦二隻に損傷を與ふ

廿八日(火) 獨空軍白晝ロンドンを四回爆撃
卅日(木) ヒットラー總統、授英艦船は悉く撃沈する旨對米決意表明

二月

二日(日) 佛國被占領地に親獨的政治團體舉國民衆黨結成

五日(水) ペタン佛主席、緊急閣議召集、ラヴァール氏の復歸條件協議、フランダン佛外相辭職

八日(土) ペルー、チリ兩國共同防衛協定に調印、マブラジル、重要生産物の輸出許可制を布く、對英武器貸與案、米下院にて可決

十日(月) 英、ルーマニアに國交關係斷絶を通告

十一日(火) 米大統領、太平洋に戦争起るも對英援助は不變と表明

十二日(水) ムツソリニ伊首相、フランコスペイン統領と會談

十三日(木) ペタン佛主席、フランコスペイン統領と會見

十五日(土) 太平洋防備に關しワシントンで英、米、濠、蘭四國會談
十六日(日) シンガポールに機雷敷設の旨英海軍省發表、マダガスカル、サモア等太平洋兩洋の海軍基地強化四億ドル案米下

國水雷艦隊の勇戦奮闘にもよるが、實際は獨空軍の急降下爆撃に負ふところ頗る多く獨機の活躍は英側も辭を惜まざこれを賞揚し、獨機が急スピードで數十メートルの殆ど水面近くに低下して爆弾を投げ機銃を掃射した上飛燕の如く舞上る大膽さとその手練には高射砲も機銃も餘り効果がなかつたと稱してゐる程である。

伊海空軍の戦果

一月十七日附のジョルナルレ・ディタリア紙は、イタリーの参戦以來、同日までの英海軍の損失を左の如く報じてゐる。

- 一、伊海軍に依り撃沈されたもの 主力艦一隻、巡洋艦六隻、艦逐艦十六隻、潜水艦三隻、小艦艇十一隻
- 一、伊空軍に依り撃沈されたもの 巡洋艦四隻、潜水艦三隻
- 一、伊海軍に依り損害を受けたもの 主力艦二隻、巡洋艦十二隻、驅逐艦十一隻、潜水艦三隻、小艦艇三隻、汽船三十二隻、小船二隻
- 一、伊空軍に依り損害を受けたもの 軍艦十隻、航空母艦八隻、巡洋艦四十三隻、

米、對ソ道義的禁輸解除

米國政府は、ソ聯が對フィンランド戦開始と同時に航空機及び部分品其他の道義的禁輸を實行して來たが、一月廿一日右禁輸を解除する旨國務次官よりソ聯大使宛書翰の形式を以て發表した。右につきハル長官は「この措置はソ聯と樞軸國との離間策ではない」と語つてゐるが、ソ聯を對日獨接近より引離さんとする米政府のゼスチュアなることは明かに看取され、米議會兩院で

も各議員から反對意見が表明された。

ヒトラー總統、對米強硬方針表明

ヒトラー總統は、一月三十日ナチス施政八周年記念日に際し、ベルリンのシュポルト・パラスト大會堂に於て「獨逸國民に告ぐ」と題して一萬五千の黨員を前に一時四十分を亘る大演説を行つた。右演説は十數ヶ國語に翻譯され全世界に放送されたが、ヒトラーは同演説で獨逸樞軸の強靱性を重ねて強調すると共に、開戦以來初めて米國に對する積極的強硬態度を表明し「今年こそドイツが戦局を決定する年である」との重大決意を披瀝し「英國を援助せんとするものは護送艦の有無に拘らずドイツの魚雷の餌食となるべきことを覺悟せねばならぬ」と痛烈なる警告を加へた。なほゲーリング空相は同記念日に、全國民に對し、ヒトラーの業績を讃ふると共に總統に對して感謝と忠誠の誠を致すべき旨を強調した。

カナダの戰時體制

獨軍の春季攻勢、對英上陸作戰執行が正面の課題となつてゐる畫、キング、カナダ首相は二月二日戰時體制強化並に戰時節約

英國の戰費愈よ増大

ウッド英藏相は、二月六日下院に於て大要左の如き戰時財政の報告演説を行ひ英國の一日の戰費は一千二百廿五萬磅(邦貨換算約二億三千萬圓)に達してゐる旨言明し

院委員會で可決

十七日(月) ブルガリア、トルコ間に不侵略協定成立

十九日(水) 米大統領、太平洋基地への立入禁止を宣言

廿二日(土) ソ聯經濟十五ヶ年計畫を立案

廿三日(日) 大島大使、獨外相と會見日獨の世界政策討議

廿四日(月) 佛國ダラン内閣成立(國務大臣五名、國務長官八名、辨務官二名)

ヒトラー總統ミュンヘンのナチス勃興廿一周年記念式典で春季大潜水艦戰を豫告

廿五日(火) ソ聯新年度國防費に九百億ルーブルを計上

廿七日(木) 歐洲大戰開始以來の各國損失船舶は三百六十トンと米國海事委員會發表

廿八日(金) 大島大使、ヒトラー總統に信任狀を捧呈

マスペイン王アルフォンソ十三世ローマにて逝去(五十六歳)

三 月

所得稅其他に思ひ切つた大増稅が斷行された。

英、對羅外交關係斷絶

英政府は、二月十日ルーマニアとの外交關係を斷絶する旨、羅國側に通告すると共に公使館員の羅國退去手續を行つた。獨軍の進駐以來、英羅關係は頗る複雑微妙となつてゐたが、獨軍の勢力恐るべく、外交術策も遂にその効なきを知り、近東諸國へのセスチュアも含めて左の處置に出たものである。

土、勃不侵略協定成る

ブルガリア、トルコ兩國政府は、二月十七日トルコ首都アンカラに於て不侵略協定に正式調印を了した。右は獨軍のバルカン進駐が目前に迫つてゐる際、トルコは出來得る限り中立的立場を維持せんとする態度を示したもので、これに依り獨軍の進撃は一應その一障礙を除かれたこととなり、一方英國は代表をアンカラに送りトルコ抱込みに努力しつゝあつた折柄として、先年對ソ工作中、獨ソ不侵略協定が出現せると同様の手痛き打撃を蒙つた譯である。

た。

一、政府は次の平常豫算編成期までの困難突破のため目下總額十六億磅(邦貨換算二百八十億圓)の戰時追加豫算案を下院に提出してゐるが、これは現在戰費が非常に膨脹してゐるためである。

一、現在の戰費は一日平均一千二百二十五萬磅に達してをり、この額は前大戰當時の戰費最高額を遙かに突破するものであり、而も更に上昇の傾向を見せてゐる。

一、今回上程の戰時追加豫算のうち六億磅は本年三月卅一日までの分であり、殘餘十億磅は四月一日以降の新豫算年度に使用されるものである。

一、本年度に於る陸海空軍支出は一般國費支辨を除き卅三億磅(邦貨五百九十四億圓)に達してをり、一日平均戰費はこの一ヶ年内に二倍に上つてをり、昨年十月追加豫算を要求した時から見ても既に百五十萬磅を増加してゐる。

ウッド藏相は、次いで四月七日新年度豫算案を下院に提出したが、歳出總額は四十二億七百萬磅の巨額に上り、これに對し歳入は十六億三千六百萬磅で差引赤字二十五億七千七百萬磅と見積られ、これを賄ふため

獨伊戰時通商協定成立

獨伊戰時通商協定は、約五週間に亘りロ
ーマで折衝を重ねた結果、二月二十六日正
式調印を了した。その内容は、獨伊兩國は
戦争繼續期間中と雖も軍需資材として必要
なる物資に限り貿易尻内至は補償條件を度
外視して資材の相互交換を促進すべきこと
を規定せるものであるが、特に獨逸は伊太
利の必要とする軍需工業用主要原料品を供
給し之に對し伊も獨に戦争遂行に必要な
物資即ち硫黄、生糸、大麻、水銀、果實等
の食糧、織維工業用物資を供給する點を強
調、獨側代表は「伊國の供給する物資の九
割までは獨逸にとつて緊急なものであり、
うち六割五分は戦争に直接必要なものであ
る」と述べてゐる。なほ協定中には、本年
中に卅一萬五千の伊國人労働者を獨逸に供
給、その賃銀は自由に伊國に送金し得るこ
とをも規定してゐる。

勃國も三國同盟加入

ブルガリア政府は、洪、羅、スロヴァキ
アに次いで日獨伊三國同盟に参加すること
となり、三月一日首都ウィーンで原同盟國

代表參列、議定書に署名調印しこゝに樞軸
陣營は益々その實質を鞏固にするに至つ
た。同國の同盟加入は前年羅國に續いて實
現する筈であつたが、先づソ聯との外交的
調整を必要とされ、其後ソ勃間に完全な諒
解成立し、ソ聯の態度も一應は明かとなり
トルコもブルガリアと不侵略協定を結んで
同盟參加に支障を及ぼすべき諸條件も解決
したので、いよいよ同條約參加を實現した
ものである。

英、ブルガリアと斷交

英國政府は三月五日、ブルガリアとの國
交斷絶を宣言した。理由は言ふまでもなく
ブルガリアが三國同盟に加入し、續いて同
國が獨軍の進駐を默認したためであつて但
し英政府は右斷交が英勃間に戦争状態が存
在することを意味するものでないことを特
に指摘した。なほ米政府は、これに先立ち
三月三日ブルガリアの在米資金凍結に關す
る大統領令を公布してゐる。

ソ聯海軍八艦隊に

ソ聯海軍は、本年より八艦隊に編成替へ
された。海軍人民委員部の發表によれば、

新編成艦隊は、バルト、黒海、太平洋、北
洋の四艦隊、裏海小艦隊及びドナウ、アム
ール、ピナ(舊ボイランド領)の三河川艦
隊で太平洋艦隊は浦塩を、北洋艦隊はムル
マンスクを基地とするものである。

米の援英武器貸與法 遂に發動

七十億弗豫算案成立

ルーズヴェルト米大統領は舊臘「爐邊閑
談」に於て民主主義擁護の名の下に徹底的
對英援助斷行を高唱したが、一月十日に至
り民主黨領袖上院議員ベークレー、下院議
員マッコーマック兩氏をして民主主義國家
に對する軍需品の貸與に關する米國々防促
進法案を議會に提出せしめた。提案者兩氏
の共同聲明に依れば本法は「米國を民主々
義の軍需工場たらしめん」とする政策を法
律の形に綴れるものに過ぎないとしてゐる
が、實質的には軍需品の處分提供につき大
統領に白紙委任狀を與へ結局樞軸國家群に
對する外交攻勢に於て大統領に獨裁的權限
を與ふるに等しく、即ち同案は米國國防を
名目とせる反樞軸國家援助全權委任法案と
も稱すべきものである。同案は二月八日下

院を通過、上院に於いて猛烈な反對論が繰
返されたが、歐洲情勢の逼迫に刺戟され上
院に於いて名のみ修正を施したゞけで殆
ど原案を呑みとし三月十一日大統領の署
名を得、新法律として成立した。大統領は
右公布と同時に英國並にギリシアに對し現
存兵器の讓渡發送を許可する命令に裁可を
與へ、署名後四分にしてその初適用を行つ
た。

ル大統領は次いで翌十二日武器貸與法實
施に伴ふ經費七十億弗支出を議會に要請、
右豫算案は上下兩院を急スピードで通過、
同廿六日、大統領の署名を了し成立を見た。
七十億弗豫算説明書に盛られた豫算細目は
左の如くである。

- 一、飛行機及び發動機豫備部分品を含む飛
行機用機材 二十五億千四百萬弗
- 一、兵器及び被甲彈藥を含む兵器機材 十三億四千三百萬弗
- 一、農業用機械及び其他商品 十三億五千萬弗
- 一、タンク、装甲自動車、乗用自動車、貨
物自動車其他車輛及び同部分品 三億六千二百萬弗
- 一、大小船舶短艇及び同部分品

案米下院を通過、米政府、勞働爭議調
停機關として國防調停局新設

- 廿日(木) 獨伊農業協定成立
- 廿四日(月) 七十億ドル援英豫算案、米上
院を通過、ソ聯、トルコ不可侵宣言を
交換
- 廿五日(火) ユーゴー、日獨伊三國同盟加
入
- 廿六日(水) 米の援英七十億弗豫算成立
- 廿七日(木) 松岡外相、ヒットラー總統、
リッペンントロップ外相と會談、ユーゴ
ー、スラヴィアに政變、ベテル國王親政
布告

四月

- 一日(火) 松岡外相、ムツソリニ伊首相初
會談、ハル米國務長官、獨伊船舶抑留
を米洲諸國へ通告
- 三日(木) 英軍北阿のベンガジ放棄公表
- 五日(土) ソ聯、ユーゴー・スラヴィア不
侵略條約締結、米援英豫算十億弗追加
- 六日(日) 獨軍、ユーゴー・スラヴィア、
ギリシアに進撃開始、伊軍、南部ユーゴ
ーへ進撃、松岡外相を中心にベルリン
で在歐大公使會議開く。

- 七日(月) 松岡外相、モスコイでモロトフ
ソ聯外相と會談
- 九日(水) 獨軍、サロエカ占領、ユ領ニツ
シュ占領、獨軍アルベニアに達す
- 十日(木) 獨軍、ユーゴー首都ベルグラ
ドに突入、ベルリンで初の日獨伊三國
混合委員會開催
- 十一日(金) ハンガリー軍、ユーゴーへ進
撃
- 十二日(土) 獨、クロアチアの獨立宣言公
表
- 十三日(日) 日ソ中立條約成る、獨軍ベ
ルグラードに入城
- 十五日(火) ユーゴー三地方を獨領へ編入
市民管理長官を任命、獨軍北ギリシア
の據點ラリツサに突入占領、米大統領
米船保護は交戦水域以外でも強行と言明
- 十六日(水) 獨空軍、十時間に亘つてロン
ドン爆撃、獨軍サラエヴを占領
- 十七日(木) ユーゴー軍無條件降伏を申出
グ、マクローアチアのバヴエリツチ主席新
内閣組織完了、獨政府クロアチア新政府
承認
- 十九日(土) 獨軍オリンボス山占領
- 廿日(日) 米、加兩國軍需品生産に關し協

六億二千九百萬弗
一、其他軍需品並に軍需資材

二億六千萬弗
一、國防資材製造施設並に同施設の建造取得維持、操業並に同敷地購入に要する經費

七億五千二百萬弗
一、米國政府並に米國の國防上援助の必要ありとせらるゝ諸國政府の國防資材兵器の試験點檢並に修繕に要する經費

二億弗
なほクヌードセン國防生産管理局長官は上院委員會秘密會に於て授英豫算は本年七月より明年六月までの新會計年度で完全に使途割當を終り得る旨を證言した。

獨佛新協定成る

獨佛交渉は昨年十二月以來中絶の形となつてゐたが、四月中旬佛側の要求に基いて再開の運びとなり、パリ及びヴィシーの豫備折衝の後、五月六日パリに於けるアベツツ獨大使、ダルラン佛副首相會談、同十一日ザルツブルグに於けるヒ總統、ダルラン副首相會談によつて双方の意見完全に一致し、佛政府は十五日ベタン主席の放送によつてこれを全國民に發表「佛國の望むところはその國力の維持と植民地帝國の確保」にある旨闡明した。パリ會談に於て妥結せる新協定の内容は左の如くである。

一、ドイツはフランスの占領並に非占領地域の境界を開放し非占領地域より占領地域への食糧、石炭、鐵、其他の商品を即刻流入せしむることに同意す。
一、ドイツは親戚中に重病者又は死亡者を有する者に對し境界線通過を容認す。歸休中の陸海空軍人も同じ、郵便葉書に依る兩地域間の通信は許可するも圖解せる場合は禁止す。
一、ドイツは公債株券の境界線通過を許す
一、獨軍の占領地に於る戰費につき佛側負擔を軽減する問題は目下交渉中なり。

ヘス氏脱出事件

ナチス黨副總理、無任所相アドルフ・ヘス氏は五月十日午後六時頃自ら戰闘機を操縦、ミュンヘン西方五十キロのアウグスブルグより突如英國に飛び五時間の後グラスゴーを距る十六キロの地點にあるムーアランドに落下傘で不時着陸し、その際足部に挫傷を被つてグラスゴーの病院に收容された。獨側の發表に依ればヘス氏は數年來病

氣のためヒ總統より飛行機操縦を禁止されてゐたが、最近精神錯亂、その遺書よりも推知し得る如く誇大妄想となり「英國が戰爭を繼續せんとしてゐるのは和平成立を阻止してゐるチャーチル首相並にその一派が英國の輿論を欺いてゐるためだと固く信じ和平派の人々に對し現實を直視せしめることに成功すれば、英國の今日の如き狂氣沙汰を匡正し得ると考へ和平提唱を試みるため」ベルリンのオリソピツク大會で知己となつたハミルトン公と會見すべく最近飛行機を手に入れ飛出したものといはれ、氏の副官はこれを阻止しなかつた廉で逮捕された。同氏が病氣に罹つてゐたことは英國側でも認めてをり、飛行機に藥品を携行してゐること等から明白であるが、グラスゴーの病院では、パドリツク前駐獨大使館參事官其他多數の英人と對面させられた後、問題のハミルトン公とも會見したが、その内容は極秘に附されてをり、ヘス氏は間もなくグラスゴーより某地に移された。なほハミルトン公は數ヶ月前ヘス氏よりの書翰を入手したが公は治安省當局に移牒したのみで自ら返信しなかつたといはれる。英國はこの事件を最大限度に利用せんとし一時世

界の耳目を聳動せしめたが、其後龍頭蛇尾の觀を呈し、獨政府當局も同月十六日に至り「獨逸の關する限りヘス事件は終了し、我々は最早ヘス氏と何の關りもない」と言明した。

獨逸の戰時財政

ラインハルト獨大藏次官は、五月十三日記者團との會見に於て本月三月末日終了せる會計年度に於る財政状態を説明し、戰費のうち半額は稅收入等によつて賄はれてゐる旨左の如く公表した。

直接稅收入は明年三月末終了の會計年度中には三百億ライヒスマルクに達するであらう。政府は其他の行政手段により少くとも五十億ライヒスマルクの國庫收入増を圖ることが出来、更に自由市よりの補給額も十四億ライヒスマルク程度が見込まれるので之等を合計すれば現會計年度の戰費總額の約半額程度即ち三百六十億乃至三百七十億ライヒスマルクは之等を以て賄ふことが出来よう。而して殘餘の戰費は國債發行によつて賄ふことを得べく國債は低利率にも拘らず容易に消化し得る状態にある。國債發行額は現在九百億ライヒスマルクに達し

力する旨を協定

廿一日(月) ギリシア新内閣、ツィデロス前外相兼藏相を首班として成立、獨軍ギリシア西部の要衝ヤニナ占領、獨軍ラミア、ヴオロス港占領
廿二日(火) エピルス、マケドニア地區のギリシア軍獨伊兩軍に降伏申出づ、サラニカで停戰協定調印
廿三日(水) ギリシア政府クレタ島に還都
廿四日(木) 日ソ中立條約發効、▽米政府全海洋に哨戒制採用を聲明、▽法幣安定資金供與協定に米五千萬ドル、英一千萬ポンド正式調印
廿七日(日) 獨軍アテネに入城
廿九日(火) ローマで日獨伊混合委員會開催

五月

一日(木) 希臘の獨軍ペロポネソス半島占領を完了、英軍は撤退
二日(金) 英、イラク軍開戦
三日(土) 獨當局、英船擊沈一千萬噸突破を發表、▽伊政府ユーゴ西北部スロヴヱニア地方を伊領に編入ルビアナと改稱
四日(日) ヒ總統國會を召集、バルカン戰

果公表、▽米大統領參戰の用意ありと言明

六日(火) ソ聯スターリン書記長、人民委員會議長に就任、モロトフ外務人民委員會副議長を兼任、▽スチムソン米陸軍長官、商船護送制度實施の必要をラジオ放送で強調

七日(水) 獨佛停戰新協定成る
九日(金) 米船舶の交戦水域航行開始發表
十日(土) ヘス總副總理、英グラスゴー附近に落下傘で着陸、英側に收容さる
十三日(火) ムツソリニ伊首相、大島、堀切兩大使と會談

十四日(水) ドイツ、紅海を作戰水域に指定、▽ブルガリア滿洲國を承認
十五日(木) 獨爆撃機隊イラクに進駐
十六日(金) 英、東地中海を危険水域に指定

十七日(土) 英佛空軍シリアで交戦、▽クオアチア新國王にスポレット公アイモネ殿下御就任と決定、トミスラフ二世と稱す
廿日(火) 獨落下傘、グライダー部隊をもつてクレタ島攻撃開始

廿一日(水) 獨英軍クレタ島で激戦展開、獨機、英東地中海艦隊を猛攻、巡洋艦四

てゐるが、國庫收入増加により財政上の重要性を失つてゐる。

ル大統領、援英援蔣強調

ルーズヴェルト大統領は、五月廿七日ホワイト・ハウスより「爐邊談話」の名に於いて重大演説を行ひ無制限なる國家非常時状態の存在を宣言して米國今後の針路を明かにすると共に、獨逸の恐るべきを指摘し西半球防衛のため英國援助の徹底化を強調し、これを根據づけるため「最近ドイツが撃沈しつゝある船舶の数は英國造船所の建造力に三倍してをり、英米の造船力を合したるもの二倍以上である」と述べた。而して日本に關しては直接言及はしなかつたがたゞ蔣政権の抗戦力についてはこれを頻りに賞揚し「出来るだけの援助を與へなければならぬ」と更めて援蔣強化の方針を力説した。なほ中立法の改廢については翌廿八日記者團との會見で、今のところその意なしと聲明した。

クロアチア王國成立

日獨伊三國同盟に参加
セルヴ、クロアチア、スロヴェニア三民

族より成るユーゴ・スラヴィア王國は、獨軍のバルカン制壓によつて遂に解消し去つたが、この中クロアチア族は獨伊の諒解の下にクロアチア國を創建、アグラム(ザグレブ)を首府とし、バヴェリツチ氏を新政府首腦として獨立國家の形態を整へた後、新國王に伊國皇帝エマヌエレ三世の御從弟スボレト公アイモネ殿下を推戴、五月十八日ローマのキリナーレ宮に於て伊國皇帝御臨席の下に新國王任命式を舉行、式典終了後伊國との間に政治、經濟、國境劃定に關する新條約に調印を了した。かくてダルマチア地方は新領に編入、初代總督には二十日バスタアン前駐英大使が任命された。なほ帝國政府は六月七日クロアチア王國を承認、アグラムに公使館を開設したが、同國は次いで日獨伊三國同盟に加入することに決し六月十五日ヴェネチアに於て議定書に調印を終り、新興國として力強く再出發した。

獨土友好條約成る

獨逸外務省は、六月十八日トルコ首都アンカラに於てパーベン獨大使、サラジヨグル、トルコ外相との間に獨土友好條約調印

隻、驅逐艦數隻を撃沈

廿四日(土) グリーンランド沖で獨英大海戦を展開、獨艦隊は英艦フッド號を爆沈主力艦キング・ジョージ五世級に大損傷與ふ。ワレィダー獨提督、米海軍の敵性行爲を實力によつて排除せんと聲明

廿五日(日) 獨伊軍クレタ島に敵前上陸
廿七日(火) 米大統領「爐邊談話」を發表
援英、援蔣を強調、國家非常事態を宣言
▽日、イラク修好條約批准書テヘランで交換
▽獨主力艦ビスマルク號撃沈さる
廿八日(水) 獨軍クレタ島首都カネアを占領

六月

廿一日(土) 滿獨貿易協定更改成る
▽イラク軍の一部、英軍と休戰協定
▽獨伊軍クレタ島を完全に占領英軍を一掃
二日(月) ヒットラー總統、ムツソリニ首相ブレネンネル特で會談
三日(火) ソ聯、對ギリシア外交關係消滅を通告
▽英軍シリア國境に集結
四日(水) 獨廢帝ウイルヘルム二世、和蘭ドールンにて逝く(八十三)
▽米國務長官、對日輸出許可制強化を聲明
▽獨

を完了せる旨發表した。新條約は期限十ヶ年、兩國の領土不侵略及び直接間接締約國の一方に不利となるべき如何なる行爲をもなさざることを約し同時に兩國經濟提携促進の覺書が交換された。右につきシュミツト獨情報局長は「今回の外交攻勢が獨逸の對英攻勢遂行に關し如何なる意義を有つかは特に註釋を加へる必要はあるまい」と語つてゐるが、獨ソ關係悪化を辿りつゝあつた際同條約の成立は反樞軸陣營に重大なる衝擊を與へた。

米、獨伊資金を凍結

獨伊、米領事館閉鎖

米政府は五月廿一日の南大西洋に於ける國籍不明の潜水艦による米汽船ロビンムア號撃沈事件に對する報復手段として六月十四日大統領を以て獨伊の在米資金凍結を命じ同時に歐洲の被占領國及び被侵略國にして從來同令を適用せられざりしもの全部に對してもその資金凍結を命じた。即時適用を受けたものは獨伊を初めアルバニア、オーストリア、チェッコ・スロヴァキア、ダンチヒ、波蘭の諸國で芬蘭、ポルトガル、西班牙、瑞典、端西等は條件付で適用され

なほソ聯に對しては同廿四日反對に凍結令の解除を行つた。而して獨伊兩國政府は直ちにこれが對抗處置に出で伊國は十六日、獨逸は十八日それぞれ自國にある米國資金の凍結を命じ伊政府は更に十七日米人に對する債務を免除する旨の法令を發布した。米政府は資金凍結令に續いて六月十六日在米獨領事館並に關係諸機關の閉鎖を要求獨逸はこれを不當として十九日伯林以外の各都市並に占領治下の米領事館閉鎖並に關係官吏の立退を要求、伊政府も資金凍結の報復として獨逸と行動を共にし同日伊國全領土並に占領下にある米國領事館の閉鎖と館員及び使用人の引揚げを要求する通告を發した。

英ソ軍事協定

英ソ軍事協定の締結に關しては豫てよりモスコ、ロンドンに於て並行的に交渉が進められつゝあつたが、七月十二日双方の諒解成立、モスコに於て調印を了した。協定内容は英ソ兩國の相互援助義務と單獨不講和の原則を約せるものであり、英國側では、同協定は「技術的にいへば同盟(アライアンス)と稱せらるべきものではなく

軍、クレタ島の捕虜一萬二千と公表
五日(木) 對佛財政的援助打切りを米國務長官聲明

八日(日) 英軍、ド・ゴール軍シリアのレバノンに侵入の旨英政府發表
九日(月) 百億弗の陸軍豫算案、米下院通過

十四日(土) 米政府、獨伊兩國並びに歐洲被占領地諸國の在米資金即時凍結を公布
十五日(日) クロアチア、三國同盟に加入
十六日(月) 米政府、在米獨領事館閉鎖並びに關係諸機關の引揚げを要求
十八日(水) 獨土友好條約調印了す
十九日(木) 獨政府、在獨及び獨占領地帯内の米領事館閉鎖と關係米人の退去を要求

廿二日(日) 獨、對ソ宣戰を布告、進軍を開始
▽伊國、對ソ宣戰布告
▽ルーマニアも對ソ宣戰を布告進軍開始
▽ソ聯對獨戰闘命令を發す
廿三日(月) リトアニア獨立を宣言
廿四日(火) 米、在米ソ聯資金凍結解除
廿五日(水) ファインランド對ソ宣戰布告
▽スウェーデン獨軍の國內通過に同意
廿六日(木) 伊國、對ソ遠征軍派遣を發表

戰爭遂行のための聯合(アソシエーション)と呼ばれるべきものである」と稱してゐる。なほロゾフスキー、ソ聯情報局長は翌十三日外國記者團に對し「新協定は日ソ中立條約に影響を及ぼすものでない」と述べてゐる。

モンテネグロ獨立

舊ユーゴ・スラヴィアのモンテネグロはユーゴ・敗戦を好機として獨立することとなり七月十二日國民議會は首都チエツトニアに於いて「イタリーの埒内に於るモンテネグロの獨立」並に「立憲君主制の下に獨立主權國として復活する」旨宣言した。イタリー、モンテネグロ兩國は曾ては最善の政治的經濟的關係を持続し皇帝エマヌエレ三世は皇太子當時モンテネグロのニコラス王女エレナ姫と御結婚されたが、前大戦後ユーゴ・スラヴィアがモンテネグロを接收してバルカン變革が行はれると共にイタリー、モンテネグロ關係は消滅してゐたものである。

米國々防費一ヶ年 五百七億八千萬弗

米國生産管理局七月廿五日の發表によれば、國防擴充及び對英援助豫算として昨

七月より一ヶ年間に議會が承認したものは五百七億八千萬弗で、この中英國側の注文は三十六億六千九百萬弗に達してをり重要品目は左の如くである。(單位百萬弗)

- 一、飛行機 一一、九五七
- 一、軍艦及船舶 八四三
- 一、銃砲彈藥 八、〇八一
- 一、工業施設 五、五三〇
- 一、陸軍兵營、倉庫等建造 四、三五三

伊太利、希臘遂に開戦

昨春以來幾度か危機を傳へられたイタリー、ギリシア兩國關係は十月下旬遂に決裂し、伊國は對希臘戰爭状態を宣すると同時に直ちに希臘領内に向つて進撃を開始した。事ここに至つた直接動機は十月廿六日ギリシア人の武裝團體がアルバニア國境警備兵を攻撃、小銃及び手榴彈のためアルバニア側に死傷五名を出したといふ事件、同廿五日エツダ港の伊國人官舎でギリシア人及びその背後に動く英人の陰謀に依る爆彈事件で負傷者二名を出したと等であり、伊國側はこれをもつてギリシアの反伊運動の表面化せるものとなし、廿八日長文の最後通牒をギリシア政府に送致し、期限満了の廿九日午前五時廿分豫ねてアルバニア國境に集結せしめてゐた陸軍部隊をしてギリ

廿七日(金) ハンガリー對ソ宣戰布告
デンマーク對ソ國交を斷絶
廿九日(日) 獨軍司令部對ソ戰の具體的戰果を初めて公表(開戦一週間にソ聯機四千百七撃破、戰車二千二百廿三を鹵獲又は破壊)
卅日(月) 佛國對ソ國交斷絶、在佛ソ聯人數千名を檢擧
▽獨軍レンベルグ(ヘルヴオウ)占領、ミンスクに突入、ラトヴィアのリバウ軍港を占領

七月

一日(火) 獨軍ラトヴィア首都リガを占領
二日(水) 獨軍第一期戰軍發表、ソ軍捕虜十六萬、飛行機撃破四千七百廿五、戰車撃破鹵獲五千七百七十四、ウクライナ政府ハリコフに移轉
四日(金) ル大統領、第六十五回米獨立記念日に内外危機切迫を國民に放送
七日(月) 米海軍部隊アイスランドに進駐
トリニダット、英領ギアナにも派兵
八日(火) 獨伊、ユーゴ・解消に伴ふ新國境劃定協定
▽洪軍ドニエストル渡河に成功

シア領内に進入せしめ、空軍も一齊に行動を起し各地要衝爆撃を開始した、一方ギリシア政府は伊軍の進撃を知るや英政府に對し一九三九年四月の對希臘獨立保障宣言に基き正式に武力援助を要請し、英政府もこれを受諾、實行に移し、三十日海軍當局は「ギリシア西海岸沖及びアテネ南方海面に機雷を敷設し、パトラスコリント及びエギナの諸灣を封鎖した」旨公表した。かくてギリシア戰線は兩軍一進一退を續けて越年、遂に獨軍の進駐を見ることゝなつた。

獨逸、バルカン制覇

先づブルガリアに進駐

ブルガリアの三國同盟加入調印の日たる三月一日、獨逸軍は疾風の如くブルガリアに進駐、十二月下旬豫てハンガリーを通過ルーマニアに進駐待機中の精銳は空陸相呼應して二日早曉にはブルガリア奥地を通貫早くもギリシア國境に達し、一部はトルコ國境に確實なる陣地を獲得した。右に關しブルガリア政府は「バルカンに戰火を擴大せしめんとする英國側の意向を排し且つブルガリアの權益を擁護するため獨軍の國境通過を許容した」と發表、獨軍司令部

は「東南歐に於る英國の策謀が明瞭となつたのでこれに對する防禦的措置としてブルガリア政府同意の下に進駐した」と公表した。かくて獨逸軍はルーマニアよりダニユール河を越え陸續として進駐を續け、また多數の旅客機により相當數の部隊をギリシア國境方面に輸送した。而して獨逸軍は最初ブルガリア首都ソフィアに對する英軍の爆撃を避けるため同地には進駐しないだらうといはれてゐたが、三日に至つてバルカン派遣軍總司令官リスト元帥は同地に軍司令部を設置した。當時ブルガリア進駐の獨軍兵力は十二ヶ師團乃至十五ヶ師團で約十八萬乃至二十二萬五千と傳へられた。

ユーゴ・遂に解消

獨逸はユーゴ・スラヴィアを三國同盟に加入せしめバルカンの戰禍擴大を極力回避せんとしたが、この間英米の執拗な働きかけにより樞軸參加のツヴェトコヴィツチ内閣はクーデターのため總辭職、代つて反獨的軍部内閣が出現し、且つソ聯は「ソ、ユ兩國の平和維持は兩國の共通の利益である」として四月五日に至り、突如ユーゴ・の友好不侵略條約締結を發表するなどユーゴ・を中心とする反樞軸的氣運は極度に

十日(木) 獨軍綜合戰果發表、ソ軍捕虜合計四十萬、捕獲又は破壊の戰車及び裝甲自動車七千六百十五、大砲四千四百廿三
十一日(金) ソ軍三方面總司令官任命
十二日(土) 獨軍スターリン線突破
▽英ソ軍事協定成立
▽モンテネグロ獨立宣言
▽ソリアの英佛兩軍休戰調印成る
十三日(日) 獨軍グイテプスク占領
十五日(火) 獨軍キエフに突入
十六日(水) 獨軍スモレンスク占領
ベツサラビア首都キシネフ占領
▽米海軍マニラ灣に機雷敷設を發表
十七日(木) スターリン首相、國防人民委員兼任、軍政の全權掌握
十八日(金) 獨軍レングランド地區突入
廿日(日) ソ聯内務人民委員部、保安委員部を統合、内務人民委員にベリヤ氏任命
▽英内閣一部改造
廿一日(月) ル大統領、非常時狀態宣言要求
▽獨機モスコイ初空襲
廿三日(火) 伊雷擊機地中海で活躍
廿六日(土) ソ聯軍事使節ワシントン訪問
▽伊快速艦マルタ島猛襲
廿八日(月) フィンランド對英國交絶斷
卅日(水) レニングラード地區ソ軍撤退開始
卅一日(木) 獨、バルト地方行政長官設置
事件調停成立

悪化するに至り、一方英軍は東阿よりサロニカに一部上陸を傳へられるに至つたのでヒットラー總統は「歐洲の如何なる點にても英軍のある處直ちにこれを攻撃する」との豫ねての言明を實行に移し遂に四月六日獨軍に對してユーゴへの進撃を下命、これと同時に戦備全く整ひ久しく待機中であつたブルガリア方面進駐軍は一舉ギリシアに進入を開始し、こゝに希ユ兩國に對する果敢なる同時作戦は火蓋を切らるゝに至つた。先づ獨軍左翼は六日早朝、トラキア、マセドニア兩方面より怒濤の如くギリシアに進入すると共にブルガリア、ルーミアニア國境より雪崩の如くユーゴ領内に殺到し殊にリスト元帥麾下の機甲兵團及び歩兵師團は峻嶮なる山岳地帯を征服してヴァルダル河を渡河、またギリシア方面の獨軍山岳師團並に歩兵師團は急降下爆撃機隊と呼應してギリシアのマチノ線といはれるメタクサス・ラインを突破しユ軍と英希軍の中間に成功した。一方南下の獨軍は八日ユーゴ南部の據點スコプリエを占領、九日にはサロニカを奪取してユ希兩軍に一大打撃を加へ、更に北方ではクロアチアの首都ザグレブを占領、アルバニアより殺到せる伊太

利軍も隨所に堅陣を突破して九日には獨伊兩軍の連絡成り、英希軍の左翼を脅威するに至り大勢は既に樞軸軍の勝利に決した。その後獨軍の作戦はユーゴ軍掃蕩に入り十二日には遂に首都ベルグラードに突入してこれを占領、残存の最大據點サラエヴォも十六日完全にその手に歸した。かくて實力の差如何ともなし難きを知つたユーゴ軍は十七日無條件降伏を申出で十八日全線武器を棄て、獨軍の前に屈するに至つた。開戦以來僅か十二日、政府は當時既に亡命してをり、こゝにバルカンに残存せるヴェルサイユ體制の寵兒ユーゴも名實共に解消するに至つた。

英希軍も總敗退

ユーゴ軍無條件降伏の一句後、希軍も遂に潰滅し、バルカン戦は獨伊軍の完勝をもつて終局を告げた。即ち獨軍は四月十九日ラリツサ占領後、總崩れの英希聯合軍に空陸呼應の猛攻を加へ英希軍の最後の恃みたるオリンポス山の天嶮を突破、伊軍がアルバニアの希軍を撃退、國境を越えて希領に進撃滅滅を行つてゐる間に早くもテッサリア平原を南下、廿二日にはラミア、ヤニナ等の要衝を奪取し、ラリツサ南方の要

港ヴオロス港をも占領。一方北部マセドニア及び西北部のエピルス地區の希軍は戰意喪失して廿三日無條件降伏を申出でた。而してアテネ方面では、國王並に政府は逸早くクレタ島に亡命したが、獨軍はビレウス其他附近港灣海邊から先を争つて脱出する英軍及び輸送船隊に空陸より猛烈なる攻撃を加へ、バルカンに於けるダンケルク戦再現の戦果を収めた。獨軍はアテネに對しては歴史的記念物たる全市の破壊するを避けて郊外のギリシア殿軍に一撃を加へた後廿七日朝一兵に虜らさずして文字通り無血入城、この日アテネ各紙は「堂々たる態度を保持してこの不幸を迎へよ」と市民に悲痛なる勸告をなした。

バルカン作戦についてヒットラー總統は五月四日國會に於てユ、希軍捕虜合計五十六萬二千、英、濠、新西蘭軍九千名以上、獨軍の死傷は五千四百名なる旨報告、英首相は四月卅日下院に於て派遣英軍六萬中四萬五千名が無事撤退したと報告してゐるが、希臘脱出の際、乗船間際又は輸送中獨空軍の爆撃で死傷又は溺死せる數についてはダンケルクの場合と同様明示する處なかつた。

クレタ島攻略

ギリシア作戦を完成し全バルカン制壓に成功せる獨逸軍は次の舞臺を東地中海に選び同方面英軍の最大據點たるクレタ島に對し空軍を主力とする猛烈な電撃作戦を敢行遂に二週間に於て全島を攻略し、同時に周邊の英海軍に對しては巡洋艦ヨーク號(八、二五〇噸)外驅逐艦、潜水艦約二十隻を撃沈、主力艦、航空母艦に多大の損害を與へゲイリング元帥の「攻略不可能の島は獨軍の前に存在せざることを是認せしめるに至つた。即ち獨軍は五月十五日以來有力なる空軍編隊を以て連日クレタ島に大爆撃を加へつゝあつたが、廿日早曉大編隊による大爆撃に次いで空輸部隊は同島北西部に進攻、落下傘によつて續々スィダ灣附近に着陸し、更に多數の輸送用グライダーを用ひて一舉三千名をマレミ飛行場附近に降下せしめた。その後獨軍は英將校の告白する如く「落下傘は空を蔽うて天日ために暗き概ある」ほど殆ど休みなく續けられ、追撃砲歩兵砲、火焰放射器等を有する増援部隊の着陸と戦闘機の低空機銃掃射に依つて西部地區を三日間に於て確保し、英空軍は各飛行場を悉く爆破されて既に活動不可能となり同島を放棄するに至つたので制空權は遂に獨軍の手に歸することゝなつた。次いで

廿五日 獨伊兩軍は伊國艦隊護衛の下に敵前上陸に成功、中部はヘラクリオンに迫り
廿八日 新銳獨山岳部隊は北部首都カネアに突入してこれを占領、伊軍陸軍部隊は東部に上陸して英軍の側背を衝き
廿九日 ヘラクリオン(カンジア)を占領飛行場占據
卅日 英の殿軍を撃破、レチモを奪取
卅一日 南岸イェラペトラで獨伊兩軍連絡の港灣スファキアは遂に獨軍の手中に落ちこゝでもギリシア戦は遂に獨軍の手中に落ち減戦に次ぎ第三のダンケルク戦を現出、海上に脱出する英軍に空陸より猛烈な爆撃を加へ、逃げ遅れた英軍三千を捕虜とした。
なほ同島にあつたギリシア政府はゲオルギオス國王と共にカイロに脱出したが、同島攻略戦は六月十一日の獨軍司令部發表によれば英軍捕虜一萬二千、希軍五千、遺棄死體英希軍五千、擊墜破機五百九十二に達してゐる。

獨英主力艦會戰

獨逸の最新鋭戦艦ビスマルク號(三五、〇〇〇噸)は英國の嚴重なる海上封鎖圈内に縱横に出沒し、驅逐艦隊、輕巡隊を威壓しつゝ商船撃沈に猛威を揮ひ、最大主力艦

の通商破壊戦参加といふ海戦史上の新記録を作つてゐたが、五月廿四日朝、グリーンランド沖デンマーク海峡にて英國が世界最大を誇る巡洋戦艦フッド號(四二、一〇〇噸)並に主力艦ブリンズ・オブ・ウェールズ號(三五、〇〇〇噸)を基幹とする英艦隊と遭遇、こゝに英獨兩海軍の主力艦を主とする第二次歐洲大戰以來最初的大海戦が展開され、緒戦ビスマルク號の十五吋巨砲は二萬メートルの距離よりフッド號の前甲板に命中し、一大爆音と共に僅か五分間に於て沈没し去つた。フッド號の爆沈はビスマルク號の砲力極めて優秀なるに依ること勿論であるが、フッド號の防禦力弱く穿貫力強き獨艦の巨砲が前部砲塔附近に命中するや忽ち内部に及び爆火は送弾筒を通つて彈藥庫に達し爆發を生ぜしめたといはれる。フッド號を失つた英海軍は全力を擧げてその復讐を企圖し、近海の全艦艇、哨戒艇を動員してビスマルク號の捜査に當りジブラルタルからも主力艦リナウン號、航空母艦アーキ・ロイアル號以下を出動せしめ同時に巡洋艦ノーフォーク號、サフォーク號はビスマルク號と接觸を保ちつゝ追航し艦載機はビスマルク號を發見するや多數の空雷を發射した。ビスマルク號はフッド號との會戦で艦首に一弾を受け損傷してゐるため特有の快速を出す事が出来ず、基地への歸航を避け針

路を南方佛アレスト港方面にとつてみたものであつたが、右の空雷を受けて速力は著しく鈍くなり僅かに八ノツト程度となつた。こゝに於いて司令官リューチェンス提督は脱出の望みを棄て、英主力艦と最後の決戦せんとす。決意を固めたが、艦の損傷個所から流出した油が航跡を示して英機の発見する處となり、十六日午後九時アレスト港四百哩沖合で又も二發の空雷を受けて舵器と推進器が粉碎、艦は遂に停止するに至つた。よつてリューチェンス提督は同夜十一時四十二分海軍司令部に「本艦は行動の自由を失へり、然れども最後の一發を發射するまで戦はんとす。ヒットラー萬歳」の悲壯なる無電を發した。これより先、英艦隊は海軍機の報告によりアレストの所在を知り、リンス・オブ・ウエールズ以下全主力艦其他優秀艦を集中して包圍體勢をとり、翌廿七日拂曉より次第に包圍網を壓縮して集中砲撃を加へ、死力を盡して戦ふビスマルク號の中央主砲等を破壊し、この間空軍は頻りに艦に迫つて爆弾を加へ、最後に巡洋艦ドーセットシャー號が同艦に迫つて魚雷を發射し、遂にこれを沈没せしめるに至つた。グリニランド沖海戦以來實に四日目であるが、英海軍がかく主力艦隊の大部分多數の小艦艇、飛行機を出動せしめビスマルク號撃沈に血みどろの努力を拂つた事は

大海軍の鼎の輕重を問はれる形となつた。

歐洲戰爭東漸

バルカンに於ける英國の軍事上外交上の敗退は近東における英國の威信を著しく失墜せしめその結果は多年に亘り英國の歴政権取に反感を懷きつゝあつたイラクをして先づ反英戦の火蓋を切らしめるに至つた。即ちイラクは英國が對獨戰遂行の必要から同國の鐵道並に油田地區管理權を同地英駐屯軍に引渡すやう要求せるに對し、全面的に之に反對し國內に反英運動勃發、軍部はクイーンズ・パルクを起してガイラニ將軍を首班とする新内閣を組織し英の要求を拒絶せる結果、五月二日英イ兩國は遂に砲火を交へイラク軍はハバニヤの英軍を包圍、またハイファに至る送油管を切斷した。英國としてハ若しイラク戦によつてアラビア全民族が對英共同作戦に出ることとなれば實質的に有力なる石油供給地を失ふのみならず埃及或は印度方面に及ぼす影響甚大なので急遽大部隊の増援軍を派遣しバグダット其他無差別爆撃を加へるなど獨伊軍の積極的乗出しに先んじ必死抗戦に努めた結果、氣力のみならず必死抗戦に努めた結果、結局裝備が物をいつて五月卅一日バグダット方面の兩軍は遂に停戦するに至つた。なほ英、ソ兩國はイランに於けるドイツ

勢力の滲透を理由としてイラン政府に再三警告を發し、その反駁に遭ふや八月二十五日英、ソ軍は西南部、北部國境を越えてそれ、侵襲を開始、油田地區を主として各地要衝を占據、イラン側は慘禍擴大を避けて二十八日全軍に抵抗停止を命じ、九月九日英、ソ側提出の休戦條項を受諾した。

英軍シリアに進攻

英國はイラク戦に際し、佛國が獨空軍のシリア通過を黙認したこと並びにイラク援助の空軍基地を有すること等を理由に五月十五日シリアのダマスカス、ラヤク、バルミラの各飛行場を爆撃すると共に六月八日近東軍を同地方に進駐せしめた。英國は佛國を敵としその植民地、基地を英米共同管理せんとする下心に出たものと見られるが佛政府は六月三日緊急閣議の結果、飽迄シリアを死守するに決しシリア高等辨務官ダニツ將軍をして全力を擧げて防衛に努めた英國は曾ての對佛關係を考慮し面子を飾るため亡命ド・ゴール將軍を加へて所謂「英佛聯合軍」を編成、これに對し佛軍は乏しき兵力と資材を以つて善戦したが戦ひ利あらず七月十二日兩軍は休戦調停をなすに至つた。ヴィシー政府は右調停に際しド・ゴール派の参加を拒否し、且つ「協定は政治協定でなく軍事協定であり、シリアの委任統治地たるに變化なきこと」を強調した。

獨ソ遂に開戦

最悪の場面を辿りつゝあつた獨ソ兩國關係は遂に決裂し六月廿二日午前五時半(日本時間午後零時半)獨逸はソ聯に對し宣戰を布告すると同時に空陸の精銳は北にフィンランド、南にルーマニアを率ゐて全線一齊に得意の電撃作戦を開始してソ聯國境へ殺到、一方ソ聯も直ちにこれに應戦、かくて兩軍各百數十個師九百萬をもつてする眞に戦史に類なき空前の大戦闘は北は北氷洋より南は黒海に及ぶ蜿蜒二千五百キロに亘つて展開された。戦ひは先づ空軍の大規模な應酬をもつて火蓋が切られ、獨空軍はウクライナの要衝キエフ、タリミア半島の南端セバストポール軍港、リトアニア首都コヴノ等を急襲痛撃、續いて各主要都市の軍施設、飛行基地等に爆弾の雨を降らせた。陸上部隊は中部戦線はスターリン線の急所ミンスク方面の主力を指し、左翼獨芬聯合軍はレニングラードに向つて進撃、更に右翼はベッサラビアの失地回復を圖らんとするルーマニア軍と共にブルイト河を渡渉進出した。この新しき「三つの門」よりす

る獨軍の進撃は決河の如くその勢ひ眞に當るべからざるものあり、廿三日にはグロドノ、アレストリトウスクの二大要塞を奪取し、次いで北進部隊は廿四日コヴノ、ウイノを占領したが、立遅れの上にその質に於て獨軍に一籌を輸するソ軍は到る處で撃破され殊に開戦と同時に空軍の幾割かを撃滅されたためその不利甚だしく應戦旬日ならずして早くもリトアニアの全部、ラトヴィアの大半、白ロシアの西部、ウクライナの二部を獨軍の手に委ねるに至つた。この間フィンランドは對ソ戦争状態存在を宣言して正式に参戦し、獨軍北方部隊の先手を打つてラドガ地峽の要衝ヴィボルグを奪取廿七日にはハンガリーも對ソ宣戰を布告し又デンマークも同日ソ聯と國交斷絶を宣言した。更にこの日ヴィシー政府、クロアチアは對ソ義勇軍派遣を決定、卅日には佛國も正式に對ソ國交を斷絶するなど獨ソ開戦の廿二日對ソ宣戰を布告して既に戦線に參加せるイタリー、ルーマニア軍と共に、早くも「反共十字軍」の形態は整ひ、かくて歐洲は反ソ一色に統合されて樞軸軍は壓倒的勢力を示すに至つた。而して戦ひ第二週第三週に入るに及んで突きまくり押切る獨

軍の神速作戦に對して鈍重なれども底力あるソ軍は、守つて死を恐れざる必死の抵抗反撃に出で、ために獨軍のスターリン戦突破の七月十二日前後、特に南部ベッサラビア戦線は一時戦局膠着を傳へられたが、獨軍の進撃は頗る迅速且着實に進捗し、七月下旬には全線に亘つてソ軍の堅陣を突破、中部戦線においてはスモレンスクを屠つてナポレオン街道を一路モスコイ目指して邁進、その先鋒は廿八日モスコイを距る百八十キロの地點に迫つたとさへ傳へられ、北部戦線また獨芬聯合軍の進撃と共にバルト地方より急進せる獨軍はノヴゴロドの要衝を陥れてレニングラード地區に進入し、レニングラードの運命も寸前に迫つた。かくて八月に入りモスコイ、レニングラード、キエフのソ聯最樞要都市陥落の運命は刻一刻に迫り、三都攻略を前にして第一段の陣地戦より第二段の追撃戦に移らんとして獨軍機甲部隊の最も得意とする野戦機動戦は花々しく展開された、開戦二ヶ月目八月となれば豫ねて獨軍はソ軍を片づけて次の段階に入るだらうと傳へられてゐた月であるが、ソ軍としてはこゝ暫く獨軍の進撃を押へ得れば英米の積極的武力援助も見透しが

つき殊に天候は漸次獨軍に不利とならうとの豫想の下に、空軍は獨軍のモスコイ連爆の向ふを張つてベルリン周邊を爆撃、陸上部隊も屢々夜襲さへ敢行して陣地死守に努めたが、獨軍縦横の急進は遂に支へ得ず同月中旬より下旬にかけて東部戦線の最前線スモレンスク地区の戦鬪は獨軍がソ軍の捕虜三十一萬を得るの歴史的勝利の裡に終局かくてモスコイは死命を制せられる状態となり、ウクライナ方面も獨軍は十七日ソ聯の大工業地にして重要海軍基地たるニコラエフを占領、新たに動員したと稱せられる大部隊を加へて息もつかせぬ追撃に一部は黒海に達しオデッサを包圍、その一翼獨伊羅洪聯合軍はドニエプル河西部全地域を制壓するに至り、これと前後して北部戦線は白海とバルト海を繋ぐソ聯の重要水路たるスターリン運河を手中に収めるなど北進部隊の進撃と共にレニングラードも遂に孤立の有様となつた。八月廿一日即ち獨ソ開戦二ヶ月目の前日獨軍當局の發表に依れば、ソ軍の捕虜は百二十萬以上に達し戦死傷者はこれに數倍するものと見てソ軍兵力の總損害五百萬以上、戦車、装甲車等の鹵獲或は撃破されたもの一萬四千、同じく大砲一

萬四千、飛行機の撃破されたもの一萬一千に達してをり、獨軍は東部國境より深い所は八百キロ、淺い所でも六百キロ、ソ聯領土に喰込んで第一線を形成することとなつた。獨軍はソ軍の死物狂ひの頑強なる抵抗防戦のためその作戦は豫定の時間を相當延長せざるを得なかつたが、戦鬪の長期化はその間、新作戦を生み、裝備、素質等あらゆる點においてソ軍に優る獨軍をして戦果をより甚大ならしめ、ガイダ氏のいふ如く「戦争が長引けば長引くほど敵は益々多く支拂はねばなくなる」ことを實證した。

國境衝突の獨ソ兩軍兵力

開戦當時の獨ソ兩軍の總兵力は獨二百五十個師、ソ聯二百十九個師、國境で衝突したのは各その三分の二即ち獨百八十個師ソ聯百五十一個師と傳へられるが、ソ聯一個師の兵力は約二萬六千といはれるから人數においては兩軍ほど互角である。戦車はソ聯の方が多いとされるが、獨逸は獨波戦争直前既に八千臺と稱されてをり、機甲部隊の編成は獨三十個師(その中戦車二十個師自動車化十個師)に對しソ聯は四大旅團と

獨ソ戦火を交ふるまで

獨ソ戦は結局起るべきものが起つたのであるといへる。根本的原因は一はイデオロギーの問題であり、一は現實の問題即ち軍事資料或は食糧等の問題であるが直接の原因は獨側が指摘してゐる如く今次大戦以來ソ聯が採り來つた漁夫の利的な政治上、軍事上の行動である。即ちポーランド戦直後に於るソ聯の東ポーランド進出は獨ソ不可侵條約の秘密協定によつて諒解が出来てゐたが、獨逸のノルウェー戦及び西部作戦中に於てなされたソ聯のバルト三國併合、フィンランド進出、ベッサラビア、ブゴイナ分割等は獨側に何等諒解を求めなかつた。獨側としてはこれを極めて不快視してゐたが、對英攻撃の重大目標の下に努めてソ聯

との相剋摩擦を避け寧ろ政治的考慮の下に緊密な提携を圖らんとし、昨年十一月モロトフ、ソ聯外務人民委員のベルリン訪問に際しては、ヒトラーより日獨伊ソ四ヶ國による歐亞大陸分割案を提示したときへ傳へられ、ソ聯はこれに應じなかつたといはれる。

而もソ聯は夙に軍事技術、軍政兩方面に大々的改革を加へ、本年春には一應再訓練を終つてソ軍の質、量共に充實される計畫となつてをり、獨側としては、かゝる情勢よりしてバルカン作戦の終結、地中海クレタ島戦の完勝に一息入れて六、七月頃が對ソ作戦開始の絶好の時機と斷定した。そして六月二日のブレンネル會談でヒトラーは總統はムツソリニ伊首相にその意圖を明かにし共同作戦の打合せを行つた上開戦に必要ならゆる準備を要請した。

かくて同月初旬獨船舶のソ聯寄港禁止の密令を發し、國內の一般交通を禁止状態として空前の大動員を行ひ神速に大輸送を開始してフィンランドより黒海に至る蜿蜒二千五百キロの線に百二十三ヶ師と稱せられる精銳の配置を終り、一方經濟界の巨頭に對してはソ聯占領後の經濟管理の準備工作を命ずるなど赤色政權打倒の體勢は殆ど完

了した。以上の情勢を背景として同月十八日に至るやヒトラー總統とベルヒテスガロイデンの山莊で熟議を續けてゐたりツペントロップ外相は急遽ベルリンに歸還、デカノゾフ駐獨ソ聯大使を招致して最後通牒とも見らるべき重大折衝を開始した。ソ聯側としては、その發表にもある如く、その時までは獨側から何等の要求も提示されてをらず、交渉も行はれてゐなかつた上、獨側の要求は「ソ聯建國の根本問題に觸れる重大問題であるため」遂に妥協の途は發見されなかつた。獨側の右の要求についてトルコ方面の情報によれば、獨逸はソ聯に對して一、ベッサラビアをルーマニアに返還すること。

一、コーカサス地方油田並にウクライナ農業の共同經營を四ヶ年獨逸に許容し經營に關しては獨逸の専門委員に總ての權限を委託すべき保障を與ふること。
また別の情報によれば獨逸は石油、小麥と共にバルチック海に於る海軍基地(潜水艦造船所)並にベッサラビア空軍基地を要求したとも傳へられる。
而して獨逸はソ聯と最後の交渉を進める一方、同月十八日トルコとの友好協定締結

に成功しソ聯に對する南方の措置を完成し更にフィンランド及ルーマニアの動員により對ソ攻撃の手續は全く整ひ、かくて天候回復の好機を捉へて六月廿一日ソ聯との外交關係を斷絶し翌廿二日拂曉果敢歴史的進撃命令を發するに至つたものである。なほ獨側は、廿二日早朝ソ聯大使を外務省に招致し獨政府の公式覺書を手交して對ソ戦争状態存在を通告し、同時にヒトラー總統の對ソ非難の布告文がゲッベルス宣傳相によりラジオ放送され、續いてソ聯の對ソ非難の布告文と外相の放送したが、このヒトラーの布告文と外相の放送により對ソ宣戦布告の形式は構成されたものであると稱してゐる。

米海軍アイスランド進駐

ルーズヴェルト大統領は、七月七日議會に特別教書を送り、米海軍部隊は同日正午アイスランドに進駐せる旨發表、同時に右進駐はヨナソン、アイスランド首相の諒解を経たるものであるとして七月一日附のヨナソン首相と大統領との間に交換された公文書を教書と共に議會に送付した。次い

で同九日ノックス海軍長官は新聞記者團との會見に於て「ル大統領は必要なる場合海軍が採るべき一切の措置について命令を下してゐる。この命令により海軍は大西洋上の米海軍基地近接水域で敵意ある行動がある場合は發砲しても差支へないことになつてゐる」と述べ、アイスランド實力確保の戰闘態勢整へる旨を示唆したが、米國はこれに依つて事實上參戰に足を踏入れたものであり、一方獨逸側では、米國はボルシェヴィズムと手を携へ歐洲文化の壊滅に共同戰線を張つたものであるとして痛烈なる批難攻撃を加へた。

英米洋上秘密會見と獨伊巨頭前線會談

ルーゾヴェルト米大統領はチャーチル英首相と八月上旬前後三日間に亘り大西洋上で極秘裡に洋上會談を行つた結果、同十四日、單獨媾和防止、ナチ政權打倒など一般の戰爭目的に關する八項目の英米共同宣言を發表した。右會談はル大統領の發意に基いてなされたものといはれるが、これに依つて米國は英國の對獨單獨媾和の危険を防止し、英國は獨逸が獨ソ作戰終了後その攻

撃が英本土に集中される場合、米國が武器を執つて起つ確約を得んとした目的が達せられたものと見られてゐる。

一方ヒットラー獨逸總統、ムッソリニ伊首相は、同月廿五日より廿九日まで東部戰線大本營に於て重要會談を遂げた結果、樞軸は飽くまで戰爭の徹底的勝利を獲得するまで協力邁進し、ボルシェヴィズムの打倒と金權主義搾取の根絶に全力を擧げ、歐洲新秩序建設に邁進することに意見完全に一致し、廿九日獨伊兩國よりそれ／＼公式コンミuniqueを發表した。ム首相は右會談後、戰線を訪問して親しく對ソ作戰經過を視察したが、この獨伊巨頭の建設的前線會談は前記英米の謀略的な洋上秘密會談と對照、歐米二大陣營の性格を明瞭に反映せるものとして頗る注目された。

米海軍と樞軸國海軍勢力

ノックス米國海軍長官は、本年一月二十七日武器貸與法案審議委員會に於て左の如き日獨伊三國と米國の海軍勢力比較表を發表し、一九四一年一月現在に於て米國は三二二隻、一、二五〇、〇〇〇トン、獨伊合同勢力は八五〇、〇〇〇トン、日獨伊合

同勢力一、八三五、〇〇〇トン、日獨伊佛合同勢力二、一四五、〇〇〇トンであつて一九四二年には日獨伊三國が八〇三隻をもつに對し米國は三四二隻、一九四三年には日獨伊三國の九六二隻に對し米國は四二二隻となるであらうと述べた。

艦種	米國	獨伊	佛
戰艦	二一五	二一七	二一八
航空母艦	八六	八六	八七
巡洋艦	七三	三七	一〇一
驅逐艦	二七五	二七四	二一九
潜水艦	二〇五	二〇八	二〇〇
總計	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇

なほ佛國の現有勢力は戰艦一、航空母艦一、巡洋艦一四、驅逐艦五二、潜水艦六〇であるが、獨海軍の現有勢力は、本年五月末の對英主力艦會戰に於るビスマルク號の撃沈その他に依つて多少異動を示してゐる。

日用便覽

萬年七曜早見

(第一表)

記號	大正元年	昭和三年	昭和六年	昭和九年	昭和十二年	昭和十五年	昭和十八年	昭和二十一年	昭和二十四年	昭和二十七年	昭和三十年	昭和三十三年	昭和三十六年迄
水	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四
火	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五
土	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六
金	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七
水	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八
火	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九
土	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇
金	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一
水	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二
火	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三
土	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四
金	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五
水	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六
火	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七
土	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八
金	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九
水	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇
火	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一
土	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
金	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三
水	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四
火	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五
土	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六
金	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七
水	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八
火	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九
土	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇
金	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一
水	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二
火	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三
土	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四
金	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五
水	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六
火	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七
土	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八
金	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九
水	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
火	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一
土	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二
金	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三
水	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四
火	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五
土	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六
金	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七
水	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八
火	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九
土	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇
金	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一
水	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二
火	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三
土	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四
金	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五
水	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六
火	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七
土	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八
金	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九
水	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇
火	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一
土	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二
金	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三
水	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四
火	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五
土	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六
金	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七
水	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八
火	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九
土	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇
金	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一
水	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二
火	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三
土	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四
金	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五
水	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六
火	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七
土	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八
金	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九
水	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇
火	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一
土	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二
金	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三
水	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四
火	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五
土	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六
金	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七
水	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八
火	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九
土	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
金	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一
水	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二
火	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三
土	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四

宮中神殿に於て八神並に天神地祇を親祭し給ふ。

神武天皇祭—四月三日 神武天皇崩御日 宮中に於て親祭あり大和畝傍陵に勅使を派遣し各神社にて遙拜式を行ふ。

天長節—四月二十九日 今上天皇御誕辰の祝日、賢所、皇靈殿に於て祭典あり觀兵式に臨御、後拜賀を受けさせられ豊明殿に於て内外使臣に宴を賜ふ。

神嘗祭—十月十七日 新穀を伊勢大神宮に奉る神事、新穀、幣帛及荷前の調絹を獻する。勅使を派遣せらる。宮中に於ては神宮遙拜、賢所親祭を行はせ給ふ。

明治節—十一月三日 明治天皇御誕辰日 貴衆兩院一致の請願を容れさせられ、昭和二年三月三日詔書を以て公布せらる。

新嘗祭—十一月二十三日 天皇新穀を召さるゝに先ち天神地祇に供し給ふ祭、宮中神嘉殿に於て親祭あらせらる。

賢所御神樂—十二月中旬 賢所前庭に神樂の座を設け雅樂師が神樂を奏する。先帝祭—十二月二十五日 大正天皇崩御

日、皇靈殿に於て親祭あり、御陵に勅使を派遣し諸國の官、國幣社に於て遙拜式を行ふ。
地久節—三月六日 皇后御誕辰日、一般の祭日ではないが女學校等に於て祝日とする。

戰陣訓 (本訓の二)

敬神 神靈上に在りて照覽し給ふ。心を正し身を修め篤く敬神の誠を捧げ、常に忠孝を心に念じ、仰いで神明の加護に恥ぢざるべし。孝道 忠孝一本は我が國道義の精神にして、忠誠の士は又必ず純情の孝子なり。戰陣深く父母の志を體して克く盡忠の大義に徹し、以て祖先の遺風を顯彰せんことを期すべし。敬禮舉措 敬禮は至純なる服従心の發露にして、又上下一致の表現なり。戰陣の間特に嚴正なる敬禮を行はざるべからず。禮節の精神内に充溢し、舉措謹嚴にして端正なるは強き武人たるの證左なり。戰友道 戰友の道義は大義の下死生相結び互に信頼の至情を致し常に切磋琢磨し、緩急相救ひ非違相戒めて俱に軍人の本分を完うするに在り。率先躬行 幹部は熱誠以て

曆の話

太陰曆 月の盈虚に基いて作つた曆、太陰の盈虚を目標とした純太陰曆(回々教曆とも云ふ)と太陽の運行によつて起る氣候の變遷を考慮に加へた陰陽曆(友那曆ギリシヤ曆に屬す)の二種あり、月の盈虚は二十九日五三〇六弱で結了する故に十二ヶ月は三百五十四日三六七強で陰曆は三百五十四日又は三百五十五日を以て一ヶ年とする。即ち太陽曆との差が一ヶ年に約十一日、三年未滿で三十日不足となるので二年目又は三年目に一ヶ月の閏月を置いて回歸年との調節を圖る。

二十四氣節の事

冬至を起點とし一年を二十四氣節に分つ。

春—立春 初めて春の氣立つ
雨水 氷雪解け雨水温む
啓蟄 冬籠りの虫も出る
春分 春氣旺盛晝夜平分
清明 草木清く新風爽朗
穀雨 温雨潤ひ萬穀生す
夏—立夏 初めて夏の氣立つ
小滿 陽氣萬物初て喜ぶ

日用便覽

芒種	芒ある穀類を栽植
夏至	夏の最中日北上に
小夏	稍々暑氣を感じ
大暑	暑氣最も甚だしい
秋—立秋	初めて秋の氣立つ
處暑	暑氣も大部去る
白露	氣界冷却露白し
秋分	秋の最中晝夜平分
寒露	置く霜寒き頃
霜降	露結んで嚴霜白し
冬—立冬	冬の氣初めて立つ
小雪	初めて雪を見る頃
大雪	天地閉塞雪降る
冬至	一年中で晝が短い
小寒	寒氣稍々強し
大寒	寒氣最も凛烈の頃

雜節の事

節分 大寒の末日で立春の時刻
八十八夜 立春から八十八日目
入梅 梅雨期五月節より六日日期間
半夏生 は約一ヶ月
半夏 夏至の後十一日目頃藥草半夏す生する頃
二百十日 立春から二百十日目颱風期

温度對比

種別	華氏	攝氏
人間の体温	九八・〇	三六・七
平温	六〇・〇	一五・五
水の氷點	三二・〇	〇・〇
華氏の零度	〇・〇	零下二七・八
酒精沸騰點	一六七・〇	六五・〇
水の沸騰點	二一二・〇	一〇〇・〇

地震 (四種)

微震 静止してゐる人、注意してゐる人が軽く感じる地震
弱震 戸障子が鳴り、垂下した電燈類、又は液體の震動がわかる程度のもので一般の人が感じる地震
強震 安定せぬ置物が轉がったり、液體がこぼれたり、柱時計が止つたり、壁に龜裂が生ずる位の地震

軍事郵便

種類—書狀、郵便葉書、新聞雜誌、書籍、印刷物、寫眞、小包郵便物(書留に限る) —但し滿洲方面は特に制限されたものを除き一般滿洲國宛のものを取扱ふ。

差出し方—表面に「軍事郵便」と記載し、公用には「公用」と朱記、宛名は方面別部隊名、隊名及受取人の身分氏名を詳記封筒は特に丈夫なものを用ひ、小包は布で包み、箱に納めたものは更に布で包む。

料金—戦地より差出すものは無料、内地から差出すものは有料、料金は一般郵便料と同一也。

航空郵便

一、内地と朝鮮臺灣關東州及南洋群島相互

- 有封書狀 二十瓦又はその端數每三〇錢
- 印刷書狀 六十瓦又はその端數每五〇錢
- 通常葉書 一五錢
- 往復葉書 往復返信各別に
- 封緘葉書 一五錢
- 第三種乃至第五種六十瓦又はその端數每 三〇錢
- 五〇錢

小包郵便物一疋まで

- 一疋以上五百瓦又は端數每一圓
- 二、内地と樺太相互間通常郵便物有封書狀及第二種、往復葉書は往復返信各別に 八錢
- 印刷書狀及第三種乃至第五種六十瓦まで 一八錢
- 六十瓦以上六十瓦又はその端數每 一〇錢
- 小包郵便物一疋まで 一圓
- 一疋以上五百瓦又は端數每 五〇錢

外國郵便

通常郵便物寸尺容積重量制限料金(滿洲國及中華民國を除く)

- 書狀—長さ幅及厚さを合し九〇糎、但し一面の最大六〇糎、重量二疋、巻物體は長さ直徑の二倍とて一〇〇糎、但し一面の最大八〇糎二〇瓦まで二十錢、以上二十瓦毎に十二錢
- 葉書—長さ一〇糎以上一五糎、幅七糎以上一〇糎、五糎通常十錢往復二十錢
- 業務用書類—寸尺容積重量共書狀に同じ二五〇瓦まで二十錢、以上五〇瓦毎に四錢

郵便特殊取扱

別配達—書留又は價格表記の郵便物は別配達とすることが出来る、別配達は通常の配達時刻に拘はらず、特使を以て配達する時は別配達の効が失はれる、表面に「別配達」又は「何局別配達」と記載すること。

留置—留置郵便物は差出人指定の郵便局官署に留置き受取人の出頭を待ち之を交付する、差出人は留置郵便官署よりその受取人に郵便物の到着通知を請求する事が出来る、留置期間は十日とす。差出の際見易き場所に「留置」「何局留置」「留置通知」と記載する。

配達證明—書留又は價格表記の通常郵便物及小包郵便物は配達證明とすることが出来る、配達を了りたる時は配達郵便局よりその配達の證明書を差出人に交付する、差出の際表面に「配達證明」と記載する。

表記となすことが出来る、但し書留となしたるものは價格表記とする事能はず、但しその制限金額は金一千圓以内とす、この郵便物の接受については書留郵便物と同じ、通貨は必ず價格表記とするを要す、通貨は「通貨價格表記金何圓」その他の物件は「品名價格表記何程」と記載すること。

代金引換—書留又は價格表記の郵便物は代金引換となし、その代金と郵便物の引換を郵便官署に委託することが出来る、この郵便に依る制限金額は金一千圓までとし、錢位未滿の端數を付すること能はず、差出の際「代金引換金何程」と記載すること、この郵便物は到着郵便官署に留置きその旨を受取人に通知し受取人の出頭を待つて代金と引換に之を交付する、その留置期間は十日間とす、但し蠶種は三日間とする事が出来る。取立郵便官署に於てこの郵便物の代金の取立をなしたる時は差出人に通常郵便爲替證書を送達す差出人はこの爲替證書を以て代金を受取る。

集金郵便—現金受領證、公債社債等の利札

内容證明—日本字又は漢字の文書を内容とする封緘書留郵便物は内容證明とする事が出来る、差出の際表面見易き場所に「内容證明」又は「同文内容證明」と記載する、内容證明の取扱を受けんとする時は内容文書謄本(一行二十字一枚二十六行以内)三通を添へ差出すこと、郵便局は検査の上原本及謄本の各通に差出月日、内容證明の旨、番號、郵便局名を記し封印の上原本はこれを封緘して差出さしめ認證謄本の一通は差出人に交付し他の一通は郵便局に二年間保存す、又他の一通は差出人に於て保存する郵便官署に保存する認證謄本は閱覽を求むる事が出来、別に謄本を作りて内容検査の證明を求むる事が出来る。

書留—郵便物はこれを書留とすることが出来る、但價格表記となしたるものは書留とすること能はず、通常郵便物は「書留」小包郵便物は「書留小包」と記載する、書留郵便物は引受の際差出人に該郵便物の受領證を交付し配達又は還付の際受取人又は差出人よりその受領證を徴する。價格表記—密封したる郵便物はこれを價格

貨物引換證、船荷證券等は之と引換に現金取立を郵便官署に委託することが出来る、但取立金の最低限を金三圓とし現金受領書では金五十圓以内、その他は金一千圓以内とする、集金郵便の取立を了りたる時は請求人に通常郵便爲替證書を送達す、請求人はこの爲替證書を以て取立金を受取ること。

約束郵便—定期刊行物及毎月一回以上發行する印刷物(第三種郵便を含む)約束郵便は郵便切手を貼用せず、一定の期間後通貨を以てその料金を納付する、約束郵便は差出人に於て一定様式に依る郵送票を調製しこれを添へて差出すこと約束郵便は差出郵便局名を記入しある印章を押捺する。

切手別納郵便—種別及料金同一額の通常郵便物を同時に五十通以上差出す時は切手別納郵便とすることが出来る、切手別納郵便物は郵便切手を貼付せず、郵便物に料金相當の郵便切手を添へ通信省の指定する郵便局へ差出すこと。

通關—關東廳管内發帝國宛の日滿小包郵便物にして關稅又は内國稅を課したるもの

はこれを郵便官署に留置き到着通知書を受取人に交付する、受取人は通知書の日付より二十日以内に税金を納付してその郵便物を受取る事。

郵便爲替

有効期間—證書發行の日より六十日間なるも千島、琉球、小笠原島、伊豆諸島、臺灣、樺太及朝鮮、露島に設置の郵便局所と取組みたる郵便爲替證書の有効期間は九十日間なり、但同一國內又は同島内にて取組みたるものはこの限りにあらず内地、千島、琉球、小笠原諸島及伊豆諸島に設置したる郵便局所と南洋群島に設置したる郵便局所との間に取組みたる郵便爲替の有効期間は百二十日也、千島及樺太に設置の郵便局所と取組みたる通常爲替證書及電信爲替證書に對しては毎年十二月一日より翌年四月三十日迄はその有効期間中に算入せざる事。

電報料

同一市町村内—和文、片假名十五字以内(以上五字毎に三錢を増す) 十五錢
歐文五語以内(以上一語毎に三錢を増す) 十五錢

内地相互間—和文、片假名十五字以内(以上五字毎に五錢を増す) 三十錢
歐文五語以内(以上一語毎に五錢を増す) 三十錢

内地と外地間—内地又は小笠原島と臺灣、樺太、朝鮮、南洋ヤップ島間
和文—片假名十五字以内(以内五字毎に五錢を増す) 官報三十錢、私報四十錢
歐文五語以内(以上一語毎に五錢増す) 官報三十錢、私報四十五錢

特殊取扱料

時間外料—一通に付三十錢
至急料—官報は電報料の二倍私報は電報料の三倍
返信料前納—返信を受ける者はそれに要する返信電報料を前納する事を得
同文料—原信の外一通毎に十五錢
別使配達料—一通に付着信局より八軒(二里)以内三十錢、内上四軒以内毎に二十五錢を増す(島嶼に配達する者は里程に拘はらず三十錢とし超過する時は實費額に依る)
照校料—送受の際反復照合するものは電報料の二分の一

特殊電報略號

指定事項 至急—ウナ、返信料前納—ナツ
照校—ムニ、電報受信報知—ツニ、郵便受信報知—ツツ、同文—ムヨ、電話送達—ムチ、時間外—ララ、夜間配達—ダラ
翌朝配達—ヨナ、留置—ムナ、別使配達—マツ、局待—ヤム、親展—ニカ、配達日時指定—ヨイ

日滿電報

電報料—内地、臺灣、樺太、南洋ヤップ島と關東州、滿洲國間和文一語に付官報六錢、私報八錢、歐文一語に付官報八錢、私報十錢
朝鮮と關東州、滿洲國間は和文一語に付官報共六錢、歐文一語に付官報共八錢

日華電報

電報料—一語に付和文二十錢、歐文二十五錢、但し帝國、中國及滿洲國官報は一語に付和文十五錢、歐文二十錢

特例—大北會社上海線經由上海發着の私報一語に付二十五錢當分のうち中支那(上海を除く)宛は一語に付和文三十錢、歐文三十五錢、但し帝國、中國及滿洲國官報は一語に付和文二十五錢、歐文三十錢

註 和文電報に付ても語數制に依り名宛は字數に拘はらず二語と計算、本文及指定はその字數を計算し各五字又はその端數を一語と計算す。

内國無線電報

料金—一般電報料の外に海岸局船舶局で取扱ふ毎に左記料金を附加する。
和文片假名十五字以内(以上五字毎に五錢を増す) 二十五錢
歐文五語以内(以上一語毎に五錢を増す) 二十五錢

新聞電報

和文—五十字以内二十五錢(以上五十字以内を増す毎に二十錢) 無線電報は取扱時間拘はらず時間外料を課せず。

日滿無線電報

料金—有線電信系上の傳送に對する有線電報料(一語に付)

日用便覽

官報私報

和文六錢 歐文八錢
新聞電報 和文二錢 歐文三錢
二、海岸局及船舶局の取扱ひに對する無線電報料(一語に付)
官報私報 和文五錢 歐文七錢
新聞電報 和文二錢 歐文三錢

内地電話

市内電話—公衆電話所又は通話局に於てする市内電話一通毎に五錢
市外電話—市内電話以外の普通通話料(一通話毎に) 四キロ以内五錢、十二キロ以内十錢、二十キロ以内十五錢、四十キロ以内二十錢、百キロ以内二十五錢、二百二十キロ以内三十錢、四百四十キロ以内三十五錢、六十キロ以内四十錢、百八十里以内四十五錢、二百キロ以内五十錢、二百二十キロ以内五十五錢、二百四十キロ以内六十錢、二百六十キロ以内六十五錢、二百八十キロ以内七十錢、三百キロ以内七十五錢、三百二十キロ以内八十錢、三百四十キロ以内八十五錢、三百六十キロ以内九十錢、三百八十キロ以内九十五錢、四百七十キロ以内一圓以下略
至急通話料—普通通話料の二倍

外地電話

内地と朝鮮、樺太間は海底線、内地と臺灣間は無線連絡に依る。
普通通話料—(一通話毎に) 内地朝鮮(間連絡料及首尾料とあり) 連絡料内地(對處を除く) 朝鮮間一圓、對馬朝鮮間五十錢、首尾料内地下關(對馬にては嚴原)より百キロ以内十二錢五厘、二百キロ時間三十七錢五厘、二百キロを越ゆる時百二十キロ以内を増す毎に二十五錢を加ふ。

朝鮮釜山より百キロ以内は十二錢五厘、二百キロ以内は三十七錢五厘、二百キロを超ゆる以内百二十キロを増す毎に二十五錢を加ふ、下關釜山間、門司釜山間の通話には首尾料を課せず。

内地臺灣間六圓、無線連絡時間午前八時より午後十一時まで内地樺太間(連絡料及首尾料とあり)連絡料七十五錢、首尾料内地稚内より百キロ以内十二錢五厘、二百キロ以内三十七錢五厘、二百キロを超ゆる時は百二十キロを増す毎に二十五錢を加ふ。

日滿電話

普通通話料—一通話毎に七圓、至急通話料普通の二倍。
取扱時間午前八時より午後十一時まで。

日華電話

上海—普通通話料最初の三分間七圓五十錢、三分間を超ゆる時は一分間を増す毎に二圓五十錢、至急通話料普通の二倍、指名

通話料一回に付二圓五十錢
天津北京—普通通話料最初の三分間を超ゆる時は一分間を増す毎に二圓八十錢、至急通話料普通の二倍、指名通話料一回に付二圓

南京—普通通話料最初の三分間九圓、三分間を超ゆる時は一分間を増す毎に三圓、至急通話料普通の二倍、指名通話料一回に付二圓五十錢
その他船舶電話、國際電話あり。

メートル比較記憶法

- 一尺は〇、三〇三〇メートル (れて見れ見れ)
- 一升は一、八〇四リットル (一天晴れよ)
- 一貫は三、七五キログラム (見てなごう)
- 一立は〇、五五四三升(まるで午後よき)
- 一疋は〇、二六六六貫(まるで天に六つよき)

メートル換算法

メートルを間に、一割加へて二で割れ
メートルを尺に、一割加へて三倍せよ
キログラムを貫に、二割引き三で割れ
貫をキログラムに、四で割り十五倍する
キログラムを斤に、五倍して三で割れ

斤をキログラムに直すには五で割り三倍する、又は〇・六を掛けよ。

メートル法と現度量衡

一マイクロン(糶)	〇毛〇三三
一ミリメートル(耗)	三厘三毛
一センチメートル(糶)	三分三厘
一デシメートル(粉)	三分三分
一メートル(米)	三尺三寸
一キロメートル(料)	九町一〇間
一平方ミリメートル	一〇平方厘八九
一平方センチメートル	一〇平方分八九
一デシメートル	一〇平方寸八九
一平方メートル	一〇平方尺八九
一平方キロメートル	百町八反三畝一〇歩
一アール	一畝〇歩二五
一ヘクタール一町	二五歩
一立方センチメートル	〇勺〇五五四
一立方デシメートル	五合五四三五
一立方メートル	五石五四三五
一リットル(耗)	〇勺〇五五四
一デシリットル(粉)	五勺五四三五
一リットル(立)	五合五四三五
一ヘクトリットル(頭)	五斗五四三五

一キロリットル(軒) 五石五四三五

一ミリグラム(耗) 〇毛二六六七
一グラム(瓦) 二分六六六七
一キログラム(疋) 〇貫二六六七
一トン(噸) 二六六貫六六七

家庭の儀式

着帯式—妊娠五ヶ月目に帯(岩田帯)をしめる、戌の日を選ぶやうである。
七夜の祝—分娩して七日目のお祝、この日に名をつける。
お宮参り—男の子は生れて三十二日目、女の子は三十三日目に土産神に詣てる式、宮中皇子の御誕生は五十日に行はせらる。
喰ひ初祝—生後百二十日目に米飯、魚肉を食せしむるお祝ひ。
初誕生—生れて満一年の誕生日に行ふお祝ひ。
初節句—生後初めての節句、女の子なら三月三日の雛、祭男の子なら五月五日の端午をお祝ひする。但し産後二十一日を過ぎざる時は翌年の節句まで延ばす慣例がある。

ある。

七五三祝—男女共三歳を髪置、男の子五歳を袴着、女兒七歳を帯解きの祝ひとして何れも十一月十五日の土産神に参詣せしむ、七歳五歳三歳の兄弟姉妹が揃ふ事は全くお目出度い。

就學祝—満六歳となり初めて國民學校に入る時行ふお祝ひ、昔その子七歳に及び手習の師匠に就く時子供の出世を祈つて祝ひたる慣例あり。
還暦の祝—本封返りの祝とも云ふ男女六十一歳の誕生日のお祝ひ。
古稀の祝—男女七十歳の誕生日に紅白の餅を知己に配る。
喜の壽祝—七十七歳の誕生日に行ふ、七十の三字を合すれば草書の喜の字に似てゐるがこの日餅又は扇子、袱紗に喜の字を記して知己に配る。

八十の祝—喜の字祝に準ず。
米の壽祝—八十八歳の誕生日に行ふ、八十八の三字を重ねると米の字に似てゐる。

忌服數

高祖父父母	十日	三十日
曾祖父父母	二十日	九十日
祖父父母	三十日	百二十日
父父母	五十日	十三ヶ月
養父父母	三十日	百五十日
繼父父母	三十日	三十日
夫	三十日	百五十日
妻	二十日	九十日
嫡子	二十日	九十日
末子	二十日	九十日
養子	二十日	九十日
伯叔父母	二十日	九十日
兄弟姉妹	二十日	九十日
異父母兄弟	二十日	九十日
嫡孫	十日	二十日
末孫	三日	七日
曾孫	三日	七日
玄孫	三日	七日
從兄弟姉妹	三日	七日
甥姪	三日	七日



お祝ひと花

婚禮—松竹梅、南天、萬年青を選び、先から、虫喰ひ、紫色の花、實のよく結ばない花は使用せぬ事。

見合ひ—婚禮よりは軽く、季節のめでたい花を選ぶこと。

年の祝—還暦、米壽、喜壽の場合には壽命の長い花、返り咲きの美しい花、實のある花を選ぶこと。

新築—赤い花、とかひの字のつく花は選ばぬ事、移轉には萬年青が一番よい。入學卒學—入學には昔のあるもの卒學は實のあるものを選ぶこと。

電氣のコード

電氣スタンドや電氣アイロン等長いコードで引つばる關係上よぢれる、その儘にするとコードの中の細い軟い線が自然に切れ電熱の調子が悪くなる。

生花(水揚げ)秘傳

春の部

梅—枝に切口を火でこがし、その切口に泥をにじまして生ける、又花瓶の水の中に硫黄一匁ほど入れてもよろしい。

桃—花瓶の中へ陽起石の粉を少し入れる。小柳、箱根うづき—枝の元を一二寸程あぶつて冷たい水の中へ挿す。

藤—切口へ酒を塗りたき火であぶり、冷水の中に生ける、又水を用ゐずに花瓶に酒

を入れてもよろしい。

梨、林檎—大根のしぼり汁を花瓶の中の水にまぜて生る、又枝のもと一寸程度を削つてもよろしい。

櫻—幹の大枝に鋸目を入れ切口を打ちひしいで冷水に一二時間入れて置いてから生ける。

石榴—枝のもとをこがし黄氏を煎じてまじしそれを花瓶の水にまぜて生ける。

石楠花、吉利子—花瓶の水の中に米の泔水をまぜて生けるとよろしい。

玉蘭、木蘭、辛夷—枝を強く焼いてそれへ少し割石腦を挟んで生ける。

山吹—切口を打ちひしぎ酢にてもとをよく煮その後水に生ける。

葉蘭—葉に酒を注ぎ一晚根もとを水に入れ翌日酒をよく拭き生けるとよろしい。

海棠花—花瓶の中に薄荷の葉のしぼり汁を入れる。水五合に薄荷四匁ほど入れて煎じ出してもよろしい。

夏の部

牡丹—枝のもとを油でもやし、花瓶の水に蜜を少し入れて生ける。

草牡丹、芍薬—枝のもとを焼いて冷水に生

ける。百合、山丹、母百合—根もとを少し焼いて砂糖水に生けるとよろしい。

仙臺萩、虎の尾—その根もとを焼く。杜鵑花—花瓶の水へ米の泔汁を加へる。

蒲—湯に浸けて水に移す。芙蓉—米の泔汁を煎じてさめない中に根をつけ水に移して生ける。

紫陽花—根に穴をあけて山椒を入れて焼き直ち水に移す。

桐の花—葉を絞つて根もとを叩き少し焼いて生ける。

夏萩—竹の皮で花も葉も共に包み冷水に首際まで挿し入れ、後花器に生けるとよろしい。

夏菊—生ける前に根もとを噛み割り暫く湯に浸け置く、菊は葉から水をあげるものだから葉の養ひが肝要。

蓮—根もとを湯に挿し入れ煮てから冷水に移し、この水を根の切口から強く注ぎ込むとよろしい、又花を逆さまにして切口に泥を塗りその穴を塞ぎ切口を花巻の底へつけて生ける。

百日紅—必ず根もとを焼いてはならぬ、

體温、脈搏、血壓等

紅梅、枇杷—枝に切口一寸ほど間を削り花瓶の底へ硫黄一匁程入れて生ける。茶の花—鹽水へ生ける、花のほひに鹽を少しさして置くと花が落ちない。

萬年青—根もとを煮湯に差入れ、直ぐ取出し一時間ばかり置いて生ける。葉牡丹—葉を絞つて根もとを碎いて一寸と焼いて送水し首際まで冷水に浸し置き後生ける。

椿、山茶花、水仙—鹽水に生ける。寒菊、青陽菊、一花草—沙參を煎じてその水に生ける。

冬—曲げる時の注意が大切で熱い灰か火で温めるかして曲げて水に入れて冷やしてから生ける。

楓—朝か夕に切とり根もとを湯にひたし後に水へ移して生ける。芭蕉—伐つた葉を薄き紙に包み酢を煮立て、伐口を浸け後水に移す。

鳥頭—根もとを焼きひしき水に移してから生ける。

秋—枝の切口を二寸ほど打ちひしぎ水の中に陳起石のくだいたものを少し入れる。

朝顔—蔓の根もとを煮湯にさし込みそれを冷水に移して置き後生ける。菊、桔梗、秋牡丹—芙蓉の水揚と同じにする。

野菊、紫苑—莖のもとをたき火でこがして生ける。藤撫子、おしろい花—節を割つて生ける。

萩—枝の切口を二寸ほど打ちひしぎ水の中に陳起石のくだいたものを少し入れる。

秋の部

山梔子—切口を少し割つて鹽水に生ける。燕子花—莖に小さい葉のある所がふしである、このふしを割つて生ける時、葉のものと少しづつ切り捨てる。

花あやめ、花菖蒲—燕子花を生ける時と同じであるが水は注がぬ事。

根もとを割つてその割れ目に細辛を挟みて生ける。映山紅—根を焼いて四つに割つて生ける。

芥子の花—根を割つて能く焼き、そのまゝ酒にひたし一時間程冷水に浸してから生けるとよろしい。

秋の部

秋の部

秋の部

秋の部

秋の部

秋の部

秋の部

秋の部

秋の部

秋の部

秋の部

秋の部

秋の部

体温 普通午前三時から同六時までの間が最も低く、午後六時から同七時までの間が最も高い。平均体温は口の中三十六度五分乃至三十七度、腋の下三十六度二、三分乃至六、七分で三十四度から四十度の範囲を超えると危険である。

脈搏 女は男より多少多いが左は男の脈搏である。

一歳	一二〇—一三〇
二歳	一〇〇—一一〇
三歳	九五—一〇〇
六歳	八五—九〇
十歳—四十歳	七五—八〇
二十歳—五十歳	六〇—七五
老年	四〇—六〇

血圧 六十歳以上の最少血圧は統一した記録はないが大體左の如くである。

十歳—十歳	四歳	一〇六耗—一六〇
十五歳—十歳	九歳	一一三—一六八
二十歳—二十四歳	一一歳	一二一—一七二
二十五歳—二十九歳	一二歳	一二二—一七四
三十歳—三十四歳	一三歳	一二二—一七五
三十五歳—三十九歳	一四歳	一二四—一七六
四十歳—四十四歳	一五歳	一二六—一七七

四十五歳—四十九歳	一二七—一七七
五十歳—五十四歳	一三四—一八一
五十五歳—五十九歳	一三六—一八七
六十歳—六十四歳	一三七—一七六
六十五歳—六十九歳	一四三—一七八
七十歳—七十四歳	一四八—一八〇
七十五歳—七十九歳	一五二—一七二
八十歳—八十四歳	一四八—一七八

血液反應 中性で安靜の場合弱アルカリ性を呈する。

ホルモンとは

男性ホルモン 男性ホルモンの原料は尿以外には求められず、十七八歳の少年期に最も多く含有されてゐるが女性に比すると極めて少量であり、大量製産が覺束ないので最近ではコレステリンといふ原料を以て人工ホルモンの製造に成功したが値段が高い。

- 女性ホルモン 女性ホルモンは婦人の妊娠後期の尿に最も多く含有されて居り、同量の尿を比較すると男性より約五千倍も多い、最近妊娠中の馬尿からも又動植物や礦物からもホルモンが採れるので婦人の無月經、月經過多又は寡少、子宮發育不全、四肢冷症、頭痛、不眠、悪阻、乳汁分泌不足、卵巢機能不全、不感症、更年期の頭痛耳鳴眩暈腰痛肩凝血の道ヒステリー等に効能がある。
- その日その日に整理
- 洗濯物 出来るだけ午前中に。
 - 縫返し物 明るい中によく考へて。
 - 修理物 ラヂオを聴きながら。
- 保管するには
- 乾燥して風通しのよい場所と容器へ。
 - 桐の箆筒、又は茶箱のやうに内側に亜鉛板を張つたもの、箱の内側に澁紙を貼つたもの。
 - 必ず汚れを去り糊は可成避ける事。
 - 温度は可成低い場所を選ぶ事。
 - 防黴、防虫剤を使用の事。
 - 樟腦、ナフタリン、固形ホルマリン、龍腦インセクトノル、バラゾール
 - 春先、秋口には虫干をする事。
 - 整形、たゞみ方に注意する事。
- 折目の内側に細く巻いた紙を挟む、繪紋は白布、又は白紙で包むとよい

洋服の標準

ドレスや上衣の長さを左記の標準によりきめると正確で身長に比例のとれた恰好のよい洋服となる。

男子服 上衣丈	身長の四五パーセント
ズボン丈	身長の六〇パーセント
婦人服 ドレス丈	身長の五六パーセント
スカート丈	身長四三パーセント
上衣丈	身長四〇パーセント
子供服、女兒服	身長五五から六〇パーセント

衣類のたゞみ方

清潔な上敷の上で折目正しくたゞむ事。ぬき捨てたばかりの衣類は直ぐたゞまず必ず体温や濕氣を發散させてから又揮發油、アンモニヤ水等で襟を拭いたものはその臭氣がとれてからたゞむ事。

ネクタイの皺

よれ／＼になつたネクタイの芯にアイロンをかけ皺をのばして置けば何時も新らしい形を保つことが出来る、ネクタイを二三分間湯氣にあてるのもよい。

和食の作法

略式膳の出し方—略式膳とは飯、汁、平、繪を組み合せるか又は飯、菓子椀、菜皿等を組んだもので、飯を左手の前に据へ右に汁椀、左向うに平椀、右向うに繪皿を据へる、平椀を用ひぬ時は飯を左、汁椀を右繪を中程に置く。

略式膳の受け方—膳をうけるには次席の客へ挨拶して後うける、若し上長の人から膳をうける場合には左右の手を突いて一禮し、同輩ならば指先を突いて軽く會釋する。

本式膳の出し方—本式に膳部を調へるには二汁五菜とか、三汁七菜とか方式に従つて調へる、二汁五菜の膳組みは本膳は飯汁、繪、坪、香の物、二の膳は汁、平、猪口、三の膳は焼物、三汁五菜の膳組みは本膳は飯、汁、繪、坪、香の物、二の膳は汁、平、猪口、三の膳は汁、刺肉、燗酒、四の膳は焼物、五の膳は臺引。

衣服の整理訓

- その日その日に整理
- 洗濯物 出来るだけ午前中に。
 - 縫返し物 明るい中によく考へて。
 - 修理物 ラヂオを聴きながら。
- 保管するには
- 乾燥して風通しのよい場所と容器へ。
 - 桐の箆筒、又は茶箱のやうに内側に亜鉛板を張つたもの、箱の内側に澁紙を貼つたもの。
 - 必ず汚れを去り糊は可成避ける事。
 - 温度は可成低い場所を選ぶ事。
 - 防黴、防虫剤を使用の事。
 - 樟腦、ナフタリン、固形ホルマリン、龍腦インセクトノル、バラゾール
 - 春先、秋口には虫干をする事。
 - 整形、たゞみ方に注意する事。
- 折目の内側に細く巻いた紙を挟む、繪紋は白布、又は白紙で包むとよい

洋食の作法

前のやうにして受け二三の膳以下は會釋だけする。

作法の禁物—箸なまり(何を食べやうかと迷ふこと) さぐり箸(何かあるかとお椀をかきさぐる) もぎ箸(口でもぎとる) ねぶり箸(箸をなめる) こみ箸(物を箸で口へ押し込む) こじ箸(煮物、汁の實などの下にあるものをこじ起す) 移り箸(焼物を食ひ直ちに煮物に移る) 廻はし箸(湯の中をぐる／＼廻はす) そら箸(食べかけてやめる) また盛り、箸寄せ、膳起し、犬ぐひ、猫なめ(ベチャ／＼食べ事) うけ吸ひ(手にとつてすぐ汲ふ)

食前の心得—餐宴時間を正確に守り指定の服装して出席し、豫め獻立表を見て順序を知つて置くこと、何事も静肅を旨とし他の人に不快の感を抱かせぬ事。

食事の作法—ナフキンは擴げて膝の上に乗せておく、二つ折の時は折目を上に向け、食事が済めば見苦しくない程度に折つて食卓の上に置く、スプーンは匙を手前から向うに掬ひ静かに吸る、スプーンの中ほどよりパンをたべる、パンは指で切つ

てたべる、かたいものはナイフを用ひてよい。魚の料理は魚用のナイフ、フォークを使ふ。ナイフを使ふまでもないものは右手にフォークをもつてたべる。小鳥の料理は足などついてゐるからフォークやナイフでうまく取れなかつたら指を持つてたべてもよい。アスパラカスは指先でつまんでたべてもよい。酒をのまないなら注がれない前に盃を伏せて置く。シヤンペンは儀式酒だからお代りはない。談話とデザート—食事中談話するときはナイフとフォークを動かすのをやめ、自然に両手に持つたまゝ話し合へばよい、無言のまゝガツ／＼食ふのもいけない、デザートコースにはいれば挨拶などがある。

指碗と果物—ブツデングの後は果物皿と指碗(フィンガーボール)が出される、果物は好みのものをとつてすぐ食べ、指碗で指先を洗ふ。
つま楊枝—左手を口に當て右手にて人に見えぬやう音を立てず手早く楊枝を使ふ、唾へ楊枝や歩きながら使ふのは非禮である。

退席—主人の退席を待つて静かに席を退くこの時獻立表を記念に持ち歸へるを主人に對する禮儀をする。

支那食の作法

迎客の禮—主人は必ず正門に出て客を迎へる、客は先づ別室に導き、茶菓煙草を供し客の揃つた時に宴席につく。
席の順序—多席には第一位席が席の中央、相對席では向つて左側の左を首席座とする、單席即ち一個の席では向つて上左側が首席。
食卓—食卓を八仙卓子と稱し一席に八人が普通、時に十人十二人を配することもある、主人の席は内に向つて最下の一席をとる。

料理順—正式の場合は第一皿冷葷(冷菜)第二皿兜(正菜)第三皿海碗、第四皿點心第、五杏仁茶(又は甜橘露)第六皿飯菜、第七皿京菓以上で一席の料理。
挨拶—主人の挨拶は正茶乃至第三皿位で行ひ客の答辭も之に準ずる。
作法—敬酒は主人が敬ひ酌む故に之に對して必ず起立して受ける、杏酪湯を飲む時は點心と共に併食する、燕菜蝦仁には匙

を用ひ、魚翅、鶏、鴨には箸を用ひて食べ飯粥は副菜を併食する。
送客—食事が終つたならば主人は謝意を述べ任意退出する、そこで客が辭去するから主人は門外まで送るとを禮とする、客の出門後は耳語指點を嚴に戒むのである。

節米代用食

建國だんご—材料 そば粉九一〇瓦、里芋一〇〇瓦、油一〇瓦
そば粉に里芋をおろして加へ、鹽味をつけて丸めて油であげる、又はゆで砂糖醬油をつけてたべる(蛋白質一二・九瓦五七一七カロリー)
里芋のおろしだんご—材料 里芋三〇〇瓦、メリケン粉六〇瓦、かつぶし二瓦、大根二〇瓦
里芋をゆでつぶし、メリケン粉に加へ鹽味をつけてまるめ、熱湯に入れて浮きあがるまでゆで、かつぶしと醬油をかけた大根おろしで熱いところをたべる(蛋白質一〇・八瓦五四六カロリー)
馬鈴薯の饅頭—材料 じゃが芋四〇〇瓦、あさり二〇瓦、メリケン粉一〇瓦、バター

二〇瓦 あさりに玉葱人参をきざみ加へ、バターでいため鹽味をつけ、メリケン粉をまぜて置く。一方お芋はゆでつぶし、鹽味して前をあさりの中に入れて包み型どつて兩面をバターでやく(蛋白質一二・一瓦五二五カロリー)

卵の花パン—材料 メリケン粉一〇〇瓦、卵の花五〇瓦、砂糖二〇瓦、鹽小さじ一杯、重曹小さじ半杯、野菜屑
メリケン粉に重曹をまぜる、次に卵の花に砂糖と野菜屑大きじ一杯位と酢を入れ水を茶のみ茶碗に半分位入れてよくまぜ前のメリケン粉を軽くまぜて二十分間むす、野菜屑は人参ほうれん草などがよい(蛋白質一四・二瓦四八三カロリー)
卵の花小判やき—材料 馬鈴薯四〇〇瓦、干鰯一〇瓦、人参二〇瓦、卵の花五〇瓦、油一〇瓦

まづ卵の花を油でいためバラ／＼にして置く、芋はゆで、つぶし卵の花にまぜ鹽味をつけて五分分する、干鰯はほぐし人参のせん切りを加へて油をいため前のお芋で包んで小判型にして焼く(蛋白質一

二・一瓦四五三カロリー)以上は米一合に代用するもので日事女子家政部研究に依る。

外米の臭み

外米の臭氣は袋のうつり香と乾燥度を高めるために生じたイカラつぼさからだがこれを除去する秘法は一升の外米に鹽小さじ一杯入れると臭氣を中和させる、一升の米に食用油五、六滴加へると油の臭みまで逆に消すことになる、一升の米にいり糖を小さじ一杯位加へて炊くと油の臭みが消へてビタミンBの補給となる。

食器と水

塗物の食器を何時までも水桶の中に置くことは禁物、必ずぬるま湯を用ひて手早く洗ふこと。

お汁十則

- 一、味噌汁はひとわかした程度がよい。
- 二、味噌はこし味噌より粒味噌がよい。
- 三、から味噌とあま味噌を交ぜるがよい。
- 四、味噌汁は中火でゆつくりと。
- 五、醬油汁は煮るとおいしくない。沸騰し

たらすぐ火から下す。

- 六、清汁の味は煮出しのと方一つ。
- 七、清汁吸物は鹽であちをつけ醬油はほんの色をつける程度。
- 八、吸物の色のついたものは茶碗に、透きとつた汁はぬり椀に盛る。
- 九、汁物は椀に盛つてから香味料をふり込む。
- 十、スープはかき廻しながら煮る。火にかけ放しは禁物。

唐辛子の効力

香辛料には概して滋養分なく風味を加へ消化液の分泌を促し、食慾を増進せしむるに効果あり。只唐辛子だけはビタミンAの効力ある赤色素やビタミンCを相當に含有してゐる。

ビタミンとは

ビタミンA 脂肪、アルコール、ベンジン等に溶解し鹼化作用には抵抗力強きも酸化作用に依り破壊され易く、熱に對する抵抗力はBとCとの間で調理罐詰及乾燥作用に耐へ得る、魚油特に肝油に最も含有しAの缺乏により夜盲症等を惹起

し肺患又は細菌的傳染病に侵され易き體質となる。

ビタミンB 綠葉植物、穀類の胚子中に多量含有し牛乳血液にも含む、水、酒精に溶け、酸、熱等には安定であるが長く煮ると破壊される、B1に缺乏すれば脚氣、B2に缺乏すれば發育が阻害され後に一種の皮膚病となる。

ビタミンC 野菜、果物に多量含有し水に溶解し、熱、アルカリ、酸化作用には極めて抵抗が弱いため調理には不向きである、併し酸には比較的安定で、Cを缺けば體温減退、關節疼痛、出血、齒牙の弛緩、脱落より壞血病を惹起す。

ビタミンD 一般にAに随伴する、これを缺けば佝僂病となり齒牙を患ひ生育に障はる。

ビタミンE 繁殖妊娠ビタミンとも云はれ米麥の胚芽に多量含有し蔬菜類にキヤベツ等に含まれる、ABCDは肝臓中に貯藏されるがEは卵丸、卵巢中に蓄積され脂肪に溶け熱、アルカリ、酸に安定だが温醋酸には破壊される、Eが缺ければ生殖不能に陥り、母乳に缺ければ乳兒

育たず麻痺症のため不具となる事もあ

キヤベツのビタミン

キヤベツはビタミンABOを多量に含んでゐる、そのOは熱に弱く煮ると大部分消滅する、又有機質の硫黄を含み煮るとこの成分が變化し不快な味となる、而かも煮ると消化も當收も悪くなるから洋食に添へるセンキリのやうにして生べ食べると榮養價がある。

代用品

棉花羊毛—ステープル、ファイバー
麻—マニラ麻に代るマオラン
皮革—鯨、鮫、各種の人造革、スターチレザ、ラバーレザ、オイルレザ
金屬—高力陶磁器、木製品、竹製品、合成樹脂成型品、機械の部分品齒車類
高力セメント—鐵管鉛管代用
ストニー—建築材料、街路燈、金庫、冷藏車その他金屬製美術品代用
ベークライト—食器彫刻材
リーグナイ、トガルバナイズト、ファイバー、セルロイド、エタニット、パイプ—鐵

管代用

ゴム—再生ゴム
石棉—ストラッグ、ウール、ガラス、ウール

使用制限品種

鋼材、洗鐵、金、白金、銅、黃銅、亜鉛、鉛、錫、ニッケル、アンチモン、水銀、アルミニウム、石棉、棉花、羊毛、バルブ、紙、麻類、皮革、木材、重油、揮發油、生ゴム、タンニン材料、工業鹽、ベタゾール、トルオール、石炭酸、硝酸曹達、加里、燐鐵石等。

隣組兒童遊戲

室内遊戲の部

姉さまごっこ—日本紙を細い棒にまき兩端を押してちり／＼紙を作りこれに人形の髪をむすび千代紙で着物を着せる。
あやとり—五尺位の紐を輪とし左右の手くびと指でいろ／＼のあやにかけける。
椅子取り—鬼の中心にして圓型に椅子か座布圍か置いて座り鬼の合圖で一同席を交換する、鬼はその隙に空いた席をとり坐り遅れて席のない人が鬼となる。
お茶坊主—一人をお茶坊主として目かくし

をして茶碗と茶托を持たせ一同靜かに座はる、お茶坊主は手さぐりで人をさがし「誰々さんお茶を召し上れ」とその人の前に茶碗を置く名を當てられたらお茶坊主になる。

お手玉—ちりめん、メリンスの小切で袋を作り中に小豆を入れる、取り方には唄に合せて一ツの親玉を落さぬやうにとるものと、數を數へながら二ツ三ツ四ツなどお手玉を空になげあげてとるものとあ

る。
おはじき—柿のたねか硝子玉のおはじきをまき小指で間をしきつては二つづゝ弾いて取る。

折紙—色紙で色々の形を折るもの鶴、龜、かぶと、舟、おトト香箱、三方、狐の面あやめの花、その他種類が多い。

影繪—手でいろ／＼の形を作り、光線で障子などに反映させる。

重ね言葉—生米、生麥、生玉子……隣の客はよく柿くふ客だ……など云ひにくい言葉を早口に繰返へさせる。

家族合せ—隣組の家族ABCの主人、妻、息、子、娘、犬と數をきめて同一の札を

各家族數だけ作りこれを分配し順番に他人がもつてゐるような札を名指して貰ひ受ける(例Aさんの犬を下さい)あつた時は有難うと禮を云つて貰ひ再び名指することが出来る、なかつた時は次の人に番を譲る、一家族揃つた時に組合せて置き揃つた家族の多いものが勝。貰つた時禮を忘れた他の人が素早く失禮と云つて持ち札を全部とり上げる。

ゴロ／＼—圓形に座り中央に雷が目をとちて座る、順々にまきかお手玉のやうなものを手から手に廻し雷はゴロ／＼と云つてドンといふ合圖の時廻はす手をやめま

りかお手玉を氣つかねぬやうに持つてゐる、雷は目を開いて持つてゐる人をあてる當れば雷は交代する。
鳥が飛んだ—各人が片手を臺の上に乗せて置き親は「鳥が飛んだ、飛行機飛んだ、お家が飛んだ」と云つて手を舉げる、他の人達は飛ぶものゝ時は手を舉げない、飛ばぬものゝ時は手を舉げるので觀に釣込まれて一緒に舉げた者は負ける。

切り抜き—色紙をきりぬき色々の形や紋を作り又人形、箱等を印刷したものをきり

ぬき糊で貼つて形を作るもの。

錢廻し—向合つて一列に並べ錢を見せぬやうにして手から手へと渡し握つたまゝ揃へて出す、錢のないと思はれる手から先きに開かせ最後まで錢を發見されない方が勝。

組み木—木の大小の柱を組合せて小屋、水車等をつくるやうに出来る玩具。

言葉當て—當てる人を室外に去らせ相談して題を作り當てる人と呼んで各々とうまはしに説明する。例「歌」「木に登ることの上手なもの」「人眞似するもの」と云へは「猿」と云ふ。

シリとり—リ、すみ、みづ、ぐぐわ、がくかうと云ふやうに順々に語尾を頭字とした物の名を言ひ送る。

せつせつせ—二人向ひ合せて兩方の掌をうち合せ、又相手の掌を合せて調子をと一段々急にして行く、間違つた方が負け。
竹返へし—細い六七寸の割竹を數本集め片手の甲に乗せ表か裏にそるへて靜かに下にすべり落す。

千代紙細工—千代紙で人形や箱をつくる。
積木—大小様々の木片で色々の形をくみ立

てるもの、組木よりは幼年者の遊び。天下取り一列に並び一人が天下様になり末座の人から順々にジャンケンをして勝つた人が次の人とする最後に天下様の前で敬禮してジャンケンする勝てば代つて天下様となる。

まりつきーとんとんとんからりと唄に合せてつきー貫づゝ數へるもの立つてぐるくまわりながらつく。

物真似ー人數を二組に分け一方で相談して題を定め、相手方の選手にひそかに題を出す、選手は一切聲を出さず表情や動作で表し味方の人に當てさせる。

ラカン様ー圓く座り各々手をあけたり膝に置いたりして別々の形をつくり「ラカン様がそろつたらまはそうぢやないか」の唄に合せて順々に隣りの人の形を真似て進行する、あやまつたものが負け。

室外遊戯の部

石けりー地面に白墨を以て丸形や四角を描き小石を投げて片足ではじくやうに蹴り丸や四角の線にかゝらぬやう圍みを過ぎたものが勝。鬼ごっこー一人鬼、二人鬼、目かくし鬼、

鼠と猪、二人三脚等なんでもよろしい。

廻旋塔ー一本の柱の頂上の廻轉する輪から數條の鎖を下げその先に鐵の輪をつけたもの、子供が鐵輪にすがつて棒の周圍を駆け、その隋力で足をあげ身體を浮かせてぐるく廻はる、但し鐵の不足時代だから製作は困難であらう。かくれんぼー一人鬼をきめて隠れ最初探し出されたものが鬼となる。

かごめかごめー中央に目を隠した一人がかごみ、そのまはりを手をつないで巡りながらかごめかごめの唄をうたひ、後の人だーれと云つて一同かごむ、鬼は後の正面の人を考へ當てられた人が代つて鬼となる。

砂遊びーかごみの中に綺麗な砂を入れてシヤベル、バケツ等で山や池を造つて遊ぶ。

すべり臺ー二間ばかりの厚板を滑かにして兩側に手すりをつけ、子供が滑つて下りるやうに一方を臺にのせ作りつける。電車ごっこー紐を長く輪につくり前に運轉手、後に車掌、中央にお客様に挟んで輪の中に入り停留所をきめてお客様を乗せ

たりおろしたりする。

天神様の細道ー二人手を組み合せてアーチをつくり「こゝはどここの細道ぢや、天神様の細道ぢや」と唄ふ、その間に隙を見て他の者がアーチをくぐりぬけるのを手を下して押へる。

繩飛びー繩の兩端を手に持ちぐるく廻はして飛ぶものと二人で引張つて段々高くして飛はせるものとある。その他は略す。

防空壕

地下式防空壕の作り方 (イ) 壕内側壁は土質が軟く崩れる場合は土留壁を設けること、その土留壁の杭は丸太を用ひ土留板に板又は鐵板を用ゆる事。(ロ) 掩蓋は梁及び板にて天井を設けその上に厚さ五〇センチ程度の土を盛ればよい。(ハ) 壕内の床面には排水溝及び溜樹を設け板又は石炭殻、砂、藁、ムシロを敷くこと。(ニ) 出入口の外に非常口を設ける、壕内に弾片、爆風等の直接侵入せざる如く出入通路を屈折し設けるか、又は防護扉を設ける事。出入通路は斜面又は階段となし雨水の流入しないやう溝を設ける事。

地上式防空壕 (イ) 側壁はその内部に支柱を設け衝撃に依り崩壊しないやう外側に厚さ一米以上土砂を盛上げて作ればよい。又木箱に土砂を詰めこれを積上げ厚さ七〇センチ以上とするもよし、その他は地下式の場合同じ。

工事の順序 先づ收容人員、形式、大きさを決定し細張を行ふ人員を配置し掘り始め、杭を打ち込み支柱を組立てる。板を張り土を盛り又は土を充填する等壁及び掩蓋を設くる事、腰掛けを設ける、盛土又は充填土は二〇センチ毎に搗き固める。

防諜七訓

- 一、軍の事は一切沈黙を守りませう。
二、所持品に注意しませう。
三、職場の警戒を嚴重にしませう。
四、外國人を軽々しく信用せぬやう。
五、人の口先に目と耳を鋭く向けませう。
六、防諜上の規則をよく守りませう。
七、怪しいことは隣組から官憲の耳へ。

鼻血の止め方

輕い場合は頭部を後に傾けて支へ、しば

日用便覽

らくの間指で鼻翼を鼻中隔に壓しつけつまんでおと止まる。それでも止まらぬ時は鹽水をガーゼか脱脂綿に含ませて軽く詰めて置く、あまり長く栓を続けるとひよつとして中耳炎になる恐れがあるから注意すること。鼻血が多量の場合は氷嚢か氷枕を用ひて頸部を冷やし、鼻柱の上にも氷嚢をあて、それでも止まらぬ時は耳鼻科の醫師を招き止めて貰ふ事。民間療法として鼻血が出た時濃い鹽水をコップに一杯のませるが血止めの目的に叶つてゐる方法で大根おろしを布に包み後頭部に當て安靜にするのも一方法である。

蛆虫の退治法

傳染病の豫防上から蛆虫を退治せねばならぬ。これまでの驅除剤は除虫菊の粉末やベンゾオールなどを石油又は揮發油にとかしたものが石油又は揮發油を節約するためにもその臺用として臺所で使つた餘りの熱湯を便所その他不潔の場所に注ぎかけると蛆虫は全滅する。

手紙十訓

一、感情のはげしい時認めたものは、すぐ

- 出さずに暫く置いて出す前に読み返す。
二、返事はすぐに認める。
三、切手を逆さに又は斜めに貼らぬやう。
四、儀式的の手紙は毛筆で。
五、悔み状はあまり濃い墨色で書かぬ。
六、日付と自分の住所氏名をハッキリ。
七、宛名と住所も明記する。
八、鉛筆は禁物、用紙の選擇も考へて。
九、筆まめに親戚知人へ時々便りする。
十、目上の人への手紙は鄭重第一。

物の起源 (日本)

Table with 2 columns: Item Name (e.g., 種別, 衣服, 紙, 鐘, 結, 鑑, 鐵, 學, 校, 茶) and Origin Year (e.g., 應神天皇十四年, 應神天皇十七年, 推古天皇十八年, 天智天皇九年, 白鳳十年, 慶雲元年, 慶雲二年, 和銅元年, 大和三年, 弘仁十二年, 延久四年, 建久二年)

ともなる。

ソロバンの手入法

新しいソロバンは最初の注意が大切で、割れ目が出たりゆがんだりせぬやう當分の間美濃紙か障子紙のやうな丈夫な紙をソロバンの圍りに貼り日光にあてたり火鉢の側に置かぬこと温湯で拭くことは嚴禁、一週間目位に椿油で拭きカラ布巾をかけるに珠に光澤が出る。

リノリウムの手入

古くなつたりリノリウムの汚れを取るには石鹼水に浸したオガ屑を一面に振りまいて置いて拭き、その後をかたくしぼつた雑巾で拭き充分乾燥し更に油をつけて拭けばよい。

表札の若返り

表札が風雨にさらされて磨滅し文字が讀めなくなつたら、よく洗つて字の上をなすつて濃くすれば立派になる。

瀬戸引鍋

鐵鍋—羊のやうな澱粉質を煮た後では冷水へ浸し、油物を煮た後では先づ熱湯を注ぎそれを一度流してから糠かワラ灰をつけてタワシで洗ふこと。
アルミ鍋—鹽氣のもの煮た後では石鹼を使つてよく洗ふこと。アルミには鹽は禁物灰で洗ふとアルミが漸次溶解作用を起して薄くなる。

鍋の使い方

銅、眞鍮鍋—後始末が悪いと緑青を生ずるから煮たものは直ぐ他の器物に移すやうにし、常に白蠟のはげぬやう大切に扱ふ事。
瀬戸引鍋—魚などを煮る時は鍋に丁度ほまるやうな目籠を入れて煮るやうにし絶對に底にやきつかせぬ事。

電燈の手入れ

笠や電球の汚れで光りが吸収され一割以上も明るさを損ずるから、ハタキをかけた後に笠を外して石鹼水で時々洗つて置くこと。

即席豆炭

炭箱の底にたまつたコナ炭一升にセメント二十分の一の割合でバケツに入れ水を以てコンクリートのやうにねり、ブリキ罐のふたか、太い竹筒口に詰めて固め日光で乾燥する。火もちをよくないが火力が強く臭氣のないのが特徴。

スフのタオル

スフのタオルも使ひやうで長保ちするが入浴の際熱湯に浴し繩のやうに捻つて背中をゴシ／＼することは大禁物、入浴には代用品のヘチマで身體を摩擦するとタオル以上に皮膚の血行を促進する事妙。

夏蜜柑の汁

夏蜜柑の汁は美容的にも色を白くするといふ作用あり、白い靴下を洗濯する時、汗や靴革の汚れで赤黒い汚點が出来てる場合汚れた部分に汁をつけてよく擦りそのまゝ一晩置いてから翌日石鹼で普通に洗濯すると汚れの落ちが早く、且つ素晴しく白くなる。

トゲを刺したら

竹や木などのトゲを刺した場合、自分でとれさうだつたらアルコールで消毒した毛抜き又はピンセットにてそつと取り出すこと。若し折れて皮膚内に残つたらあまりいぢらず醫師にとつて貰ふか、甘草をよく噛んで傷部につけ軽く繃帯して置くと竹や木が腐つて出る。刺傷は化膿し易く破傷風を起す危険があるから注意すること。

壘の灰

壘の上に灰をこぼした時は一とつかみの食鹽を灰の上にふりかけ、しばらく経つてから箒で掃くと綺麗になる。

セルロイドの修理

破れたセルロイドが薄い時は醋酸アミール(薬店に在り)を片方に塗りアミールのためセルロイドを溶けた處に一方のセルロイドをくっつける。厚い時はセルロイドの屑なり細かく削つたものへアミールを入れどろ／＼に溶かしこの液體を破れた處に塗りつけることよい。

蠅を防ぐ法

食堂や臺所の防蠅には窓に金網を張ることも結構だが、出入口をS字状の道路に作り、光線の射し込まぬやうにし、壁や貼り板も眞黒に塗つて置くと人の身體に接觸して来た蠅もこゝで追ひ返される。これは眞暗なところへは決して飛び込んで来ないといふ蠅の習性を利用した科學防止法である。

お節句の飾物

- 一、濕氣は禁物、必ずよく乾かして防水性の紙か布で包むか又箱入にして濕氣のない處に置くこと。
- 二、埃を拂ふこと、羽根ハタキで傷つけぬやうに拂ひお人形の顔は筆のやはらかな穂先きを利用するとよい。
- 三、傷つきやすい人形の顔その他は軟かい紙で包むこと、金屬性の部分も必ず他のものに觸れぬやう紙で包むこと。
- 四、人形の毛髪や矢羽根、衣裳の毛織の部分や毛氈は必ず防虫劑を添へること。
- 五、箱や包みにしたら必ずその上に内容の名を記入して置くこと。